

こどもデータ連携事業 事例集

こどもまんなか
こども家庭庁



こどもまんなか
こども家庭庁

こどもデータ連携事業 事例集

データでつなぐ、こどもの未来



神奈川県立保健福祉大学
教授・社会福祉学科長

新保 幸男氏

こども家庭庁「こどもデータ連携の取組に関する検討会」座長、「こどもデータ連携ガイドライン検討会」座長、「こども家庭審議会」会長代理として、データ連携等のこども家庭政策の構築に携わってきました。

本事例集は、令和7年度に実施されたこども家庭庁補助事業によるこどもデータ連携実証事業をはじめ、これまで全国各地で積み重ねられてきた取組の実践と成果、ならびにそこから得られた知見や課題を整理し、関係者の皆様と広く共有することを目的としてまとめたものです。基礎自治体、民間企業、福祉・教育・保健・医療機関等、多様な主体がそれぞれの専門性と役割を持ち寄り、地域の実情に即した工夫と試行錯誤を重ねながら取り組んできた歩みが、本書には具体的な事例として丁寧に記されています。

こどもデータ連携とは、地方自治体が分野ごとに保有するこどもや家庭に関する情報・データを、個人情報の適切な取扱いを前提として分野横断的に連携させることにより、今まででしたら見つけることができない状態にあった「支援を必要とするこどもや家庭」を早期に把握し、必要な支援へとつなげていく取組です。困難な状況にあるこどもや家庭ほど自ら声を上げることが難しいという現実に向き合い、支援の側から手を差し伸べていくための基盤であり、プッシュ型・アウトリーチ型支援を進める上で欠かすことのできない考え方といえます。

本事業におけるデータ連携の意義は、単なる情報の集約やシステム整備にとどまるものではありません。分野を越え

て情報を結び付けることで、現場における判断の質とそのタイミングを高め、こどもと家庭の状況をより多角的に捉えた上で、多職種の連携を含めた適切な支援内容を検討することが可能となります。検討会においても、制度設計と現場実践の双方の視点から議論を重ね、データ連携はあくまで人の判断と協働を支えるための手段であり、その運用にあたっては不断の検証と改善が不可欠であることを確認してきました。

こうした考え方を踏まえ、こども家庭庁では令和6年度に「こどもデータ連携ガイドライン」を策定しました。令和7年度の実証事業では、同ガイドラインを基礎として各自治体が地域特性に応じた取組を進め、一定の成果が報告される一方、業務負担や運用面、体制整備等に関する課題も明らかとなっています。本事例集が、同様の取組を検討する自治体や関係者にとっての参考となり、各地域における実践の深化と広がりにつながることを期待するとともに、本事業に関わり真摯な議論と実践を積み重ねてこられたすべての関係者の皆様に、心より敬意と感謝を申し上げます。

こどもデータ連携 ガイドライン

潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、
プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる取組

概要版



1章 はじめに

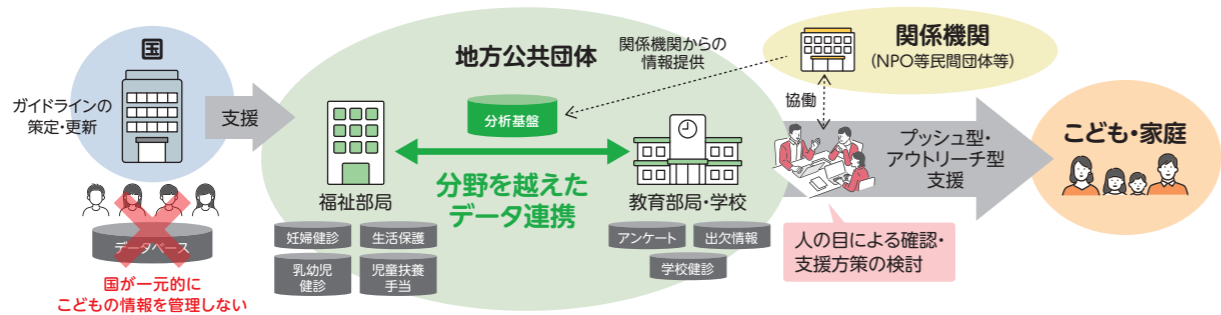
こどもデータ連携ガイドラインは、地方公共団体の職員がこどもデータ連携の取組を進めるための第一歩として参照するものとして留意事項をとりまとめたものである。



(本編:こどもデータ連携ガイドライン*)

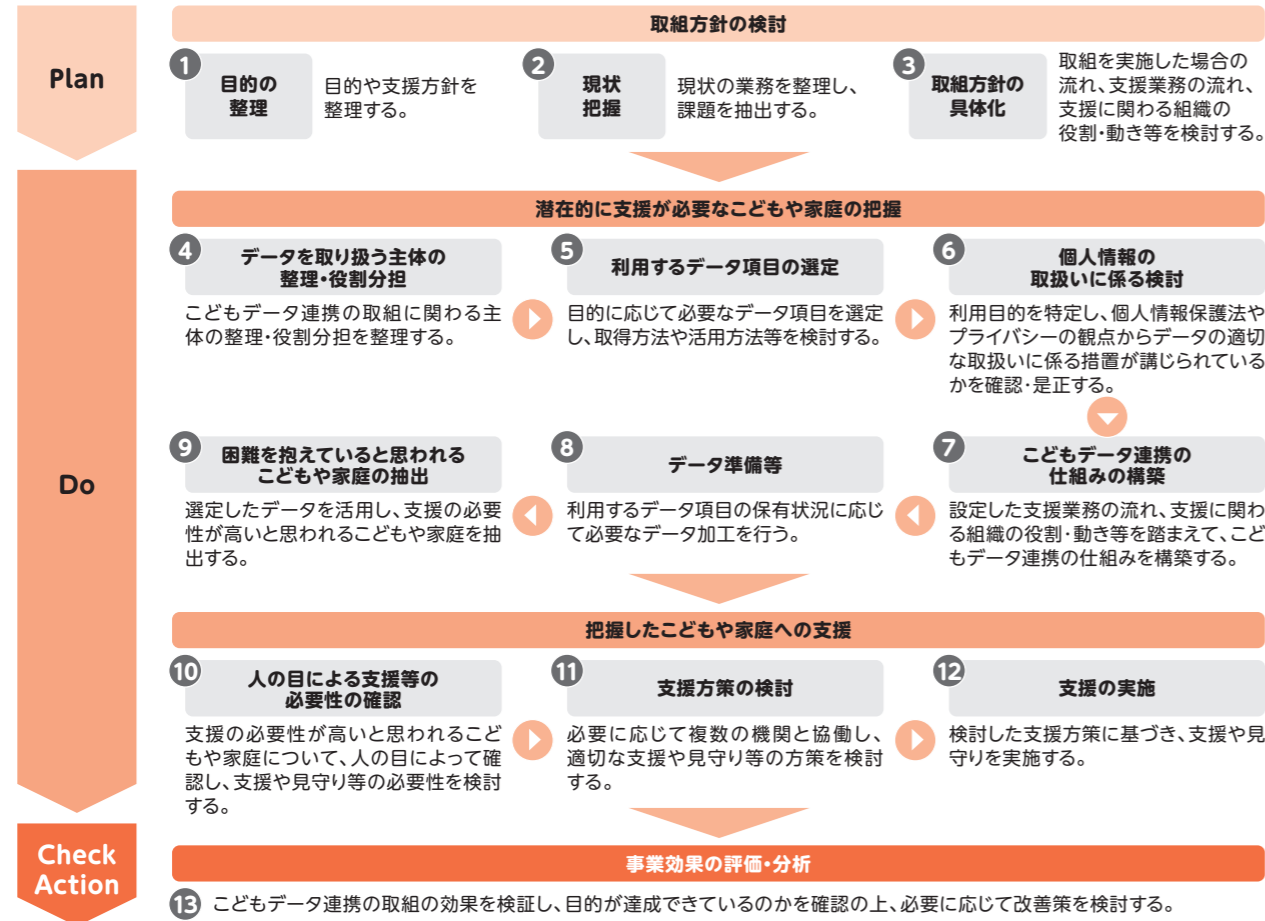
こどもデータ連携の取組

地方公共団体において、福祉部局、保健部局、教育委員会等のこどもや家庭への支援を担う多様な関係機関が分散して保有している、こどもや家庭に関する福祉・保健・教育等のデータを、データ管理体制を構築した上で個人情報等の適正な取扱いを確保しながら、分野を越えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、地方公共団体やその他関係機関が適切に協働しながら、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげることを狙いとする。



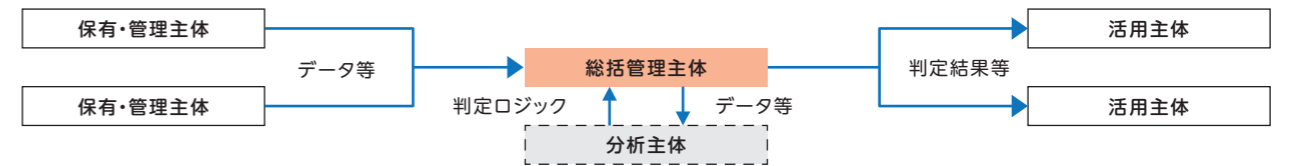
2章 こどもデータ連携の概要

こどもデータ連携の概要について、取組の流れは以下のフローチャートの通りである。



*こどもデータ連携ガイドライン

こどもデータ連携の取組においては、多様な関係機関が分散して保有するデータを取り扱うため、複数の主体を横断したデータ管理体制を構築する必要がある。各主体がそれぞれの役割を適切に遂行できるような体制を構築し、それを機能させることが重要となる。以下にデータの流れとデータを取り扱う主体を整理した図を示す。



*各主体の役割分担については、ガイドライン p.12~14 参照。

3章 利用するデータ項目

利用するデータ項目がこどもや家庭に関する機微なデータであることを踏まえた上で、データを取り扱う際の留意事項を確認し、基本連携データ項目の利用を検討する。

【基本連携データ項目】

データ項目単体で困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと考えられるデータ項目である。ただし、基本連携データ項目は、該当するこどもや家庭の個々の状況における困難の深刻度や、支援の優先順位を提示するものではない。また、基本連携データ項目の基準に該当したからといって、直ちにこどもや家庭が困難を抱えていると断定してはならない。

No.	基本連携データ項目
1	要対協のケース進行管理台帳_(こども氏名)
2	一時保護児童票_(こども氏名)
3	3~4か月児健診結果_健診受診日/1歳6か月児健診結果_1歳6か月児健診受診日/3歳児健診結果_3歳児健診受診日
4	3~4か月児健診アンケート_(出来事)感情的に叩いた/1歳6か月児健診アンケート_(出来事)感情的に叩いた/3歳児健診アンケート_(出来事)感情的に叩いた
5	3~4か月児健診アンケート_(出来事)家に残して外出/1歳6か月児健診アンケート_(出来事)家に残して外出/3歳児健診アンケート_(出来事)家に残して外出
6	3~4か月児健診アンケート_(出来事)長時間食事を与えなかった/1歳6か月児健診アンケート_(出来事)長時間食事を与えなかった/3歳児健診アンケート_(出来事)長時間食事を与えなかった
7	3~4か月児健診アンケート_(出来事)子どもの口をふさいだ/1歳6か月児健診アンケート_(出来事)子どもの口をふさいだ
8	3~4か月児健診アンケート_(出来事)子どもを激しく揺さぶった/1歳6か月児健診アンケート_(出来事)子どもを激しく揺さぶった
9	1歳6か月児健診結果_パーセンタイル値(体重)/3歳児健診結果_パーセンタイル値(体重)/児童生徒健康診断票情報_健康診断_体重
10	精神障害者保健福祉手帳情報_主たる精神障害コード
11	障害児支援申請決定情報_受給者証番号
12	出欠の記録_欠席日数
13	遅刻日数
14	学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果
15	妊婦届出情報_届出時妊娠週数
16	妊婦健診結果_受診日
17	産婦健診結果_EPDS評価
18	(生活保護)決定個人情報_開始年月日
19	(児童扶養手当)支給情報_支給区分

*基本連携データ項目一覧は、ガイドライン p.16~19 参照。

*検討時の留意事項や参考資料は、ガイドライン p.20~21 参照。

4章 個人情報の取扱いに係る検討

個人情報の取扱いにおいて求められる対応について、以下に検討のポイントとガイドラインの目次を示す。

【ポイント】

- ともデータ連携の取組で利用するデータがともや家族の機微な個人情報であることを理解する。
- 保有個人情報の内部利用及び外部提供のために必要な整理を行う。
- その他、ともデータ連携の取組で特に対応が求められる安全管理措置、自己点検・監査等の対応事項やプライバシーへの配慮について確認する。

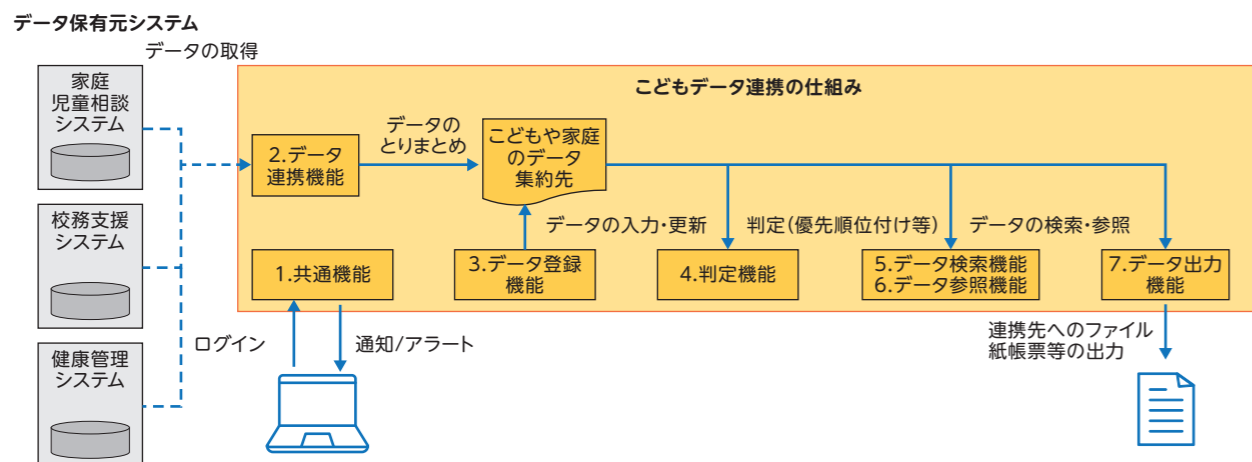
- 個人情報の取扱いに係る対応事項
- 利用目的、保有個人情報の内部利用・外部提供等の整理
 - ・ 所掌事務を遂行するための必要性及び利用目的の特定
 - ・ 特定した利用目的のための内部利用及び外部提供
 - ・ 利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供(法令に基づく場合)
 - ・ 利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供(相当の理由がある場合)
 - ・ 利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供(特別の理由がある場合)
 - ・ その他の利用目的の整理について
- 個人情報ファイル簿の作成
- 個人情報の取扱いの委託等
- 安全管理措置
 - ・ 組織的安全管理措置
 - ・ 人的安全管理措置
 - ・ 物理的安全管理措置
 - ・ 技術的安全管理措置
- 開示、訂正、利用停止請求への対応
- プライバシー
 - ・ ともデータ連携の取組においてプライバシー上留意すべき事項
 - ・ プライバシーガバナンス
- 自己点検・監査

*個人情報の取扱いに係る検討については、ガイドライン p.22~34 参照。

5章 ともデータ連携の仕組みの構築

6章 データ準備等 (●必要なデータ加工 ●名寄せ)

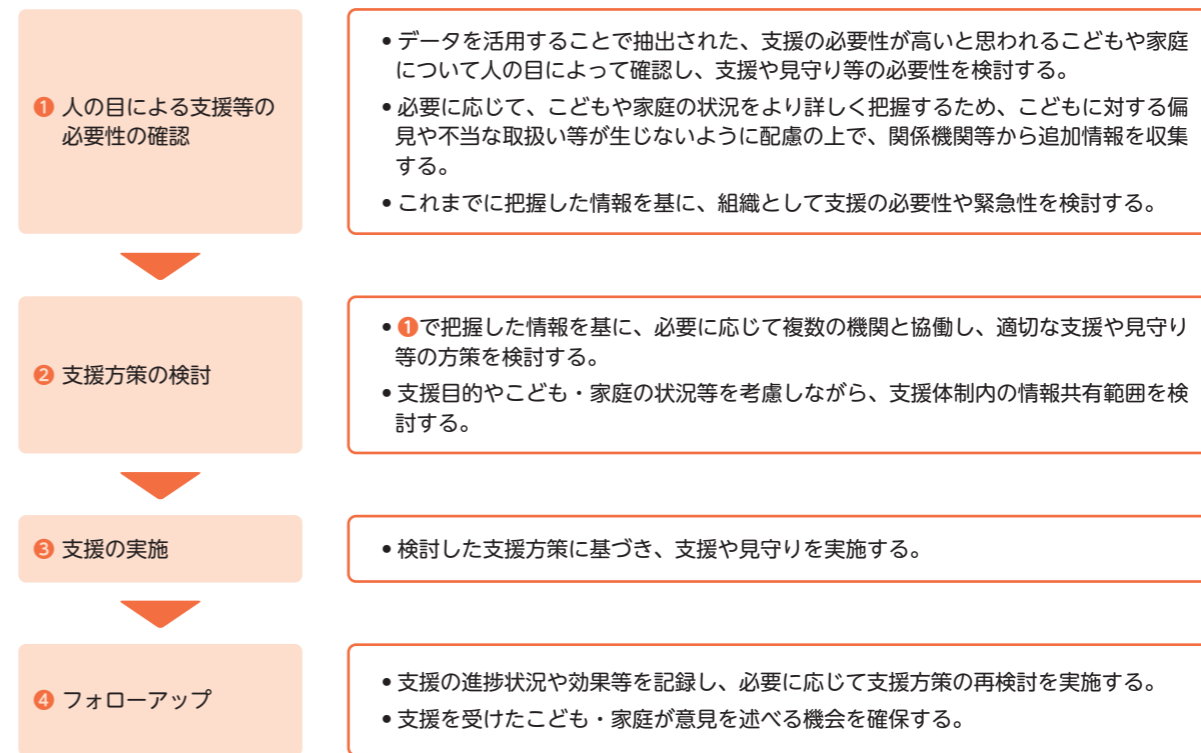
ともデータ連携の取組では、適切な運用のためにデータ連携の仕組みの構築、及びデータ準備が必要となる。



*仕組み化を検討する上での留意事項については、ガイドライン p.41~42 参照。
*データ準備等については、ガイドライン p.43~45 参照。

7章 支援への接続

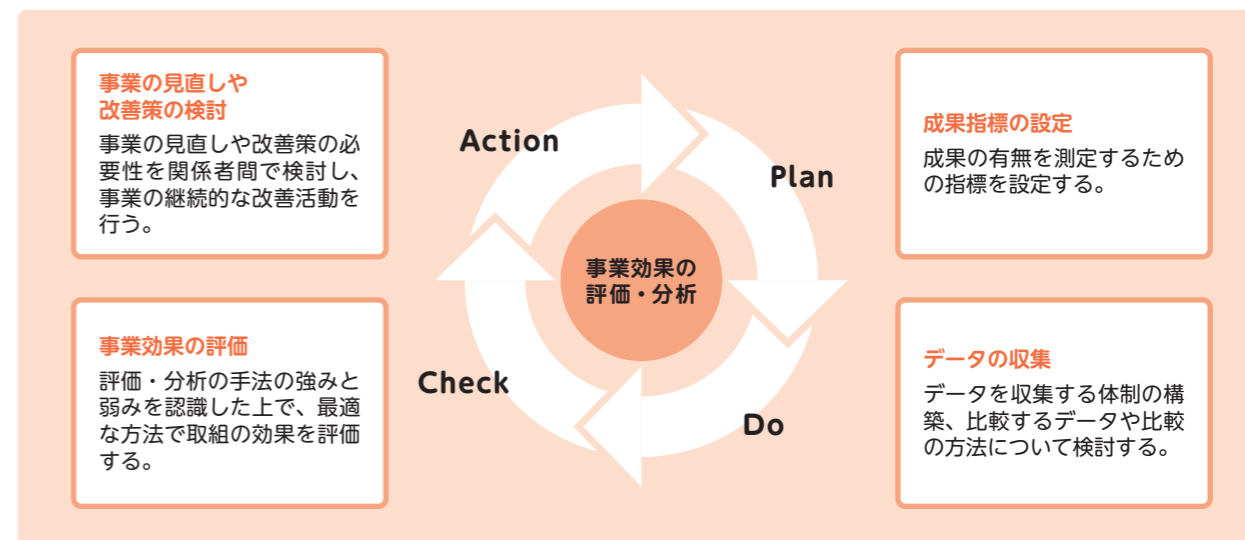
地方公共団体が選定したデータを活用し、支援の必要性が高いと思われるともや家庭の抽出を行った後、支援対象となるともや家庭をプッシュ型・アウトリーチ型の支援に接続する流れを示す。



*支援の体制例については、ガイドライン p.50~52 参照。

8章 事業効果の評価・分析

ともデータ連携の取組においては、その結果を評価し、事業の効果を踏まえた上で、継続的に支援の質の向上を図っていく必要がある。継続的な改善活動を効果的かつ効率的に行っていくためには、政策目的が達成できているかを把握するために、政策目的の達成状況を把握するための成果指標を設定し、政策目的をどの程度達成できたのかを評価・分析していくことが求められる。



*成果指標の設定例については、ガイドライン p.54~55 参照。
*資料一覧については、ガイドライン p.57~64 参照。

目次

ご挨拶 神奈川県立保健福祉大学 教授・社会福祉学科長 新保 幸男氏	2
こどもデータ連携 ガイドライン 概要版	3
福祉部局	
・01 福岡県福岡市 [令和7年度事例]	10
・02 大阪府豊中市 [令和7年度事例]	18
・03 大阪府枚方市 [類似事例]	26
・04 兵庫県宝塚市 [類似事例]	34
・05 茨城県つくば市 [令和7年度事例]	42
・06 大阪府和泉市 [令和7年度事例]	50
・07 大分県別府市 [令和7年度事例]	58
・08 宮崎県延岡市 [令和7年度事例]	66
・09 茨城県結城市 [類似事例]	74
・10 新潟県佐渡市 [令和7年度事例]	80
・11 広島県府中市 [類似事例]	88
・12 広島県府中町 [類似事例]	96
・13 神奈川県開成町 [類似事例]	104
メッセージ/大阪府和泉市	112
教育部局	
・01 兵庫県西宮市 [令和7年度事例]	114
・02 岐阜県山県市 [令和7年度事例]	122
・03 福島県大沼郡会津美里町 [令和7年度事例]	130
・04 長野県喬木村 [令和7年度事例]	138
メッセージ/兵庫県西宮市	146
海外	
・01 英国 ロンドン特別区 パーキング・アンド・ダゲナム [類似事例]	148
・02 オーストラリア ビクトリア州 [類似事例]	154

こどもデータ連携 福祉部局

事例

01 福岡県福岡市

人口 ^{※1} 1,608,140人 子どもの人口 ^{※2} 276,003人

取組名	支援が必要な子どもの早期把握・支援
総括管理主体	子ども未来局子ども健やか部子ども家庭課
保有・管理主体	子ども未来局・市民局・福祉局・保健医療局・教育委員会
分析主体	子ども未来局子ども健やか部子ども家庭課
困難の種類	虐待等

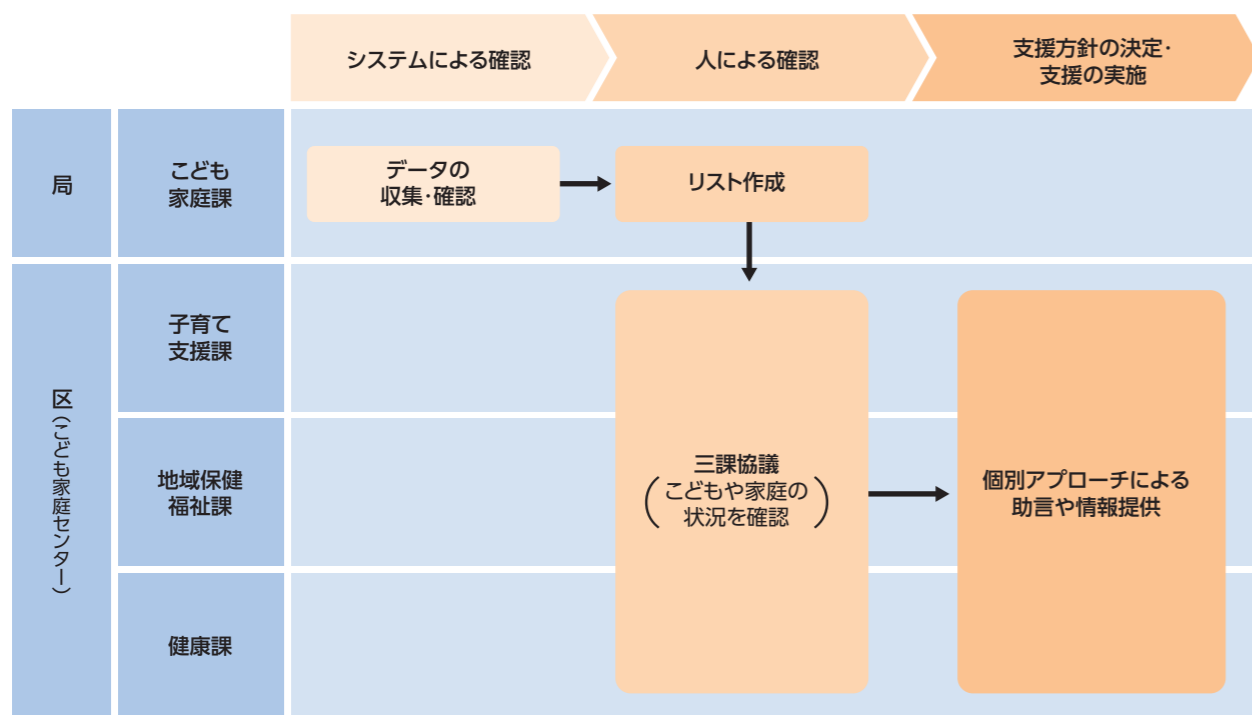
※1 人口については、総務省【総計】令和7年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)を参照。
 ※2 子どもの人口は上記より、0～19歳の人口を記載。

背景・目的

少子高齢化や核家族化の進行により、子育て家庭の孤立化等、支援が必要な子どもや家庭の実態が見えにくくなっている。福岡市では、こうした課題に対応するため、子どもに関する各種データを連携・活用し、早期把握と支援につなげる仕組みづくりを目指している。

取組概要

令和4年度より、0歳から中学3年生までの子どもを対象に、福祉・教育等の情報を連携・活用するための「子どもの支援システム」を整備し、支援が必要な子どもや家庭を支援につなげるためのプッシュ型支援に取り組んできた。令和7年度は、これまでの課題を踏まえた事業の見直しを行った。具体的には、支援の質の向上を目的とした児童福祉等の支援現場の担当職員(現場職員)向けのマニュアルの改訂及び研修を実施した。引き続き、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、適切な支援につなげていくための仕組みづくりを目指していく。



取組開始前に検討したこと

実施体制の検討と工夫点

令和7年度の実施にあたり、データ活用主体(区子ども家庭センター等)が行うプッシュ型支援については、現場職員の知見も踏まえた検討を行うため、現場職員も参加し検討会を開催した。また、実際に子どもや家庭にアプローチする現場職員が、本事業の目的を理解し、必要なスキルを獲得するため、マニュアルの改訂及び研修を実施した。



自治体職員

検討会では、プッシュ型支援の目的や実施方法等について議論し、現場職員向けのプッシュ型支援実施マニュアルに反映した。



自治体職員

研修では、外部講師による講義とロールプレイを実施した。講義では、子ども家庭センターにおける予防的支援の意義を解説し、家庭訪問におけるアプローチのポイントを説明した。その内容を踏まえ、ロールプレイを通じて実践的な理解を深めた。

利用しているデータ項目の例

- 基本連携データ項目[※]11項目を含む26項目のデータを連携している。
- 令和4年度の事業開始以降、支援の現場で実際に参考としている情報を整理する等により、データ項目を検討した。

①保育等施設利用状況 / 子ども未来局

- 保育園、幼稚園等の利用状況のデータを活用している。
 ※所属(保育園等)の有無等を確認

②新生児訪問・乳児家庭全戸訪問情報 / 子ども未来局

- 保健師による家庭への訪問・フォロー回数のデータを活用している。
 ※保健師のこれまでの支援状況等を確認。

③学校生活情報 / 教育委員会

- 学校の登校状況や保健室への来室状況のデータ等を活用している。
 ※子どもの学校生活の情報を確認。



自治体職員

学校生活情報は、プッシュ型支援における家庭の状況(きょうだいの情報を含む)の把握や、通常業務(虐待等の相談・通告等への対応)に活用している。

※「子どもデータ連携ガイドライン」(令和7年3月 子ども家庭庁)にて定義されている、データ項目単体で、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと推測できると考えられるデータ項目。

個人情報の取扱い

【検討事項】

福岡市では以下6つの観点に沿って、個人情報の取扱いについて整理した。

観点	取組内容(一部)
個人情報の利用目的整理	<ul style="list-style-type: none"> 首長部局が保有する個人情報を内部利用する場合、教育委員会が保有する個人情報を首長部局へ外部提供する場合について、「個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号」に基づく目的外利用として整理した。 利用目的:潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握し、支援につなげるため。 継続的な取組の実施を見据え、引き続き検討予定である。
個人情報ファイル簿作成	<ul style="list-style-type: none"> ファイル簿内に記載する項目や表記方法について、各データの保有・管理主体と協議の上、市の個人情報ファイル簿公表システムにて公表した。[*]
安全管理措置策定	<ul style="list-style-type: none"> 組織・人・物理・技術の観点から安全管理措置を策定しており、「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「福岡市情報セキュリティ共通実施手順」に則して対応することとした。
開示等請求対応	<ul style="list-style-type: none"> 開示、訂正、利用停止請求があった場合には、「福岡市個人情報保護事務取扱要綱」において定められた、具体的な事務手続きに準じる対応を想定した。 対応においては、児童虐待事案等を念頭に、子どもの利益を最優先することとした。
プライバシー保護への対応	<ul style="list-style-type: none"> 本取組に係る要綱・要領にてプライバシー保護体制を定めるとともに、「子どもデータ連携ガイドライン」を参考に、プライバシー保護状況を点検するチェックシートを作成した。
自己点検・監査	<ul style="list-style-type: none"> 作成したチェックシートを基に、総括管理主体が年次で自己点検を行った上で、本取組に係る要綱・要領に定めたプライバシー保護管理者がプライバシー保護状況を点検した。

^{*}子どもの支援システム情報共有ファイル | 個人情報ファイル簿 | 福岡市個人情報ファイル簿公表システム(令和5年度作成)。

【検討における工夫点】



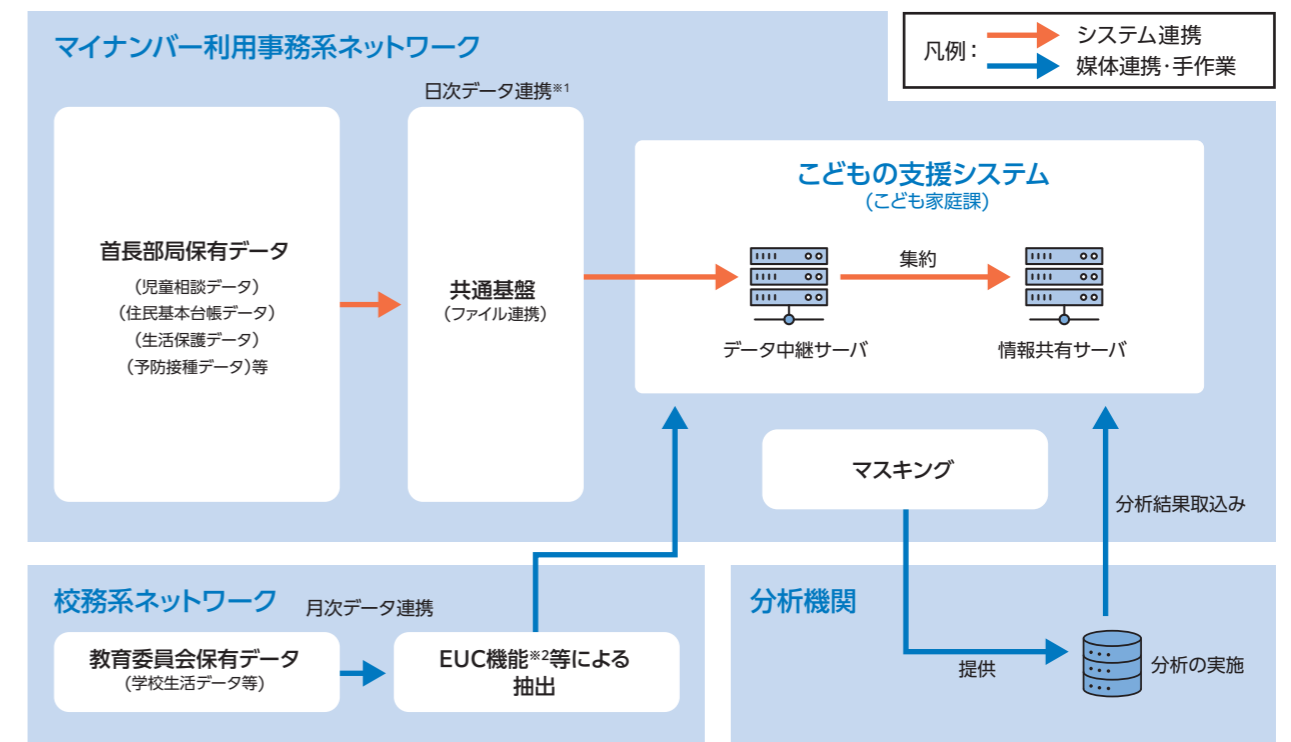
自治体職員

個人情報ファイル簿の作成においては、各データの保有・管理主体と調整を行った。例えば、記録項目について、子ども医療費、ひとり親家庭等医療費、重度障がい者医療費助成に関する情報をまとめて「医療費助成制度資格情報」と記載する等、表記方法についてはそれぞれの保有・管理主体へ個別に確認を行った。

連携の仕組み

仕組みの概要

- 首長部局保有データ:こどもの支援システムについては、庁内基幹系システムと同等のセキュリティを確保するため、同じ業務系(マイナンバー利用事務系)ネットワーク内に設置しており、共通基盤経由でデータを自動連携している。
- 教育委員会保有データ:業務系ネットワークとは異なるネットワークにあることから、相互に通信が行えないため、外部記憶媒体を活用して取得している。



^{*}1 一部データは、週次または月次で連携している。

^{*}2 EUC(End User Computing)機能とは、現場の担当者がIT部門に依頼せず、自分でデータ処理や分析を行える仕組みのこと。ExcelやBIツール等が代表例。

【検討における工夫点】



自治体職員

名寄せ作業について、システムツールで基本4情報(氏名・生年月日・性別・住所)の一致による紐づけを可能としているが、一部の外字やデータ保有元の入力内容を、職員が目視により確認している。

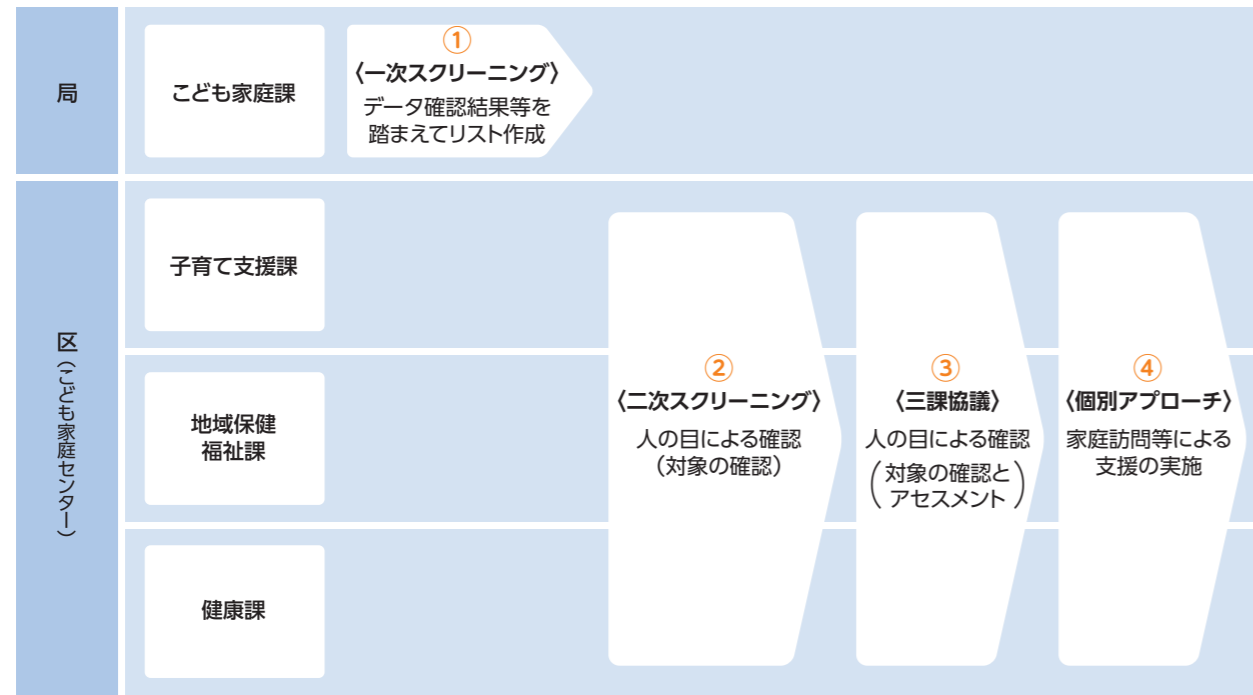


自治体職員

こどもの支援システムは児童相談所と各区の子育て支援課に導入している。また、システム管理部門として、子ども家庭課にも端末を設置し、各所属からの申請に基づき、システムを利用する職員ごとにアクセス権を付与している。さらに、アクセスログ管理を行い、不正なシステム利用やデータの不適切な閲覧が行われないようにしている。

支援の実施

支援を実施するまでの流れ



- ① 行政とのつながり(就園状況等)やデータ確認結果を踏まえ、対象者リストを作成する。
- ② ①で確認した対象者について、関係三課(子育て支援課・地域保健福祉課・健康課)において、支援履歴や家庭状況等を調査し、対象者を確認する。
- ③ 関係三課にて協議を実施し、アセスメント及びアプローチの可否等を検討する。
- ④ 保健師等による家庭訪問等を行い、生活状況や困りごとを聞き取り、ニーズに応じた助言等を行う。また、必要に応じ、継続的に訪問等による支援を実施する。



自治体職員

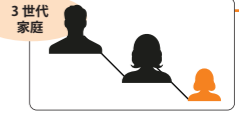
今回は、制度の狭間(乳幼児健診終了後から就学前)にあり、所属(保育園等)がないことから見守りの目が届きにくく、支援につながっていないことが考えられる3～6歳の未就園児をプッシュ型支援の対象に設定した。

具体的な支援内容

- 個別アプローチ(家庭訪問等)では、困りごとやニーズがある場合には相談支援を行う。現時点で困っていない場合には相談機関等を案内し、困ったときに相談できる環境づくりを行う。また、未就園の理由を把握し、必要に応じてこどもの発達の観点から就園の意義を説明する等、就園の案内を行う。
- 個別アプローチにあたっては、訪問目的を丁寧に伝えるとともに、乳幼児健診や予防接種未受診のフォロー等、家庭の状況を踏まえ保護者に寄り添って対応する。

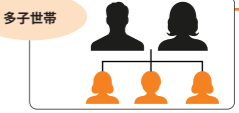
支援事例と効果

支援ケース ※プライバシー保護の観点から、一部情報は修正して記載している。



事例① 相談及び見守り体制の構築につながったケース

- | | |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支援前の状況 | <ul style="list-style-type: none"> 祖父、母、子(未就学)の3人世帯、生活保護受給中。過去に保育園を利用していたが、数か月で退園しており、行政等との接点は希薄であった。 |
| 確認結果 | <ul style="list-style-type: none"> 支援歴のあるこどもとのデータ上の類似性に影響した項目は、「生活保護受給」、「ひとり親家庭」、「3歳児健診結果:要観察(虫歯)」等。三課協議では、健診結果や保育園に継続して通えなかったという情報から、母親が養育に困難を抱えている可能性があるとの見立てとなった。そこで、子育て支援課のケースワーカー(以下、CWとする)が家庭訪問を行い、現状の把握と必要な助言等を行うこととした。 |
| 支援内容 | <ul style="list-style-type: none"> CWが家庭訪問を行い、母親から生活状況の聞き取りを実施した。母親の体調が優れない様子や、行政情報が不足している様子が伺えた。CWから、就学前健診の案内が間もなくあることを伝えるとともに、こどもに関する相談機関の情報を提供し、母親自身の病院受診等についても助言を行った。また、小学校のスクールソーシャルワーカー及び保護課の担当者に情報を共有した。 |
| 支援後 | <ul style="list-style-type: none"> 就学前健診後、母親から子育て支援課に電話があり、こどもの入学後の不安についての相談があった。取組実施が、母親からの行政への相談と見守り強化につながったと考える。 |



事例② 家庭のニーズに応じた情報提供により、就園につながったケース

- | | |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支援前の状況 | <ul style="list-style-type: none"> 両親、子(小学生1人、未就学児2人)の5人世帯。未就学児2人はいずれも未就園で、行政等との接点は希薄であった。 |
| 確認結果 | <ul style="list-style-type: none"> 支援歴のあるこどもとのデータ上の類似性に影響した項目は、「こどもの人数」、「乳幼児健診結果:要精密」、「乳幼児健診問診票にて心配ごとあり」等。三課協議では、多子世帯で保護者の養育負担が大きく、乳幼児健診で発達面の心配があり、こどもの発達状況に不安があるとの見立てとなった。そこで、地域保健福祉課の保健師が家庭訪問を実施し、現状の把握を行い、必要な助言等を行うこととした。 |
| 支援内容 | <ul style="list-style-type: none"> 保健師が家庭を訪問し、生活状況等について聞き取りを実施した。母親には保育園の利用意向が見られた一方、こどもの発達に関する不安がある様子が伺えた。保健師より、集団生活の中で発達が促されることを説明した上で、保育園に関する情報提供を行った。後日、子育て支援課から母親に連絡し、保育園の申込を案内した。 |
| 支援後 | <ul style="list-style-type: none"> 保護者が保育園の利用申込を行い、こどもの生活環境が家庭中心から集団保育へと広がる見通しとなった。今後は、保育園での関わりを通じた発達支援が期待される。 |

取組の効果

【事業の主な効果】

① 支援を必要とする子どもや家庭の把握

- 3歳から6歳の未就園児について、データ確認等によるスクリーニングを行い、人の目による確認(三課協議)を経て、支援を必要とする子どもや家庭を把握することができた。三課協議では児童福祉及び母子保健それぞれの観点で多職種による多面的な検討を行い、支援の必要性を判断した。

3歳から6歳の未就園児	1,327件
データ等による確認(一次スクリーニングの結果)	217件
人の目による確認(三課協議の件数)	151件
支援が必要と思われる子どもや家庭	80件

② 家庭との関係性構築による見守り強化

- ①で把握された子どもや家庭について、家庭訪問や電話等による個別アプローチを実施した。アプローチに際しては、困難の有無だけでなく、困りごと(困難の兆候)に目を向けるという**予防的視点**を持って、保護者から生活状況等の聞き取りを行うことができた。保育園の利用、子どもとの関わり方、子どもの発達に関すること等、保護者のニーズ等に応じて、**保育園等の利用案内や相談支援、情報提供**を行った。緊急性の高い事案を把握することはなかったが、小さな困りごとの段階で対応することで、虐待のみならず、子どもに関する様々な困難の予防的な支援を行うことができた。

【事業の副次的な効果】

① 支援の際の情報収集の効率化及び事案発生時の初動迅速化

- 児童相談所及び区の子育て支援課において、相談や通告があった子どもや家庭について、**子どもの支援システム**を活用することで情報収集が円滑になり、**初期対応の迅速化**が図られた。その結果、より多くの時間を支援に充てることができた。

② 見守り・支援を行う担当者の専門性向上につながる可能性

- 予防的な支援は虐待通告等を契機とする事後対応とは異なり、保護者と協働的・前向きな関係から支援を開始できる点に意義がある。こうした関わりを通じて、職員は多様なアプローチを学び、支援の視野や対応の幅を広げることができ、結果として**専門性の向上や支援の質の向上につながる**ことが期待される。



職員

事業の目的や重要なポイントについては、現場の視点や意見も踏まえて検討し、事業全体を構築していくことが重要である。そのためには、**現場職員も交えたワーキンググループや現場職員へのヒアリングの実施**等、検討を支える体制等をあらかじめ整えておく必要がある。

継続的な取組のために

事業の振り返りと今後の方針

- これまでの取組結果を踏まえ、今後の取組方針等を以下のように取りまとめた。

フェーズ (一部)	振り返り	方針・示唆
データを扱う 主体の整理・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> プッシュ型支援の実施にあたり、マニュアルの整備や研修の実施等、現場職員を支える体制の充実が求められた。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の見直しや現場職員への支援を進めるには、現場の実情を踏まえることが不可欠であり、現場職員が参加するワーキンググループ等の場を設けることが重要であった。
利用するデータ 項目の選定	<ul style="list-style-type: none"> 連携データについて、有用に活用するためには、各データの更新頻度や業務背景(入カールール等)の理解が必要であった。 	<ul style="list-style-type: none"> データ項目の選定にあたっては、技術的な連携手法や頻度の検討とともに、各データの業務背景の理解が重要であり、それらを踏まえて各データ項目の活用方法を決定する必要がある。
仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会が保有するシステムと、首長部局が保有するシステムが接続するネットワーク環境が異なるため、手動でデータの授受を行う必要があった。 データ保有元のシステム更改(標準化・刷新対応)に合わせてシステムの改修が必要であり、人的・財政的負担が随時発生した。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画段階で、データ連携や更新の頻度、システムの継続的な運用に必要な作業についてあらかじめ計画、検討しておく必要がある。 関連システムの更改時期や法改正対応予定等を踏まえ連携開始時期や手法、その後の改修計画を立てる必要がある。
人の目による 支援等の必要性の確認	<ul style="list-style-type: none"> 三課協議の冒頭で事業の目的を改めて共有した上で、児童福祉と母子保健それぞれの観点から検討を行い、子どもや家庭の見立てに基づいてアプローチの可否を総合的に判断することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや家庭の状況に応じ、どのような支援を届けるのか具体的なイメージを共有するにあたり、経験のみに頼ることなく様々な情報を確認することが重要である。
支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> 単なる安否確認にとどまらず、子どもや保護者と直接会い、子どもや家庭が抱える困難やその兆候となる困りごとを把握する予防的支援に取り組んだ。 行政からの突然の訪問に驚かれることもあり、「未就園のお宅を訪問しています」等、訪問理由を丁寧に説明した。 	<ul style="list-style-type: none"> 現場職員には、保護者に訪問の趣旨を丁寧に説明する等、子どもや保護者に寄り添う対応が求められる。 行政との接点がない家庭にはアプローチの難しさもあるため、既にある接点を活かした関わり方についても検討していく必要がある。

02 大阪府豊中市

人口 ^{※1} 405,955人 子どもの人口 ^{※2} 72,154人

取組名	令和7年度子どもデータ連携実証事業
総括管理主体	子ども未来部 はぐくみセンター 子ども安心課
保有・管理主体	市民課・市民税課・子ども安心課・障害福祉課・おやこ保健課・保険相談課・子育て給付課・学務保健課・学び育ち支援課・長寿安心課・教育センター・福祉事務所・児童相談所
分析主体	株式会社両備システムズ
困難の類型	貧困・虐待・不登校・いじめ

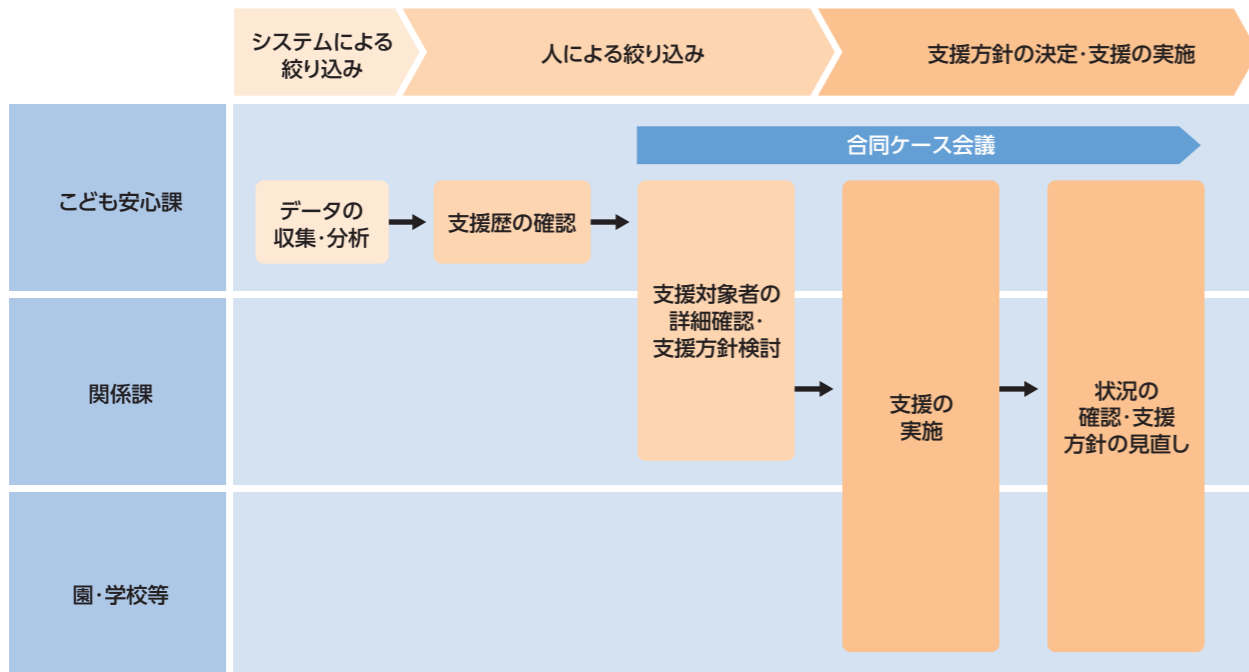
※1 人口については、総務省【総計】令和7年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)を参照。
 ※2 子どもの人口は上記より、0～19歳の人口を記載。

背景・目的

豊中市では、子どもや家庭に対し、包括的な支援を展開してきた。しかし、困難を抱える子どもや家庭は状況が見えにくく、課題が生じてからの対処療法的な対応に留まっていた。そこで、子どもに係るデータを連携し、潜在的に支援が必要な子どもの早期発見や予防的支援を目指している。

取組概要

豊中市では、令和3年度に住民基本台帳や関係課が保有する住民情報データを一元管理する子ども家庭支援システムを構築した。また、令和5年度にははぐくみセンター(子ども家庭センター)を設置した。さらに、児童福祉、母子保健、教育委員会職員で構成する合同ケース会議を通じてケースの支援方針の検討とサポートプランを作成し、同システムを活用した切れ目のない支援を実施した。令和7年度には、これまでの取組に加え、母子保健データや学校の教育ダッシュボード等のデータを追加連携し、支援対象者を抽出する子どもの杜システムを構築した。これにより、潜在的にリスクの高い子どもの早期発見・支援を可能とするとともに、地域全体で子どもの健やかな成長を支える体制を強化している。



取組開始前に検討したこと

実施体制の検討と工夫点

本取組は、子ども未来部 はぐくみセンター 子ども安心課が中心となって推進し、従来システムデータの保有・管理主体である市民課・障害福祉課・子ども安心課・おやこ保健課・子育て給付課・学務保健課・学び育ち支援課・保険相談課・福祉事務所に加え、教育センター・長寿安心課・児童相談所が保有する子どもや家庭に関するデータを連携した。



豊中市職員
(子ども安心課)

子どもデータ連携の取組に対して、はぐくみセンター各課から理解を得られるよう、取組の背景・目的について説明した。加えて、子どもに関するデータを活用することで支援の質の向上や、はぐくみセンター(子ども家庭センター)の強化に寄与することについても詳細に説明した。



豊中市職員
(子ども安心課)

子どもの杜システムのデータは、本人同意を得て収集しているものではないため、担当者が子ども本人や家族から聴取した情報とシステムから収集したデータを混同しないよう情報の取扱いに留意する旨を関係課や支援担当職員へ共有した。

利用しているデータ項目の例

豊中市では、支援対象者に関する虐待リスクの度合いを把握するために、基本連携データ項目[※]14項目を含む29項目のデータを連携している。

① 児童扶養手当受給状況 / 子育て給付課

- 「子どもデータ連携ガイドライン」にて基本連携データ項目として定義されており、貧困や虐待等の困難の類型と関連性が高い項目であると考えられるため利用している。

② DV歴 / 市民課

- 家庭内暴力を子どもに見せることは心理的な虐待そのものであるとされている(厚生労働省「児童虐待の定義と現状」より)との記載があるため利用している。

③ 障害者手帳取得状況 / 障害福祉課

- 「大阪府市町村児童家庭相談援助指針」に示されるアセスメントシートに、障害者手帳の有無が虐待の発生に関連がある旨の記載があるため利用している。

④ 学校健診結果 / 教育センター

- 未処置の虫歯がある場合や学校定期健診結果を踏まえた医療機関による精密検査の必要性の有無が虐待の発生と関連性が高いと「ガイドライン策定に向けた子どもデータ連携についての調査研究成果報告書」に記載があるため利用している。

※「子どもデータ連携ガイドライン」(令和7年3月 子ども家庭庁)にて定義されている、データ項目単体で、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと推測できると考えられるデータ項目。

個人情報の取扱い

【検討事項】

豊中市では以下6つの観点に沿って、個人情報の取扱いについて検討した。

観点	取組内容(一部)
個人情報の利用目的整理	<p>〈令和7年度〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 首長部局が保有する個人情報を内部利用する場合、「個人情報保護法第69条第2項第2号」に基づく目的外利用として整理した。 教育委員会が保有する個人情報を首長部局へ外部提供する場合、「個人情報保護法第69条第2項第3号」に基づく目的外利用として整理した。 <p>〈令和8年度以降〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度の整理と同様の整理にて個人情報を取り扱うものとした。
個人情報ファイル簿作成	<ul style="list-style-type: none"> 法務担当課も交えて豊中市内部で検討したが、豊中市で利用することの杜システムにて個人情報を利用する行為は、一時的な利用であると整理したため、新たな個人情報ファイル簿を作成しない方針とした。
安全管理措置策定	<ul style="list-style-type: none"> 「豊中市情報セキュリティ対策規則」に則り、組織・人・物理・技術の観点から対策基準を策定している。具体的には、システムへのアクセス権の制限やセキュリティ体制の整備等の対応を実施している。
開示等請求対応	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法や「豊中市情報公開条例」に基づいた対応を検討した。措置を講じる場合には、法令及び条例に則り開示・不開示等の対応を行っている。
プライバシー保護への対応	<ul style="list-style-type: none"> 「子どもデータ連携ガイドライン」を参考に、プライバシー保護への対応を検討した。具体的には、可能な限り子どもや保護者に対して取組内容や支援内容を説明し、子どもや保護者から理解を得るよう努めている。
自己点検・監査	<ul style="list-style-type: none"> 「豊中市情報セキュリティ対策基準」に基づき、必要に応じてシステムログの確認等の自己点検及び監査を行う。

【検討における工夫点】



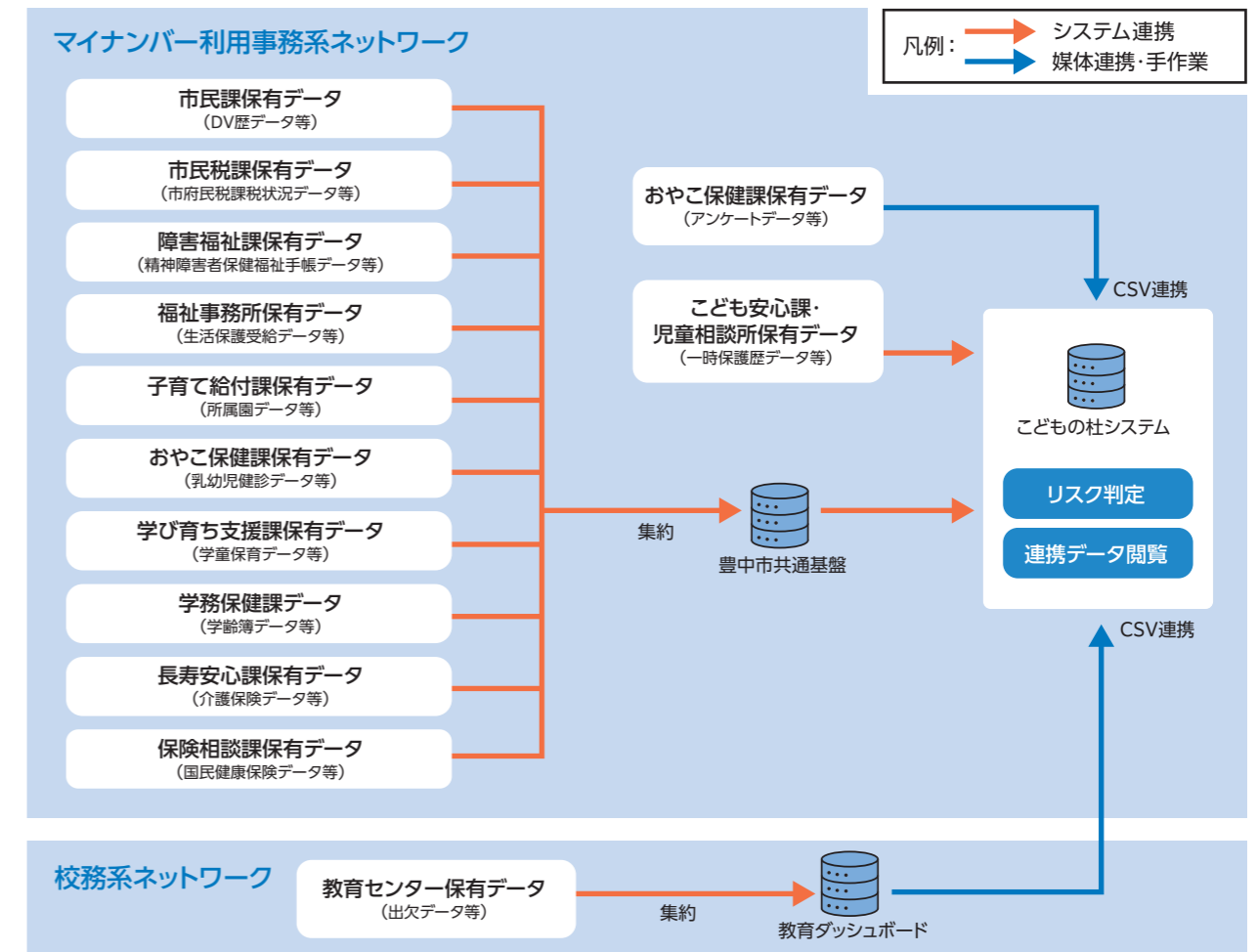
豊中市職員
(こども安心課)

虐待のケース等においては保護者に調査結果及びアセスメントの内容を説明することで子どもに不利益が生じる恐れもある。そのため、このような場合には、子どもの最善の利益を第一に考え、情報開示は慎重に対応している。

連携の仕組み

仕組みの概要

- こどもの杜システムはマイナンバー利用事務系ネットワーク上に構築した。
- マイナンバー利用事務系ネットワーク及び校務系ネットワーク内の各システムが保有するデータをCSVファイルで出力後、媒体連携及び手作業でこどもの杜システムへ集約・連携している。



【検討における工夫点】



豊中市職員
(こども安心課)

十分なセキュリティを確保できるよう、データ連携基盤(豊中市共通基盤)をマイナンバー利用事務系ネットワーク上に構築した。
また、こどもの杜システムですべての操作ログを取得し、不正利用や改ざんがあった場合には把握することができる対策を講じている。

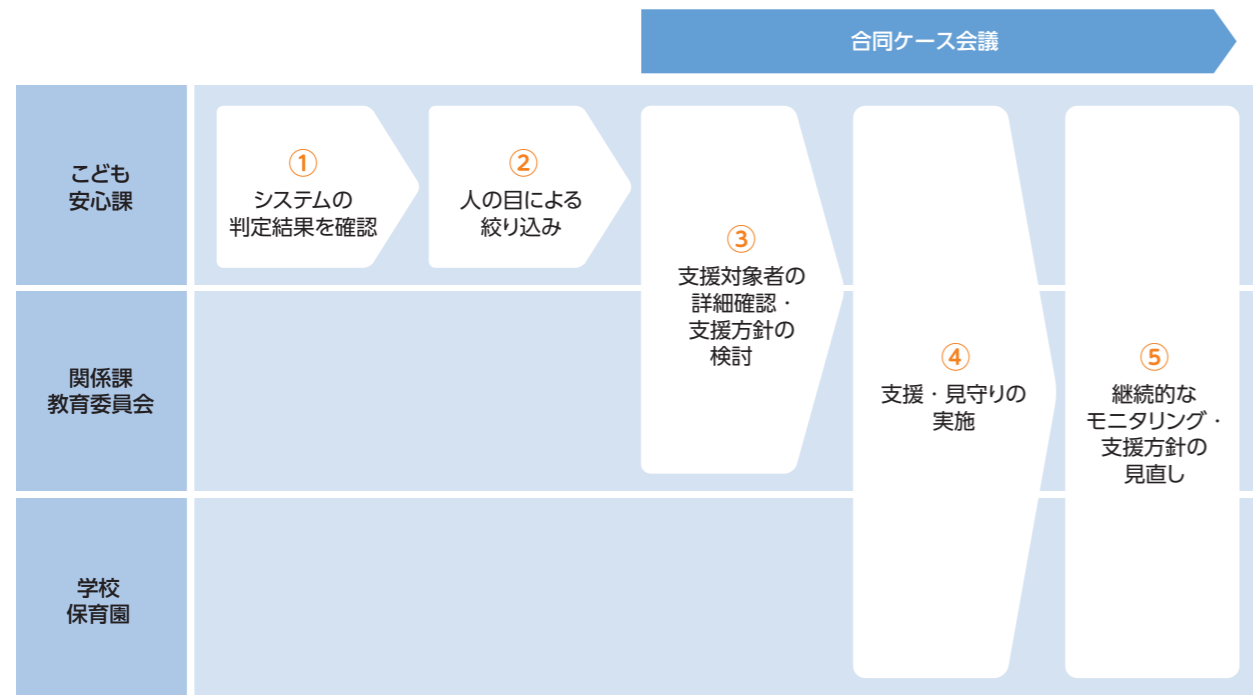


豊中市職員
(こども安心課)

データ項目ごとにリスク要因としての影響度を重みづけすることで、精緻なリスク分析を可能とした。例えば、DV歴がある場合には5点を加算する、現在要対協に登録されている場合には3点を加算する等、各項目に加算係数を定めて合計したスコアでリスク判定を行っている。

支援の実施

支援を実施するまでの流れ



- ①システムによる判定の結果、高リスクと判断された子どもをシステムから抽出する。
- ②システムから抽出した子どもについて、既に把握しているか、支援に接続されているかを確認し、未把握であった子どもの絞り込みを実施する。なお、既に支援へ接続されていた場合でも、必要に応じて支援方針の見直しを実施する。
- ③②で抽出した子どもに対して、はぐくみセンター（子ども安心課、子ども支援課、おやこ保健課、教育委員会）にて合同ケース会議を実施し、支援の必要性について検討する。支援が必要であると判断した場合には、はぐくみセンターにて合同ケース会議の内容を受け、個別のサポートプランを作成し、支援内容を決定する。
- ④子ども安心課から、支援を実施する関係課や学校・保育園等へ、支援の実施及び見守りを依頼する。
- ⑤支援を実施した子どもや家庭のその後の状況について、関係課や学校、保育園等、関係機関にて継続的な見守りを行い、状況が改善しているかを合同ケース会議で継続的に確認する。支援方針の見直しが必要な場合には、現在の子どもや家族の状況を基に、はぐくみセンターを中心に合同ケース会議で支援方針の見直しを実施する。

具体的な支援内容

- 支援対象の子どもや家庭に対しては、過去に接点がなく関係が構築できていない家庭にいきなり福祉サービスの話をしても受け入れられないため、まずは関係構築を行うために、学校や保育園、市役所の相談窓口等、接点のある機関を探し、そこから支援へ接続するという形で進めている。
- 具体的な支援内容としては、家事育児支援や一時預かり、医療機関の案内、親子関係形成支援等の福祉・保健サービスへの勧奨を実施している。



豊中市職員
(子ども安心課)

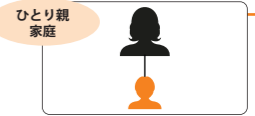
支援内容を検討する際には、児童福祉、母子保健、教育等の多様な観点からアプローチすることが重要であると考えているため、合同ケース会議において複数の専門職員にて支援内容を検討している。
合同ケース会議には、統括支援員を中心に児童福祉、母子保健、教育の専門職員が参加している。

支援事例と効果

支援ケース ※プライバシー保護の観点から、一部情報は修正して記載している。

豊中市は、人の目による絞り込みを行う際、より子どもの状況に応じた支援を届けるため、社会福祉職や保健師、指導主事等も交えて支援方策を検討している点の特徴である。この特徴を活かし、早期に支援を行い、対処できたケースを紹介する。

事例① 過去に支援歴があったが、データ連携を経て、支援へとつながったケース



支援前の状況

- ひとり親家庭の母親から、「子どもが自身の部屋に引きこもり状態になり、ベッドから出て来ず会話をすることができない。」と市に相談が入った。母親によると、子どもは中学校では支援学級に在籍しており、高校入学後から引きこもりの状態になったとのことであった。

判定結果

- 母親からの相談を踏まえ、システムによる判定を行ったところ、高リスクであるとの判定であったため、連携したデータの内容を踏まえ、子どもの状況を調査したところ、過去の相談歴はあるものの、福祉サービスの利用歴や障害者手帳、自立支援医療証は取得していないことを確認した。調査した内容や母親からの相談内容を考慮し、支援を実施する方針とした。

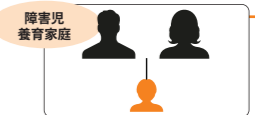
支援内容

- 卒業した中学校の校長が定期的に本人宅へ訪問し本人への声かけを行うとともに、子ども安心課が家庭訪問を継続した。また、母親への面談を通して、子どもや世帯の状況を把握した。子どもは奇声を発することもあったことから、保健所と連携し、病院の受診を勧奨した。その後、子どもは医療機関を受診し、精神科に入院した。入院中には、子どもの情報を病院へ共有するとともに、入院中の医療費助成の申請に係る支援を母親へ実施した。退院日が決まったため、本人の希望があれば若者支援相談窓口へつなぐ方針を検討した。

支援後

- 子どもは退院後、訪問看護を利用している。また、本人の希望により、子ども安心課の職員が同行し、若者支援総合相談窓口で面談を行い、子どもの居場所や今後の進路について相談した。現在は、通信制高校へ再入学しており、子どもへの見守りは継続している。

事例② 過去に支援歴があったが、データ連携を経て、支援へとつながったケース



支援前の状況

- 子どもは父親・母親との3人暮らしで、子どもには先天性の疾患があり、発達に遅れがあった。また、過去に子どもの夜泣き対応で両親が疲弊し、市への相談経験があった。当時はショートステイ等のサービスを利用していたが、その他のサービスには利用意思を示さなかったことから、新たな支援は実施していなかった。その後、子どもの癇癪がひどく、物を投げたりすることについて精神的に疲弊していると保護者から相談を受けた。

判定結果

- 保護者からの相談を受け、家庭へ聞き取りを行ったところ、両親が子どもを叩く等の行為に及んでいることを確認した。また、システムによる判定を行った結果、高リスクであることが判明したため、連携したデータの内容を踏まえ、子どもの状況を調査した。要対協への登録歴があることに加え、障害者手帳を取得しており、障害の程度が「重度」であるものの前回の相談対応後もサービス利用にはつながっていないことを把握したため、これらの状況を踏まえ、支援を実施する方針とした。

支援内容

- 子ども安心課から保護者へ、児童発達支援や訪問看護等の福祉サービスや障害サービスの詳細を説明し、これらの利用を勧奨した。その後子どもは児童発達支援サービスを利用することとなった。また、母親は訪問看護の利用を開始し、訪問看護師が母親の状況を把握するとともに相談相手となることで、心理的負担の軽減に努めた。

支援後

- 児童発達支援サービスの利用により、母親は子どもの成長が見られると喜んでいる。また、児童発達支援サービスを利用することで、保護者が朝夕の送迎を一部のみ担うようになり、保護者の負担軽減につながった。また母親は訪問看護を利用することで身近な相談先が確保でき、現在は精神状態も安定している。

取組の効果

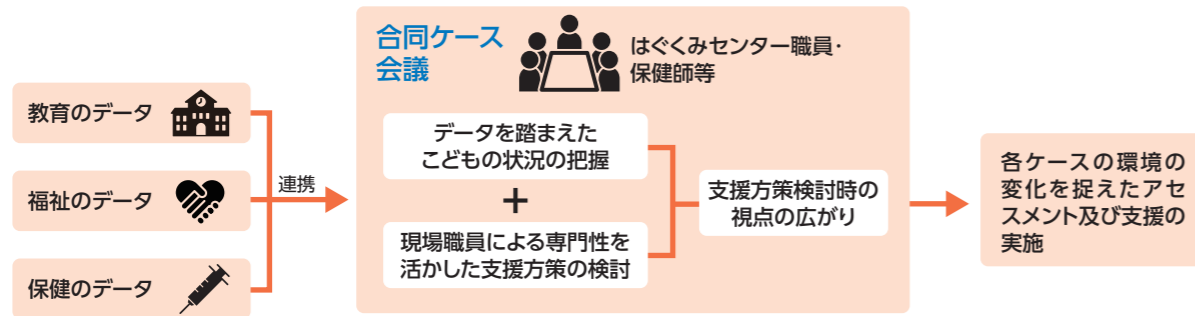
【事業の主な効果】

① こどもの状況に応じた支援方針の検討

- 令和7年度、システムにて高リスクであると判定されたこどもに対して、はぐくみセンター(こども安心課、こども支援課、おやこ保健課、教育委員会児童生徒課)にて人の目による確認を行ったところ、ほとんどのケースが既に支援へ接続済みであった。首長部局で保有しているデータは日次で連携されているため、職員が人の目による確認を行う際に、各ケースの支援状況の再確認や支援方針の見直しが容易に行えるようになった。

② 支援方針検討時の視点の広がり

- 本取組にて教育や福祉・保健のデータを連携したことで、支援方針を検討する際に、はぐくみセンター合同ケース会議において教育及び福祉・保健の観点から支援の必要性の確認を行うことができた。また、合同ケース会議において既に支援に接続されているこどもの状況を連携データで再確認するとともに、社会福祉職や保健師、指導主事等の専門性を活かしたアセスメント及び支援方針の検討を行うことができた。システムの活用により、はぐくみセンター職員の負担軽減が図られるとともに、日々更新されるデータを基に各ケースの環境の変化を捉えたアセスメント及びサービス利用勧奨が行えるようになった。



【副次的な効果】

① 個人情報の取扱いに関する職員のリテラシーの向上

- はぐくみセンター職員を対象に、システム操作に関する研修を実施した。また、研修や収集したデータの読み取りや分析を通して、個人情報保護の重要性や本取組で取り扱うデータが機微なものであるということを職員が再確認し、職員の個人情報保護及びデータ活用のリテラシーが向上した。



豊中市職員
(こども安心課)

虐待リスクと考えられるアラート項目をこどもの杜システムに設定することで、リスクが高く支援が届いていないこどもや家庭を抽出する仕組みができた。



豊中市職員
(教育委員会児童生徒課)

教育ダッシュボードとのデータ連携により、学校の生徒がタブレットに入力した相談内容を市の職員が確認することで心身の不調や希死念慮を抱えているこどもの早期発見ができるようになった。
また、従来出欠状況は学校からの報告により把握していたが、教育ダッシュボードの利用により、生徒の欠席状況が隔週で連携されるため、気になるこどもの状況を早期に確認できるようになった。

継続的な取組のために

事業の振り返りと今後の方針

これまでの取組結果を踏まえ、今後の取組方針を以下のように取りまとめた。

フェーズ (一部)	振り返り	方針・示唆
個人情報の取扱いに係る検討	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な取組の実施を見据え、首長部局が保有する情報を内部利用する場合、教育委員会が保有する情報を首長部局へ外部提供する場合の2つの観点で個人情報の取扱い方針を整理した。 	<ul style="list-style-type: none"> 首長部局が保有する個人情報を内部利用する場合、「個人情報保護法第69条第2項第2号」に基づく「相当の理由があるとき」に伴う目的外利用として整理した。教育委員会が保有する個人情報を首長部局へ外部提供する場合、「個人情報保護法第69条第2項第3号」に基づく「相当の理由があるとき」に伴う目的外利用として整理した。
データ準備等	<ul style="list-style-type: none"> 教育データについて、宛番号が付与されておらず数字や住所等の入力規則が首長部局内で保有するデータが一部異なっていたことにより、約2,000件の手動での名寄せが発生した。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、データ連携校の増加により手動での名寄せ件数が増加することが想定されるため、学齢簿データを正として名寄せを実施する等、問題なく紐づけが行える方法を検討したい。
支援への接続	<ul style="list-style-type: none"> システムにてリスク値が高いと判定されたこどもの支援要否について、はぐくみセンターにて確認を行ったところ、ほとんどのケースが既に支援へ接続されていたため、システムによる判定精度が高いことが証明された。 システム及び人の目による確認の結果、既に支援へ接続されている場合がほとんどで、新たに支援へとつなぐケースを抽出することが難しかった。 	<ul style="list-style-type: none"> システムにてリスク値が高いと判定されたこどもは既に支援へ接続されていることを考慮し、今後は、リスク値がそれほど高くないこどもに対して支援が届けられるよう閾値や判定ロジックの見直しを行いたい。 システム及び人の目による確認を経て、既に支援へと接続されている場合においても、連携したデータの内容や判定結果、現場の声を踏まえて、多角的な観点で支援方針を追加することを検討する。
事業効果の評価・分析	<ul style="list-style-type: none"> 本取組の効果を網羅的に評価するため、「こどもデータ連携ガイドライン」の成果指標の設定例を参考に成果指標を設定し、評価を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や保護者の状況と、こどもの生きづらさ(希死念慮等)を区分して集計・把握できる仕組みを、システム上で整備したい。 リスク値の変動を系統的に把握しやすくし、新たに支援対象となるこどもや、短期間でリスク値が急激に上昇したこどもの人数を指標として活用していきたい。

03 大阪府枚方市

人口 ^{※1} 392,328人 子どもの人口 ^{※2} 64,875人

取組名	枚方市子ども見守りシステムの運用に係る取組
総括管理主体	子ども未来部 まるっと子どもセンター
保有・管理主体	まるっと子どもセンター、市民課、医療助成・児童手当課、障害企画課、障害支援課、保育幼稚園入園課、生活福祉課、保健予防課、放課後子ども課、学校支援課、教育研修課
分析主体	子ども未来部 まるっと子どもセンター
困難の種類	虐待

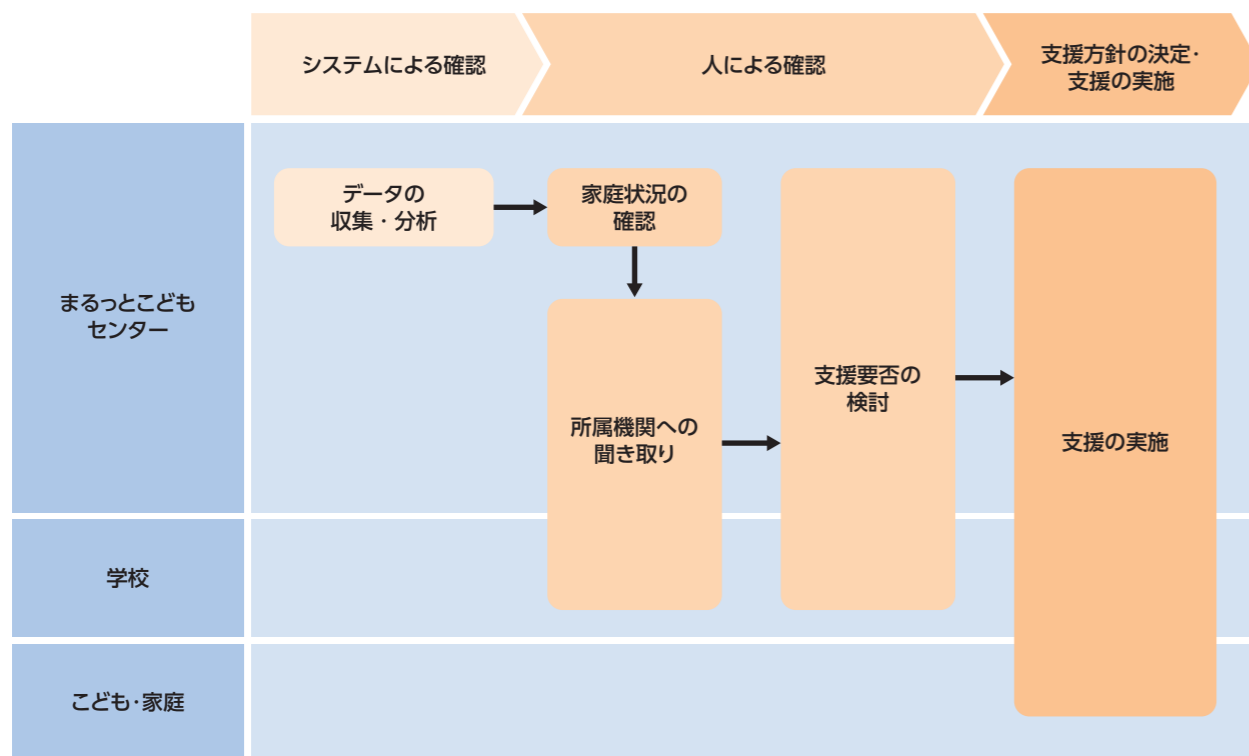
※1 人口については、総務省【総計】令和7年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)を参照。
 ※2 子どもの人口は上記より、0～19歳の人口を記載。

背景・目的

枚方市は、こどもが抱えるリスクが重篤化するまで表面化しにくいという課題を抱えていた。様々なリスクからこどもを守ることを目的に令和2年度に「子どもを守る条例」を制定、令和4年度から枚方市子ども見守りシステムの運用を開始し、こどもや家庭への支援につなげている。

取組概要

近年増加傾向にある虐待を主要課題と位置づけ、枚方市子ども見守りシステムに蓄積された福祉・教育・医療・保健等の情報を活用することで、潜在的に支援が必要なこどもや家庭のリスク低減を図っている。



取組開始前に検討したこと

実施体制の検討と工夫点



まるっと
子どもセンター職員

枚方市子ども見守りシステムを構築する際に、関係課の課長や部長に対して、データを連携する仕組みを整備する旨を説明していた。その後、令和4年度に実際に枚方市子ども見守りシステムを用いて支援を開始する旨を取組の背景や目的を交えて関係課に説明した。



まるっと
子どもセンター職員

データを保有する課に対して、枚方市子ども見守りシステム構築の目的や必要性について説明を行った。その際、関係者から取組に対する懸念や反対の声は挙がらなかった。

利用しているデータ項目の例

①年齢・世帯情報等の市民データ/ 市民課

- こどもの年齢や世帯情報等のデータを利用することで、家族構成・世帯状況を把握している。

②入院・医療費助成等の医療データ/ 医療助成・児童手当課

- 入院歴や医療助成状況等の医療データを利用することで、支援対象者の健康状態や家庭の経済状況を把握している。

③乳幼児健康診査・予防接種等の母子保健データ/ まるっと子どもセンター・保健予防課

- 乳幼児健診や予防接種等の受診有無に関するデータを利用することで、こどもの状態を把握している。

④障害者手帳の有無等の障害福祉データ/ 障害支援課

- 各種障害者手帳の有無等の障害福祉データを利用することで、こどもや保護者の生活状況を把握している。

枚方市では上記のデータ項目を含め11のシステムから19種類のデータを連携している。また、データ項目の選定にあたっては他団体の事例や支援担当者へのヒアリングに加え、枚方市にて作成した「児童虐待防止ハンドブック」、こども家庭庁発行の「子ども虐待対応の手引き」を参考としている。

個人情報の取扱い

【検討事項】

個人情報の取扱いに関して、枚方市では以下6点を主に検討し、取組を実施した。

観点	取組内容(一部)
個人情報の利用目的整理	「個人情報保護法第69条第2項」に基づく「相当の理由があるとき」に該当する目的外利用として整理した。
個人情報ファイル簿作成	本取組で取り扱う個人情報に対して個人情報ファイル簿*を作成し、市のHPで公開した。
安全管理措置策定	取り扱うデータに対して適切な措置を講じるため、枚方市にて作成した「システム管理者実施手順書」に則り、組織的・人的・物理的・技術的セキュリティ対策を実施している。
開示等請求対応	相談に関する記録はまるっとこどもセンターが、各業務システムから連携されるデータについては各業務システム所管課が対応する。
プライバシー保護への対応	連携するデータ項目や閲覧範囲の権限等のプライバシー保護の観点に記載したガイドラインを作成した。
自己点検・監査	個人情報の取扱いに係る研修会を実施している。

*枚方市 個人情報ファイル簿: <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000000513.html>

【検討における工夫点】



まるっと
こどもセンター職員

職員が通常は知り得ない情報を知ること
で、こどもや家庭に対してレッテル貼りを
しないよう、データは状況を把握するた
めの一助として利用している。



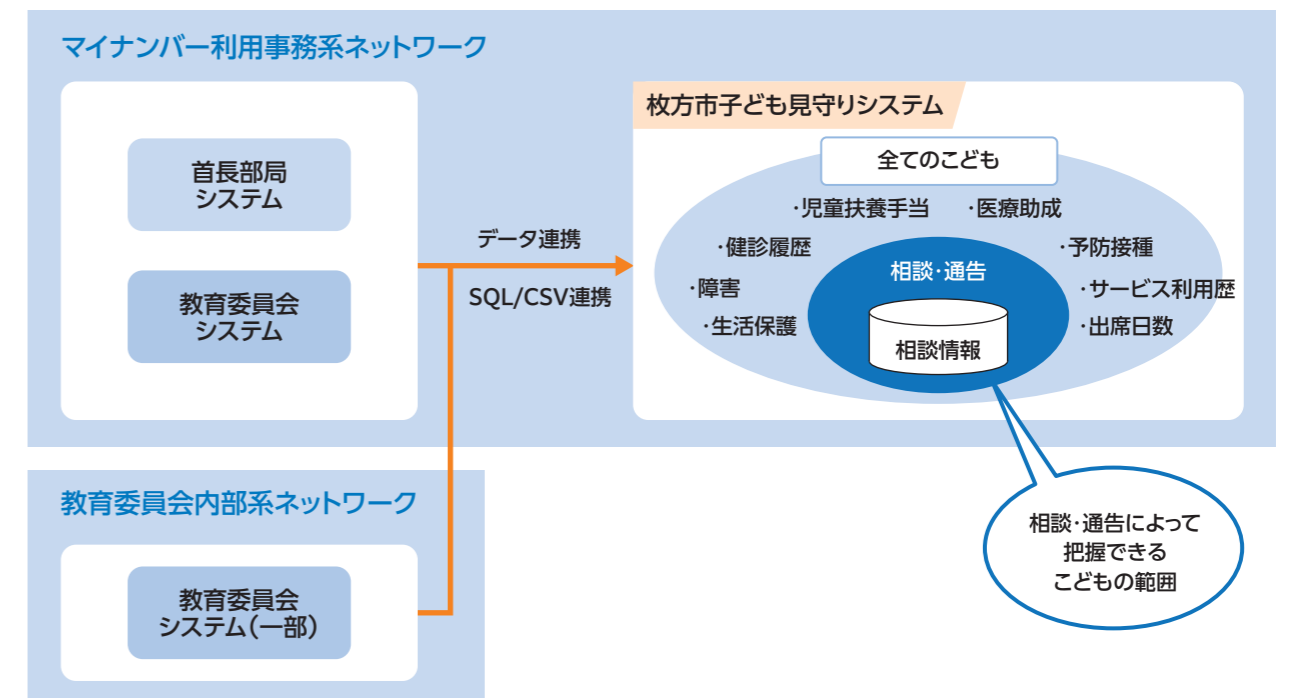
まるっと
こどもセンター職員

データを閲覧できる職員の範囲について
工夫した。具体的には個人情報の漏洩を
防止するため、担当する業務に必要な情
報以外は閲覧できないような仕組みとし
ている。

連携の仕組み

仕組みの概要

- 枚方市子ども見守りシステムはマイナンバー利用事務系ネットワーク上に構築した。
- 各データ項目はSQL連携やCSV連携を用いて枚方市子ども見守りシステムへ集約・連携している。
- データによってデータの連携頻度は異なるが、日次・週次・月次での連携を基本としている。
- 枚方市では情報紛失や漏洩リスクを考慮し、紙媒体による情報の提供は行っていない。



【検討における工夫点】



まるっと
こどもセンター職員

システム上で取り扱うデータについては、
データのフィルタリングや集計等職員が
活用しやすいよう、Excel形式で出力でき
る仕組みとした。



まるっと
こどもセンター職員

データ連携により、虐待通告受理時の情
報収集時間が短縮した。また、連携先の各
種データの最新状況が随時把握できるこ
とから、支援方針を見直す際に家庭環境
の変化を即時確認できるため、各所管課
への照会業務にかかる事務負担が軽減さ
れた。

支援事例と効果

支援ケース ※プライバシー保護の観点から、一部情報は修正して記載している。

多子世帯で母親がこどもに虐待をしていた家庭のケース

支援前の状況

- 3人のこどもと母親、祖母が同居している家庭であった。学校や近隣住民からの通告により、母親によるこどもへのネグレクトや虐待の疑いが指摘されていた。
- 母親には精神的な不安定さが見受けられ、金銭的にも困窮していた。一部のこどもは祖母のもとで養育されていたが、祖母と母親の関係は複雑であった。

市での判断結果

- 枚方市子ども見守りシステムを通じて、こどもに関する情報を集約・精査したところ、こどもが継続的なネグレクトや虐待を受けている状況が明らかとなり、支援が必要であると判断した。

支援内容

- 家庭訪問を行い、こどもの安否や健康状態、生活環境の確認を行った。また、母親に対して面談を実施し、精神的な不安定さに対しては医療機関との連携を検討した。また、金銭的問題に対しては、就学援助等、適切な制度の利用を促した。

支援後の状況

- 祖母の支援も得て、こどもたちは安全な環境で生活できる状況を確認することができた。
- こどもへの就学支援や医療的なサポート、そして生活支援を継続して実施している。

母親から虐待を受けていたこどものケース

支援前の状況

- 留守家庭児童会*から小学生のこどもが顔にあざを作って登校したとの通告を受けた。
- こどもへの聞き取りにより、母親から虐待を受けていることが確認された。また、母親が夜間にこどもを残し外出している等のネグレクトの兆候も見受けられた。

市での判断結果

- 枚方市子ども見守りシステムを活用し、こどもに関する情報を収集したところ、以前から家庭内でネグレクト等の虐待が発生していたことが判明した。そのため、こどもの心身に深刻な影響を及ぼしている緊急性の高いケースであると判断した。

支援内容

- システムで共有された総合的な情報やこどもへの聞き取りから、家庭での安全確保が困難であると判断し、児童相談所に対応を依頼、児童相談所にて、こどもを緊急一時保護した。

支援後の状況

- 即座に保護を実施したことで、こどもは安全な環境で心身の回復に専念することができた。
- 母親に関しては、生活状況や精神面の課題が明らかとなったため、関係機関と連携し、生活相談や子育て指導等の継続的な支援を実施している。

*留守家庭児童会は、保護者の就労や病気等により、保育を必要とするこどもに、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的としたサービスである。

継続的な取組のために

本取組を通じて得られた効果・今後の展望

【効果】

<データ連携による効率的な支援方針の見直し>

- 枚方市子ども見守りシステムを導入する以前は、支援方針を見直す際、幼稚園や学校に依頼して支援対象者の経過観察を行い、情報を収集することが主であった。しかし、報告内容は職員の見聞きした情報に限られていたため、家庭環境を踏まえた支援方針の見直しが困難であった。一方、システム導入後は、データ連携により、現場の情報に加え、生活保護や医療助成費の受給開始時期等のデータも活用できるようになり、こどもや家庭の状況に即した支援方針の見直しがより効率的に行えるようになった。

<支援開始までの初動対応の迅速化>

- データの連携により、関係課が保有するデータを瞬時に閲覧できるため、情報収集にかかる時間が削減され、虐待通告を受けた後の迅速な初動対応が可能となった。

【今後の展望】

<枚方市子ども見守りシステムの見直し>

- 枚方市子ども見守りシステム上で支援対象者のアセスメント結果・支援の実績・支援後の経過を一連の流れとして確認できるようにし、アセスメント結果に対する適切な支援方策の傾向等も確認できるようにしたい。
- これまで把握が困難であった潜在的に支援が必要なこどもや家庭を発見するために、より詳細な分析機能やダッシュボード機能の実装等、分析結果を確認できるような機能を構築したい。

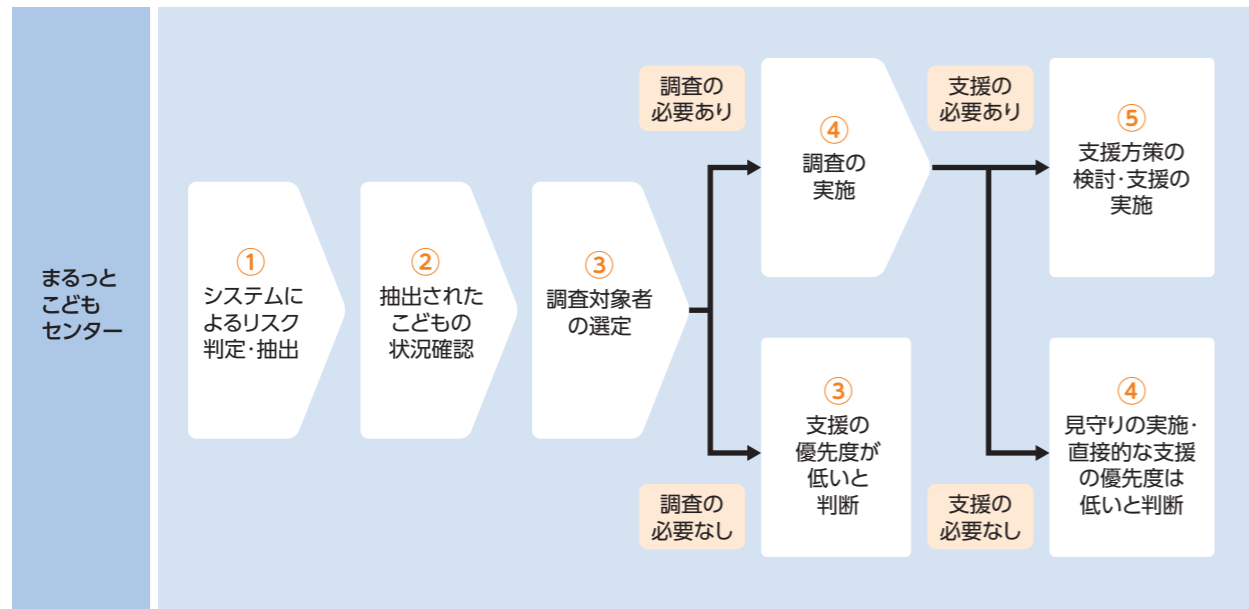
<支援対象者へのアプローチ方法の確立>

- 枚方市子ども見守りシステムへ構築済みである、問題を抱える可能性のあるこどもを判定する機能を実際の業務へ活用し、支援対象者へアプローチしたい。(将来的なアプローチ方法については、P32に記載のとおり。)
- データ連携を基に、予防的支援へつなげていくことを目指しているが、これまで市と接点がなかったこどもや家庭に、より自然な形でアプローチできる方法を確立する必要がある。

<各こどもや家庭の状況に適した支援内容の検討>

- 支援内容は、対象となるこどもの年齢、家庭、生活状況に応じて多様である。そのため、画一的な支援ではなく、それぞれの状況に即した支援メニューを検討することが重要である。こうした支援を効果的に行うためには、これまでの支援記録や調査結果等の情報を活用することが求められる。

【将来的な支援対象者へのアプローチ方法】



- ① 調査したいリスクの種類を決定する。システムによる判定の結果、規定のリスク値以上と判断されたこどもを抽出する。
- ② 抽出したこどもの家庭や学校での生活状況をまるっとこどもセンターにて確認する。
- ③ 確認したこどもの状況を踏まえ、まるっとこどもセンターの職員を中心に、調査方針を検討する。既に支援が提供されている場合には、調査の必要がないと判断し、支援の優先順位を下げる。
- ④ 選定した調査対象者について、健診情報や問診情報を基に、まるっとこどもセンターの職員が気になる項目について確認する。また、健診情報や問診情報を基に気になるこどもがいないかや保育所等への引継ぎがされていないこどもがいないかについても調査する。調査を踏まえ、支援の必要性が高くないと判断した子どもに対しては、①で調査の対象としたリスクにおける支援については優先順位を下げる。
- ⑤ 調査結果に基づき、支援が必要と判断した子どもに対して、支援方策を検討の上で、適切な支援を行う。

【想定される具体的な支援内容】

まるっとこどもセンターでの支援や、学校等のこどもの所属機関での見守り支援を実施する。

〈支援例〉

- 乳幼児健診時の面談や健診後の継続したフォロー
- 現行サービスの利用案内
- 健診未受診・予防接種未接種のこどもや家庭へのフォロー
- 学校等の所属への状況確認

04 兵庫県宝塚市

人口 ^{※1} 227,645人 子どもの人口 ^{※2} 38,354人

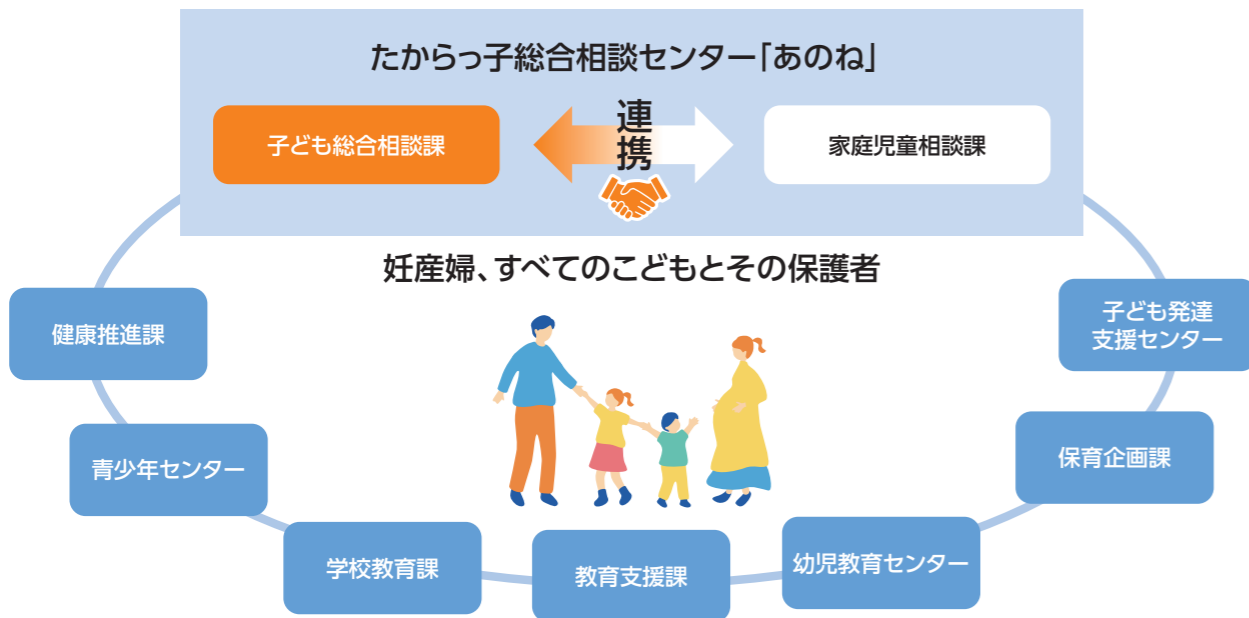
取組名	子ども家庭総合支援拠点システム活用による支援充実化
総括管理主体 ^{※3}	子ども総合相談課・子ども政策課
保有・管理主体	窓口サービス課・健康推進課・障害福祉課・保育事業課・学事課・アフタースクール課・子育て応援課
困難の種類	虐待・不登校・発達障害・産後うつ・いじめ・非行等

※1 人口については、総務省【総計】令和7年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)を参照。
 ※2 子どもの人口は上記より、0～19歳の人口を記載。
 ※3 宝塚市においては、子ども総合相談課がシステム運用を担当し、子ども政策課が保守を担当している。

背景・目的

子ども家庭総合支援拠点の設置と併せて、虐待・不登校・いじめ・発達障害等多様な課題に切れ目なく対応するため、保健・福祉・教育の分野を横断するネットワークの構築を検討していた。相談対応の円滑化に加え、分野間(横)・年齢間(縦)の連携を強化することが予防的支援につながると考え、各部署に共通のシステムを一斉導入した。システムを活用した支援事例の蓄積により、支援者の対応力向上や、問題の予防・軽減につなげることを目的としている。

取組概要



こどもとその家庭を支援する部署の円滑な連携を目指し、3つの機能(①関係課が保有するこどもとその家庭に関する情報の閲覧 ②各部署での支援情報の記録 ③必要に応じた各部署間での支援情報の共有)を持つ共通の電子システムを構築・運用している。

本システムの利用により、市民にとっては、過去の相談内容を別の相談窓口で一から伝える必要がなくなり、二度手間やいわゆる「たらい回し」の防止につながっている。また、庁内では、情報の円滑な確認・共有が可能となり、虐待対応等を迅速に実施できるようになった。さらに、対面でのケース会議や紙資料の作成を省略できる場合もあり、困難を抱えるこどもとその家庭への支援に一層注力することが可能となっている。

本取組を通じて支援記録が蓄積され、支援の多角化と切れ目のない支援の実現を目指している。

データを連携する前に検討したこと

実施体制の検討と工夫点

子ども家庭総合支援拠点の機能が十分に発揮されるよう、保健・児童福祉・教育にまたがる9つの部署に呼びかけ、共通のシステムの導入に向けて体制の構築を進めた。体制構築にあたっては、虐待担当部署、母子保健担当部署、発達支援担当部署、教育相談担当部署の職員を中心メンバーとし、協議を重ねた。



宝塚市職員
(子ども政策課)

子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた協議体の中で、共通システムに関するヒアリングや協議も実施した。協議では、連携するデータ項目や閲覧権限範囲について検討した。



宝塚市職員
(子ども政策課)

システム運用にあたっての認識を共有するため、システムを利用する各課及び子ども政策課で構成する庁内検討会を設置し、定期的に協議を実施している。庁内検討会においては、システムを活用して実施した支援の好事例や課題が生じた事例の共有も実施している。

利用しているデータ項目の例

①住基情報(氏名、生年月日、住所、支援措置情報等) / 窓口サービス課

- 虐待通告において対象者が不明確な場合、本人情報を確認するために使用している。また、要保護・要支援対象者の転入・転出等住基情報の異動も把握している。
- 支援措置情報の有無の確認にも使用し、DVや虐待歴の把握にも役立っている。

②福祉サービス情報(障害福祉サービス利用状況等) / 障害福祉課

- 支援対象者が受けているサービスを他課でも把握するために使用している。
- 従前は、関係機関への聞き取りだけでは機微情報のため正確な利用状況を把握することが困難だったが、システム導入後は本人の同意を得ることで履歴を含む完全な情報を確認できるため、相談開始時の支援状況把握に役立っている。

③こどもの所属情報(保育所名、幼稚園名、小学校名、中学校名、支援学級区分、放課後児童クラブ等) / 学事課・保育事業課・アフタースクール課

- こどもの所属機関を把握するために使用している。
- 支援学級への所属状況を確認することで、学校生活において支援を受けているかを把握した上で支援を実施できている。

上記のデータ項目を含め、こどもやその家庭に関するデータを連携している。連携されたデータはこども・家庭の支援や相談を担当する課が閲覧し、活用する。データ項目の選定にあたっては、他団体の事例を参考にしつつ、各課へのヒアリングを実施しながら決定した。

個人情報の取扱い

【検討事項】

個人情報の取扱いに関して、宝塚市では以下6点を主に検討し、取組を実施した。

観点	取組内容(一部)
個人情報の利用目的整理	取得元以外の課が情報を参照する際には原則として本人の同意を得てから参照しており、個人情報保護法第69条第2項第1号に基づく整理としている。
個人情報ファイル簿作成	個人情報ファイル簿 ^{*1} を作成し、宝塚市HPで公開済み。
安全管理措置策定	市として情報セキュリティ規則を定め、全庁的に物理的・技術的な対策、責任者の配置、研修の実施等を行っている。
開示等請求対応	開示請求等の受付担当部署が中心となり、請求内容の確認を実施の上、各部署と調整して対応する。
プライバシー保護への対応	個人情報の目的外利用が法令上認められる場合でも、複数の部署で情報を共有することについては必要性を厳格に判断している。
自己点検・監査	年に1度、システムの運用状況を評価・報告する『情報システム評価書』を作成している。 ^{*2}

※1 宝塚市個人情報ファイル簿一覧(閲覧用)「子ども家庭総合支援拠点システム」

※2 詳細はP.39も参照。

【検討における工夫点】



宝塚市職員
(子ども政策課)

システムを利用する各部署間で、情報利用の必要性や守秘義務の厳格さ等に認識の差があったため、どの情報をどの範囲まで共有することが妥当であるかという認識やルール決定に苦労した。
そのため、各部署がどの情報をどのように利用するかの一覧を含めたマニュアルを作成するとともに、適正かつ積極的なシステムの利用と連携体制の維持を目的とした庁内検討会を設けて協議することとした。



宝塚市職員
(子ども政策課)

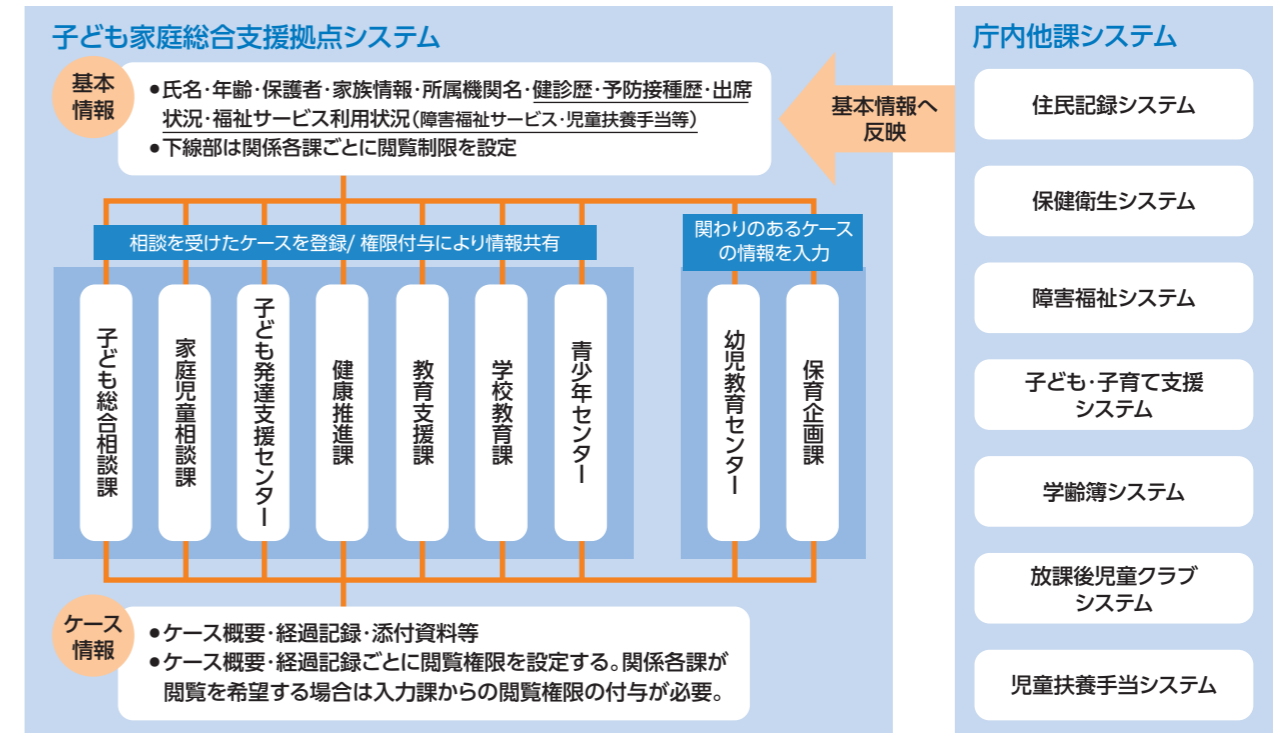
個人情報の目的外利用にあたっては、本人同意に基づくことを原則とするが、例外的に必要に応じて児童福祉法に基づき情報を確認することがある。ただし、本人同意の取得が難しく、児童福祉法の対応範囲でないケースにも適切に対応できるように、本市の子ども条例内^{*3}に「子ども及び妊産婦に関する情報を、必要な範囲で関係課同士が相互に共有できる」旨の規定を設けた。このようなケースは、「個人情報保護法第69条第2項第2号」に基づく整理としている。

※3 <https://www2.city.takarazuka.hyogo.jp/kids/3000007/3000054.html>

連携の仕組み

仕組みの概要

- 子ども家庭総合支援拠点システムはマイナンバー利用事務系ネットワーク上に構築している。
- 各データ項目はCSV形式に整備され、システム連携によって子ども家庭総合支援拠点システムへ集約・連携している。
- 各システムが保有する子どもや妊産婦に係る基本情報は日次または月次で連携している。また、各課で相談のあったケース情報は相談を受けた際に都度登録している。



【検討における工夫点】



宝塚市職員
(子ども政策課)

システムにアクセス権限の設定機能が実装されているため、各課は自身の所属する課の端末から直接システムにアクセスして、情報を得ることができる。

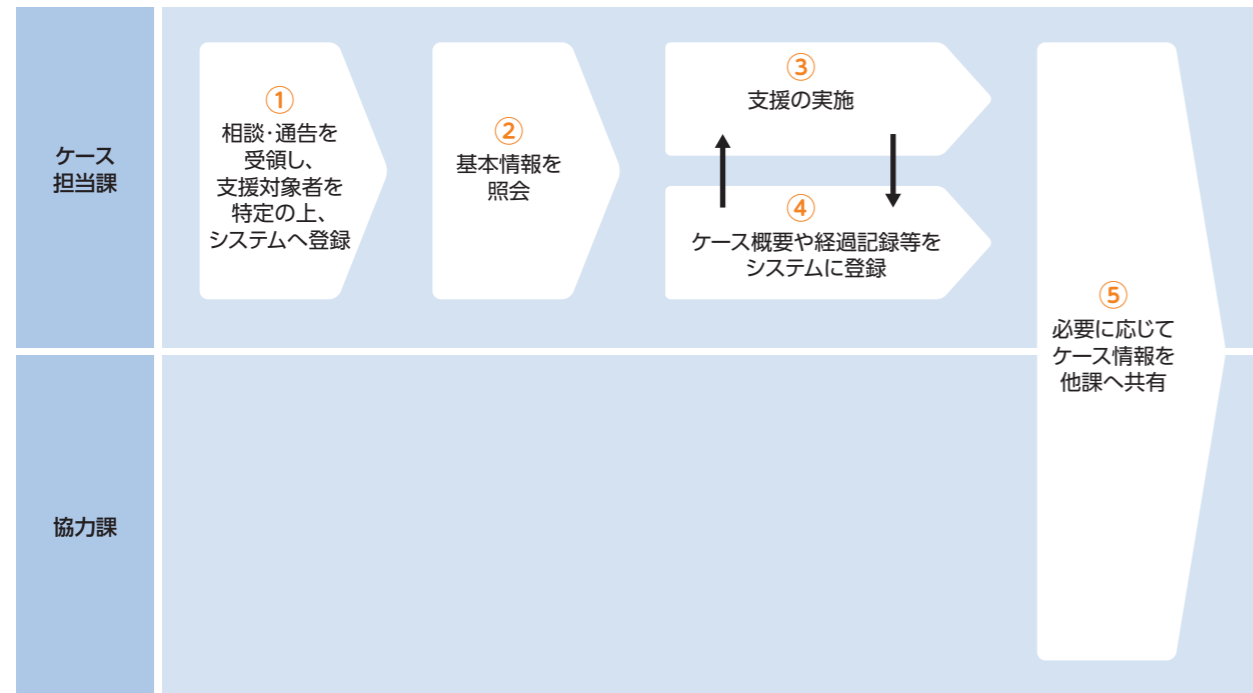


宝塚市職員
(子ども政策課)

保有する個人情報を共有することに抵抗感がある職員が多く、法律や制度の整備だけでは十分な理解が得られなかった。そのため、情報を提供する課が情報提供範囲を決定できる仕組みとすることや、提供する内容に細かく制限をかけられるようにする等、システムの機能を工夫した。

支援の実施

支援を実施するまでの流れ



- ①相談を受けたケースについて、住基情報を用いて支援対象者を特定の上、システムへ登録する。
- ②宛名番号に紐づけられた基本情報(氏名・年齢・家族情報等)を確認する。
- ③システム上の情報を参照し、支援を実施する。
- ④ケース概要・支援で得た情報・経過記録等をケース情報として支援を実施した課で登録・蓄積し、支援に役立てる。
- ⑤必要に応じて、ケース情報を他課へ共有し、他課での支援に役立てる。

具体的な支援内容

- 宝塚市においては、既存業務にて実施している支援をより良いものにするために子ども家庭総合支援拠点システムを活用している。
- 子ども家庭総合支援拠点システムを活用している課が担当している相談支援は以下の通り。

担当課	子ども総合相談課	家庭児童相談課	子ども発達支援センター	健康推進課	教育支援課	学校教育課	青少年センター
相談区分	子ども総合相談	家庭児童相談	発達相談	母子保健相談	不登校相談 教育相談	いじめ相談 特別支援教育に関する相談	非行相談



宝塚市職員
(子ども総合相談課)

事前に得た情報を前提にした対応だとしても、相談者の気持ちや状況を尊重しながら、できる限り本人から情報を得るようにしている。また、支援実施後は電話や訪問等で対象者の支援後の状況に関するヒアリングを実施している。

支援事例と効果

支援ケース ※プライバシー保護の観点から、一部情報は修正して記載している。

保護者の養育能力が不安定なケース

支援前の状況

- 低学年のこどもが登校しづらい家庭があるとの相談を、当該こどもが通う小学校から受けた。学校によると、保護者が登校時に送り出しが難しいことや、持ち物の準備が不十分であること等、家庭にいくつかの課題が見受けられるとの報告があった。

システムの活用結果

- 相談を受けた課がシステムを確認したところ、母親が精神障害者保健福祉手帳を所持していることが判明した。一方で、ヘルパー等の福祉サービスは未利用であることも確認された。

支援内容

- 相談を受けた課が、福祉サービスを提供する事業者と家庭をつなぎ、家庭に対して福祉サービスの利用を促した。その結果、家庭にヘルパーが派遣されることとなり、登校時の送り出しや身辺整理等、こどものケアをヘルパーが実施することになった。

支援後

- 福祉サービスを利用したことで家庭内の課題が改善し、こどもの登校状況が安定した。



宝塚市職員
(家庭児童相談課)

システムの主な役割は、相談対応の中で円滑に情報を確認し、相談者の状況や気持ちに適切に配慮できるようにすることである。そのため、効果は外から見えにくいかもしれない。しかし、情報を知らなければ家庭のリスクに気づけない場合もあり、結果として日々の相談対応の質が向上していると感じている。

特別支援学級に所属するこどものケース

支援前の状況

- 小学校高学年のこどもが、放課後、自宅に入れずにいるとの通報があった。学校からの情報によると、こどもは特別支援学級に在籍しているものの、福祉サービスの利用はしていないということであった。

システムの活用結果

- 担当課がシステムを用いて福祉サービスの利用状況を確認したところ、過去には放課後等デイサービスを利用していたものの、現在は利用していないことがわかった。

支援内容

- 担当課が家庭訪問を行い、放課後等デイサービスの利用を提案し、必要な手続きについて支援を行った。

支援後

- 放課後等デイサービスの利用を再開したことで、放課後の過ごし方に困ることがなくなった。

事業の効果

①こどもと子育て家庭の状況の効率的な把握・早期対応

- 支援対象者の基本情報及び相談履歴を一元化することで、支援対象者と関係機関等のつながりを効率的に把握できるようになった。その結果、虐待通告時等においても円滑に調査することが可能となり、実際に、虐待通告対応時の基礎調査にかかる時間を削減することができ、現地確認もより迅速に実施できるようになった。また、専門職でなく事務員でも基礎調査に対応できるようになった。
- また、市民が他の課へ相談する際に、同じ説明を繰り返す必要がなくなった。

②システム構築による事務の省力化

- 支援対象者の相談履歴等を横断的に確認できるため、他課へ電話等で確認依頼をすることなく、支援記録を共有することが可能になった。さらに、他市への引き継ぎ書等の帳票や統計資料を容易に作成することができるため、資料作成にかかる事務の省力化が図られている。



宝塚市職員
(子ども総合相談課)

自身の所属している課以外が保有しているデータも参照することで、支援対象のこどもやその家庭の最新の情報を正しく把握することができている。そのため、相談対応の際により適切な情報を提供することが可能になり、支援の質の向上につながっていると感じている。



宝塚市職員
(子ども発達支援センター)

従来はこどもの情報を共有する際に、紙で資料を持ち出し、市役所や市が運営するセンター等まで移動する必要があった。しかし、システムを活用することで、紙に出力して個人情報を持ち出す必要がなくなった。結果として紙資料の受け渡しに伴う移動も不要となったため、業務効率が大幅に向上するとともに、紙に出力して持ち出すことによる情報漏洩のリスク低減にも寄与した。



宝塚市職員
(家庭児童相談課)

以前は、こどもの発達相談を受けた際に、相談を受けた職員がこどもへの支援の実施で良いか、家庭自体への支援が必要なのか判断することが難しかった。そのため、支援が必要な家庭かどうかを判断するため、虐待担当課へ電話で照会する必要があった。現在はシステム上で過去の相談履歴を参照できるため、家庭の状況に応じた支援が可能になっている。発達相談だけでなく、家庭を取り巻く課題も把握した上で対応できる点が効果的であると感じる。虐待担当課も、不登校や発達障害等他の困難を踏まえた相談対応ができていると考える。

継続的な取組のために

事業の評価と改善方法

- システム運用開始直後及び、年次で情報システム評価書を作成している。
- 情報システム評価書の構成は以下の通り。

①目的

システムを導入することで達成したい目的

②運用状況

インシデントの発生件数、改修箇所、システム運用に係る会議の実施状況

③情報システム導入の定量的な効果目標

システム導入による定量的目標の状況

④費用

運用や保守等に係る費用の予算と実績

⑤次期情報システムの方針

使用システムの契約終了後の方針

情報システム評価書

作成日		令和 年 月 日	
担当課			
担当者			
内線			
(凡例) <input type="checkbox"/> : 入力項目 <input type="checkbox"/> : 選択項目 <input type="checkbox"/> : 入力不要項目 (自動表示)			
情報システム名			
1 目的			
達成状況・問題点等			
2 運用状況			
品別	重大	大	中
障害発生件数			
<small>重大：市民サービス影響 大：職員稼働影響、職員休日・深夜残業発生 中：職員稼働影響 軽微：結果報告程度、実害なし</small>			
改修			
制度改正	<input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/> あり		
内容			
カスタマイズ	<input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/> あり		
内容			
会議			
運用報告会議開催実績			
問題点等			
3 情報システム導入の定量的な効果目標			
目標指標	単位	現状値 (令和〇〇年度)	実績値 (令和〇〇年度)
			目標値 (令和〇〇年度)
4 費用 (単位：千円)			
運用・保守	予算額	情報システム評価 (年次) 時点	増減の理由・問題点・改善の方針
その他			
合計	0	0	
5 次期情報システムの方針 (情報システムの規模に応じて、事務局と協議の上、記載してください。)			
(1) 契約終了の2年前に記入			
方針	<input checked="" type="radio"/> 再構築 <input type="radio"/> 更新 <input type="radio"/> 廃止		
理由			
(2) 契約終了の1年前に記入 ((1)より変更がある場合に記載してください。)			
方針	<input checked="" type="radio"/> 再構築 <input type="radio"/> 更新 <input type="radio"/> 廃止		
理由			

見本

事業に活用した交付金・補助金

- 宝塚市では、事業を実施するにあたって2つの交付金・補助金を活用した。
 - 子ども・子育て支援交付金「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」(こども家庭庁)
 - 児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金(こども家庭庁)

05

茨城県つくば市

人口 ^{※1} 259,000人 子どもの人口 ^{※2} 52,576人

取組名	こどもデータの連携実証事業
総括管理主体	こども部 こども未来センター
保有・管理主体	市民窓口課・社会福祉課・障害福祉課・幼児保育課・こども政策課・こども未来センター・介護保険課・健康増進課・国民健康保険課・医療年金課・学務課・健康教育課・教育相談センター・各学校
分析主体	こども部 こども未来センター
困難の類型	貧困・虐待・ヤングケアラー・不登校・産後うつ

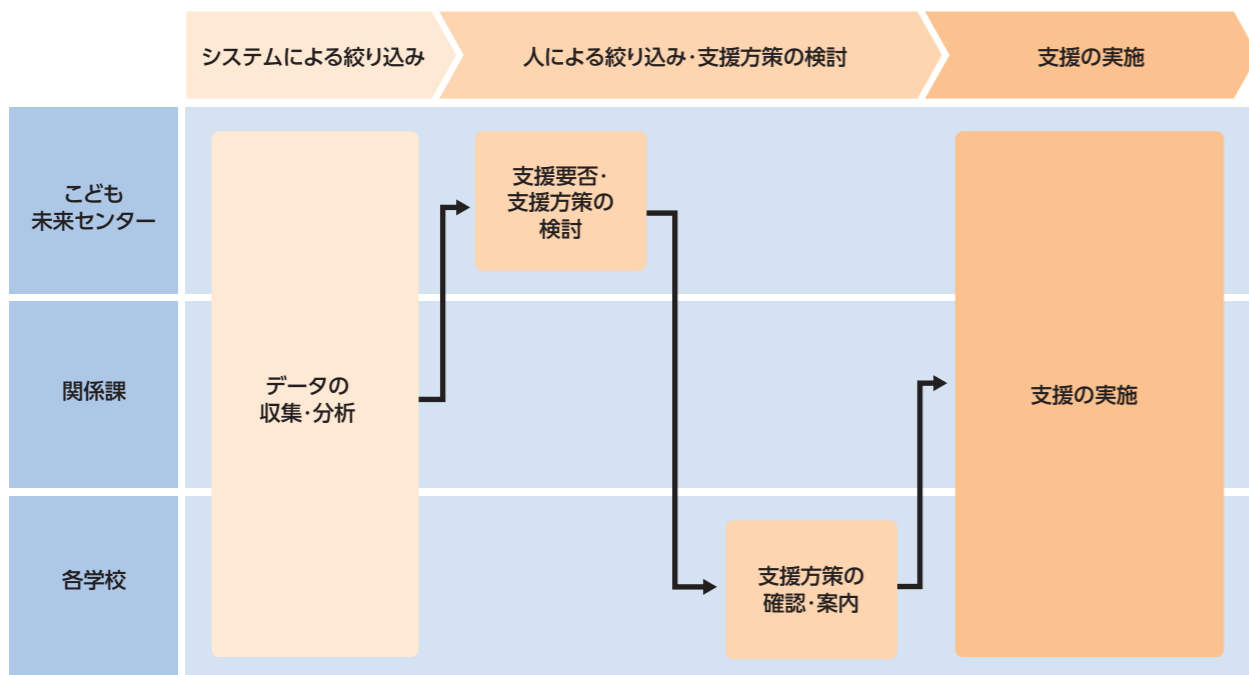
※1 人口については、総務省【総計】令和7年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)を参照。
 ※2 こどもの人口は上記より、0～19歳の人口を記載。

背景・目的

つくば市では若年層や子育て世代が増加する一方、虐待や不登校、ヤングケアラー等こどもを取り巻く課題が複雑化し、従来の体制では潜在的にリスクを抱えているこどもの早期発見が難しくなっている。そこで、分野横断的なデータ連携により、こども・家庭のニーズに応じた支援をプッシュ型・アウトリーチ型で提供する等誰一人取り残さない仕組みづくりの構築を目指す。

取組概要

つくば市では、本実証事業参加前から「データベースみまもり」を運用しており、Excel等を用いて各課から連携したデータについて独自の閾値判定でリスク抽出を行っていた。しかし、データ量の制限や操作の煩雑さという課題があったため、令和7年度に、新たにこども見守りシステムを構築し、支援が必要なこどもや家庭を早期に発見してプッシュ型・アウトリーチ型支援につなげている。この中で、住民記録や医療費助成、障害者情報、校務支援データ等を横断的に連携し、統計解析を用いてデータ項目ごとに重みづけを行った上で、より精緻に潜在的にリスクを抱えているこどもを抽出している。また、システムによる判定結果を人の目で確認し、こども未来センターや学校等が連携して支援を実施している。



取組開始前に検討したこと

実施体制の検討と工夫点

本取組は、こども未来センターを中心に推進した。データの収集に際しては、こども未来センターから各データの保有課へデータの提供を依頼した。各課へ依頼する際には、事業計画書及び事業説明資料を用いて、取組の目的や流れを共有することで、各課から取組に対する理解を得た。



つくば市職員 (こども未来センター)

データの提供を依頼した一部の課からは、データ提供の必要性に疑義を示されたこともあった。そのような場合には、取組の目的や流れ、個人情報の取扱い方針を説明する機会を設けることで、取組を理解し、データを提供してもらうことができた。



つくば市職員 (こども未来センター)

つくば市においては、こどもの貧困問題や個人情報の取扱いに関する課題について、NPO法人代表理事や研究者から助言を受ける等、外部の協力を得ながら取組を進めた。外部有識者の選定にあたっては、事業の継続に伴う長期的な協力関係の維持を考慮して、従来から市と関わりのある有識者に対し、各担当課から依頼を行った。

利用しているデータ項目の例

- 基本連携データ項目^{※8}項目を含む23項目のデータを連携している。
- 連携したデータを全て用いて、統計解析を実施し、リスク度を算出するモデルを構築した。連携したデータ項目のうち、特に困難の悪化や改善に影響を与える要因として因果関係が認められたデータ項目を、人の目による支援要否の確認を実施する際にも利用している。

①住民基本台帳データ / 市民窓口課

- 家族構成を把握するために使用している。同居しているが世帯分離している祖父母、世帯を別としているパートナー等の存在も把握できるよう、分析では全世帯を対象に利用している。ただし、システム上ではこどもがいる世帯のみを表示している。
- 転入したばかりの家庭や海外にルーツを持つ家族の存在も把握できるため、利用している。

②児童相談システムデータ / こども未来センター

- 児童相談所や市への通告・相談記録は、既に顕在化しているケースのデータであるため、他のデータ項目と困難の類型との相関関係を導き出す際に利用している。
- 既に終了していたり単発の記録であったりする場合でも、人の目での確認の際に支援方針の判断材料として活用している。

③健康管理データ(妊娠届出情報等) / こども未来センター

- 妊娠届出データについては、届出週数が遅い場合、妊娠の継続に迷いがあった可能性を示す指標として有用と考え、利用している。
- 妊娠・出産時のパートナーの存在有無や周囲のサポート状況も、こども・母親の困難の状況を推し量るために有用と考え、利用している。

※「こどもデータ連携ガイドライン」(令和7年3月 こども家庭庁)にて定義されている、データ項目単体で、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと推測できると考えられるデータ項目。

個人情報の取扱い

【検討事項】

つくば市では以下6つの観点に沿って、個人情報の取扱いについて検討した。

Point!

こどもデータ連携ガイドライン4.2.2「特定した利用目的のための内部利用及び外部提供」に沿って整理できた例

観点	取組内容(一部)
個人情報の利用目的整理	<ul style="list-style-type: none"> 本取組で利用するデータ項目は基本的に「個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号」に基づく目的外利用として整理した。なお、住民基本台帳情報については、住民基本台帳法第1条を根拠に、「個人情報保護法第61条第1項」に基づく目的内利用として整理した。
個人情報ファイル簿作成	<ul style="list-style-type: none"> こども見守りシステムについて個人情報ファイル簿[*]を作成し、市のHPに公開した。
安全管理措置策定	<ul style="list-style-type: none"> 「つくば市情報セキュリティポリシー」にて定められている安全管理措置に準拠した措置を取った。
開示等請求対応	<ul style="list-style-type: none"> 「つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例」、「つくば市情報公開条例」に基づいた対応をする。 開示請求の内容により、不開示もしくは「つくば市情報公開条例第8条」により存否応答拒否の手続きを取る方針である。
プライバシー保護への対応	<ul style="list-style-type: none"> プロファイリング防止のため、支援対象者の抽出や支援方を検討する際には、システムによる判定だけでなく、必ず支援担当者による会議を経て判断することとした。
自己点検・監査	<ul style="list-style-type: none"> 年次で全職員を対象とした個人情報保護に関する研修を実施している。

※個人情報保護/つくば市公式サイト: <https://www.city.tsukuba.lg.jp/shisei/seido/1002725.html>

【検討における工夫点】



つくば市職員
(こども未来センター)

外部有識者から、個人情報の取扱いに関するアドバイスをいただいた。具体的には、利用目的を整理する際には、**各データの必要性を明確にすることが重要**であるといった意見があった。また、**データを利用できる職員の範囲を適切に設定**することも求められるとの指摘もあった。



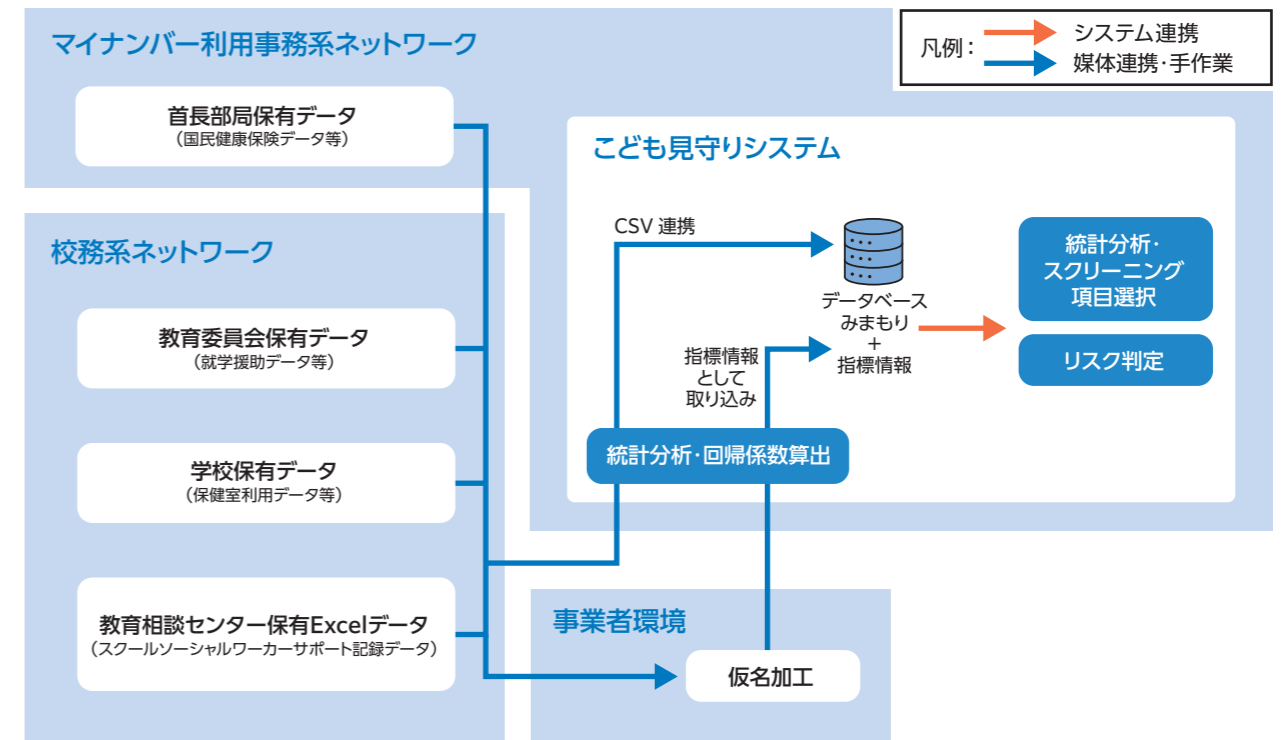
つくば市職員
(こども未来センター)

開示等請求への対応に関しては、つくば市の関連規定に基づき適切に行うものとする。例えばDV被害を受けている母子の所在を特定する意図で加害者が開示請求を行う場合、保有個人情報の「存否」を回答するだけでも、一定の居住地域を推測される恐れがある。このように、**請求の性質によっては「つくば市情報公開条例第8条」に基づき請求を拒否する対応を行う場合がある。**

連携の仕組み

仕組みの概要

- こども見守りシステムはマイナンバー利用事務系ネットワーク上に構築した。
- 首長部局が保有するデータに関しては、市の基幹系システムを管理する事業者が一括で抽出し、ファイルサーバーを用いてこども未来センターと共有を行った。
- 教育部局が保有するデータは、DVDを用いてこども未来センターへ共有した。



【検討における工夫点】



システムベンダー

現在、支援状況にあるこども・家庭の情報を教師データとして、連携したデータ項目と教師データとの関連度を統計的手法を用いて数値化した。データ項目ごとにリスク要因としての影響度を重みづけることで、精緻なリスク分析を可能とした。例えば、欠席日数には小さく係数をかけて加算する、EPDS^{*}点数には大きく係数をかけて加算する等、各項目に乗算する係数を定めて計算したスコアでリスク判定を行っている。



つくば市職員
(こども未来センター)

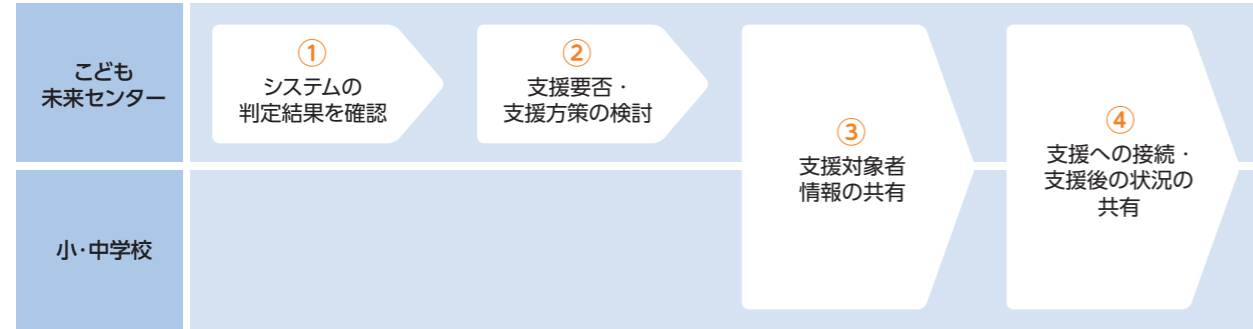
分析結果を確認する際に、リスク上昇に寄与したデータ項目だけでなく、リスクを下げる要因も確認可能な画面とすることで、適切な支援方を検討できるように工夫した。例えば、こども本人の心身の状態に課題が見られる場合であっても、教職員や友人との関係性が良好であると読み取れば、学校を通じた見守りや介入を有用な選択肢の一つとして考えることができる。

※産後うつスクリーニングを目的とした質問票で、各質問に対する回答内容から、産後うつのリスクスコアが算出される。

支援の実施

支援を実施するまでの流れ

令和7年度の事業における支援の流れは以下の通り。令和8年度以降は、支援対象の候補となるこどもの様子について、学校から聞き取った結果も踏まえて判定会議を実施し、支援対象者を決定する想定である。



- ① システムによる判定を実施し、リスクが高い順にこどもを並び替えた上で各年齢の上位10%を抽出する。
- ② こども未来センター職員・社会福祉士・公認心理師・子ども家庭支援員による判定会議を実施し、支援要否及び支援の方向性を決定する。判定会議では、各ケースの判定結果をa.受理相当、b.予防的支援、c.経過観察、d.対象外の4つに分類する。
- ③ 各学校へ支援対象者のリスト及び判定結果を共有する。その際に、②の判定会議で決定した具体的な支援方針もあわせて共有する。
- ④ 主に各学校の教職員から支援対象者へ声かけを行い、必要に応じて支援へ接続する。支援実施後の様子を、各学校からこども未来センターへ共有する。



つくば市職員
(こども未来センター)

支援対象者の抽出基準は上位10%に設定した。これは、支援を必要としているこどもの規模感を把握する際の参考値として、就学援助受給世帯の割合(約10%)を用いたものである。抽出した上位10%の中から、まだ支援につながっていないこどもを発見し、支援に接続していくことを目的とした。

具体的な支援内容

判定会議によって分類されたケース毎に支援内容を決定していく。

【a. 受理相当】となったケース

- 虐待対応ケースと同様の対応を実施するほか、市で実施する居場所支援事業等への接続を検討する。
- 居場所支援事業とは、児童福祉法に基づく児童育成支援拠点事業を指す。家庭・学校以外の居場所を提供するほか、生活習慣の支援等を行っている。

【b. 予防的支援】となったケース

- 市で実施している学習・生活支援事業への接続を検討する。
- 学習・生活支援事業とは、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業を指し、「つくばこどもの青い羽根学習会」という名称で実施している。無償での学習支援や生活習慣・環境の向上の取組を実施している。

【c. 経過観察】となったケース

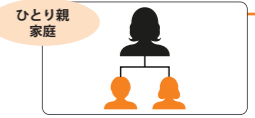
- 学校や、既につながっている支援の場(つくばこどもの青い羽根学習会等)における経過観察を依頼する。学校での経過観察においては、こども未来センター所属の支援員が学校訪問や架電等を実施し、こどもの近況等についてやり取りを行う。

支援事例と効果

支援ケース ※プライバシー保護の観点から、一部情報は修正して記載している。

つくば市では、データベースみまもりを活用し、学校を介したアウトリーチ型支援の取組を継続した結果、学校から支援につなぐ動きが円滑である点が特徴である。そのような特徴を活かし、学校がこどもの見守りや情報共有において福祉部局とこどもをつなぐ中核的な役割を果たしながら、効果的な支援を実現できたケースを紹介する。

事例① 見守り体制を構築したケース



支援前の状況

- 市内に住む小学校低学年と中学年のきょうだいがいる家庭であり、ひとり親家庭として経済的な困難を抱えていた。しかし、行政からの経済的支援等は受けていなかった。

判定結果

- システムによる判定の結果、支援の必要度が上位10%に入ったため、人の目による絞り込みの対象となった。つくば市職員にて該当するデータ項目を確認したところ、ひとり親家庭、国民健康保険受給世帯、給食費の催告履歴あり、経済的支援なし(生活保護・就学援助・児童扶養手当等)という事実が確認できた。経済的に困窮している可能性が窺える一方で、行政からの経済的な援助を受けておらず、適切な支援につながっていないのではないかと見立てとなった。まずは就学援助等の受給、その後学習支援等へ接続していく方向で学校へ声掛けを依頼することになった。

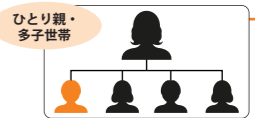
支援内容

- 学校へ判定結果の共有と依頼を行ったところ、学校からの情報共有により、過去に習い事場でトラブルに巻き込まれた経験があることがわかった。そのため、習い事形式の学習支援事業に対して拒否感が強い可能性があることが推測された。また、こどもは学校の登校状況にも問題なく、保護者との関係も良好であることも確認できたため、今回は現在利用可能な経済的支援についての案内のみを実施した。

支援後

- 今後、こどもや保護者の困り感が出てきた時には速やかに相談先を共有したり、習い事への拒否感が薄らいだタイミングで必要に応じて支援に接続できるよう、学校側での見守りを実施している。

事例② こどものニーズを捉えて支援を紹介したケース



支援前の状況

- 市内に住むひとり親家庭であり、中学生の長子の下に3人のきょうだいがいる多子世帯であった。市が実施する支援事業の利用はしていなかった。

判定結果

- システムによる判定の結果、支援の必要度が上位10%に入ったため、人の目による絞り込みの対象となった。つくば市職員にて該当するデータ項目を確認したところ、ひとり親家庭、児童扶養手当・就学援助受給有、多子世帯、学校で実施されたアンケートで「勉強」を悩みごとの一つとして回答しているという事実が確認できた。

支援内容

- 判定結果から、学習・生活支援事業の経済的な要件に該当することに加えて、学習支援の提供が本児のニーズに合致することが考えられた。また、ひとり親家庭かつ多子世帯であり、長子が他のきょうだいに目を配らなくてはならないような状況も発生し得ると捉え、学習・生活支援事業を学校・家庭以外の第3の居場所としても利用できるよう支援していく必要性が高いと考えた。そのため、学校での面談実施のタイミングで、学級担任を通じて保護者に対して事業の紹介を実施した。

支援後

- 学校からの案内を笑顔で受け取る等、保護者の反応は非常に前向きなものであった。今後、保護者の希望に基づき学習・生活支援事業の見学、申請等に進んでいく。

取組の効果

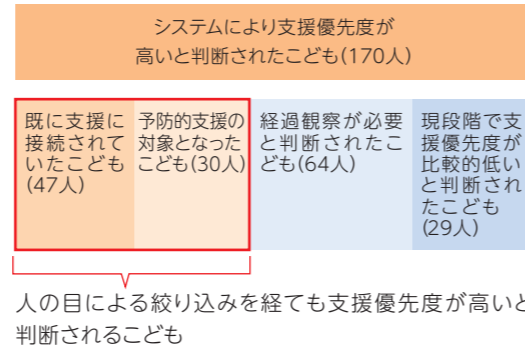
【事業の主な効果】

①潜在的なリスクを抱えた子どもへの支援の実施

- 令和7年度実証事業においては市内3校をモデル校として選定した。モデル校の所属者1,756人のうち、システムによる判定・人の目による絞り込みを経て、予防的支援の実施対象となったのは30人であった。(A小学校10人、B小学校3人、A中学校17人)
- 子ども見守りシステムを活用することで、従来のデータベースみまもりでは抽出されなかった子ども・家庭を新たに発見し学習支援事業等の支援を紹介することができた。

②潜在的に支援を必要としている子どもを抽出する仕組みの構築

- システム判定により、支援の必要性が高いと判定されたのは170人であった。そのうち、既に支援へ接続されていた子どもの数は47人であった。加えて、人の目による絞り込みを経て30人が予防的支援の対象となったことから、**システムによる判定には一定の妥当性が示された**と考えている。
- 既に困難が顕在化しているケースを教師データとして、各データ項目と教師データの関連度を統計解析したことで、**困難とデータ項目の関連度合を数値で把握**することができた。



③子どもの状況に応じた支援方策の検討

- 人の目による絞り込みや実際の支援においても、**数値による要支援度を参考として、個別のデータ項目の該当状況を参照**することで、子どもの状況に適した支援方策を検討することができた。

【事業の副次的な効果】

①1支援事例あたりに要する情報収集の効率化及び事案発生時の初動迅速化

- 虐待通告や、関係機関からの情報提供に基づき新規ケースの情報収集する場面において、複数の業務システムを介して情報を取得していた従来の業務プロセスが改善され、子どもに関する必要な情報を一画面で確認できるようになった。その結果、**子どもの状況把握に要する事務作業が効率化され、結果として、実際の支援までに必要なリードタイムが短縮**された。

②支援方策検討時の視点の広がり

- 子ども見守りシステムの開発により、従来は把握が難しかった**同一住所・別世帯の住民情報も一画面で表示**できるようになった。これにより、身近に支えになり得る大人の存在等を一度に把握できるようになり、支援方策を検討する際の情報を広く収集できるようになった。
- 例えば、従来の方法では母子世帯を前提にアセスメントした後に、世帯分離している祖父母の存在が判明し、再度アセスメントを実施するケースも存在した。しかし、子ども見守りシステムを構築したことにより、アセスメントに必要な情報や観点を初期段階で把握しやすくなり、**支援方針の精度向上や手戻りの軽減**につながった。



つくば市職員
(子ども未来センター)

子ども見守りシステムで支援の必要性が高いと考えられる要因だけでなく、**リスクを抑制する要因も併せて確認**できるようにした点も、支援方策検討時の視点の広がりに寄与していると考えられる。これは、実際に子どもや保護者の支援に携わっている専門職(公認心理師)から「子どもや家庭が抱える困難だけでなく、子どもや家庭が持っているリスクを抑制する要素(例えば体力テストの結果が良好で、子ども自身がやり抜く力を持っている可能性がある等)も把握できると支援の切り口が考えやすい」という意見を反映したものである。支援が必要な子どもや家庭を掘り起こすためにはリスクを高める要素に着目する必要がある一方で、リスクを抑制する要素も見ておくことで、**支援の実施にあたって具体的な見通しを立てられる**と考えている。

継続的な取組のために

事業の振り返りと今後の方針

これまでの取組結果を踏まえ、今後の取組方針を以下のように取りまとめた。

フェーズ (一部)	振り返り	方針・示唆
利用するデータ 項目の選定	<ul style="list-style-type: none"> 子ども見守りシステムの構築にあたり、探索的に支援対象者の抽出ロジックを構築するため、利用するデータ項目を幅広く選定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 困難との関係性が強いと認められなかったデータ項目について、今後も利用していくか、除外していくかについて継続的に検討を行い、適切な範囲でデータを利用する必要がある。
個人情報の取扱いに係る検討	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度実証事業で取り扱う個人情報については「個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号」による目的外利用として整理した。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な事業実施を見据えて、「個人情報保護法第61条第1項」による目的内利用の整理が可能となるよう、データの取得方法等について検討をしていく。
子どもデータ連携の仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度実証事業において収集したデータを手動で子ども見守りシステムへ連携したため、連携作業に手間がかかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用するデータを自動連携する仕組みの構築等、データ連携に係る作業を効率化するためのシステム改修を検討する。
困難を抱えていると思われる子どもや家庭の抽出	<ul style="list-style-type: none"> 子ども見守りシステムの構築によって、これまで支援対象として把握していなかった子ども・家庭を把握することができた。 他方、個別の状況を確認すると、困難を抱えていると判断できない子どもも抽出されていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者の抽出にあたって、特定のデータ項目が判定結果に必要以上に強く影響してしまうことが確認されたため、判定ロジックの精査を継続していく。
支援方策の検討	<ul style="list-style-type: none"> 取り扱うデータ項目を増やしたことで、より適切な支援方策の検討に資する情報が得られた一方で、情報を理解して整理するための時間や労力が必要、という課題も見られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者の抽出や人の目による絞り込み、支援方策を検討する際に利用するデータ項目を最小限とすることや、システムの画面上の表示方法を見直す必要がある。



つくば市職員
(子ども未来センター)

子どもデータ連携の取組には、システム構築や個人情報の整理、支援の実施等多段階の検討が必要である。つくば市では、**子どもの貧困・個人情報保護・統計解析の外部有識者から、個人情報の法的整理や解析手法の改善等に関する助言を受け**、取組に反映してきた。

庁内でも、福祉・心理・保健・子ども家庭支援の専門職に加え、情報システム、個人情報保護、統計解析に明るい職員からの協力を得ながら取組を進めた。**庁内や学校向けに取組を説明する機会を設ける**ことで連携体制を整えたことにより、支援が必要な子どもや家庭の把握から支援の実施まで**多様な観点を踏まえて取組を推進**することができた。

06 大阪府和泉市

人口 ^{※1} 182,481人 子どもの人口 ^{※2} 32,695人

取組名	子どもに関する各種データの連携による支援実証事業
総括管理主体	子育て支援室
保有・管理主体	子育て支援室・学校教育室・市民室・健康づくり推進室・生活福祉課・障がい福祉課・子ども未来室
分析主体	子育て支援室・政策企画室
困難の類型	虐待

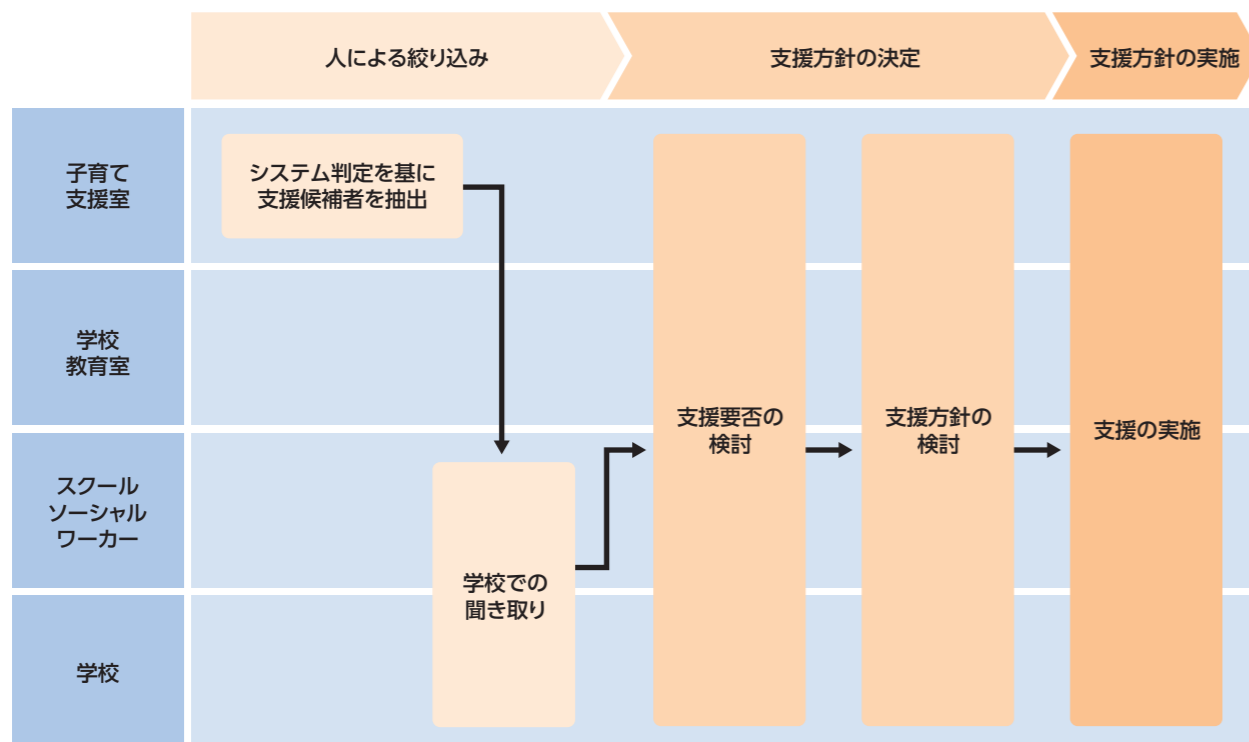
※1 人口については、総務省【統計】令和7年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)を参照。
 ※2 子どもの人口は上記より、0～19歳の人口を記載。

背景・目的

和泉市では、庁内の縦割りや人的リソース不足、情報共有手段の不足等により、プッシュ型・アウトリーチ型支援の実施が難しい状況であった。そこで、令和5年度から「子どもデータ連携実証事業」に参加し、潜在層への支援と現場負担の少ない体制構築を目指している。

取組概要

令和5年度は、庁内に保有されているデータを集約したデータマート^{※3}の構築と、虐待リスクを抱える子どもを早期に発見するためのリスク分析・判定ロジックの整備を行った。令和6年度は、支援に活用するダッシュボードを構築し、対象児童生徒を拡大した。これらの取組を踏まえ、令和7年度は、他市町村への子どもデータ連携の取組の横展開も見据え、運用コストの軽減を目的とした新たなシステム構成で取組を実施した。具体的には、市独自のシステム開発ではなく、既存のパッケージシステムを組み合わせる方法で取り組んだ。



※3 特定の業務等の目的に応じて必要なデータを抽出・整理したデータベースのこと。

取組開始前に検討したこと

実施体制の検討と工夫点

子育て支援室が中心となって取組を推進した。取組の初年度においては、子どもデータ連携の主旨を関係課へ個別に説明し、口頭での了承を得た後に改めて書面で協力依頼を行った。



和泉市職員
(子育て支援室)

取組初年度においては、介護関連部署等、子どもに直接関連しない部署の巻き込みに苦労した。そのため、取組に関して直接説明する場を設ける等して、徐々に取組への理解を得られるよう工夫した。



和泉市職員
(子育て支援室)

令和7年度は、実証終了後も本取組を継続運用できるよう、個人情報の適切な利用範囲を再検討した。そのため、子どもに直接関係する課を中心に協力依頼をすることとなり、取組への理解が得やすかった。

利用しているデータ項目の例

- 基本連携データ項目[※]13項目を含む19項目のデータを連携した。
- 令和6年度までの実証事業において困難の類型との関連性が認められたデータ項目を使用する等、リスク分析に必要な最小限の項目を選定した。
- 以下に示すのは利用しているデータ項目の一例である。

①学校でのスクリーニングシートの結果 / 学校教育室

- 各学校が、全児童生徒を対象としたスクリーニングシートを作成している。
- 出欠・持ち物・学力・交友関係等の「学校生活の状況」や、就学援助の受給状況等17項目を確認・利用している。

②障害介護情報(放課後等デイサービス等各種サービス) / 障がい福祉課・子育て支援室

- 障害児支援受給者証の発行履歴の有無を確認している。
- 子どもが何らかの障害を抱えていることと虐待の発生には相関性があるのではないかと考え、利用している。

③要対協の登録履歴 / 子育て支援室

- 過去に1度でも要対協の登録履歴のある子どもは、既に支援の必要性が顕在化していると考えられる。そのため、虐待という困難の類型との相関性が非常に高いと考え、利用している。(なお、要対協登録中の子どもについては既に支援中となるため、当該事業では対象外となる。)

※【子どもデータ連携ガイドライン】(令和7年3月 子ども家庭庁)にて定義されている、データ項目単体で、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと推測できると考えられるデータ項目。

個人情報の取扱い

【検討事項】

和泉市では以下7つの観点に沿って、個人情報の取扱いについて検討した。

Point!

子どもデータ連携ガイドライン4.2.2「特定した利用目的のための内部利用及び外部提供」及び4.2.3「利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供(法令に基づく場合)」に沿って整理できた例

観点	取組内容(一部)
個人情報の利用目的整理 (令和7年度)	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度実証事業で利用したデータ項目は全て「個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号」に基づく目的外利用として整理した。
個人情報の利用目的整理 (令和8年度以降)	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育室が保有する個人情報(4項目)は、子どもデータ連携の取組に即した利用目的を改めて特定し、「個人情報保護法第61条第1項」に基づく目的内利用として整理する。 利用目的:児童生徒への適切な支援を行うため、学校内の支援体制の検討及び必要に応じた関係機関との連携に用いるため。 学校教育室から子育て支援室への情報提供にあたっては、「児童福祉法第21条の10の5」に基づき、法令に基づく目的外利用として整理する。
個人情報ファイル簿作成	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育室が保有する個人情報に関して、個人情報ファイル簿を作成し、市のHPに公開する予定。
安全管理措置策定	<ul style="list-style-type: none"> 「和泉市情報セキュリティポリシー」に即して、組織・人・物理・技術の観点から安全管理措置を策定し、セキュリティ体制の整備等の対応を実施した。例えば、学校教育室から子育て支援室へデータを共有する際には、データを2分割し、ヨリソル内のファイル共有機能及びパスワード付きメールでそれぞれ送信することとした。
開示等請求対応	<ul style="list-style-type: none"> 「個人情報保護法」や「和泉市個人情報の保護に関する法律等施行規則」に則して、子どもの利益を最優先にした対応を予定している。
プライバシー保護への対応	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援室長をプライバシー保護責任者として指名した。また、実証期間後はプライバシー評価の実施を検討している。
自己点検・監査	<ul style="list-style-type: none"> 年度初めにシステムのアクセス権限の付与状況や、前年度のアクセスログの棚卸点検を実施する。

【検討における工夫点】



和泉市職員
(子育て支援室)

継続的な事業実施を見据え、本取組で使用する個人情報が「個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号」による相当の理由に基づく目的外利用ではなく、「同法61条第1項」の目的内利用もしくは「同法69条第1項」の法令に基づく目的外利用となるよう努めた。具体的には、**子育て支援室が要対協の調整機関である点を踏まえ**、児童福祉法を適用し、法令上の根拠を持った情報の取扱いとして位置づけるよう再整理した。



和泉市職員
(子育て支援室)

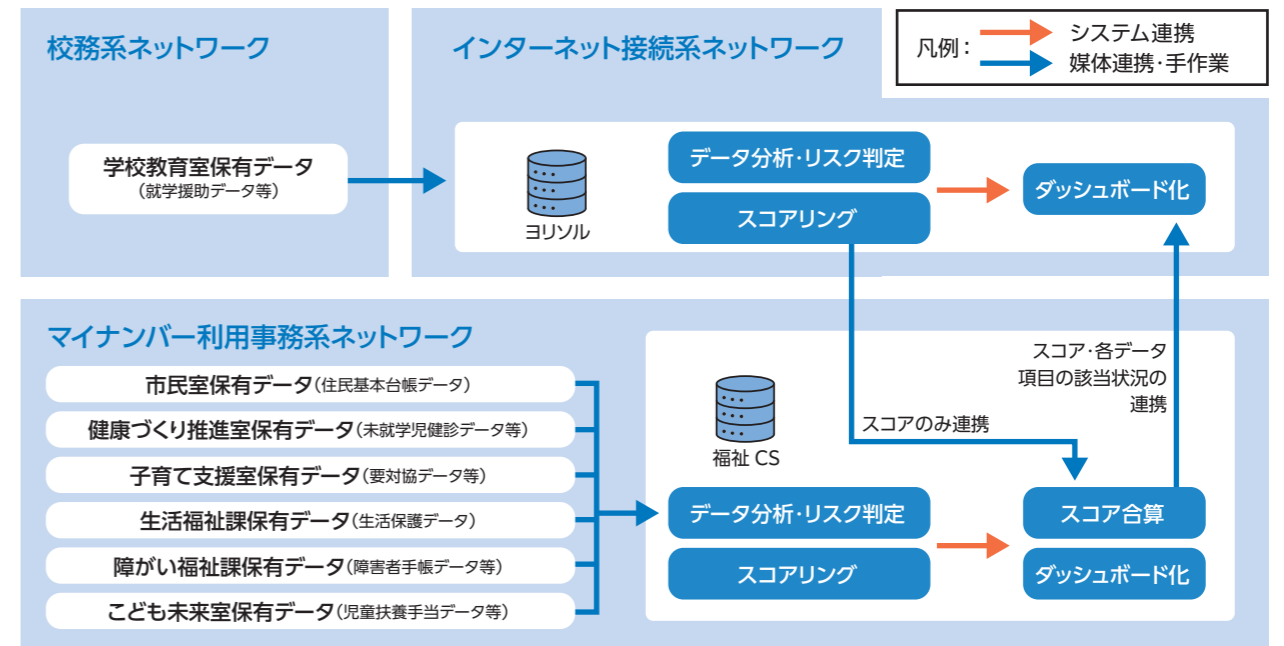
子どもデータ連携の取組により、教育部局も福祉部局データを閲覧することが可能となる。そのため、教育部局における福祉部局データの管理について、システムベンダーとの協議を重ね、IPアドレス制限の設定や、シングルサインオン^{*}の仕組みを実装する等、**安全管理措置を追加で講じ、特に慎重な検討を行った。**

^{*}ユーザーが一度ログインすると、関連する複数のアプリケーションやサービスに再度ログインすることなくアクセスできる認証方式。

連携の仕組み

仕組みの概要

- 和泉市では、福祉コミュニケーションサーバー^{※1}(以下、福祉CSとする)とヨリソル^{※2}の2つのパッケージシステムを組み合わせ子どもデータ連携に取り組んでいる。
- 福祉CSはマイナンバー利用事務系ネットワーク上、ヨリソルはインターネット接続系ネットワーク上で運用している。
- マイナンバー利用事務系ネットワーク内のデータ集約の際には、各担当課にてCSV形式でデータを抽出後に子育て支援室へ提供し、子育て支援室にて福祉CSへ取り込んでいる。
- 福祉CSからヨリソルへ、リスクスコアと各データ項目の該当状況を連携する際には、ファイル無害化処理後にLGWAN接続系ネットワークへ転送し、その後USBを用いてデータを連携している。



^{※1} 各課に分散している福祉・健康に関するデータを収集し一元的に管理するシステム。
^{※2} 教育機関内に散在するデータを一元化し、教育データの可視化と分析をするシステム。

【検討における工夫点】



和泉市職員
(子育て支援室)

市独自で構築したシステムではなく、既存のパッケージシステムを組み合わせ、子どもデータ連携に取り組んでいる点が特徴である。既存のパッケージシステムを利用することで、データの連携に係る設定もノーコード^{※3}で実施できるため、子どもデータ連携の取組をしたことがない団体も、取組を始めやすくなるのではないかと考えている。



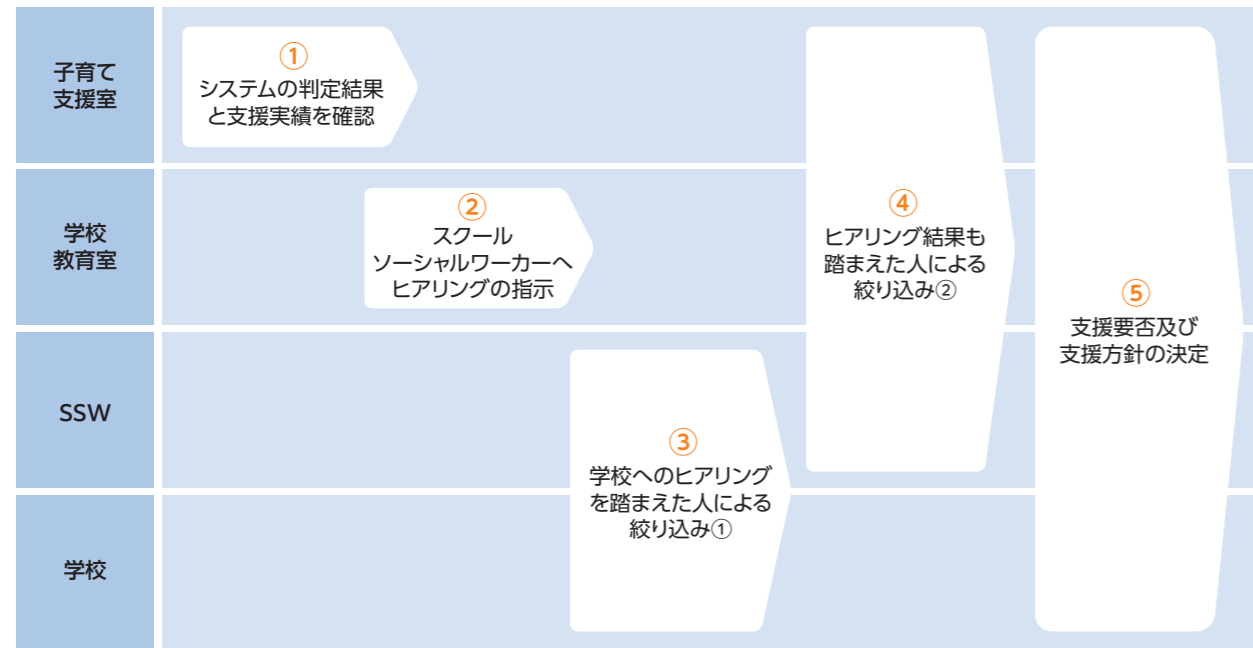
システムベンダー

虐待リスクスコアを確認するダッシュボードでは、職員の方が子どもの状況を把握しやすいように、要対協の登録状況も確認できる仕様とした。また、虐待リスクスコアを確認する画面からワンクリックで、連携したデータ項目のうち、どの項目がリスクスコアの上昇に影響しているかを確認できる画面を用意した。

^{※3} プログラミング言語を使わずにアプリやWeb開発をすることができる手法。

支援の実施

支援を実施するまでの流れ



- ①システムによる判定結果を確認し、既に要対協に登録されている子どもを除き、リスクが高いと判断された上位200名の子どもを抽出する。
- ②学校教育室からスクールソーシャルワーカー(以下、SSWとする)へ、①で抽出された200名について、学校での情報収集を指示する。
- ③②で指示を受けたSSWが共通のアセスメントシートを使用し、貧困等の福祉分野での困難と、不登校等の教育分野での困難を把握する。SSWが行政関与の下での支援の必要性を判断する。
- ④学校でのヒアリング結果とシステムの判定結果を踏まえ、子育て支援室・学校教育室・SSWが、虐待リスクの有無を判断する。
- ⑤虐待リスクがある場合は要対協へ登録し、要対協のケース会議で支援方針を決定する。虐待リスクが認められない場合は学校等での見守りを実施していく。



SSWによるアセスメントに際しては、子どもの抱える課題を、教育分野の困難(不登校・いじめ等)と、福祉分野の困難(貧困・虐待等)に分けてアセスメントシートへ記載している。
表面化しやすい教育分野の困難の背景には福祉分野の困難が潜んでいることも多く、表出している困難に対して、根本的にアプローチすることを目的としている。

具体的な支援内容

- 人による絞り込みの結果、虐待リスクが高い場合は要対協へ登録し、行政・学校が中心となり、見守りを行う。支援方針の検討は、要対協の枠組みで実施する。
- 虐待リスクはないが、何らかの支援が必要と判断した場合は、学校が中心となり、見守りを行う。支援方針の検討は、校内ケース会議の形で実施する。子どもへの声掛けや面談を実施する場合もある。

支援例:子ども・保護者への声掛け、面談、SSW・スクールカウンセラー(以下、SCとする)の紹介、放課後等デイサービス等福祉サービスの紹介等

支援事例と効果

支援ケース ※プライバシー保護の観点から、一部情報は修正して記載している。

和泉市は、システムや人の目による絞り込みの後に、SSWによる学校への聞き取りを実施し、学校からの情報収集と学校との認識のすり合わせを十分に行う点が特徴である。こうした特徴を活かし、福祉部局と教育部局の両輪で支援を実施したケースを紹介する。



事例① DV歴のあるこどものケース

支援前の状況

- 小学校中学年の子どもがいるひとり親家庭で、過去に実夫や養父から母親へのDV履歴があり、要対協への登録歴があったが、システム判定時点では要対協への登録はされていない。

判定結果

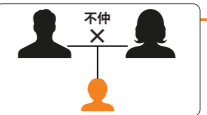
- システム判定の結果、支援の必要性が高いと判断されたため、人による絞り込みの対象となった。SSWによる学校への聞き取りでは、遅刻・欠席が多く、ひとりで自宅にいる時間が長い状況が確認された。さらに、学力面・経済面の課題も確認された。また、大人への強い警戒心がみられ、「良い子」として振る舞う一方で、同年代へ厳しい態度をとる場面もあり、情緒面における二面性が伺えた。これらの状況から、家庭児童相談室(以下、家児相とする)による支援は終結していたが、依然として心理的な支援の必要性が高く、再度支援が必要と判断された。

支援内容

- 学校においてSCが定期面談を実施し、本人の気持ちや学校での不安についての聞き取りを行った。その後、夜間の単独在宅について学校から通告があり、これを受けて子育て支援室が本人及び母親と面談を実施した。面談では、子どもの寂しさや「家族と一緒にご飯を食べたい」という思いを子育て支援室から母親に伝え、生活環境改善への理解と協力を求めた。また、安心して過ごせる居場所として、児童育成支援拠点事業について説明・紹介を行った。

支援後

- 児童育成支援拠点事業の見学につながった。今後は拠点事業の利用を含め、学校・関係機関と連携しながら継続的な支援を実施する。



事例② 養育困難を抱える家庭へ継続的な支援を行っているケース

支援前の状況

- 小学校中学年の子どもで、乳児期から不適切養育が確認され、要対協登録歴が複数回あったが、システム判定時点では要対協への登録はされていない。

判定結果

- システム判定の結果、支援の必要性が高いと判断されたため、人による絞り込みの対象となった。SSWによる学校への聞き取りでは、夫婦不和と子どもの面前での口論が続き、その影響と思われる暴言・暴力等の問題行動が顕著となっていることが確認できた。また、発達面に課題があり、入学当初から支援学級を利用していることも把握できた。また、放課後の居場所として放課後児童クラブの利用を試みたものの、集団への適応が難しく、現在は放課後等デイサービスを利用しているという情報提供を、システム判定を確認した子育て支援室の障害児の担当者から受けた。

支援内容

- 学校では、学校生活の安定を目的に、管理職が母親と定期面談し、行動・学習面の情報共有を行った。その後、放課後等デイサービス事業所の利用に関する母親の不満をきっかけに、母親が子育て支援室へ来庁したため、面談を重ねて現状の困り感を整理し、今後も継続的な支援につなげることとした。

支援後

- 子育て支援室が継続的に母親面談を実施し、養育状況や家庭内の変化を丁寧に把握している。また、放課後等デイサービス事業所や計画相談支援員等と連携し、子どもの特性・家庭状況に応じたサービス内容を調整している。今後の家庭環境の評価と適切な支援策の検討のため、関係機関参加による個別ケース会議を開催する予定である。

取組の効果

【事業の主な効果】

①潜在的なリスクを抱えた子どもへの支援の実施

- 令和7年度実証事業において、システムによる判定及び人の目による絞り込みを経て支援の優先度が高いと判断されたのは34人であった。そのうち、20人(15世帯)は要対協登録となり、14人は学校での見守りとなった。
- 支援の優先度が高いと判断された34人については、抽出時点で要対協登録されていない子どもであるため、リスクが顕在化する前に検知できたと考えられる。

【事業の副次的な効果】

①見守り・支援を行う担当者の行動変化

- 本取組を実施することで、子どもの教育分野の困難(不登校・いじめ等)の背景には、福祉分野の困難(貧困・虐待等)があるのではないかという意識が教職員に浸透した。結果として、教育的な観点に留まらず、家庭状況等についても把握した上で、子どもの困難に対処しようとする意識が醸成されている。
- 取組開始前と比較し、教職員が子どもの困難を検知した際に、早期段階でSSWに相談できているケースが増えている。教職員が何気なく相談したことをきっかけに支援につながることもあり、結果として事態が深刻化する前に支援につなげることができたケースもあった。

②支援メニューの新規拡充

- 3年間の子どもデータ連携の取組を通じて、生活支援につながる実質的なサービスが不足していること、また要対協で協議した場合においても支援が教職員の声かけや家児相の訪問、SCの介入等に留まり、問題解決に直結しづらいこと等、実効的な支援先の不足を把握することができた。こうした課題を踏まえ、令和7年度からは要対協へ登録されている家庭への直接的な支援につながる各種事業の立ち上げを実施している。
- 例えば、令和7年度は児童育成支援拠点事業、令和8年度からは親子関係形成支援事業及び子育て世帯訪問支援事業の開始を予定している。

③恒常的なデータ連携の取組実施に向けた個人情報の取扱いの整理

- 恒常的な取組を行うために、令和8年度以降は、個人情報の取扱い方法を見直し、個人情報保護法が定める「相当の理由による目的外利用」以外の整理となるよう検討した。その結果、恒常的な取組の実施につながると考えている。
- 上記の方針に基づき、「個人情報保護法第61条第1項」に基づく、目的内利用として利用できるデータを増やすべく、困難を抱える子どもの抽出段階を以下の3段階とした。
 1. 教育部局保有データでの1次スクリーニング
 2. 福祉部局保有データでの2次スクリーニング
 3. 1次スクリーニング・2次スクリーニングの結果を踏まえた人の目による確認
- 段階ごとの個人情報保護法に基づく整理は以下の通り。

段階	担当部局	個人情報保護法上の整理	根拠法令
1次スクリーニング	教育部局	第61条第1項 (利用目的内の利用)	地方教育行政の組織及び運用に関する法律第21条9号
2次スクリーニング	福祉部局	第69条第1項 (法令に基づく利用目的外の利用)	児童福祉法第21条10の5 及び同法第25条
人の目による確認	教育部局・福祉部局	第69条第1項 (法令に基づく利用目的外の利用)	児童福祉法第25条の3第1項 及び同法第25条の3第2項

継続的な取組のために

事業の振り返りと今後の方針

これまでの取組結果を踏まえ、今後の取組方針を以下のように取りまとめた。

フェーズ (一部)	振り返り	方針・示唆
利用するデータ項目の選定	<ul style="list-style-type: none"> 各学校が保有する情報が異なっていたため、データ項目の選定に時間を要した。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校ごとに管理している情報が異なることを想定し、余裕を持ったスケジュールでデータ項目の選定を行う必要がある。
個人情報の取扱いに係る検討	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育室が保有するデータは「個人情報保護法第61条第1項」による目的内利用、福祉部局が保有するデータは「個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号」による法令に基づく目的外利用として整理した。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援室が要対協の調整機関であるため、児童福祉法を使用した整理ができるのではないかと考える。 継続的な取組に向けて、目的内の利用とするデータ項目が増えるよう、引き続き法的整理を検討する。
子どもデータ連携の仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> 支援要否を検討する会議において、システムによる判定結果の背景を説明できるよう、算出されたリスクスコアや該当しているデータ項目をダッシュボードに表示した。 恒常的な取組につながるよう、困難を抱える子どもの抽出段階を3段階とし、各抽出段階において法的根拠を整理した。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援者が同じ画面を確認しながら議論できるようになったため、情報確認の往復が減少し、会議時間の短縮につながる。 1次スクリーニングにおいて、支援が必要な子どもの見落としを防ぐための負荷が高い。また、見落とし防止のため、1次スクリーニングで利用できるデータ項目等を見直す必要がある。
データ準備等	<ul style="list-style-type: none"> 校務データ等、宛名番号がないデータについては、突合作業が必要であり、名寄せに時間を要した。また、作業を自動化できていないため不備が生じる恐れもあった。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度実証事業の名寄せ結果を基に校務支援システムの独自番号と宛名番号の対応表を作成し、次年度以降に再利用する。 突合ルールを定め、一致と判断する基準を統一する。
人の目による支援等の必要性の確認	<ul style="list-style-type: none"> SSWが聞き取り結果を記入するシートを、システムに搭載することで、子育て支援室での結果の確認が容易になった。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援の記録を蓄積していくことで、学校も支援経過等を適宜把握できる仕組みを目指す。



教職員

データ連携により、福祉部局から見ても「支援が必要な可能性がある子ども」であることを、SSWからのヒアリングを通して把握できた点が大きかった。これにより、学校で気になっていた段階に留まっていた子どもが、要対協の対象として見直される等、支援に向けて動き出すきっかけになる点が有意義である。また、SSWが介入することで、福祉サービスへの接続も円滑になると考えている。

07 大分県別府市

人口 ^{※1} 112,115人 子どもの人口 ^{※2} 16,696人

取組名	別府市こども見守りシステム事業
総括管理主体	子育て支援課
保有・管理主体	子育て支援課・ひと・くらし支援課・こども家庭課・健康推進課・市民課・障害福祉課・学校教育課
分析主体	一般社団法人EVIDENCE STUDIO・株式会社オーイーシー・半熟仮想株式会社
困難の種類	貧困・不登校

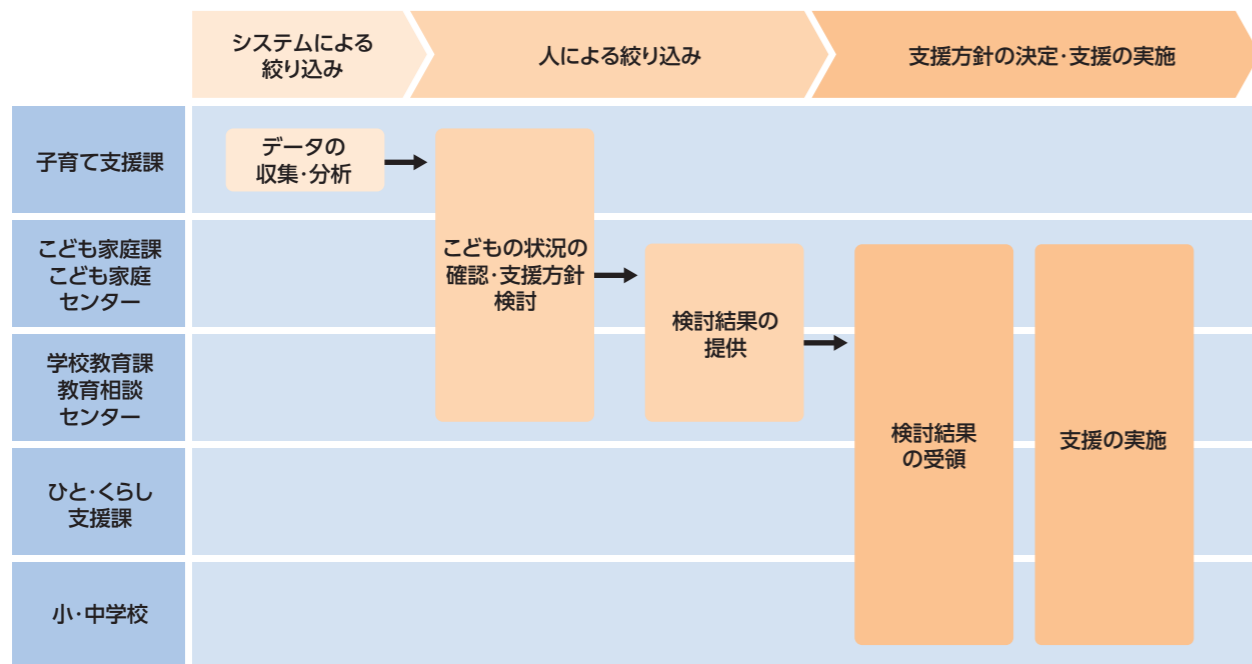
※1 人口については、総務省【総計】令和7年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)を参照。
 ※2 こどもの人口は上記より、0～19歳の人口を記載。

背景・目的

別府市では、「こどもまんなか社会」の実現に向け、すべてのこどもの健やかな成長を目指している。そこで、教育・保健・福祉等のデータを連携・分析し、潜在的に支援が必要なこどもに対して事前領域で予防的支援を行うことを目的とした「別府市こども見守りシステム事業」を令和4年度から開始した。

取組概要

令和4年度は要保護児童対策地域協議会での要保護児童の各種データベースの構築を行った。
 令和5年度には、「貧困」と「不登校」を重点政策とし、市内の0歳から18歳までのこどもに関するデータベースを構築。判定ロジックで抽出されたこどもを、支援担当者会議を経て必要な支援につなげた。
 令和6年度はこどもデータ連携実証事業に採択され、令和5年度同様、「貧困」・「不登校」に重点を置き、実証事業を推進した。
 令和7年度は、本実証事業開始前に収集したデータの取り込みや、困難の種類と関連が深いと考えられる「生活習慣等調査情報」を新たに収集・分析することで、データ分析の高度化を図り、より有用な支援策の検討・実施を目指した。



取組開始前に検討したこと

実施体制の検討と工夫点

本取組は、子育て支援課が中心となって推進し、各課から集約したデータの保有・管理主体である子育て支援課やひと・くらし支援課・こども家庭課・健康推進課・市民課・障害福祉課・学校教育課が保有するこどもや家庭に関する情報を連携した。



別府市職員
(子育て支援課)

データの連携にあたり、関係課が保有するデータを分野横断的に連携する必要があることから関係課の協力が必要不可欠であった。そこで、子育て支援課の職員が関係課の課長や学校の校長へ取組の背景や目的について個別に説明を実施した。



別府市職員
(子育て支援課)

各課が抱える個人情報の取扱いに対する懸念に対応するため、総務課とともに本取組に関わる個人情報の取扱い方針を整理した上で、説明に臨んだ。具体的には、総務課との協議内容や収集予定のデータ項目について、資料にまとめ、丁寧に説明したことで、ご理解いただくことができた。

利用しているデータ項目の例

別府市では、支援対象者の貧困や不登校に関する要支援度を把握するために、基本連携データ項目^{※1}14項目を含む20項目のデータを連携している。

①住民記録 / 市民課

- こどもと世帯員の基本4情報(氏名・住所・生年月日・性別)の把握及び連携する他のデータを紐づけるために使用している。

②障害者手帳取得状況 / 障害福祉課

- 「こどもデータ連携ガイドライン」にて基本連携データ項目として定義されており、貧困や不登校との関連性が高い項目であると考えられるため、利用している。

③学校健診結果 / 学校教育課

- ネグレクトに関連する可能性があると考え利用している。また、「子ども虐待対応の手引き」^{※2}において虐待に至るおそれのある要因として医療放棄や治療拒否が挙げられているため、利用している。

④生活習慣等調査結果 / 子育て支援課

- 従来の行政データのみでは把握が困難であるこどもの生活傾向(睡眠時間、食事状況等)を把握するために利用している。
- 本データを収集することで、困難の種類との関連性が高いと思われる生活傾向がわかり、「データの高度化」を図り、新たな支援方法やアプローチが検討可能であると考えている。

※1 「こどもデータ連携ガイドライン」(令和7年3月 こども家庭庁)にて定義されている、データ項目単体で、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと推測できると考えられるデータ項目。
 ※2 「子ども虐待対応の手引き」(令和6年4月 こども家庭庁)とは、こどもの虐待に対する基本的な対応のあり方を示す手引き。

個人情報の取扱い

【検討事項】

別府市では以下6つの観点に沿って、個人情報の取扱いについて検討した。

Point!

子どもデータ連携ガイドライン4.2.2「特定した利用目的のための内部利用及び外部提供」に沿って整理できた例

観点	取組内容(一部)
個人情報の利用目的整理	<p>〈令和7年度〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 首長部局が保有する個人情報を内部利用する場合、教育委員会が保有する個人情報を首長部局へ外部提供する場合ともに、「個人情報保護法第69条第2項」に基づく目的外利用として整理した。 <p>〈令和8年度以降〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続的な取組の実施を見据え、首長部局が保有する個人情報を内部利用する場合については、「個人情報保護法第61条第1項」に基づく目的内利用として整理した。 利用目的:潜在的な問題を抱える児童を早期に発見し、支援につなげるため。 教育委員会が保有する個人情報を首長部局へ外部提供する場合について、子どもデータ連携実証事業が終了することに伴い、「個人情報保護法第61条第1項」及び「第69条第1項」等の適用について総務部総務課や教育部学校教育課と協議した。今後、「『子ども見守りシステム』ガイドライン」(令和6年8月策定)等の一部を改めることも検討することとしている。
個人情報ファイル簿作成	<ul style="list-style-type: none"> 本取組で取り扱う個人情報に対して個人情報ファイル簿[*]を作成し、市のHPに公開した。
安全管理措置策定	<ul style="list-style-type: none"> 「子どもデータ連携ガイドライン」や「別府市情報セキュリティマネジメント規則」に即して、組織・人・物理・技術の観点から安全管理措置を策定し、セキュリティ体制の整備等の対応を実施した。
開示等請求対応	<ul style="list-style-type: none"> 「別府市個人情報保護法施行条例」に定められた事務手続きに則り、開示請求等の対応を実施する。
プライバシー保護への対応	<ul style="list-style-type: none"> 「別府市個人情報の管理に関する規程」、「別府市情報セキュリティマネジメント規則」及び「別府市情報セキュリティ対策基準」が指定する体制のもと、必要最小限のデータに限定し収集・提供を行う等、子ども本人への影響を考慮した対応を実施した。
自己点検・監査	<ul style="list-style-type: none"> 「別府市個人情報の管理に関する規程」、「別府市情報セキュリティマネジメント規則」及び「別府市情報セキュリティ対策基準」に則して、子ども見守りシステムへのアクセス権限等のセキュリティ対策の見直しを子育て支援課にて情報政策課と協議の上で実施している。

^{*}別府市 個人情報ファイル簿: https://www.city.bepu.oita.jp/doc/sisei/toukei_housei/jouhoukoukai/filebo.pdf

【検討における工夫点】



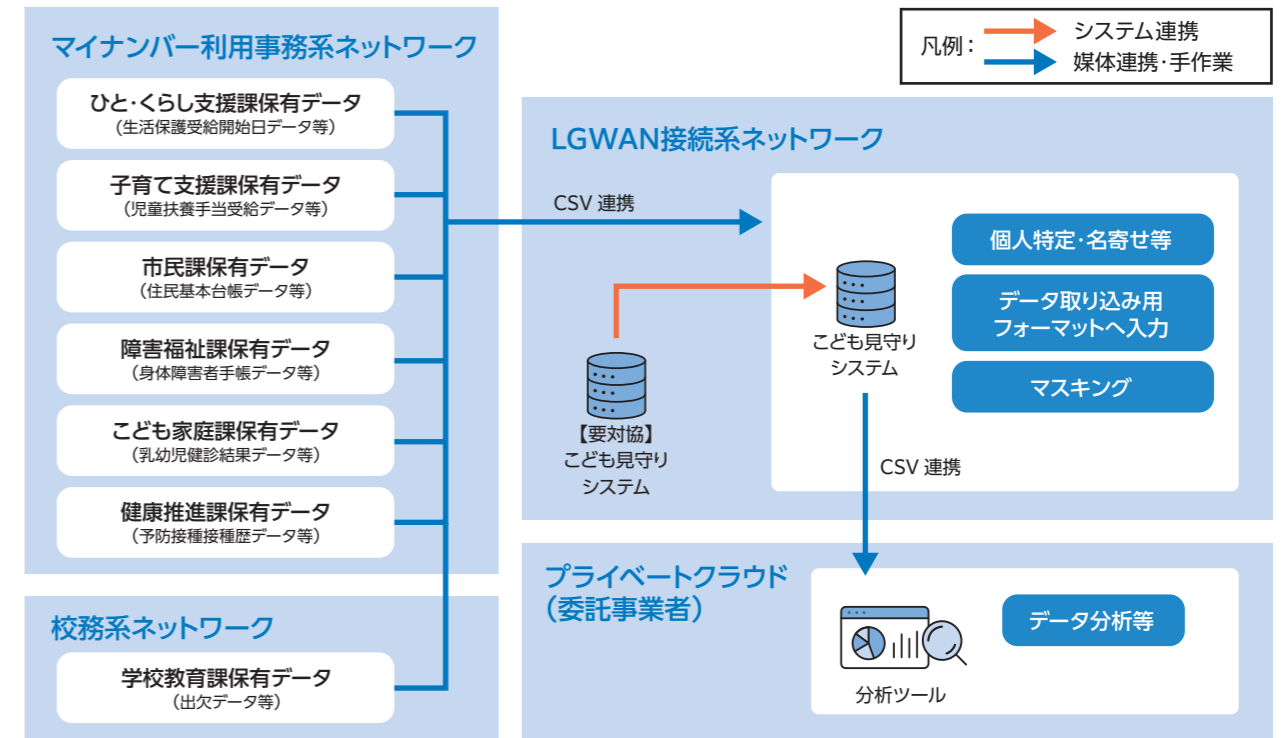
別府市職員
(総務課)

本取組で取り扱う個人情報は、子どもや家庭に関する機微に触れる個人情報であるため、個人情報保護法のみならず、市のガイドラインや法令に則り、本取組に必要な範囲の関係者へ、必要最小限のデータのみを収集・提供する等、子どもや家庭のプライバシーに配慮している。

連携の仕組み

仕組みの概要

- 子ども見守りシステムはLGWAN接続系ネットワーク上に構築した。
- マイナンバー利用事務系ネットワーク及び校務系ネットワーク内の各システムが保有するデータをCSVファイルで出力後、データ加工や名寄せを行った上で手作業で子ども見守りシステムに集約している。



【現場の声及び検討における工夫点】



別府市職員
(子育て支援課)

令和4年度以前は、子どもが抱えるリスクが顕在化した後でアプローチせざるを得なかった。しかし、各部局が保有するデータを分野横断的に集約し、システム上で判定することで、福祉のデータに加え、教育に係るデータも活用することが可能となった。その結果、例えば学校の出席状況と福祉のデータを組み合わせることで、福祉のデータだけでは把握しきれなかった子どもや家庭についても抽出できるようになった。



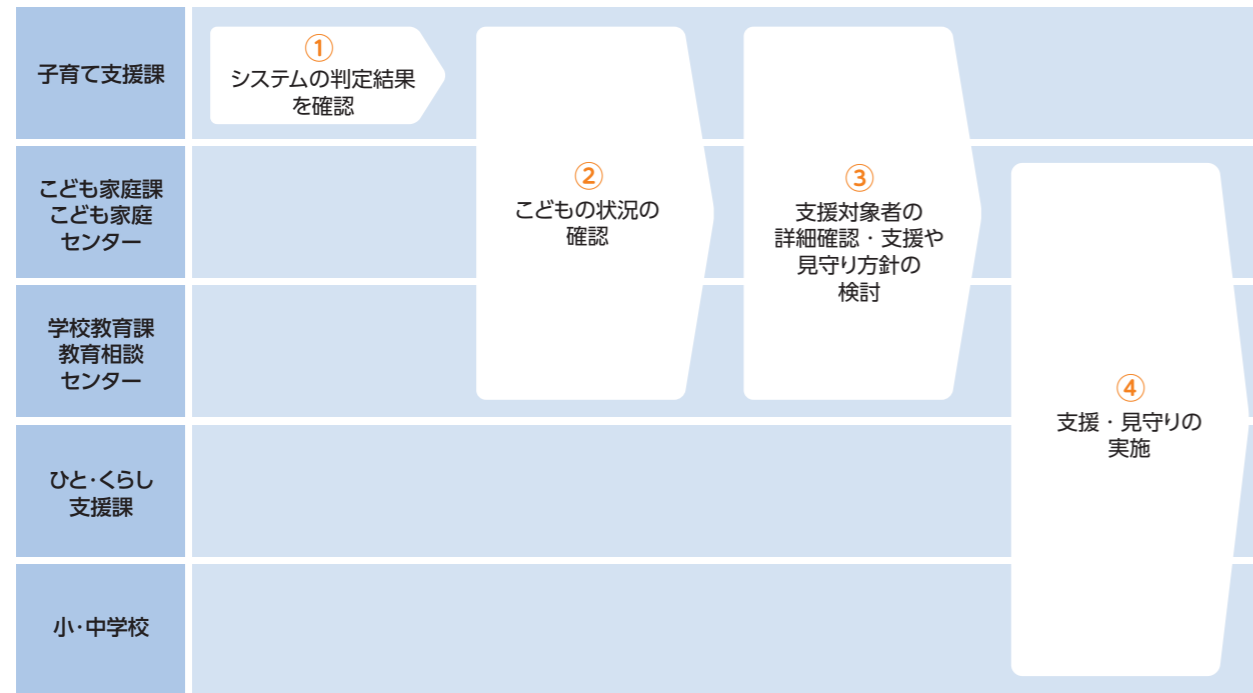
別府市職員
(子育て支援課)

セキュリティへの信頼性を確保するために、LGWAN-ASP^{*}サービスと組み合わせる等してセキュリティを担保した構成とした。その結果、外部からのシステムへのアクセスやデータの外部への送信はできないよう制限され、安全性の高い運用を実現することができている。

^{*}LGWAN-ASPとは、LGWANを介して、公益法人や民間企業等の地方公共団体に各種行政事務サービスを提供する事業者やサービスを指す。

支援の実施

支援を実施するまでの流れ



- ①システムによる判定の結果を参照し、基本連携データ項目への該当数が多いこども上位20名を抽出する。上記に加えて、基本連携データ項目以外の項目を用いて、基本連携データ項目以外の項目への該当数が多い高リスク判定のこども10名を抽出する。
- ②システムによる判定結果を基に、該当する困難の種類や支援状況について確認する。こども家庭課、学校教育課から情報収集を行い、要対協に登録されていない、学校教育課でも詳細を把握できていないこどもについて、学校教育課と連携し、学校等の所属機関へ聞き取りを行う。また、こどもの現況をまとめたアセスメントシートを作成する。
- ③アセスメントシートの情報を基に、子育て支援課・こども家庭課・学校教育課・教育相談センターにて、支援方針について検討する。
- ④教育相談センターや学校が主体となり、支援対象者への支援や見守りを実施する。

具体的な支援内容

- 支援対象のこどもに対しては、教育相談センターや学校等の所属機関と連携を図り、相談支援や見守り支援を実施した。
- 所属機関と連携するにあたり、支援等の依頼をする際は必ず訪問し、現場職員と直接会話する機会を設けることで、信頼関係の構築に努めた。これにより、顔の見える関係のもと、支援を円滑に進められるようになった。



別府市職員
(子育て支援課)

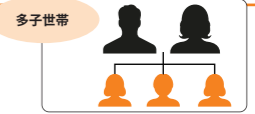
学校への聞き取りにあたっては、学校の様子や家庭環境に加え、その他の気になることも確認している。回答に際しては、実際にどのような支援が必要か、現場目線で具体的に回答をいただくことで効果的な支援につなげられるよう工夫している。また、支援方針を検討する前段階として、「本人の近況状態」を的確に把握することが不可欠であると考え、支援の検討に先立って、「本人の近況を知る者の所感」や「近況記録」等の情報を収集し、本人の現状を把握することに努めている。

支援事例と効果

支援ケース ※プライバシー保護の観点から、一部情報は修正して記載している。

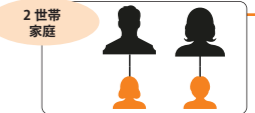
別府市は、こどもの近況を踏まえた支援メニューを提供している点が特徴的である。そのため、本人の近況を把握するために学校やケースワーカー（以下、CWとする）と密に連携し聞き取りを行い、支援を提供した事例を紹介する。

事例① システムによる判定及び人の目による確認を経て、新たに支援へとつながったケース



- | | |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支援前の状況 | <ul style="list-style-type: none"> システムによる判定において、高リスクであると判定され、人の目による絞り込みの結果、新たに支援へとつながったケース。父母ときょうだいからなる多子世帯の家庭で、生活保護を受給している。対象児童は学校での問題行動は見受けられないものの、家庭内では、両親に無断でオンラインゲームへ高額の課金をする等、問題行動が見受けられた。 |
| 判定結果 | <ul style="list-style-type: none"> システムによる判定結果を踏まえ、子育て支援課からCWへ聞き取りを行い、こどもの状況を調査したところ、住居は物が多く乱雑で、世帯内のこどもにも気管支系の疾患が多く、家庭内の衛生管理に問題があることを把握した。これらの状況を踏まえ、見守りが必要であると判断し、支援を実施する方針とした。 |
| 支援内容 | <ul style="list-style-type: none"> CWから両親へ生活状況や困りごとについて聞き取りを実施したところ、両親共に発達障害の傾向が伺われ、養育能力に不安が残るものの、こどもの教育には熱心で、本人らも特に困りごと無く生活している様子であった。 |
| 今後 | <ul style="list-style-type: none"> こども家庭課から県の中央児童相談所が虐待の可能性のあるケースとして、現在、介入を予定しているとの連絡を受けたため、要支援児童に登録した。別途、中央児童相談所から両親へ指導を行う予定である。 |

事例② 過去に相談歴があったが、データ連携を経て、支援へとつながったケース



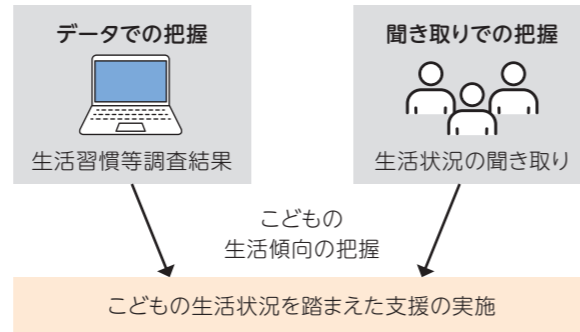
- | | |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支援前の状況 | <ul style="list-style-type: none"> 過去に市へ相談歴があったが、システムによる判定で、高リスクであると判定され再度見守りへとつながったケース。生活保護受給世帯でこども本人は知的学級に所属しており、時間等のルールが守れないことがよくあった。具体的には以前は提出できていた宿題を忘れることが最近よくあった。また、顔にひっかき傷がある状態で学校へ登校することが目立った。 |
| 判定結果 | <ul style="list-style-type: none"> システムによる判定結果を踏まえ、子育て支援課からCWに聞き取りを行い、こどもの状況を調査したところ、親族がこどもを連れて実家に帰ってきたため、母親がその親族のこどもの面倒を見ていることがわかった。また、こども本人の宿題も母親が見ることができない状況が続いていた。同居人からのひっかき傷があった等の状況も踏まえ、支援を実施する方針とした。 |
| 支援内容 | <ul style="list-style-type: none"> CWから母親へ生活状況や困りごとについて聞き取りを行ったところ、現在は困りごとはないため、支援の必要はないとのことであった。しかし、こども家庭課よりこどもが要支援児童になるとの連絡を受けたため、今後はこども家庭課が学校と連携し、支援(週1回の弁当の宅配による見守り等)を行う予定とした。 |
| 今後 | <ul style="list-style-type: none"> 週1回の弁当の宅配時に生活状況の聞き取り等を行い、学校と連携の上で継続して見守りを実施していく。 |

取組の効果

【事業の主な効果】

①潜在的なリスクを抱えた子どもへの支援の実施

- 令和7年度実証事業においては、システムによる判定の結果、基本連携データ項目に7項目以上該当する子どもや、リスク値が高いと判定された子どもに対して、収集したデータの内容や現場の目線を踏まえて人の目による確認を実施し、従前、支援につながっていなかった8名の子どもに対して新たに支援を開始することができた。



②関係課及び関係機関との連携強化

- 教育や福祉に係るデータを連携したことで、連携したデータを踏まえた支援策を検討することができた。具体的には、福祉部門の子育て支援課・子ども家庭課に加え、教育部門の学校教育課・教育相談センターも同席するといった形で連携を取り、教育及び福祉の両側面から支援策を検討することができた。また、学校やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーに加えて、新たに生活保護のCWといった、従前は接点なかった支援関係者と連携の上で、支援を行うことができた。

③子どもの生活状況を踏まえた支援の実施

- 生活習慣調査結果では、子どもの生活習慣について把握可能なデータを収集することで、困難の種類との関連性が高いと思われる子どもの生活傾向を把握することができた。これにより、子どものニーズに応じた支援を届けることが可能となった。

④潜在的に支援を必要としている子どもを抽出する仕組みの構築

- 仕組みの構築にあたり、ローコード開発^{*}を採用しているため、様々な状況に応じて、随時、庁内職員が機能の見直しや改修を容易に行うことができ、継続的な取組につなげることができている。

【事業の副次的な効果】

①見守り・支援を行う担当者の行動変化

- 本取組は教育や福祉に係るデータを分野横断的に連携するものであり、職員が本来業務において利用していない情報に触れることになる。そのため、本取組の目的や意義を理解することが不可欠である。そこで、子育て支援課の職員が関係課の課長に対して取組の背景や目的について丁寧に説明を実施した。その結果、取組への理解が深まり、本取組に係る職員が、「子どもの利益」を最優先に考えるきっかけとなった。



別府市職員
(子育て支援課)

従前は、支援対象の子どもについて、教職員やCWへ共有する際に、市職員と現場職員の見立てに偏りや思い込みが生じていた。しかし、データの連携を通じて、市職員は行政データのみでは把握できなかった現場のデータを踏まえた支援方を検討できるようになり、認識齟齬が解消した。結果として、市と学校等の関係機関との連携強化につながったと考える。



別府市職員
(子ども家庭課)

本取組により、これまで把握が難しかった支援を要する子どもの早期発見が可能となった。生活習慣アンケートを加えた多面的なアセスメントにより、家庭環境や生活リズムの変化を的確に捉え、支援対象者の抽出精度が向上している。抽出後の状況確認では、新たな家庭課題の把握や支援導入につながる事例も生まれた。データと実態確認を組み合わせた本取組は、今後の予防的支援の強化に大きく寄与するものである。

^{*}ローコード開発とは最小限のプログラムコードでソフトウェアやアプリケーションを開発する手法。専門的なプログラミング技術がなくとも、比較的容易に開発が行え、視覚的にドラッグ&ドロップで機能を組み合わせることが可能である。

継続的な取組のために

事業の振り返りと今後の方針

これまでの取組結果を踏まえ、今後の取組方針を以下のように取りまとめた。

フェーズ (一部)	振り返り	方針・示唆
データを取り扱う主体の整理・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 本取組は子育て支援課主導のもと推進していたが、データの収集や支援は、教育部局と連携し実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 各部局の事務分掌規則に「子ども見守りシステムに関すること」と明記したことで、関係機関がより効果的に連携・協働することが可能になった。
利用するデータ項目	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの生活習慣を把握するため、困難の種類と関連性が高いと考えられる生活習慣等調査結果を新たに収集した。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度の支援結果を踏まえ、利用しているデータ項目と困難の種類との関連性の検証を行い、利用するデータ項目の見直しを実施する。
個人情報の取扱いに係る検討	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な取組の実施を見据え、首長部局が保有する情報を内部利用する場合及び教育委員会で保有する情報を首長部局へ外部提供する場合の2つの観点で個人情報の取扱い方針を整理した。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会が保有する個人情報を首長部局へ外部提供する場合において、「個人情報保護法第61条第1項」に基づき、「特定した利用目的内での内部利用及び外部提供」ができるよう検討する。
支援への接続	<ul style="list-style-type: none"> システムにてリスク値が高いと判定された子どもの支援要否について、人による絞り込みにて調査したところ、ほとんどのケースが既に支援へ接続されていたため、システムによる判定精度が高いことが証明された。 生活習慣等調査結果等、子どもの生活習慣に関するデータを活用することで、子どもの生活傾向を把握でき、子どものニーズに応じた支援を届けることが可能となった。 	<ul style="list-style-type: none"> システムにてリスク値が高いと判定された子どもは既に支援へ接続されていることを考慮し、今後はリスク値がやや低い子どもへの支援要否も検討し、支援を実施していけるよう取組みたい。
事業効果の評価・分析	<ul style="list-style-type: none"> 支援件数や支援関係者への接続数等の定量的な指標を中心に評価指標とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度に新たに収集した生活習慣等調査結果がどの程度役に立ったか等、定性的な指標も用いて取組の評価を行いたい。

08

宮崎県延岡市

人口 ※1 113,936人 子どもの人口 ※2 18,543人

取組名	こどもデータ連携実証事業
総括管理主体	おやこ保健福祉課
保有・管理主体	おやこ保健福祉課・こども家庭サポートセンター・こども保育課・障がい福祉課・市民課・生活福祉課・教育委員会(学校支援課・学校教育課・小中学校)・業務課
分析主体	延岡市 おやこ保健福祉課・情報政策課・スマートシティ推進室 一般社団法人九州テレコム振興センター・NECソリューションイノベータ株式会社・日本電気株式会社
困難の類型	虐待・不登校・ヤングケアラー・貧困・産後うつ・発達障害

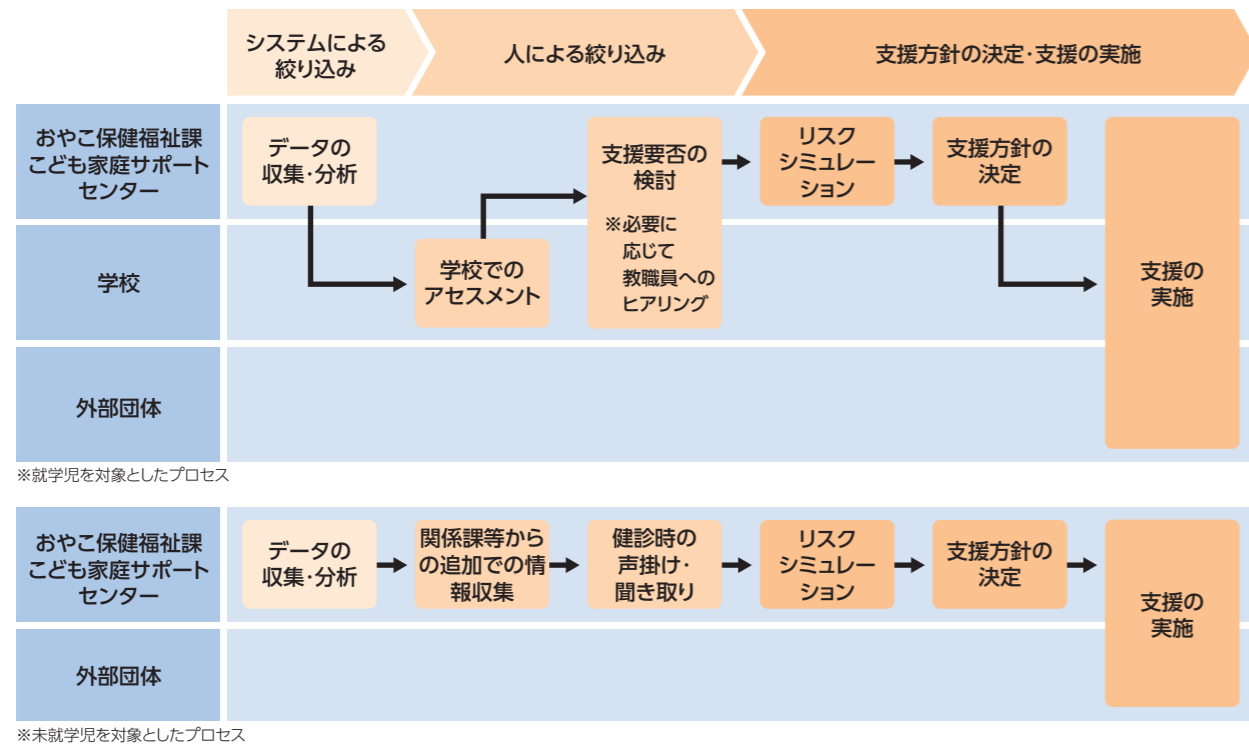
※1 人口については、総務省【総計】令和7年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)を参照。
 ※2 こどもの人口は上記より、0～19歳の人口を記載。

背景・目的

延岡市では以前から、こどもが抱える潜在的リスクに対する有効なアプローチ方法がなく、情報提供等がなければ職員がリスクを把握できず、支援が後手に回るといった課題があった。そこで、各分野のデータを連携・分析することもデータ連携の取組により、潜在的リスクを抱えるこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型支援を可能にする体制の構築を目指している。

取組概要

令和5年度より、おやこ保健福祉課を中心にこどもデータ連携の取組を開始した。取組初年度は、システムによる分析結果と人の目による絞り込みを経て、保健師等が家庭訪問を実施した。令和6年度はデータ量を拡充し、分析精度の向上や支援対象の拡大を図った。令和7年度は分析の自動化により、庁内で分析作業が完結し、職員が常に最新の分析結果を確認できるような体制の整備を目指している。さらに、児童扶養手当の現況届等を活用したひとり親家庭との接点づくり等、職員負担を考慮したアプローチ機会の創出を試みている。



取組開始前に検討したこと

実施体制の検討と工夫点

取組初年度に関係課の課長へ事業説明を実施した。初年度以降も年度ごとにデータを保有する関係課を訪問し、事業継続の旨とデータの提供を依頼した。



延岡市職員 (おやこ保健福祉課)

事業説明を実施する際に、本取組が虐待を防止するための取組である点を強調したことが、事業への理解を得やすくなった要因であると感じている。



延岡市職員 (おやこ保健福祉課)

関係課へデータ提供を依頼した際に、データの提供方法について各課の負担を最小限にするようお願いをされた。そのため、庁内システムから抽出できるデータは情報政策課にて一括で抽出作業を行う等、データ保有課に負担の無い方法でデータを収集することとした。

利用しているデータ項目の例

- 基本連携データ項目※17項目を含む27項目のデータを連携している。
- 利用するデータ項目の選定にあたっては、支援を実施している職員からの意見や関連論文を参考とした。
- 以下は、利用しているデータ項目の一例である。

① 歯科健診データ / おやこ保健福祉課・小中学校

- 2歳6か月時に行う歯科健診結果の情報や、就学児を対象とした学校での歯科健診の受診情報を利用している。
- 他のデータ項目に該当したこどもの多くが、歯科健診情報に関する項目にも該当していたことから、何らかの困難と関連している可能性が高いと想定している。

② ひとり親家庭医療費助成受給状況 / おやこ保健福祉課

- 過去の実証事業において、特に虐待・ヤングケアラーとの関連性が高いと判断されたため利用している。
- 当該データの活用により、対象家庭がひとり親であるかの把握も可能である。

③ 上下水道料納付状況 / 業務課(上下水道局)

- 水道は、利用料の滞納によって最後に供給が停止されるライフラインであることから、家庭の貧困を把握する手がかりとして有用であると考えたため、利用している。

※「こどもデータ連携ガイドライン」(令和7年3月 こども家庭庁)にて定義されている、データ項目単体で、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと推測できると考えられるデータ項目。

個人情報の取扱い

【検討事項】

延岡市では以下6つの観点に沿って、個人情報の取扱いについて検討した。

観点	取組内容(一部)
個人情報の利用目的整理	<ul style="list-style-type: none"> 本取組で利用するデータ項目は「個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号」に基づく目的外利用として整理した。
個人情報ファイル簿作成	<ul style="list-style-type: none"> 本取組で取り扱う個人情報に対して、個人情報ファイル簿を作成し、市のHP^{※1}に公開した。
安全管理措置策定	<ul style="list-style-type: none"> 「延岡市情報セキュリティポリシー」に基づき、組織・人・物理・技術の観点から安全管理措置を策定した。 具体的には、市の最高情報セキュリティ責任者である副市長をデータガバナンスのトップとし、おやこ保健福祉課の課長を情報セキュリティ管理者として指名した。
開示等請求対応	<ul style="list-style-type: none"> 「延岡市情報セキュリティポリシー」に基づき適切に対応を行う方針とした。
プライバシー保護への対応	<ul style="list-style-type: none"> 支援担当者へ分析結果を連携する際には、市が共有した資料を関係者以外に公開しないことや、分析結果によって子どもに先入観を抱かないように文書と口頭の双方で注意喚起を行った。
自己点検・監査	<ul style="list-style-type: none"> おやこ保健福祉課にて、既存の課室自己点検チェック表を活用し、利用端末は適切に保管されているか、データの取扱い状況が適切か等の確認を随時実施した。

※1 個人情報ファイル簿の公表 - 延岡市公式ホームページ: <https://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/soshiki/13/25904.html>

【検討における工夫点】



延岡市職員
(おやこ保健福祉課)

個人情報の取扱いについては、まず総括管理主体である、おやこ保健福祉課で検討を開始した。その後、必要に応じて法務を担当する総務課へ相談を行った。また、子どもデータ連携に関する他団体の成果報告書を参照し、関連知識を習得した上で検討を進めた。さらに、取組初年度に市の上層部へ本取組の説明を実施したところ、情報漏洩等の事故につながらないよう、個人情報の取扱いに十分な配慮を求められた。これを受け、AI分析ツールを搭載した端末はスタンドアローン^{※2}とする安全管理措置を実施した。



延岡市職員
(おやこ保健福祉課)

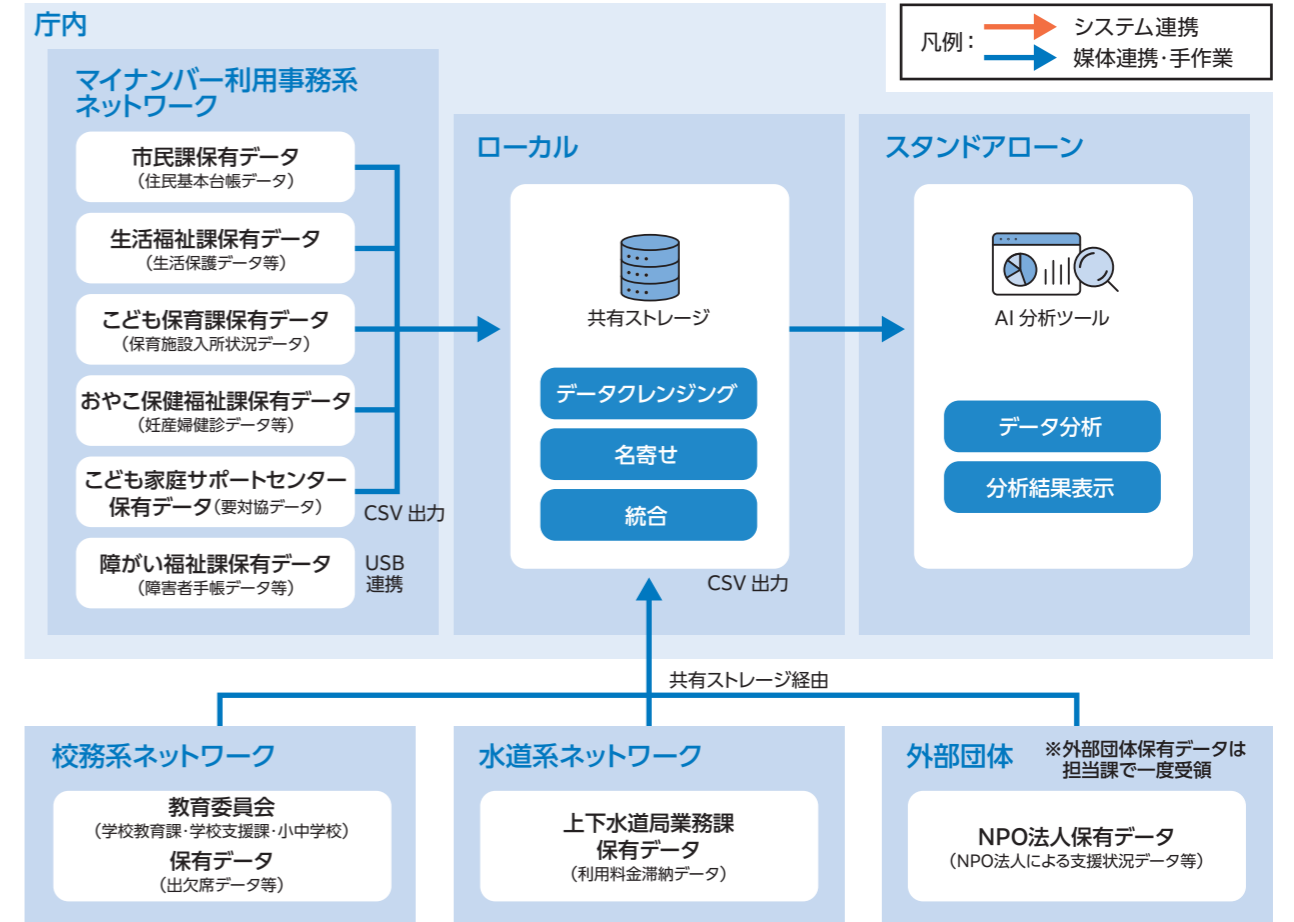
個人情報の取扱いについては、新たに独自のルールを設けるのではなく、既存のルール(延岡市情報セキュリティポリシー等)を順守するものと判断した。既存のルールは、これまでの運用を通じてあらゆる事態を想定して整備されており、個人情報の取扱いの観点から抜け漏れのない仕組みとして機能しているためである。しかし、分析結果の取扱い等、子どもデータ連携の取組に特有の配慮が必要な事項については、別途文書や口頭での注意喚起を行う等、より丁寧な対応を心掛けた。

※2 コンピュータやソフトウェア、システムが外部に依存せず独立して動作することを指す。

連携の仕組み

仕組みの概要

- 連携したデータを分析するAI分析ツールはスタンドアローンで構築している。
- 庁内システムが保有しているデータは情報政策課にて収集し、USBを使用して手作業で連携している。
- 庁外システムが保有するデータは、各担当者が共有ストレージにアップロードすることで取得している。



【検討における工夫点】



延岡市職員
(おやこ保健福祉課)

データの追加や変更をこまめに反映し、最新の分析結果を確認できるように、庁内でデータ分析を実施できる体制を整えた。



システムベンダー

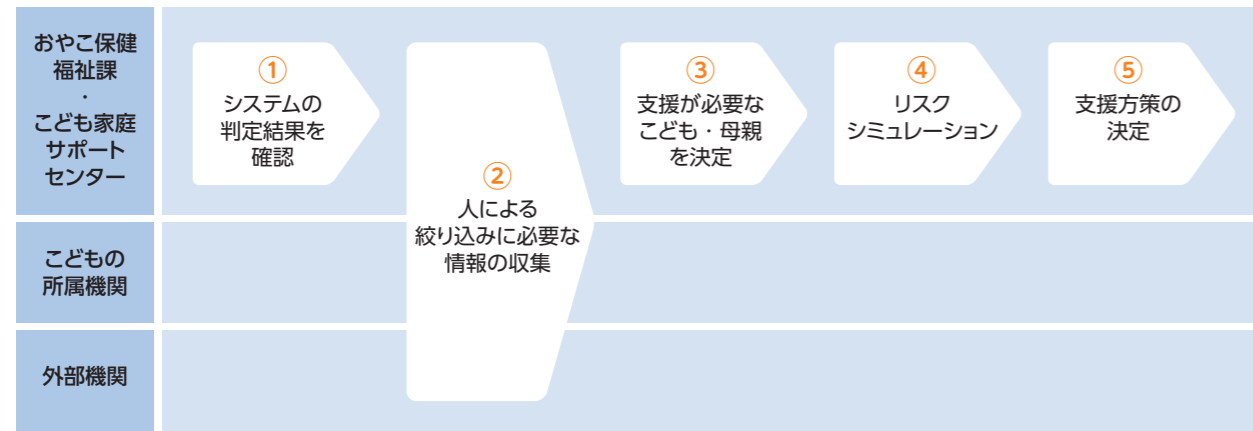
校務支援システムからPDF形式で出力されるデータのCSV化については、オープンソースライブラリ^{※1}を使用して、独自のAI-OCR^{※2}ツールを開発した。既存のAI-OCRツールを使用した場合と比べて、データの変換作業に要する時間が大幅に短縮された。

※1 プログラムのソースコードが誰でも無料で使用できるように公開されているサービス。

※2 AIを活用して、画像やPDF文書から文字を認識して、デジタルデータ化する技術。

支援の実施

支援を実施するまでの流れ



- ①システムによる判定結果を確認する。システムによりリスクレベルがA判定(全体の上位2%)とされたこどもを抽出する。
- ②就学児の場合は、システムによってリスクが高いと判断されたこどもの所属機関等に対して聞き取りを実施する。未就学児の場合は、健診等の機会において保護者へ困難状況についての聞き取りを実施する。
- ③聞き取り結果等の情報を確認し、おやこ保健福祉課にて支援要否を判断する。
- ④考えられる支援方針の効果をシステム上で確認する。
- ⑤支援方針を決定し、実際の支援へつなげる。



延岡市職員
(おやこ保健福祉課)

②の所属機関への聞き取りにおいては、アセスメントシートを使用している。同一の質問項目を用意することで異なる関係機関間でもアセスメントの質が担保されている。



延岡市職員
(おやこ保健福祉課)

④に関して、システムに備わっているリスクシミュレーション機能を使用している。困難の種類ごとに考えられる支援方針を選択すると、リスクスコアが変動する。リスクシミュレーションの情報も参考にすることで、より効果が高いと思われる支援方針の検討・決定ができています。

具体的な支援内容

〈就学児〉

- ・家庭訪問や学校での見守りを実施する。
- ・おやこ保健福祉課職員や保健師による家庭訪問の結果、支援の必要性が高いと考える場合は要対協への登録を検討する。

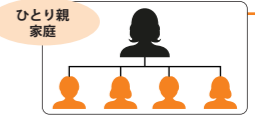
〈未就学児〉

- ・健診時の問診における母親へのヒアリングや支援策の紹介、保健師の訪問を実施する。
- ・特に支援の必要性が高いと考える場合は要対協への登録を検討する。
- ・健診未受診者に対しては、未受診であることを理由に電話や家庭訪問を実施する。

支援事例と効果

支援ケース ※プライバシー保護の観点から、一部情報は修正して記載している。

延岡市は、おやこ保健福祉課による家庭訪問において、自然な接点づくりから支援対象者との信頼関係を丁寧に構築し、支援に接続する点特徴的である。ひとり親家庭を対象とした訪問という自然な接点から家庭訪問を行い、保健師が家庭の困難を検知して適切な支援につなげたケースを紹介する。



事例① 継続的な見守りを行ったケース

支援前の状況

- ・小学生のこども4人がいるひとり親世帯。こども家庭サポートセンターでは、この家庭を把握していなかった。

判定結果

- ・システムによる判定では、「虐待」のリスクがA判定であったため、人による絞り込みの対象となった。また、人による絞り込みにおいて、おやこ保健福祉課が学校へ聞き取りを行った結果、金銭的に問題を抱えていることが学校から共有されたため、支援対象となった。

支援内容

- ・保健師による家庭訪問を実施したところ、母親の体調不良を確認した。当初は母親が病院受診に消極的であったが、保健師が継続的に家庭訪問を繰り返し、受診勧奨することで、病院を受診するに至り、早期の治療開始につながった。
- また、母親から金銭的な困難の状況も共有されたため、保健師がフードバンクやこども食堂の利用を案内した。

支援後

- ・児童扶養手当の現況届の提出時に母親から「何度も家庭へ訪問し、受診を勧めてくれてよかった」と言ってくれた。また、当該家庭はフードバンク及びこども食堂を利用しており、生活上の不安はある程度解消しているようであった。



事例② 家計の不安が判明したケース

支援前の状況

- ・小学生のこども1人がいるひとり親家庭で、こどもは不登校であった。

判定結果

- ・システムによる判定では、基本連携データ項目の4項目に該当したため、人による絞り込みの対象となった。おやこ保健福祉課が学校へ聞き取りを行った結果、不登校であることや保護者が養育不安を抱えていることがわかったため、支援対象としたが、学校ヒアリングのみでは家庭の様子まで十分に把握はできなかった。
- また、学校側はこどもが不登校であることを把握していたものの、家庭の情報が不足していたため、有効な支援策を検討できていない状況であった。

支援内容

- ・保健師による家庭訪問を実施したところ、こどもの食事が多く家計を圧迫しており、金銭面でも不安を抱えていることがわかった。そのため、保健師が相談窓口(こども家庭サポートセンター)のチラシを渡し、またフードバンクの案内をした。

支援後

- ・支援実施後の経過観察中であるが、今後も継続的にアプローチを行えるような行政と家庭の関係性の構築及び行政と学校の情報共有体制ができています。

取組の効果

【事業の主な効果】

①潜在的なリスクを抱えた子どもへの支援の実施

- 令和7年度実証事業においては、システム判定により基本連携データ項目の4つ以上に該当した者、またはリスクレベルAと判定された者について、人の目による確認を行った結果、支援が必要とされた子どもの数は14人であった。
- 子どもデータ連携事業を実施する以前は、通報や関係機関からの情報提供を起点としないケースで、支援を必要とすることも・家庭を発見することは困難であった。しかし、本事業の実施により、**支援を必要とすることも・家庭を、リスクが顕在化する前に市が把握することが可能となった。**

令和7年度実証事業における困難の類型毎の支援対象者数

困難の類型	虐待	貧困	不登校	ヤングケアラー	産後うつ	発達障害
支援対象者数	5人	0人	5人	1人	5人	0人

※虐待・貧困・不登校・ヤングケアラーについては延岡市内5校のモデル校所属者を対象とした。
 ※産後うつ、発達障害については、実証期間内に健診予定のある子ども・母親を対象とした。
 ※複数の困難の類型に判定されている支援対象者もいるため、一部支援対象者数について重複あり。

【事業の副次的な効果】

①1支援事例あたりに要する情報収集の効率化及び事案発生時の初動迅速化

- 本取組を実施することで、**虐待通告時の児童相談所への情報提供が多角化・効率化した。**
- 例えば、従前は身体的虐待について児童相談所へ情報提供する際には家族構成、未就学児の場合には予防接種歴及び健診情報を連携するに留まっていた。しかし、本取組の開始後は、生活保護受給状況等、職員の目線で見られている家庭状況に関するデータを一度に提供できるようになった。結果として、**追加の情報提供依頼に伴う連絡の往復や情報収集に要する時間が減少し、初期対応までのリードタイムが短縮されている**と考える。

②家庭に対する支援の効率化

- 家庭への支援については、**終結判断の明確な基準がなかったことから、要対協の登録解除は「数年の経過観察」や「小学校卒業まで」という経験則に依存し、支援が長期化する傾向があった。**その結果、対応ケースが増加し、支援リソースの制約が課題となっていた。そのため、適切な段階で終結を判断する仕組みが必要となるが、その際には支援員の経験による判断に加えて、システム上でAリスク判定が付与されていないことを、終結判断の根拠の一つとして活用できると考えている。これにより、**終結の判断が迅速になることが期待され、限られた支援リソースを、より支援を必要とすることも・家庭へ効果的かつ優先的に配分できることを見込んでいる。**

③乳幼児健診機会の有効な活用

- 本取組の実施により、健診の場を活用して家庭の状況をヒアリングし、乳幼児や母親の困り感を把握する機会として活用できるようになった。
- 従前、保健師は主に子どもの発達状況や問診票の記載内容から聞き取りを行っていたが、取組開始後はシステムによる判定結果を事前に把握できるため、より踏み込んで家庭の状況を確認し、支援が必要なケースを早期に把握する場として活用できるようになった。結果的に、**困りごとが表面化しにくい家庭でも、早期に支援につながる体制の構築につながり、支援が必要な親子を効果的に把握できるようになった。**

継続的な取組のために

事業の振り返りと今後の方針

これまでの取組結果を踏まえ、今後の取組方針を以下のように取りまとめた。

フェーズ（一部）	振り返り	方針・示唆
データを取り扱う主体の整理・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 取組初年度に関係課・関係機関へ事業説明を行い、その際に本取組が虐待防止を目的としたものであることを伝えたことで、関係課の理解が得られやすかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の本格的な運用前に関係課や関係機関に取組の意義や内容を説明しておくことで、本取組に対する理解を得やすくなる。
個人情報の適正な取扱いに係る整理	<ul style="list-style-type: none"> 「個人情報保護法第61条第1項」に基づく目的内利用として整理できるか検討したが、利用目的の特定にあたっては法令根拠が必要という結論に至った。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度以降に取組を継続する際には、「個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号」に則り、相当の理由に基づく場合の目的外利用として整理する。
データ準備等	<ul style="list-style-type: none"> PDFで出力されるデータのCSV化の際に、オープンソースライブラリを活用して独自のAI-OCRを開発したことで、変換作業に係る工数が削減された。 	<ul style="list-style-type: none"> PDFで出力されるデータに関しては、令和7年度の取組で実施したようにAI-OCRを活用することを検討しつつ、関係課や事業者と連携して、CSV等構造化データでの出力が可能な方法を模索する。
人の目による支援等の必要性の確認	<ul style="list-style-type: none"> システムによる判定結果だけでなく、人の目による確認を実施することで、判断の妥当性を担保できていると感じる。 人の目による確認にあたっては学校や市職員におけるアセスメントシートの記入・確認等への負担感があつた。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者の決定にあたって、人の目による確認は継続しつつ、アセスメントシートの記入項目の簡素化やデジタル化、記入・確認期間の十分な確保等の負担軽減策を検討する。



延岡市職員
（おやこ保健福祉課）

限られた支援リソースの中で潜在的リスクを抱える子どもへの支援を適切に実施する上で、本実証事業で構築したリスクシミュレーション機能は有用であったと考える。

従来、家庭からの相談や通告への対応においては、人事異動等により経験の浅い職員にとって判断の拠り所が少なく、支援方策の検討に時間を要することが課題となっていた。本機能は、支援判断の一助となる基準を提示し、「どのような支援が有効となり得るか」を考えるための共通の視点を提供することを目的として構築したものである。実際の運用においては、経験の浅い職員であっても、リスクシミュレーション機能が提供する共通の視点を手がかりに、支援方策の検討に参加できるようになった。また、経験の浅い職員がシミュレーション結果について専門職に見解を求める場面も増え、専門職の視点を理解しやすくなる環境が形成された。

結果として、支援方策の検討効率が向上するとともに、支援の質を一定水準で担保することができるようになったと考える。

09 茨城県結城市

人口 ^{※1} 49,528人 子どもの人口 ^{※2} 7,495人

取組名	分野横断的なこどもの情報の参照・入力に係る取組
総括管理主体	—
保有・管理主体	子ども福祉課・健康増進課
分析主体	—
困難の種類	虐待・家庭環境の課題

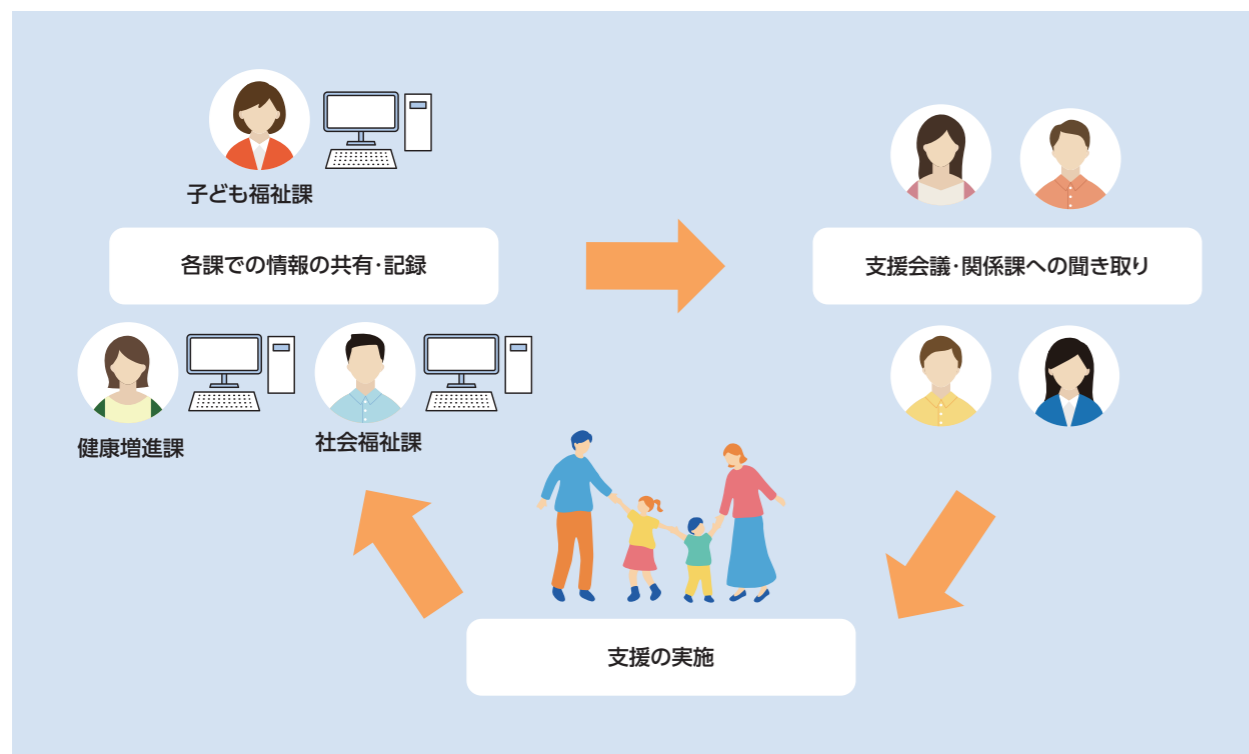
※1 人口については、総務省【総計】令和7年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)を参照。
 ※2 こどもの人口は上記より、0～19歳の人口を記載。

背景・目的

結城市では、こどもの支援記録や関連情報が複数の課に分散しており、情報の一元管理が難しく、支援の質や対応の迅速性に課題が生じていた。そこで、各課が保有する情報に対してアクセスできる仕組みを整備することで、支援に係る初動対応の早期化を図っている。

取組概要

結城市では、子ども福祉課の「児童相談システム」、健康増進課の「健康管理システム」、社会福祉課の「障害者総合支援システム」に分散して管理されている支援対象者情報について、支援担当職員が自席の端末から閲覧できるようにする仕組みを整備した。さらに、従来通り担当者同士の情報交換を継続することで、支援対象者の正確な情報を把握し、効果的な支援体制の構築を図っている。これにより、支援対象者が抱える困難に応じた適切なアプローチが可能となる。



取組開始前に検討したこと

実施体制の検討と工夫点

本取組は、結城市子ども福祉課を中心に推進し、支援記録の入力やデータの管理は子ども福祉課と健康増進課が担当している。なお、教育委員会は、虐待等の対応時に、関係課と協働して情報を収集するため、データの閲覧のみ可能となっている。



結城市職員
(子ども福祉課)

関係課の支援記録に関する情報が閲覧可能となることで、こどもや家庭の状況や抱えている課題について把握しやすい。



教育委員会職員

学校から提供された情報を基に、対象となるこどもや家庭が過去に結城市とどのような接点や関わりを持っていたかを確認できるため、業務に役立つことも多い。

利用しているデータ項目

本取組では、支援が必要なこどもや家庭の状況及び支援記録を把握するために必要な情報を網羅的に収集・共有している。

【収集しているデータ項目】

① 要保護等のこども・特定妊婦の記録に係るデータ / 子ども福祉課

- 相談記録、支援内容、支援記録

② 乳幼児健診、妊産婦の記録に係るデータ / 健康増進課

- 乳幼児健診・妊産婦健診受診時期・結果、面談・訪問の記録、支援内容、支援記録

③ こどもの障害者手帳情報、障害福祉サービス利用情報等のデータ / 社会福祉課

- こどもや家族の障害の有無、障害者手帳の種類・等級、障害福祉サービスの利用状況



結城市職員
(子ども福祉課)

各課の支援状況が閲覧可能となることは便利ではあるが、データ上では把握できない情報も多いため、これまでと同様に担当者同士の情報交換を行う必要がある。

個人情報の取扱い

【検討事項】

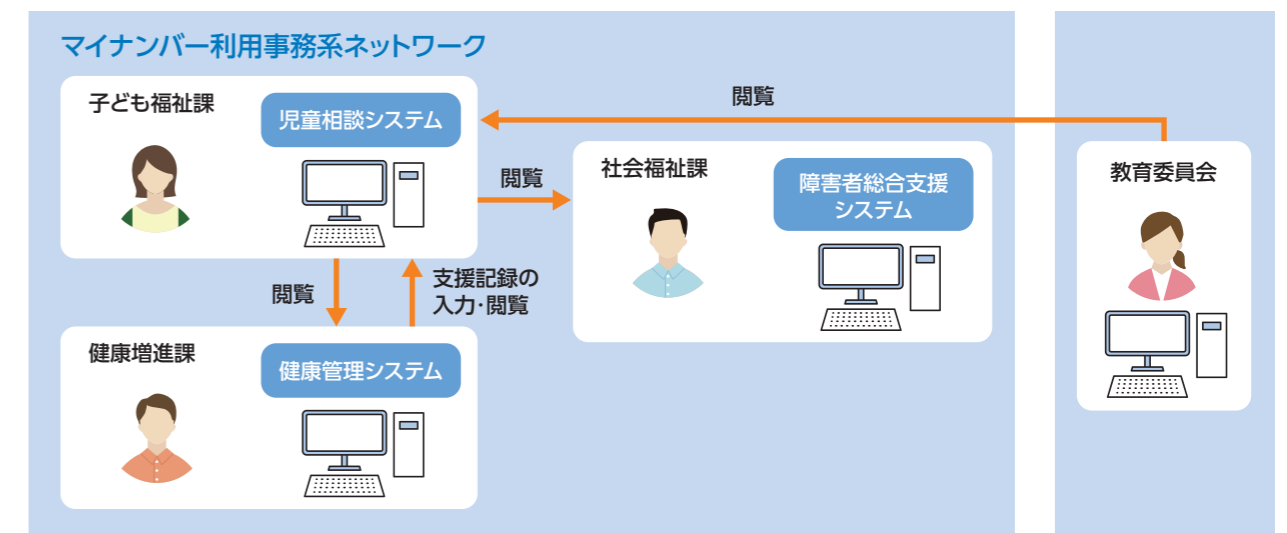
個人情報の取扱いに関して、結城市では以下2点を主に検討し、取組を実施している。

観点	取組内容
安全管理措置策定	<ul style="list-style-type: none"> 結城市情報セキュリティポリシーを遵守し、情報資産の適切な管理・運用に努めている。 各課で情報を収集・閲覧する際は、業務に関する情報のみを閲覧するよう各所属長より指示している。 システムを利用する職員にのみログインカードを付与し、ログイン日時や職員名を記録している。
自己点検・監査	<ul style="list-style-type: none"> 全職員が、定期的に情報セキュリティ及び個人情報保護の研修を受講し、自己点検を行っている。

連携の仕組み

仕組みの概要

- 結城市では別々の課にて管理されている以下の3つのシステムについて、支援担当職員がアクセスできる運用としている。各システムが保管するデータは以下の通り。
 - 児童相談システム: 子ども福祉課にて管理する支援対象者の支援記録
 - 健康管理システム: 健康増進課にて管理する乳幼児健診、妊産婦の記録
 - 障害者総合支援システム: 社会福祉課にて管理する障害者手帳情報や障害福祉サービスの利用状況
- 利用している「児童相談システム」・「健康管理システム」・「障害者総合支援システム」はマイナンバー利用事務系ネットワーク上に構築している。
- 収集・共有するデータについては、各システムで独自の形式にて保管している。
- 教育委員会にて保有する情報については、子ども福祉課の担当が直接教育委員会に訪問、あるいは電話にて支援対象者に係る情報の聞き取りを行うことで収集している。



データの収集後に実施すること

- 結城市では、収集したデータを基に、子ども福祉課及び関係課にて会議を実施し、支援が必要か否かを検討する。
- 支援が必要と判断された場合は、学校等の関係機関を含めて会議を実施し、役割分担や支援方針の検討を行う。
- 支援対象者の情報が不足している場合には、関係機関から追加で支援対象者の情報を収集し、再度会議を実施する。

【検討における工夫点】

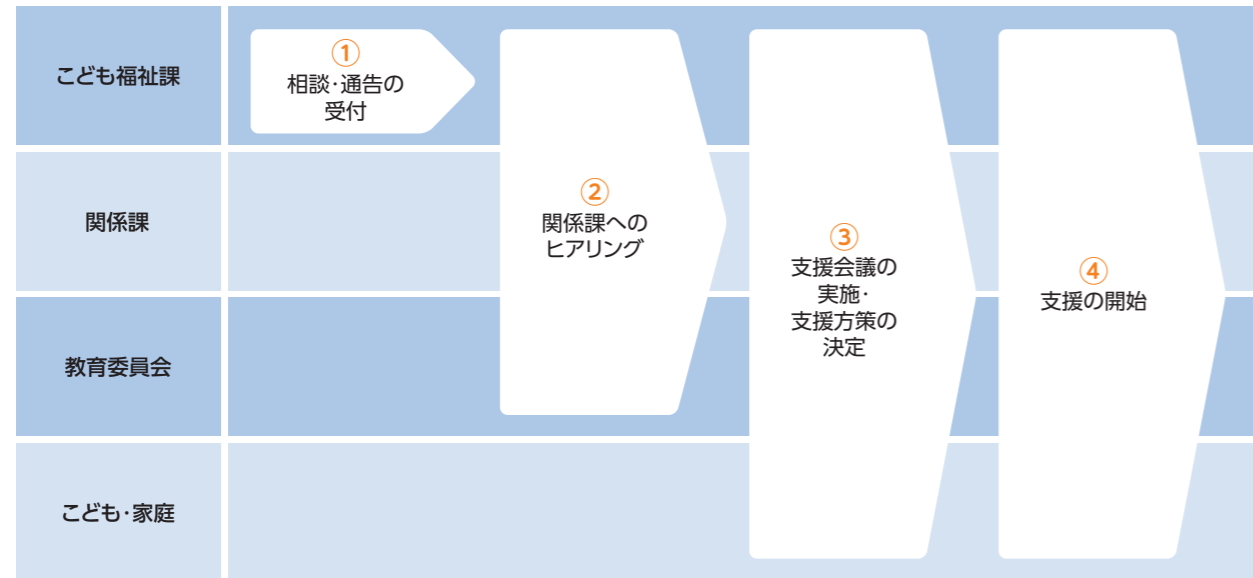


結城市職員
(子ども福祉課)

データの収集・共有は、必要最小限の範囲内で行えるよう、支援担当者だけにICカードを付与し、アクセス時のログを管理する等、ログイン権限の設定を工夫した。

支援の実施

支援を実施するまでの流れ



- ① 子どもや家庭及び学校等の関係者から受けた相談・通告を子ども福祉課にて受付する。
- ② 支援対象となる子どもや家庭の情報を、システム及び関係課への直接的な聞き取りを基に収集する。
- ③ 子ども福祉課と関係課で会議を実施し、支援対象となる子どもや家庭の情報を共有する。また、支援対象者の状況を踏まえ、支援方針を決定する。アプローチ方法については、支援対象者と既に関わりのある機関(学校、保育園等)から支援対象者の情報を聞き取り検討する。
- ④ ③にて決定した支援方策に基づき、子どもや保護者へ面接を行う等の直接的な支援を実施する。

具体的な支援内容

- 虐待が疑われる事案が発生した場合、速やかに子どもの安否確認を行い、児童相談所や警察、所属する学校や園等と連携し、保護者に対し虐待防止の指導を行っている。
- 保護者の障害や疾病により、子どもの適切な養育が行えていない場合は、医療機関との連携や相談支援専門員による見守り、ヘルパー等の障害福祉サービス提供等により、安定した生活を送れるよう支援を行っている。
- 妊産婦の場合、子ども福祉課と健康増進課が合同で訪問しリスクを共有することで、切れ目のない支援を行っている。



結城市職員
(子ども福祉課)

支援対象者の現在の状況を正確に把握するため、会議や面談は必ず対面で行い、顔の見える関係づくりに努めている。

支援事例と効果

支援ケース ※プライバシー保護の観点から、一部情報は修正して記載している。

父親に障害があり、虐待を受けている子どもへの支援ケース

- | | |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支援前の状況 | <ul style="list-style-type: none"> • 虐待予防指導を受けていたにもかかわらず、父親に知的障害があるため指導が理解しづらく、子どもへの虐待が繰り返されていた家庭があった。 |
| 市による判定結果 | <ul style="list-style-type: none"> • 既に子どもや家庭に対して支援を実施していたことに加え、子どもの障害福祉サービスの利用状況や乳幼児健診データを確認し、関係機関と支援の必要性について協議を行った。その結果、継続的な支援が必要であると判断し、支援対象者とする方針とした。 |
| 支援内容 | <ul style="list-style-type: none"> • 保育の時間を延長する等、父親の負担軽減を図るとともに、障害福祉サービスである児童発達支援を利用することで、子どもと父親が共に過ごす時間が短くなるようにした。また、ホームヘルパー等のサービスを活用し、虐待が発生しないよう見守りを実施した。 |
| 支援後の状況 | <ul style="list-style-type: none"> • 見守り支援を継続中であるが、現在は虐待を行うことなく、父親と子どもが一緒に生活できている。 |

継続的な取組のために

本取組を通じて得られた効果・示唆

【効果】

<相談・通告時の初動対応の迅速化>

- 従来は、相談・通告を受けた後、担当者が情報収集のために関係各課へ出向くことから、時間的ロスが生じていた。しかし、本取組により、必要な情報を適宜閲覧・共有することが可能となった。

【示唆】

<正確な情報収集を行うことの重要性>

- データを閲覧することで情報を適宜把握できることは重要であるが、支援担当者への直接の聞き取りによって得られる情報のほうが子どもや家庭の状況をより正確に反映している場合が多い。したがって、データの閲覧はあくまで情報収集の補助的な手段であり、従来通り担当者同士の情報交換が重要かつ必要不可欠である。

10

新潟県佐渡市

人口 ^{※1} 48,103人 こどもの人口 ^{※2} 6,167人

取組名	令和7年度こどもデータ連携実証事業
総括管理主体	子ども若者課
保有・管理主体	子ども若者課・社会福祉課・高齢福祉課・市民課・健康医療対策課・教育委員会
分析主体	子ども若者課 子ども若者相談センター
困難の種類	虐待

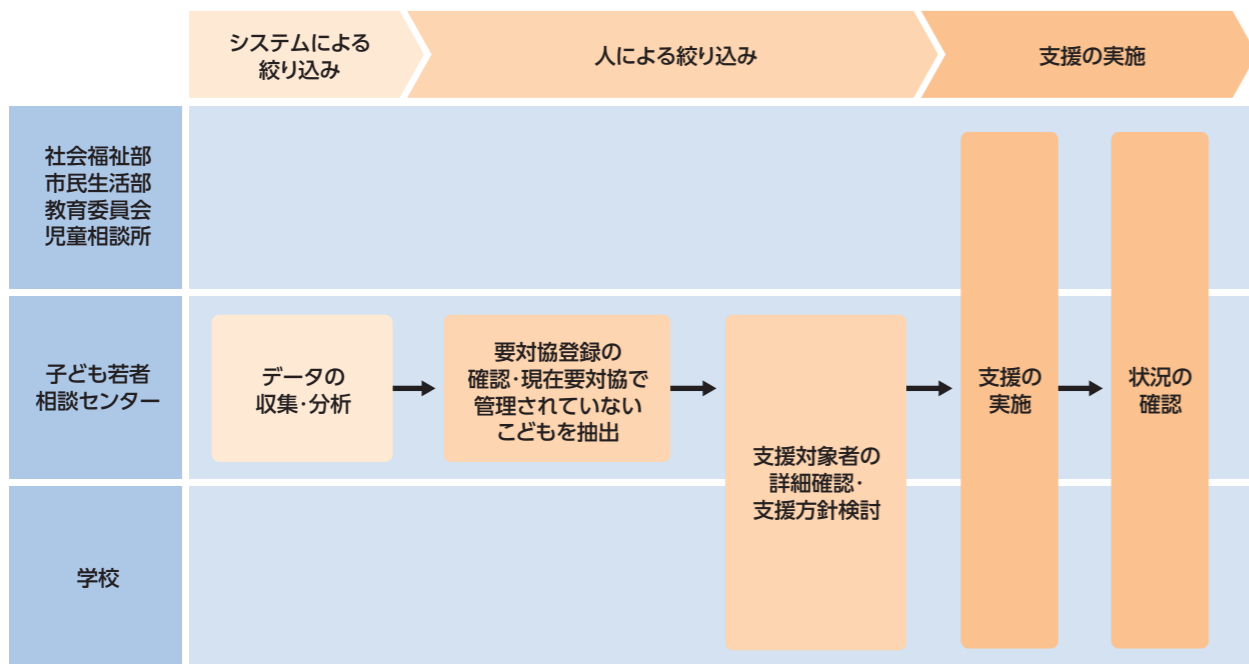
※1 人口については、総務省【総計】令和7年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)を参照。
 ※2 こどもの人口は上記より、0～19歳の人口を記載。

背景・目的

佐渡市では子育て相談の増加や世代を超えた貧困や虐待の連鎖といった課題が表層化している。そこで、子ども若者相談センターを中心とした関係機関との連携及びデータの連携により、潜在的リスクの高いこどもや家庭の早期発見、予防的支援の実施を目指している。

取組概要

佐渡市は子ども若者相談センターを中心に、関係機関の情報連携を通じて、潜在的に支援が必要なこども・家庭を早期発見・支援できる体制を構築している。具体的には、令和5年度からこどもに関するデータを連携し、こども統合データベースにより分析・抽出を行い、潜在的な支援対象者の発見及び支援へとつなげている。令和7年度はモデル校を小・中学校各3校ずつへと拡大し、地域ごとの分析を進めている。これにより、事例を蓄積し、効果的な支援体制の構築を目指している。さらに、これらの取組を通じて、関係課との連携を強化し、持続可能な支援モデルの確立に向けた基盤づくりを進めた。



取組開始前に検討したこと

実施体制の検討と工夫点

本取組は、社会福祉部 子ども若者課が中心となって推進し、保有・管理主体である子ども若者課・社会福祉課・高齢福祉課・市民課・健康医療対策課・教育委員会が保有することもや家庭に関する情報を連携した。



佐渡市職員 (子ども若者課)

こどもデータ連携の取組に対して、関係課や学校から理解を得られるよう、取組の背景・目的に加え、データを連携する意義をこどもの視点で明確化し、関係課や学校へ取組内容について説明を実施した。



佐渡市職員 (子ども若者課)

まず、事業に関する説明会を実施する中で、個人情報の取扱いを含む、事業への不安感を払しょくするように努めた。また、年度途中にも複数回、校長会や教育委員会職員に対して説明を行いつつ、直接学校に出向いて個別フォローを行う等、丁寧な対応を心がけ、学校の協力を得ることができた。

利用しているデータ項目の例

- 基本連携データ項目[※]18項目を含む41項目のデータを連携している。
- 利用するデータの選定にあたっては、実証事業の中で以下のような経緯で検討を行った。
 - 令和5年度は「保育料滞納」、「介護認定」について有用性に疑問が残る情報が一部あったため、令和6年度において有用性を再確認し、連携可否を検討した。
 - 「保育料滞納」は佐渡市の保育料が第2子以降で無料になることから令和5年度に有用性が認められなかったため、令和6年度は除外した。
 - 同様に、「初回相談年齢」と「支援措置対象者」も令和5年度に有用性が認められなかったため、令和6年度は除外した。
 - 「介護認定」については範囲を拡大して、要介護3以上から要支援1以上に変更した。

①一時保護歴 / 子ども若者課

- 「こどもデータ連携ガイドライン」にて基本連携データ項目として定義されており、虐待との関連性が高い項目であると考えられるため、利用している。

②住民記録 / 市民課

- こどもと世帯員の基本情報(氏名や住所等)の把握と連携する他のデータを紐づけるために使用している。この際、きょうだいで一方のこどもが高リスク判定となったきょうだいの事例において、両方のきょうだいに対する状況の確認や支援方針を学校と検討する等の工夫を行っている。

③総合福祉データ / 社会福祉課

- 子育て支援業務等で障害者手帳や生活保護にかかるデータから養育や経済的安定が図れているか確認するため、利用している。

④出欠席状況 / 学校教育課

- 「こどもデータ連携ガイドライン」にて基本連携データ項目として定義されており、虐待との関連性が高い項目として考えられるため、利用している。

⑤心の健康チェックアンケート結果 / 教育委員会

- 精神的不安定さを訴えるこどもの声を吸い上げること等を目的として利用している。

※「こどもデータ連携ガイドライン」(令和7年3月 こども家庭庁)にて定義されている、データ項目単体で、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと推測できると考えられるデータ項目。

個人情報の取扱い

【検討事項】

佐渡市では以下6つの観点に沿って、個人情報の取扱いについて検討した。

Point!

こどもデータ連携ガイドライン4.2.2「特定した利用目的のための内部利用及び外部提供」に沿って整理できた例

観点	取組内容(一部)
個人情報の利用目的整理	<p>〈令和7年度〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 首長部局で保有する個人情報を内部利用する場合については、「個人情報保護法第61条第1項」に基づく目的内利用として整理した。 利用目的:困難な状況下(虐待、貧困、不登校等)にあり、潜在的に支援を必要とするこどもや家庭を早期に発見し、早期に適切なアウトリーチ型支援を届けるための調査分析及び分析結果の活用。 教育委員会で保有する個人情報を外部提供する場合については、「個人情報保護法第69条第2項」に基づく目的外利用として整理した。 <p>〈令和8年度以降〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続的なこどもデータ連携の取組の実施を見据え、首長部局で保有する個人情報を内部利用する場合、教育委員会で保有する個人情報を首長部局へ外部提供する場合ともに、「個人情報保護法第61条第1項」に基づく目的内利用として整理した。 利用目的:令和7年度と同様。
個人情報ファイル簿作成	<ul style="list-style-type: none"> 本取組で取り扱う個人情報に対して個人情報ファイル簿[*]を作成し、市のHPに公開した。
安全管理措置策定	<ul style="list-style-type: none"> 「こどもデータ連携ガイドライン」や佐渡市のセキュリティ対策基準等を参照し、組織・人・物理・技術の観点から安全管理措置を策定しており、システムへのアクセス権限の制限やセキュリティ体制の整備等の対応を実施している。
開示等請求対応	<ul style="list-style-type: none"> 「佐渡市個人情報取扱規定」に基づき、対応を検討した。 措置を講じる場合には、法令に則り開示・不開示等の対応を行う。
プライバシー保護への対応	<ul style="list-style-type: none"> 利用目的の明確化、必要最小限のデータ利用、アクセス権限の制御・ログ管理等の安全管理措置、職員研修による内部不正防止策を実施した。また、判定ロジックの結果のみで支援の必要性を断定せず、人の目による確認を徹底し、プライバシーガバナンスと定期的な自己点検・監査を行った。
自己点検・監査	<ul style="list-style-type: none"> 全職員に対する個人情報保護法及び情報セキュリティに関する研修を行う等の対応を実施している。

^{*}佐渡市 個人情報ファイル簿: <https://www.city.sado.niigata.jp/uploaded/attachment/43151.pdf>

【検討における工夫点】



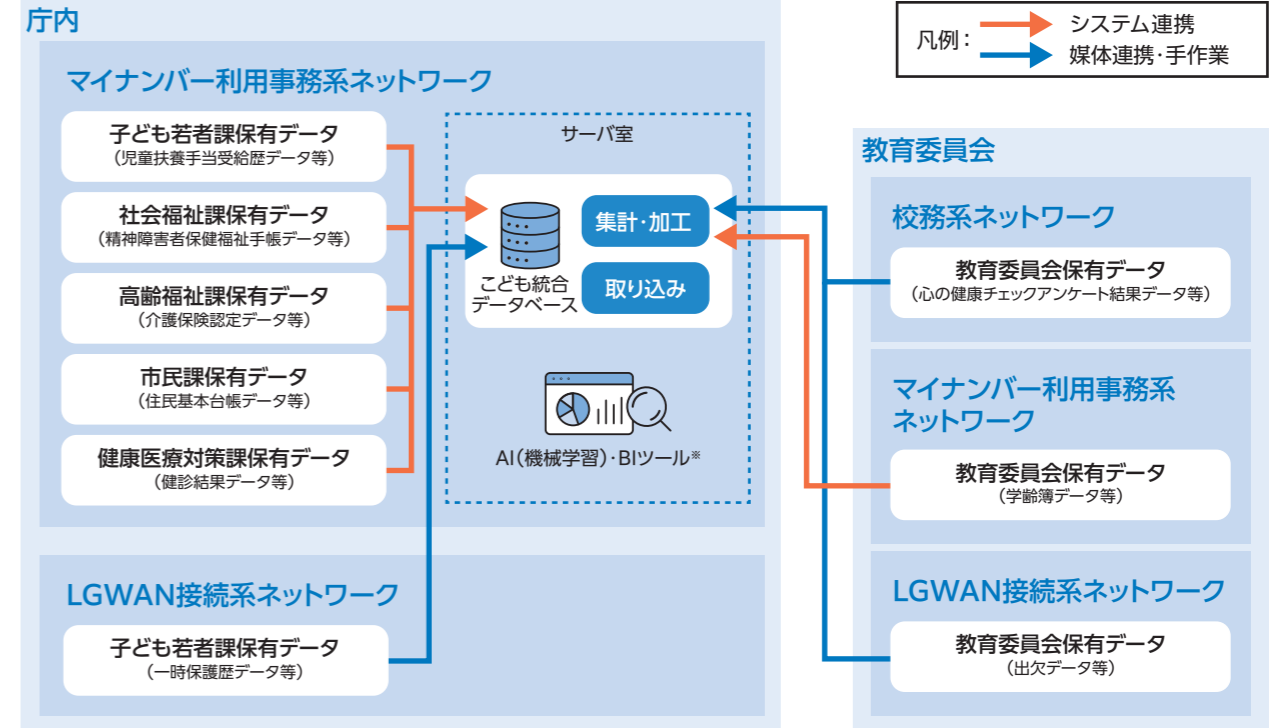
佐渡市職員
(子ども若者課)

利用目的を特定・整理する過程で、各データ項目が目的達成に必要で、かつ関連する範囲に限定されているかを関係課と協議し、不要・過剰な項目は縮減する観点で検討した。また、虐待の予防・早期発見や関係機関連携に関する関係法令(児童虐待防止法等)の趣旨も参照し、保護者・世帯情報を取り扱う必要性を整理した。

連携の仕組み

仕組みの概要

- こども統合データベースはマイナンバー利用事務系ネットワーク上に構築した。
- 各データ項目はシステム連携及び媒体連携にてこども統合データベースへ集約・連携している。



^{*}BIツール(ビジネスインテリジェンスツールの略)企業が持つデータを分析し、意思決定を支援するためのソフトウェア。

【検討における工夫点】



佐渡市職員
(子ども若者課)

リスクポイントの高いこどもは、そのきょうだいもリスクが高い可能性があるため、家庭単位で支援内容を検討できるよう、きょうだいの状況が一覧で把握できる機能を構築した。

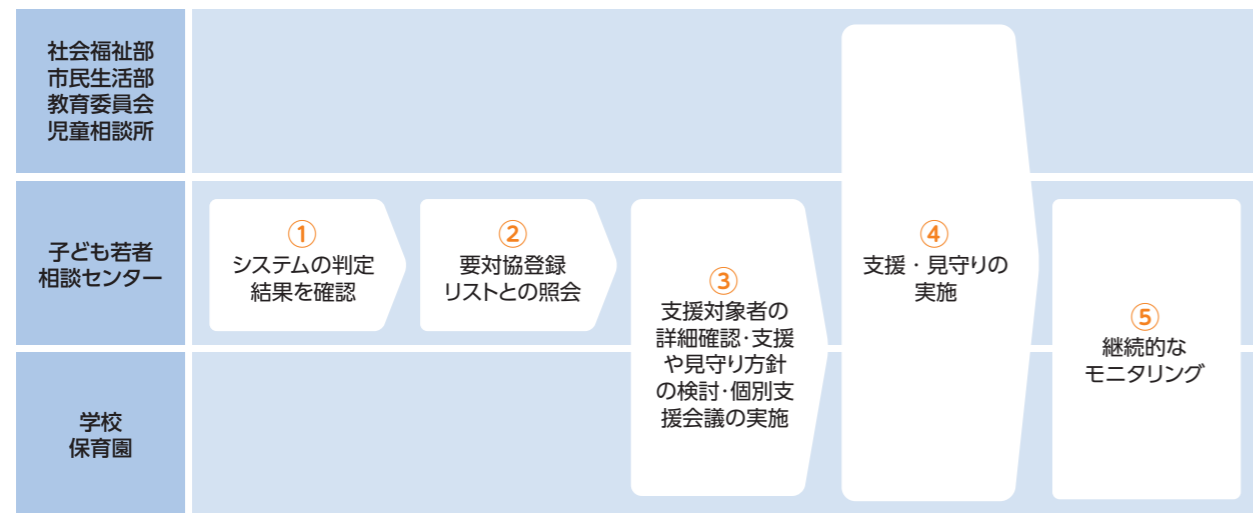


佐渡市職員
(子ども若者課)

従来紙で保管していた相談記録や産婦訪問については、1件1件の相談記録が個別に管理されており、システムにデータを取り込める状態ではなかったため、システムに取り込めるようにデジタル化を行った。デジタル化にあたっては、重みづけ、リスク判定、画面表示等の用途に必要な事項をデータに起こす対象とする等の工夫を行った。また、デジタル化するにあたり、「縦の連鎖(相談記録があるこどもの親や祖父母等が、こどもの時に何らかの困難を抱えていた世帯)」や「横の連鎖(相談記録がある世帯はステップファミリーであり、前の世帯の中でこどもが何らかの困難を抱えていた世帯)」について、その可否を新たにデータに加える等の取組も実施した。

支援の実施

支援を実施するまでの流れ



- ①システムによる判定の結果、リスク値が50ポイント以上と判断されたこどもをシステムにて抽出する。
- ②システムにて抽出したこどもが現在要対協に登録されていないか確認する。その時点で要対協管理である対象者は支援継続とし、要対協管理でない場合は、見守り対象であるかを確認し、当てはまる場合は見守り継続とする。また、その時点では既に要対協管理ではないが、過去に要対協管理履歴がある場合は学校・園・支援機関もしくは保健師等に連携することを検討する。
- ③子ども若者相談センターにおける調査や個別支援会議等を経て、新規の支援や見守りを実施するとなった場合には、必要に応じて要対協管理とすることも検討する。なお、個別支援会議は、各学校において実施しており、校長が教職員の負担感等も考慮し、参加者(クラス担任や養護教諭等)を選定、子ども若者相談センターも同席し、各生徒10分程度で実施している。
- ④子ども若者相談センターや学校が主体となり、支援対象者への支援や見守りを実施する。なお、学校から子ども若者相談センターへと支援の主体が移行する際には学校にも同席いただく等、支援を「自然な形でつなげる」工夫をしている。
- ⑤支援を実施したこどもや家庭のその後の状況について、継続的な見守りを行い、支援の主体となっている機関が中心となり、状況が改善しているか確認する。

具体的な支援内容

佐渡市では以下のような支援を実施している。

- 教職員が声をかける:「最近の体調はどう?」「学校生活で困っていることはない?」等相談したいが言葉にできない、勇気が出ない可能性等を考慮した声かけをする。
- 学習支援の提供:学校の勉強の復習、学習意欲の向上を図る。
- 福祉サービスの情報提供:必要な支援が受けられるよう、福祉担当者と連携し子ども若者相談センターが対応する。
- 生活環境のフォロー:保護者との面談を実施する。



佐渡市職員
(子ども若者課)

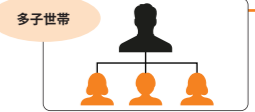
こどもとの関係の構築にあたっては、家庭への訪問歴の共有やこどもへの労いの言葉をかけることを意識している。
また、面談の終了時に、定期面談の継続希望を確認した上で、次回の日程を決めている。
次回の面談までにこども本人が取り組めることについても話し合っている。

支援事例と効果

支援ケース ※プライバシー保護の観点から、一部情報は修正して記載している。

佐渡市は、子ども若者相談センターと学校現場との間で良好な関係性が構築されており、福祉と教育の連携が円滑に機能していることが特徴である。この特徴を活かし、早期に支援を行い、重篤化する前に対処できたケースを紹介する。

事例① こども本人は低リスクであるものの世帯の見守りによって早期に発見できたケース



支援前の状況

- 本人のきょうだいがシステムによる判定で高リスクであると判定され、本人は低リスクと判定されていたが、世帯での見守りを行ったことで早期に発見できたケース。本人から学校へ、きょうだいから暴力を受けているとの通告があった。通告を踏まえ、連携したデータを基に、子ども若者相談センターにて調査したところ、両親が離婚しており、祖父、父、叔母、きょうだい3人の世帯であった。

判定結果

- システムによる判定の結果、本人は低リスクであったが、小学生のきょうだいが高リスクであったため、学校へ「気になる事例」である旨を共有し、学校にて見守りを行う方針とした。

支援内容

- 学校から家庭に対して、子ども若者相談センターを紹介し、子ども若者相談センターと本人で月1回の面談を実施した。また、学校の諸校費も滞納する傾向があったため、子ども若者相談センターから学校へ家庭の経済状況を共有し、諸校費を滞納する場合、高額になる前に家族へ声かけを促すように提案した。

支援後

- 現在は他のきょうだいで距離を取るとともに、祖父からもこどもたちへ頻りに声かけを行ったことで、きょうだいからの暴力は減少した。また、諸校費の滞納があったことを踏まえ、学校から家庭へ児童手当の代理受領を提案し、保護者も了承した。これらを踏まえ、学校では継続して見守りを行っているが、状況が改善していると判断し定期面談は終了している。

事例② こどもデータ連携によって切れ目のない支援を提供できたケース



支援前の状況

- 両親は離婚しているが、市内に親族があり、支援が得られる状況にあった。母親との二人暮らしの家庭であった。こども本人には、大量の買い食いや母親への暴力、そして夜間の近所の徘徊等の問題行動が見受けられた。

判定結果

- 令和6年度からシステムによる判定及び人の目による絞り込みを経て、支援を実施していたが、令和7年度も継続して支援を行う方針とした。また、支援が2年目となることを踏まえ、学校の担当が変わることも考慮し、見守りが途切れないうち、システムによる判定結果等の情報について新たな担任に引き継ぐ等の工夫を行った。

支援内容

- こどもとの面談を実施し、困り感等を把握するとともに、母親に対しては、学校からこどもの医療機関の受診や心理検査の実施を勧めた。また、子ども若者相談センターは児童相談所と3か月毎にこどもの状況を共有し、要対協への登録を行った。

支援後

- 新たな担任による見守りとともに、小児科の受診や心理検査を経て、内服薬を服薬したことで、こども本人の行動が落ち着き、9月には校内でのトラブルも減少しているとの報告を学校から受けた。また12月には、学校でも継続して見守りを行っているが、トラブルがないことが確認できた。

取組の効果

【事業の主な効果】

①潜在的なリスクを抱えた子どもへの支援の実施

- 令和7年度実証事業においては、システムによる判定の結果、リスク値が50ポイント以上の子どもについて、判定結果のみで支援を決定せず、人の目での確認・協議を行い、支援の要否・優先度を整理し、115名の子どもの個別支援会議を行い、86名の見守り支援を開始した。

②関係課及び関係機関との連携強化

- 教職員との信頼関係を構築し、本取組の目的・意義や個人情報の取扱いについて理解を深めてもらうため、学校向け・市内向けの説明会や成果報告会を複数回実施した。

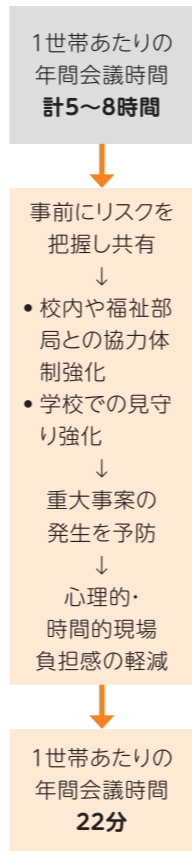
【事業の副次的な効果】

①1支援事例あたりに要する情報収集の効率化及び事案発生時の初動迅速化

- 通常、虐待を受けている子どもを支援する場合、1事例あたりの年間支援会議時間は5～8時間程度要するのに対し、データから事前にリスクを把握し早期に見守りや支援を行う場合、1事例あたり22分程度に抑えられる試算となった。
- 1事例あたりに要する会議回数について、従来は約8.4回程度必要であったが、令和7年度は約6.6回と約2回会議回数を削減することができた。

②見守り・支援を行う担当者の行動変化

- 本取組に関わった教職員へのヒアリング等では、子どもに対して「虐待の有無や生活面での不安定さがあるのではないか」等、従前よりも子どもの状況に留意し、意識的な声掛けや家庭へのねぎらい等、子どもや家庭の状況を踏まえた対応を心掛ける意識が醸成された。
- 個別支援会議用のシート上に、きょうだいの情報(氏名やリスクポイント等)を記載することで、小学校から中学校へきょうだいのリスク判定の結果について事前に共有する等学校間での連携がとりやすくなった。



佐渡市職員
(子ども若者課)

従来、虐待の疑いがある事案を発見すると、教職員は授業の合間に子どもの様子を確認し、子どもとの面談や校長への報告を経て、子ども若者センターへ通告していた。そのため、児童相談所への報告に時間を要し、当日中の一時保護が困難な状況であった。しかし、本取組で教育や福祉に係るデータの連携を通してリスクを事前に把握した事例では、通告判断や情報収集、児童相談所への報告、移送手続きにかかる時間が大幅に短縮され、迅速な一時保護や時間的に余裕を持った保護者への接見が可能となったため、教育と福祉両方のデータを用いて子どもの状況を把握したことが良い結果につながったと考える。



児童相談所職員
(課長代理)

相談を受理した後の情報収集について、従来は子ども若者課のほか、保育園や学校等の子どもが所属する機関や関わりのある機関を特定し調査する必要があった。しかし、本事業において福祉や教育のデータ連携が実現し、子どもや家庭の状況が一定のフォーマットで整理され、市から情報が提供されるため、児童相談所として家庭のリスクの把握や一時保護を含む迅速な方針決定が可能となった。今後は本事業をモデル校だけでなく全学校で実施することで、佐渡島内の全ての子どもの安心・安全や最善の利益を守ることにつながることが期待される。



佐渡市職員
(子ども若者課)

予防的アプローチとして、学校保健委員会や保護者、教職員へ様々な授業や講話を行っている。具体的には、各乳幼児とその親を学校へ招き、命の大切さについての授業を行う等学校の授業時間を活用した施策を実施した。加えて、愛着障害が認められる事例が多いことから、支援を行う教職員へ愛着障害に関する講話も実施した。

継続的な取組のために

事業の振り返りと今後の方針

- これまでの取組結果を踏まえ、今後の取組方針を以下のように取りまとめた。
- また、佐渡市は本取組について、動画*で紹介をおこなっているため、以下の動画も参照されたい。

フェーズ (一部)	振り返り	方針・示唆
データを取り扱う主体の整理・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 支援には学校との協働が必要となるが、総括管理主体(子ども若者課)は首長部局にあたるため、学校との連携を強化するためにも教育委員会とのより一層の連携が重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 佐渡市では、本取組を開始して3年になるため、各機関との連携をこれまで以上に強化するためにも、改めて各機関が担う役割の見直しを行いたい。
個人情報の取扱いに係る検討	<ul style="list-style-type: none"> 「子どもデータ連携の取組」の継続的な実施を見据え、令和7年度の利用目的の整理のみならず、令和8年度以降の利用目的の整理も実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用目的を整理する際には、利用する各データが特定した利用目的から逸脱していないか関係課と協議し、検証することを工夫した。 教育委員会から首長部局へ提供するデータに係る個人情報ファイル簿上で、利用目的を明確化する。
子どもデータ連携の仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度は、令和6年度と比較し、虐待のリスクが高い可能性のある子どもが多く抽出された。複数年度の実証事業により、分析精度が向上していると考えており、継続して分析ロジックの改善に努めたい。 子ども若者課から教職員へシステムによるリスク判定の根拠の説明が困難な場面があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度はシステム分析の結果と人による絞り込みを経て、アウトリーチ支援を実施した。今後はリスク分析結果の推移をみることで、傾向やリスク判定の根拠を明確にするとともに、閾値等についても見直しを検討し、分析精度の向上を図る。
支援への接続	<ul style="list-style-type: none"> 中学校入学時に円滑に子どもの状況を把握するため、小学6年生の子どものリスクについて事前の連携を望む声があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援会議を通して福祉と学校との連携を引き続き強化していく。また、進学や教職員の異動等で情報が途切れやすい場面を考慮し、小学6年生の子どものデータを中学校へ連携する等学校へ連携する情報についても検討する。
事業効果の評価・分析	<ul style="list-style-type: none"> データ連携によりデータが一元化されており、事前にリスクについて把握できているため、事案発生時の初動が迅速化した。 データ連携を通して子どものリスクを認識した現場が、連携したデータを念頭に見守り、声掛けを意識的に実践したことにより、緊急性の高い事案を発見できた。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度以降、個別支援会議を軸とした福祉・学校との連携の強化、及び進学・職員異動で支援が途切れやすい場面への対応について、「途切れやすい場面での支援継続率」を継続的に測定していく。 見守りや予防的な支援を強化していくことが、将来的には少ない職員数で現場を維持するためのリソースの最適化につながる可能性がある。

*紹介動画掲載先URL:<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-data/>

11

広島県府中市

人口 ^{※1} 35,105人 子どもの人口 ^{※2} 4,710人

取組名	府中市こどもの予防的支援事業
総括管理主体	子育て応援課
保有・管理主体	市民課・税務課・福祉課・健康推進課・子育て応援課・市立の小・中・義務教育学校
分析主体	日本コンピューター株式会社(以下「日本コンピューター」という。)
困難の種類	虐待・不登校・不登園・貧困

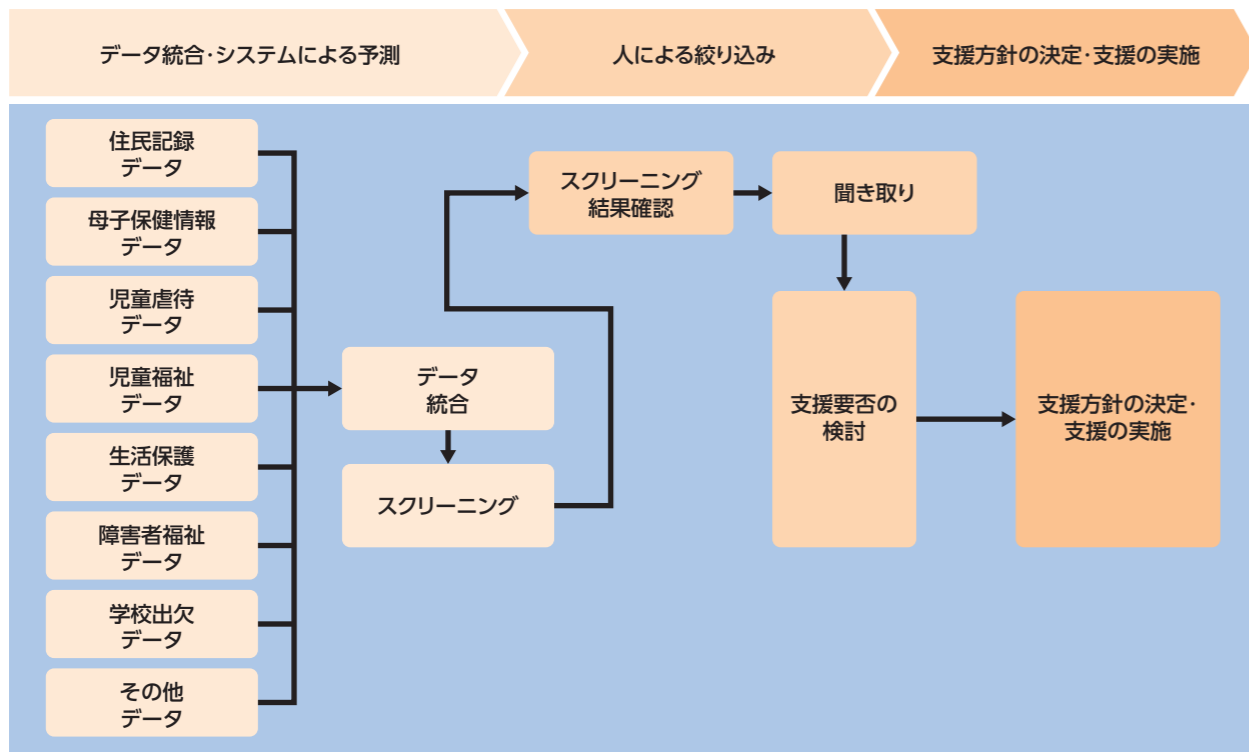
※1 人口については、総務省【統計】令和7年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)を参照。
 ※2 こどもの人口は上記より、0～19歳の人口を記載。

背景・目的

府中市では、虐待や不登校等の困難が顕在化する前に対応するため、子どもや家庭の状況を部門横断的に把握する仕組みを強化することとした。子どもが抱えるリスクを早期に発見し、予防的な支援を届けることで、子どもたちが健やかに育つことを目指す。

取組概要

子どもに関する住民記録・母子保健・虐待・総合福祉・生活保護・学校の出欠席等の情報を「子ども見守りシステム」へ連携・統合し、システムによるスクリーニングを行う。そのスクリーニング結果を基に母子保健部署、保育所、小中学校等への聞き取りを通じて人の目による絞り込みを実施する。また、府中市では学校の校長・教頭等を本取組の準メンバーとして位置づけ、福祉部局と教育部局の情報連携を密接に行うことで、潜在的に支援が必要な子どもに対して、予防的支援を実施する。



取組開始前に検討したこと

実施体制の検討と工夫点

本取組は、府中市子育て応援課を中心に推進し、保有・管理主体である市民課・税務課・福祉課・健康推進課・子育て応援課・学校が保有することもや家庭に関する情報を連携した。



府中市職員
(子育て応援課)

子育て応援課が、本取組について直接関係各所へ説明を行い、協力を依頼した。特に、部局が異なる関係各所(教育委員会・学校)へは、取組の概要について背景や目的を丁寧に説明した。また、先行して取り組んでいた団体にヒアリングを行った上で必要なデータ項目を整理し、そのデータを保有している部署にも協力を依頼した。



府中市職員
(子育て応援課)

学校から保護者へのコミュニケーションの難しさ等の関係各所の困りごとについてもヒアリングを行い、関係者とリアルタイムな情報連携が可能な仕組みの整備や、学校との連携等、支援体制の強化を図った。

利用しているデータ項目の例

①住民記録データ / 市民課

- 住民記録データは支援対象者の氏名や住所等の詳細なデータを把握するために利用している。

②障害者手帳の情報や児童手当等に係る総合福祉データ / 福祉課・子育て応援課

- 本人及び世帯員に関する福祉のデータ(生活保護・児童扶養手当・ひとり親家庭等医療の受給状況等)は、要保護・要支援対象者との関連が強いため利用している。

③母子情報や未就学児健診等のデータ / 子育て応援課

- 妊娠前から幼児期に関する健診のデータ(虫歯の有無、家庭状況や育てにくさ等のアンケート回答結果等)は、要保護・要支援対象者との関連が強いため利用している。

④児童生徒情報や出欠情報等の校務支援データ / 小・中・義務教育学校

- 校務支援データ(生徒情報や健診情報)は、こどもの詳細な情報や近況を把握するために利用している。

府中市では、支援対象者の虐待・不登校や不登園・貧困に関する要支援の度合いを把握するために、上記のデータ項目を含めた全38項目のデータを連携している。また、データ項目は、他団体の先行事例を参考とし、市内で協議のうえ選定した。

個人情報の取扱い

【検討事項】

個人情報の取扱いに関して、府中市では以下6点を主に検討し、取組を実施した。

観点	取組内容(一部)
個人情報の利用目的整理	「個人情報保護法第69条第2項」に基づく「相当の理由があるとき」に該当する目的外利用として整理した。
個人情報ファイル簿作成	本取組で取り扱う個人情報に対して個人情報ファイル簿*を作成し、市のHPに公開した。
安全管理措置策定	人・物理・技術の観点から安全管理措置を策定している。具体的には、個人情報の取扱いに係る責任者の設置・研修の実施・システムへのアクセス制限等、「府中市情報セキュリティポリシー」に基づく対応を実施している。
開示等請求対応	請求に対して措置を講じる場合は、システム上のデータを削除する。一方、措置を講じない場合には、請求者に対しその理由を説明するよう努める。
プライバシー保護への対応	システム構築の段階から、データ連携に伴うプライバシー保護の観点に留意しつつ、支援の実施方法を検討している。
自己点検・監査	年に1度、全職員を対象とした個人情報の取扱いに係る研修等の自己点検・内部監査を実施している。

*府中市 個人情報ファイル簿: <https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/soumubu/soumuka/johokokai/755.html>

【検討における工夫点】



府中市職員
(子育て応援課)

個人情報保護法等、必ず守らないといけない事項を遵守できるようにした。また、先行団体へのヒアリングや、「子どもデータ連携ガイドライン」等の文書を確認し、遵守すべき事項を網羅的に整理することを意識した。



府中市職員
(子育て応援課)

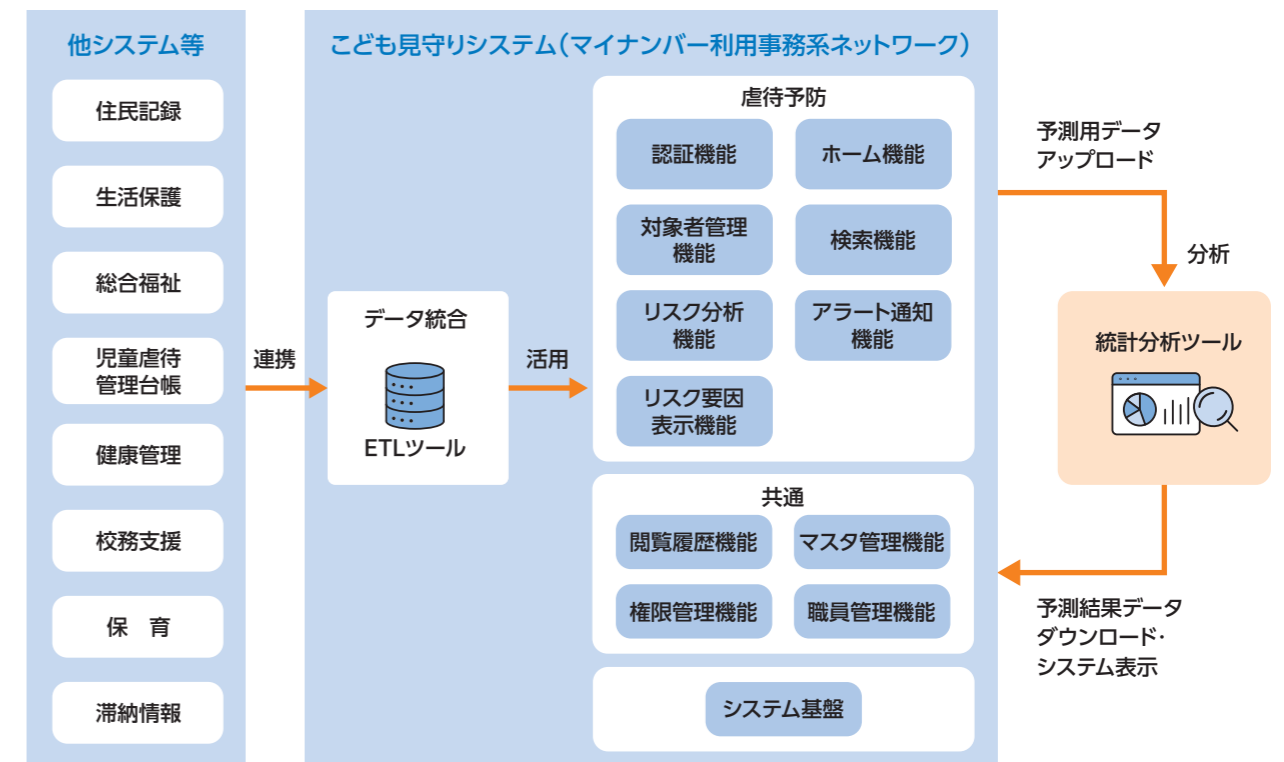
「個人情報保護法上は問題がない場合でも、プライバシー保護の観点からも問題がないか慎重に確認する必要がある」という指摘があった。そのため、市や県内の団体とともに、弁護士の見解を伺う等の対応を進めている。

連携の仕組み

仕組みの概要

- こども見守りシステムはマイナンバー利用事務系ネットワーク上に構築した。
- 各データ項目はETLツール*を用いるほか、必要に応じて、マイナンバー利用事務系ネットワーク内でCSV連携を用いてこども見守りシステムへ集約・連携している。
- 各データは、日次で連携している。

*ETLツール: データを抽出して利用しやすい形式に加工し、出力処理をするための仕組み。「Extract(抽出)」「Transform(変換)」「Load(格納)」の3つの言葉の頭文字。



【検討における工夫点や現場の声】



府中市職員
(子育て応援課)

システムで算出する虐待発生等の予測確率について、予測確率の背景・根拠をシステム上で表示することで、なぜその値となったか、支援担当者が根拠を説明できるような仕組みとした。

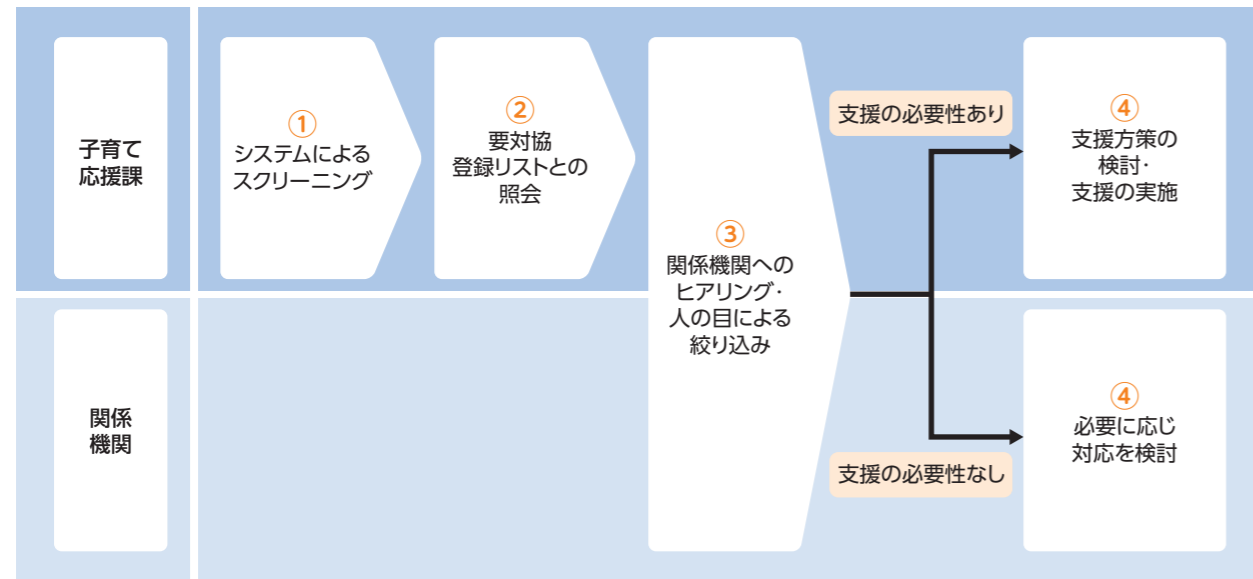


府中市職員
(子育て応援課)

情報を一元化することで、必要な情報がシステム上に集約され、支援対象者の情報を瞬時に把握することができるようになり、初動対応が迅速化した。

支援の実施

支援を実施するまでの流れ



- ①システムによるスクリーニングの結果、リスク値が30%以上と判定された未就学の子ども及びリスク値が40%以上と判断された就学後の子どもをシステムにて抽出する。
- ②抽出した対象者を要対協登録リストと照会し、抽出した子どもの要対協への登録歴を確認する。また、登録歴がある場合には、対象者から除外する。
- ③学校等、関係機関へのヒアリングや関係機関も含めた人の目による絞り込みを行う。絞り込み結果を踏まえて支援の必要性を検討する。支援が必要と思われる子どもだけでなく、リスク値が低いきょうだいや支援対象者リストに追加し、関係課や関係機関へのヒアリングを踏まえて、支援の必要性を判断する。
- ④関係課への聞き取り結果を基に個別の支援方針を検討し、支援を提供する。人の目による絞り込みの結果、現時点で支援の必要性がなければ、支援の優先順位を下げる。

具体的な支援内容

- 支援対象の家庭に対しては、相談機関や家事育児支援機関等へ支援をつなぐことを想定している。
- 子どもに対しては、保育所や学校等の所属機関との連携を図り、子どもの最新の状況の共有を行うとともに、見守り支援を実施する。



教職員

対象者にアプローチする際には、たとえシステムから得た情報を把握したとしても、本人の思いを引き出すことが重要である。

支援事例と効果

支援ケース ※プライバシー保護の観点から、一部情報は修正して記載している。

子どもに支援が必要だが、父親に精神疾患がある家庭への支援ケース

- 支援前の状況**
 - 小学生の子どもと父親が二人で暮らしている家庭において、子どもは支援学級に在籍しており、日常生活においてサポートが必要な状況であった。また父親は精神疾患を抱えており、治療の一環として服薬をしている。その影響で子どもの登校を十分にサポートできず、子どもが学校に遅刻・欠席することが多かった。
- 市での判定結果**
 - 見守り対象候補として子育て応援課にて情報収集を行った。情報収集の結果、関係機関も家庭の状況について気になっていたという情報を得ることができた。
 - 父親が困難を感じている様子も見受けられるが、自ら積極的に行政機関へ相談することはなかった。そのため、子どもと父親の双方へ支援が必要であると判断した。
- 支援内容**
 - 父親が学校の他につながりを持っておらず、市や関係機関による支援の介入が難しい状況であったため、父親の困難解消を目的とし、まずは学校から市や関係機関へ支援を実施するよう依頼した。子どもへの支援としては学校での見守りを行った。
- 支援後の状況**
 - 関係機関と連携を行うことにより、子どもだけではなく父親への見守り体制も整備され、父親が困りごとについて相談した際に、対応できる体制が構築された。

両親がともに障害者手帳を所持している家庭への支援ケース

- 支援前の状況**
 - 父親が療育手帳、母親が精神障害者保健福祉手帳を所持している家庭において、経済的事情により子どもの進学費用の支払いや母親の疾患治療が難しい状況が続いていた。以前より、生活保護の利用を勧めていたが、両親はこれを拒否していた。また、父親から子どもへの暴力も見受けられた。
- 市での判定結果**
 - 福祉担当、生活困窮担当、学校等を含めて関係者会議を開催し、状況の共有を行った。生活保護の提案については拒否的な態度であったため、家計や家庭の状況を随時確認し、支援のタイミングを検討する方針とした。
- 支援内容**
 - 子どもの進学の時期が近づく中で、保護者の生活保護に関する思いや不安について傾聴した。丁寧に説明を行った結果、生活保護受給を希望する意向を示した。
- 支援後の状況**
 - 生活保護受給後には、子どもは希望する進学先へ進学でき、母親も疾患の治療を受けられるようになった。家庭内でも生活に前向きに取り組む姿勢が見られるようになった。

継続的な取組のために

目標の設定

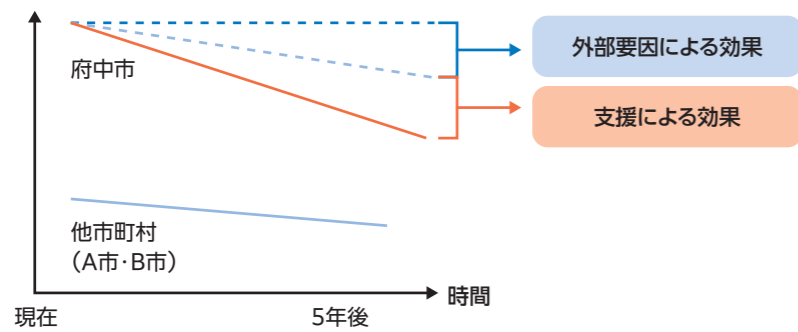
府中市では、取組の効果の測定にあたり、「長期的な目標」と「短期的な目標」を設定し、評価を行っている。

【長期的な目標】

- 要保護児童・要支援児童の人数を減らすことを目指し、予防的支援による効果を検証*する。
- 要保護児童・要支援児童の人数について、府中市とシステムを活用した予防的支援を行っていない他市町村での減少割合を比較する。減少人数の差分を効果として整理することで、府中市の取組における効果を測定する。

長期的な目標設定イメージ

目標の要保護児童・
要支援児童数

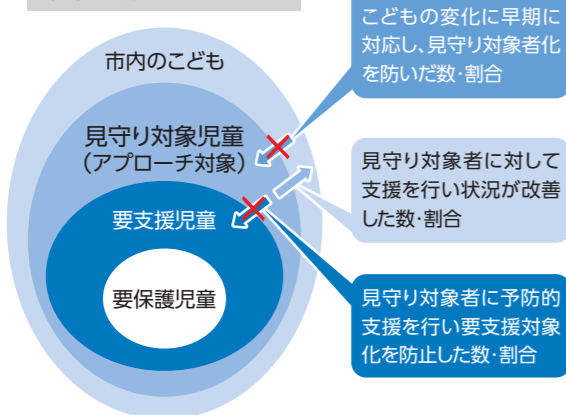


*府中市と他市町村(A市・B市)において、要保護児童数・要支援児童数の人数が同割合で外部要因による効果により減少している前提で簡略化している。

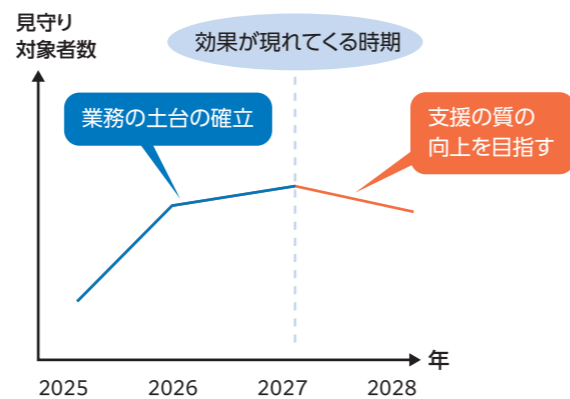
【短期的な目標】

- 見守り対象児童の状況改善やリスクの顕在化の防止の観点で目標設定を行う。
- 要支援児童の人数は動的に推移するため、内部の対応リソースや外部要因等を踏まえ、見守り対象者の目標人数を設定する。
- 短期的な目標は、「定量的」「定性的」な観点で設定する。
 - 〈定量的な目標〉
 - 見守り対象児童のうち、状況が改善した人数や重篤化を防いだ人数
 - 〈定性的な目標〉
 - 定量的な目標に基づく施策の効果

数値目標設定イメージ



見守り対象児童の推移イメージ



本取組を通じて得られた示唆

これまでの取組結果を踏まえ、府中市では取組に対する示唆を以下のように取りまとめた。

フェーズ	示唆
データを扱う主体の 整理・役割分担	• 学校の教職員や保健師等、複数の関係者との協力が必要不可欠であるため、それぞれの役割を定義する必要がある。そのため、組織間の文化や制度を考慮し、継続的なコミュニケーションや役割の見直しを実施する必要がある。
個人情報の取扱い	• 個人情報保護法のみならず、プライバシー保護等の複数の観点で、個人情報の取扱い方針を検討することが重要である。
スクリーニング 基準の検討	• システムによるスクリーニングについて、関係機関への説明や人の目による絞り込みの実施を想定し、予測確率の背景や根拠を説明可能な仕組みとすることが重要である。
支援に向けた 人による絞り込み	• システムによるスクリーニングはあくまでも参考の情報として捉え、いかなる場合も人の目や聞き取り調査の結果を踏まえて最終判断を行うことが重要である。
評価・分析	• 要保護児童や要支援児童の増減等、短期的に測定することが困難な指標を長期目標とし、評価することが必要である。長期目標の評価にあたっては、短期的に値が増減することを考慮し、あくまで長期的な視点で傾向として捉えることが重要である。

12 広島県府中町

人口 ^{※1} 51,386人 子どもの人口 ^{※2} 9,742人

取組名	子どもに関する各種データの連携による支援実証事業
総括管理主体	子育て支援課
保有・管理主体	子育て支援課・健康推進課・福祉課・学校教育課
分析主体	日本コンピューター株式会社(以下「日本コンピューター」という。)
困難の種類	虐待

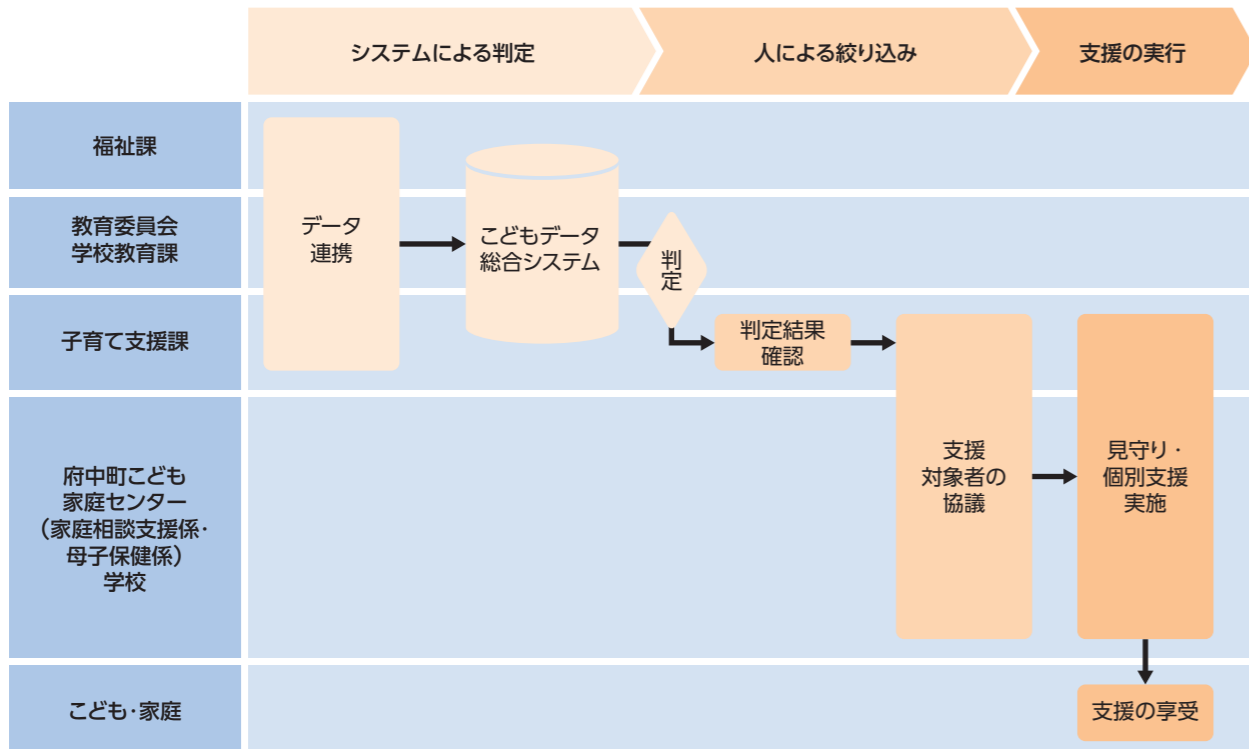
※1 人口については、総務省【総計】令和7年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)を参照。
 ※2 子どもの人口は上記より、0～19歳の人口を記載。

背景・目的

近年の虐待の相談対応件数や不登校の増加の背景には家族形態の多様化や家庭環境の複雑化等がある。子どもの育ちに関する様々なリスクを表面化する前に把握し、予防的な支援を届けることで、子どもたちが心身ともに健やかに育つ仕組みづくりを目指す。

取組概要

本取組では、支援が必要な子どもを早期に把握し、関係機関と連携して見守りや支援を行う予防的支援と、複数団体のデータを統合して虐待リスクを予測するモデルの構築を実施した。加えて学校や家庭訪問を通じて子どもの状況を確認し、支援対象の絞り込みを行った。また、リスク判定モデルはデータ量の増加に伴い再分析を行い、継続的な支援につなげる予定である。さらに、府中町、府中市、三次市、海田町を含めた4市町のデータを連携することにより、将来のリスク予測が可能な分析基盤の整備を進めた。



取組開始前に検討したこと

実施体制の検討と工夫点

本取組は、府中町福祉保健部を中心に推進し、広島県健康福祉局子供未来応援課が事業支援、府中町教育委員会が学校情報の連携を行った。



府中町職員
(子育て支援課)

実施体制や他部署への協力依頼、取組説明等は協議体を作って検討し、取組内容について広く周知しながら体制の検討を進めた。



府中町職員
(子育て支援課)

教育委員会との協議や学校長への取組説明にあたっては、取組の目的に合わせて、年度初めに実施している。

利用しているデータ項目の例

① 障害者手帳のデータ / 福祉課

- 保護者の精神疾患は、子ども虐待の大きなリスク因子の一つとして認識されていることから、診断名や治療歴等の情報を収集するために利用している。

② 母子健康手帳、健診のデータ / 子育て支援課

- 子ども虐待による死亡事例等の検証結果報告では0日の虐待死は依然として多く、虐待死の背景に望まぬ妊娠が一因にあることから、利用している。

③ 出欠席や保健室来訪記録のデータ / 教育委員会

- 先行研究により、類似の要因がリスク要因として示されていることから、支援が必要な子ども等のリスク判定に利用している。

④ 観察した様子チェックシート^{※1}のデータ / 教育委員会

- 虐待の発生予防のための目安となることから、保護者への養育支援の必要性が考えられる子ども等の確認のために利用している。

※1 観察した様子チェックシートのデータとは、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」に掲載されている、教職員が虐待のリスクをアセスメントするためのチェックリストである。
 ※上記のデータ項目を含めた、全20項目のデータを連携している。また、データ項目の選定にあたっては令和4年度の実証事業の結果や他市町でのデータ分析結果を参考としている。

個人情報の取扱い

【検討事項】

個人情報の取扱いに関して、府中町では以下6点を主に検討し、取組を実施した。

観点	取組内容(一部)
個人情報の利用目的整理	「個人情報保護法第69条第2項」に基づく「相当の理由があるとき」に伴う目的外利用として整理した。
個人情報ファイル簿作成	本取組で取り扱う個人情報に対して個人情報ファイル簿*を作成し、町のHPに公開した。
安全管理措置策定	組織・人・物理・技術の観点から安全管理措置を策定しており、システムへのアクセス権限の制限等の対応を実施している。
開示等請求対応	「府中町個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づく対応を想定している。
プライバシー保護への対応	運用方法を含むシステムの取扱い及び業務に必要なプライバシーに関する研修を行う等の対応を実施している。
自己点検・監査	「府中町情報セキュリティポリシー」に則りシステム監査を実施している。

*府中町 個人情報ファイル簿: <https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/soumuka/40982.html>

【検討における工夫点】



府中町職員
(子育て支援課)

議会から「システムのセキュリティやプライバシー保護に関するリスクの軽減を継続的に検討するとともに、潜在的に支援の必要なこどもの判定については、“人による判断”を重視すべきである」という意見があがった。そこで、システムによる判定結果のみならず、現場職員からの情報を踏まえて対象者の絞り込みを実施している。



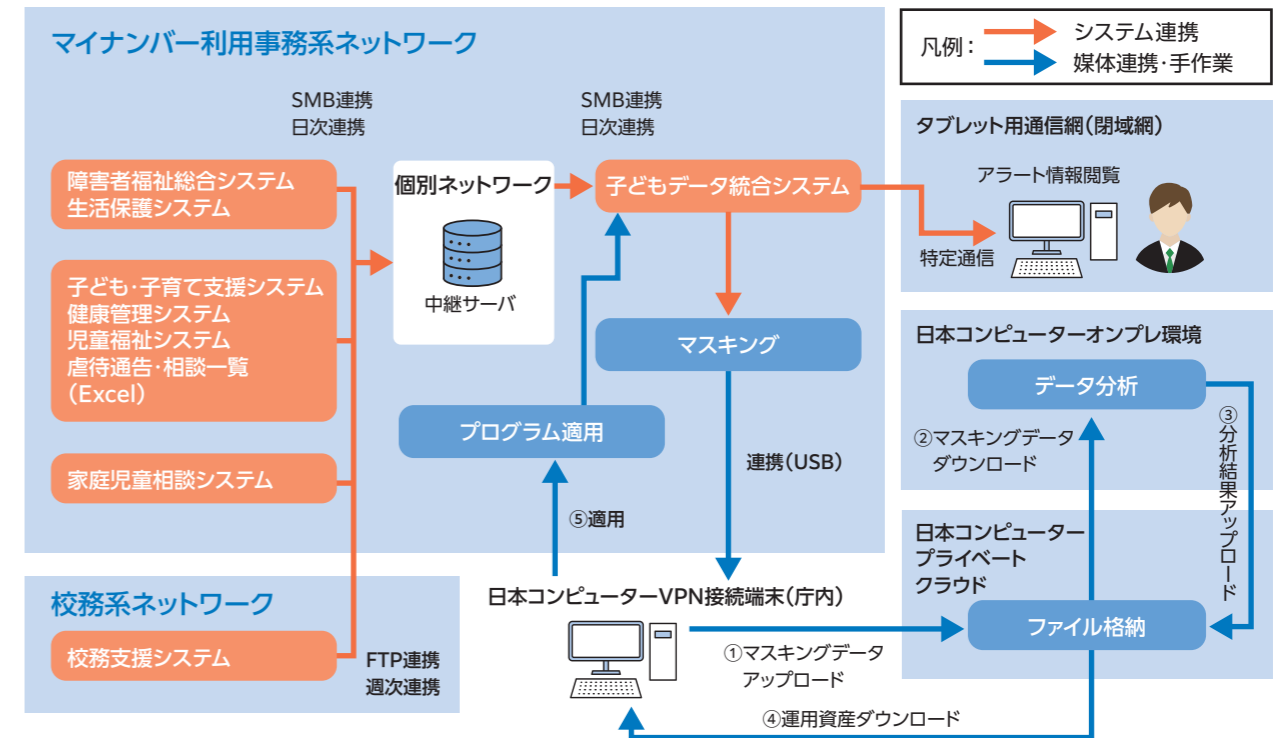
府中町職員
(子育て支援課)

利用する情報は、プライバシーに配慮した上で必要最小限の範囲としながら、支援のために最大限に活用する必要がある。そのため、システムへの活用及び支援に関する研修を定期的実施している。

連携の仕組み

仕組みの概要

- こどもデータ統合システムはマイナンバー利用事務系ネットワーク上に構築した。
- 各データ項目はシステム連携に加え、媒体連携や手作業にてこどもデータ統合システムへ集約・連携している。



【検討における工夫点や効果】



システムベンダー

データ連携には中継サーバを経由することで、分析主体や活用主体が直接データにアクセスし、データを取得することができない運用としている。



府中町職員
(子育て支援課)

紙媒体の情報をデジタル化しタブレット上で閲覧可能とすることで、活用主体側では、情報紛失リスクの低減が見込まれる。

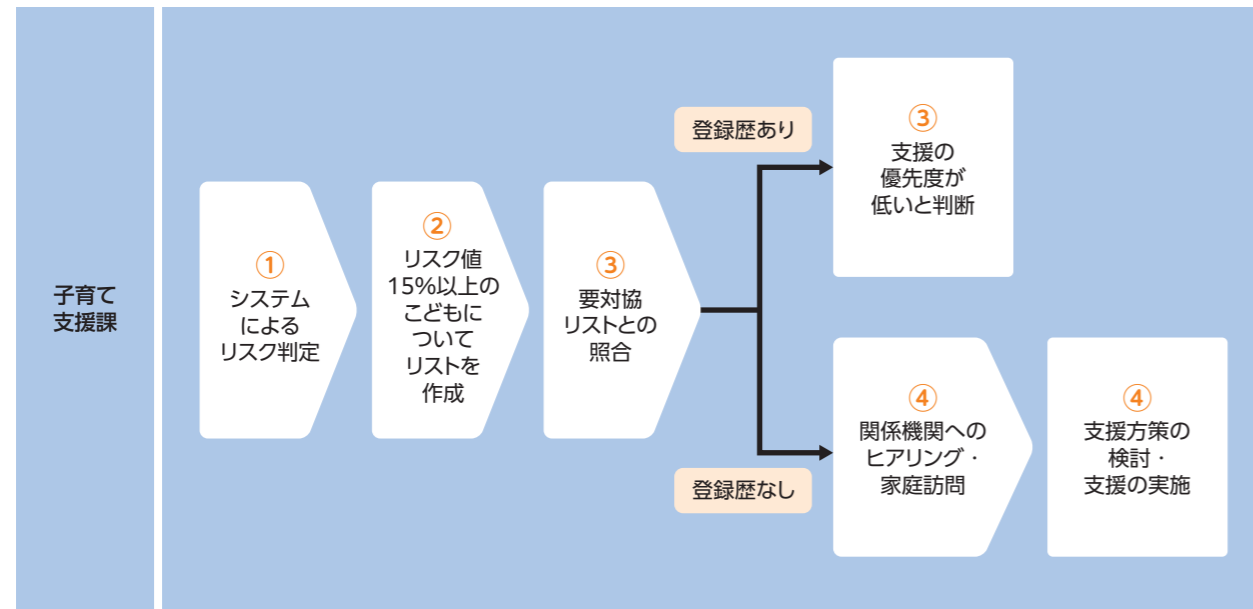


府中町職員
(子育て支援課)

仕組みの構築当初は、個人情報の取扱いの点で、法的な根拠がないため、関係者からの取組への不安感を払拭することが困難であったが、現在は、予防的な支援の必要性への理解が得られている。

支援の実施

支援を実施するまでの流れ



- ① リスク値15%以上の対象者を抽出する。二次スクリーニング(遅刻多数、虫歯多数、保健室来室多数)して対象者を検討する。
- ② ①にて選考した子どものリストの作成を行う。
- ③ 要対協への登録歴を確認し、登録歴があれば、既に支援を実施しているため、支援の優先順位を下げる。
- ④ ③にて要対協への登録歴がない場合には、要支援児童の登録をして学校へのヒアリングや家庭訪問を行い、情報を収集し、個別の支援方針を検討の上で、支援を実施する。

具体的な支援内容

【就学前の子どもへの支援】

福祉課が生活保護訪問に同行を行う等、町が家庭に関わるタイミングに職員が同席することで、状況の把握や支援への接続を行っている。

【就学後の子どもへの支援】

空き時間での学力補充、スクールカウンセラーによるカウンセリングや受診の勧奨及び医療機関への連携、保護者相談への対応等を実施している。



教職員

学校の記録が支援に効果的に生かされていると分かり、記録へのモチベーションが上がった。また、子どもの家庭状況が分かることで、学校での関わり方や福祉との連携が必要なケースを共有できた。

支援事例と効果

支援ケース ※プライバシー保護の観点から、一部情報は修正して記載している。

就学前の子どもへの支援ケース

①生活保護を受給しているひとり親家庭の事例

- 母親の就労収入では生計の維持が困難であると、子育て支援課内より相談を受けた。
- 生活保護の定期訪問に子育て支援課も同行し、母親や子どもの状況の把握を実施した。子どもの様子を確認すると、おもちゃを持ち返る、お菓子を盗る等の気になる行動があった。
- ひとり親相談の強化や子育て状況の確認を行い、必要に応じてサポートプランの作成を行っている。

②ひとり親で、子育てに不安を抱えている家庭の事例

- 子育てに不安を抱えていることを把握できたため、児童扶養手当の現況面談への同席や就学相談の際に家庭相談支援系の職員が同席した。
- その後、保育園への情報の連携や、教育相談員との関係構築まで支援した。



母親

子育ての悩み等を相談することができたので、とても気持ちが楽になった。自分の考え等に共感をしていただいたので、自分に自信を持つことができた。

就学後の子どもへの支援ケース

①複数の子どもを養育しているひとり親家庭の事例

- リスク判定に基づく調査を通じて支援対象者のリスクを把握し、学校と連携の上、母親に対して学校から子育て相談・教育相談の案内を実施した。その後、母親から子育て支援課へ相談を受けた。
- 相談により子どもや母親が抱える課題を整理し、校内にて教育相談等のサポートを実施した。
- 当初、学校と母親との間で関係性の構築が難しい状況にあったが、母親が学校へ無理な要求をしなくなり、担任との関係も改善した。

②生活保護を受給しているひとり親家庭で、子どもがヤングケアラーとなる恐れがある事例

- 生活保護受給世帯の定期訪問に家庭相談支援系の職員が同行し、家庭の状況の把握を試みた。また、保護者から子供に対する学校生活での学習や対人トラブルについて相談を受け、問題解決のために解決策を一緒に考えた。
- 本人も周囲も個別指導の必要性を納得した上で、学習等を進められるようになった。



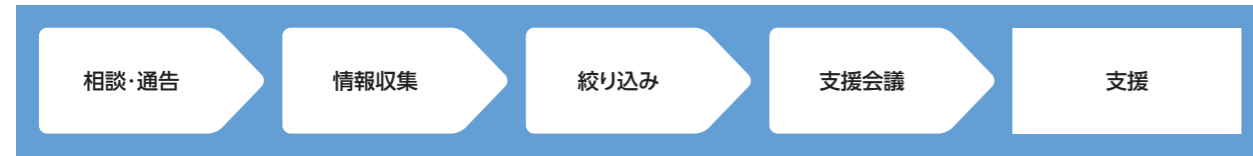
母親

子どもの登校渋りが始まってから、不登校の子を支える保護者と話をする機会があったが、同じ悩みを持つ親や子を支える支援やシステムがもっと広がればよいと感じた。

取組の効果

①相談・通告時の情報収集の効率化

- 相談・通告があった際に、これまでは各部署に所属状況や接触の履歴、登校状況について確認していたが、システムを活用することで1件あたりの問い合わせに要する時間が約15分～30分程度短縮した。
- 虐待通告・相談にかかる業務において、1か月あたり約4割の時間が削減され、支援担当者がより対人援助業務に時間をさけるようになることが見込まれる。
- 子どもや保護者に問い合わせを行う際も、必要な状況を確認してから実施するため、聞き取りの質が向上した。



虐待通告にかかる業務が約77時間⇒約45時間へ短縮見込み(約4割の時間を削減/月)

②潜在的に支援を必要とする子ども・家庭の発見

- 支援対象者に対する個別のアプローチを検討し、継続的な支援を実施するため、データの保有主体との連携強化が図られた。
- 支援方針の共有により、窓口相談の質が向上した。

③福祉部局と学校の連携強化

- 学校毎にヒアリングを行うことで、学校からの随時相談件数が増加した。
- 校長会にて本取組の進捗や調査目的を共有し、本取組に対する理解を深めていただくことで、学校との連携が強化された。

④保健師からの声かけ活動の活発化

- 児童福祉サービスへの案内や保健師との面談を通じ、町として主体的な支援に向けた声掛けが増えてきている。
- 保健師の見守り体制や支援体制が強化できた。

⑤子ども・家庭から頼られる相談窓口の実現

- これまでは、窓口での聞き取りに時間を要したり、職員間での対応の質にばらつきがあった。しかし、②の記載のとおり、窓口相談の質が向上したため、子どもや保護者との関係性もより向上し孤立防止に寄与している。

【検討における工夫点や課題】



府中町職員
(子育て支援課)

潜在的に支援を必要とする子ども・家庭はリスクが表面化していないため、些細な事項でも共有し、見守り際の観点について協議を行っている。データの保有主体との情報共有を丁寧に行うことで、包括的な支援体制ができています。



府中町職員
(子育て支援課)

本取組は虐待の予防を目標としているが、予防的な支援によって虐待の件数が減少したかどうかを、数値として明確に示すことが難しい点が課題である。

継続的な取組のために

本取組を通じて得られた示唆

これまでの取組結果を踏まえ、府中町では取組に対する示唆を以下のように取りまとめた。

フェーズ	示唆
データを扱う主体の整理・役割分担	システム開発や法令への対応を含め、複数の観点での検討が求められるため、関係課との連携が不可欠である。目指すべき姿の共有、役割分担の明確化及び取組推進に向けた体制整備が重要となる。
連携するデータ項目の選定	連携するデータ項目は、一般的に虐待との関連性が認められている情報だけでなく、現場の知見も踏まえて判断する必要がある。また、実際のシステム利用後の状況を踏まえて、利用するデータ項目を継続的に改善していくことが重要である。
判定基準の検討	AIモデルを構築する際には、予測精度の向上が重要である。しかし、支援に携わる職員が予測の根拠を確認できるよう、モデルには予測根拠の説明のしやすさが求められる。
個人情報の取扱い	個人情報の保護とともに、データを連携することによるプライバシー保護の観点にも留意して、システムの構築から支援の実施方法までを検討する必要がある。
支援に向けた人による絞り込み	システムによる判定はあくまでも参考の情報であり、本人にリスクがない可能性があることを認識した上で、関係機関からの情報を踏まえながらシステムによる判定結果を活用する必要がある。
取組の評価・分析	効果をどのように定義して調査していくかについての議論がまず必要であるため、仮説的に取組の評価を進め、定期的なPDCAを回すことが重要である。

過年度報告資料

- 「令和5年度子どもデータ連携事業各採択団体における成果報告書 府中町」(令和6年3月 子ども家庭庁)
(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9af1f205-ec2d-4b4c-ae95-1c6dcfc1e1ff/9eb131cc/20240423_policies_kodomo-data_61.pdf)
- 「令和5年度子どもデータ連携事業各採択団体における成果報告書 概要版 府中町」(令和6年3月 子ども家庭庁)
(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9af1f205-ec2d-4b4c-ae95-1c6dcfc1e1ff/5ee93278/20240329_policies_kodomo-data_47.pdf)

13 神奈川県開成町

人口 ^{※1} 18,566人 子どもの人口 ^{※2} 3,563人

取組名	子どもに関する各種データの連携による支援実証事業
総括管理主体	子ども課子ども家庭班
保有・管理主体	子ども課子ども支援班・子ども家庭班・福祉介護課福祉班・教育委員会事務局学校教育課
分析主体	子ども課子ども家庭班・株式会社内田洋行
困難の類型	ヤングケアラー・貧困・虐待・引きこもり・産後うつ・発達障害

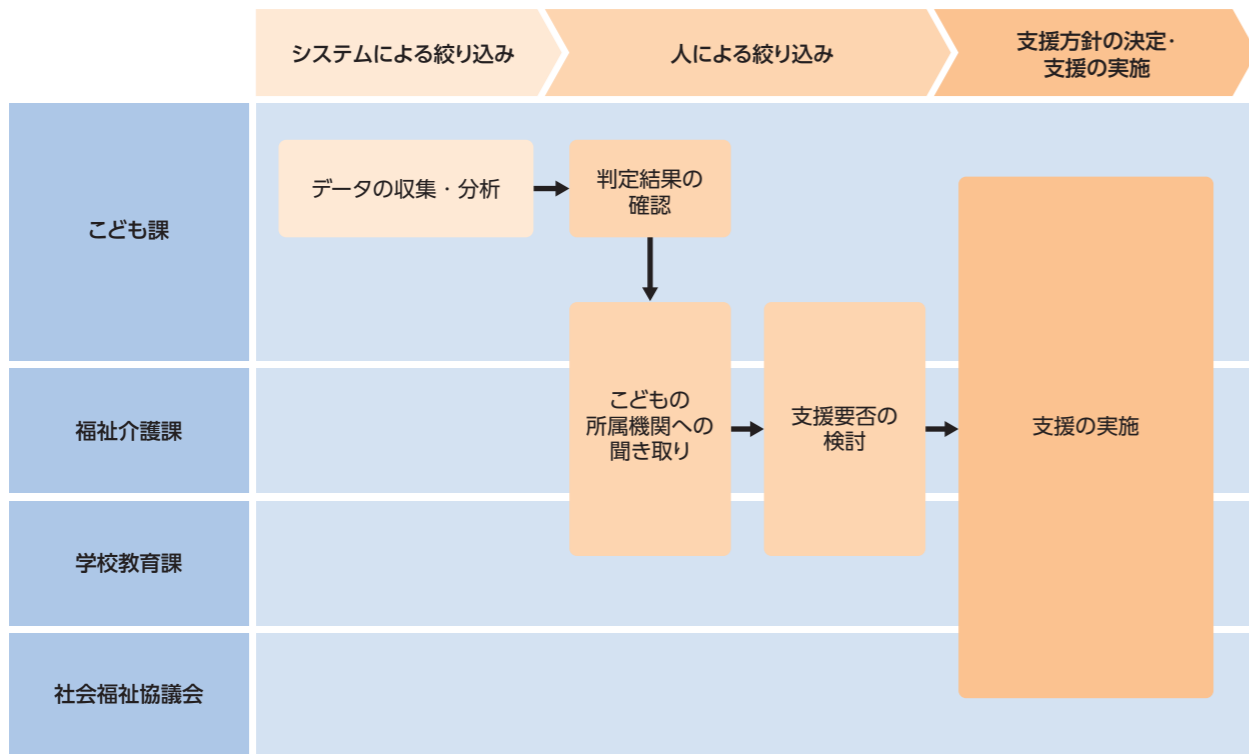
※1 人口については、総務省【総計】令和7年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)を参照。
 ※2 子どもの人口は上記より、0～19歳の人口を記載。

背景・目的

人口増加に伴い、支援を必要とする子ども・家庭が増加している状況において、支援者の業務負担の増加や関係機関との情報連携が課題となっている。子ども見守りシステムの構築により、子どもに関する情報を一元管理し、支援対象者の早期発見や切れ目のない支援を実現する。

取組概要

子ども見守りシステムは、子ども課・税務窓口課・福祉介護課・教育委員会がそれぞれ保有するデータを連携し、支援の必要な潜在層への早期介入を実現するシステムである。開成町においては、システム上でリスク有と判定された子どもを対象に、子ども課職員・保健師・ケースワーカー・指導主事・子ども家庭センタースーパーバイザーによるカンファレンスにて支援要否及び支援方針を決定している。なお、支援においては、専門職による支援や関係機関と連携した支援へつなげている。



データを連携する前に検討したこと

実施体制の検討と工夫点

取組開始時は子ども課子ども支援班を中心にプロジェクトを推進し、庁内の関係各所に協力を依頼した。協力依頼にあたっては、関係課の集まる会議で本取組に関する説明を実施した。



開成町職員
(子ども課)

異なる分野のデータを連携するため、システム構築から支援の実施まで首長部局と教育委員会事務局の連携が必須となると考え、実施体制には町長・副町長だけでなく、教育長も参加していただくこととした。



開成町職員
(子ども課)

取組開始時には、庁内でDXについての理解が浸透していなかったため、子ども政策DXに関する分科会を組成した。子どもデータ連携の取組を開成町のDX推進計画の一部として推進したことは、関係課や責任者からの理解を得るのに役立ったと感じている。

利用しているデータ項目の例

①障害者手帳有無(身体障害者手帳・療育手帳等) / 福祉介護課

- ・ヤングケアラーや発達障害者の把握に有用であると考えたため、利用している。
- ・支援中の子ども、または支援要否検討の対象となった子どもの多くは、本人が障害者手帳を所持しているか、家族が障害者手帳を保持していた。

②住基情報(多子世帯等) / 税務窓口課

- ・世帯情報・家族構成・海外にルーツのある住民を把握するために住基情報を利用している。
- ・多子世帯(同一世帯に3人以上の18歳以下の子どもがいる世帯)とヤングケアラーに相関性があると考えられるため利用している。

③未就学児健診情報(受診日・健診アンケート・むし歯の数等) / 子ども課

- ・虐待や産後うつの把握に有用であると考えたため、利用している。
- ・健診未受診については、虐待・産後うつの判定に使用した。健診アンケートへの回答及び未処置のむし歯本数に関しては、虐待の判定に利用している。

上記のデータ項目を含めた、全37項目のデータを連携している。また、データ項目の選定にあたっては困難の類型に関連する先行研究や他団体の事例を参考にしている。

個人情報の取扱い

【検討事項】

個人情報の取扱いに関して、開成町では以下6点を主に検討し、取組を実施した。

観点	取組内容(一部)
個人情報の利用目的整理	支援実施時に要対協に登録する場合は「個人情報保護法第69条第1項」にしたがって法令に基づく目的外利用として整理した。
個人情報ファイル簿作成	本取組で取り扱う個人情報に対して個人情報ファイル簿を作成し、町のHPに公開した*。
安全管理措置策定	組織・人・物理・技術の観点から安全管理措置を講じており、システムへのアクセス権限の制限等を実施している。
開示等請求対応	各種請求へは開成町個人情報保護制度に準拠した事務手続きによる対応を想定している。
プライバシー保護への対応	プライバシー保護に関わる責任者及びその職務を定義して取組を推進した。
自己点検・監査	全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年実施している。

*開成町個人情報ファイル簿: <https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/info/1875>

【検討における工夫点】



開成町職員
(こども課)

個人情報の取扱いに関しては、弁護士への相談も実施し、利用目的の整理方針やプライバシー保護のために配慮すべき事項等について意見を伺いながら検討した。



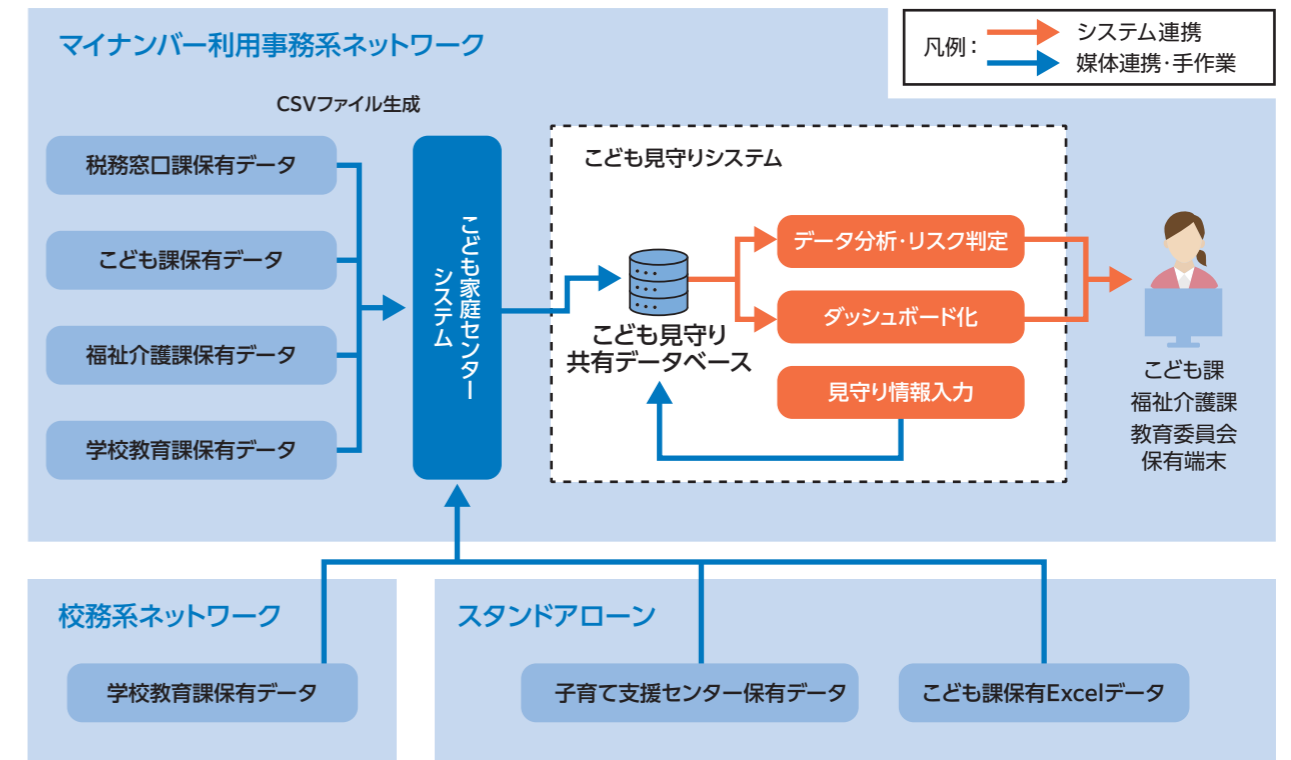
開成町職員
(こども課)

個人情報の取扱いに関しては、「こどもデータ連携ガイドライン」に則って検討、取組を推進してきた。
また、システムへのデータ取り込みに際して、令和6年度よりオンラインストレージを活用することで、USB等の外部媒体によるデータの持ち出しを不要とし、情報漏洩のリスクを低減した。

連携の仕組み

仕組みの概要

- こども見守りシステムはマイナンバー利用事務系ネットワーク上に構築している。
- 各データ項目は全て媒体を利用し、手作業でこども見守りシステムへ集約・連携している。
- 校務支援システムのデータは教育委員会端末から抽出している。



【検討における工夫点】



システムベンダー

紙で保管されていたデータも有効に活用できるよう、こども見守りシステムには職員が自由に情報を入力できる機能を実装した。判定結果に対するコメント等の入力にご活用いただいている。



開成町職員
(こども課)

各データ項目に対応する困難の類型を定めて、合致すると1点を加算する。その合計点数が困難の類型ごとに定めた基準点数を超えた場合に、リスク有と判定される仕組みになっている。

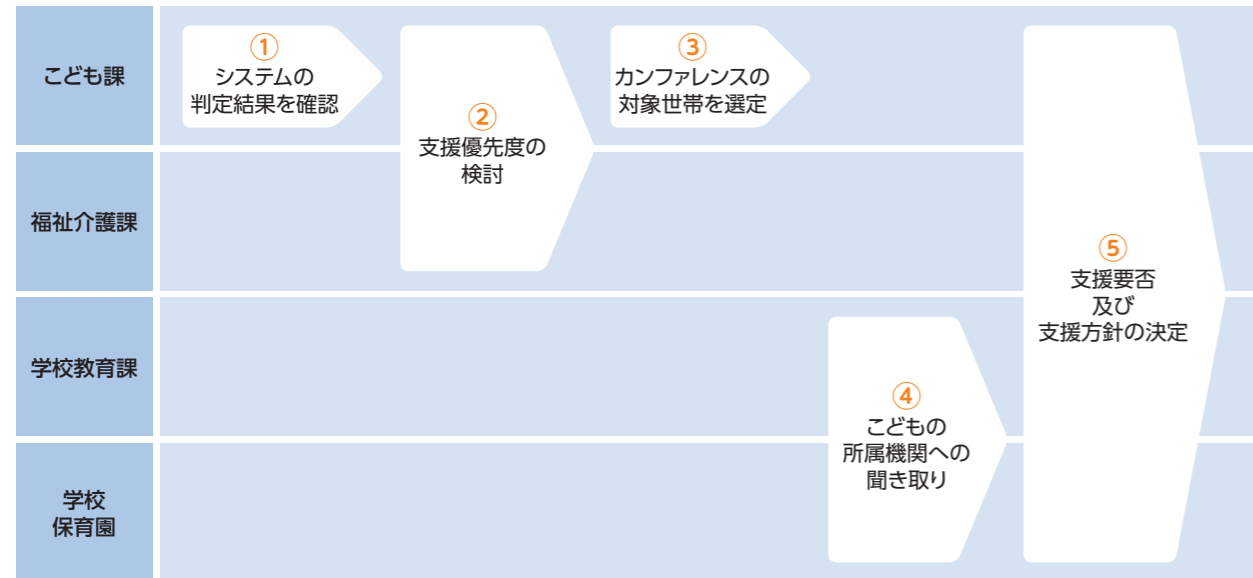


開成町職員
(こども課)

分析結果を表示するダッシュボードには、開成町でリスクがあると判断しているこどもの人数を把握する画面と、こども・世帯の情報を把握する画面の2種類がある。特に、こども・世帯の情報を把握する画面は、支援要否や支援方策を検討する際に活用している。

支援の実施

支援を実施するまでの流れ



- ①システムによる判定結果を確認する。システムによる判定結果は児童相談等の1つとして受理し、システムのみでの判断を行わないよう、留意した。
- ②既に支援対象となっているこどもや過去に判定済みのこどもの支援優先度を下げる。
- ③システムによる判定結果を基に、こどもの所属機関が偏らないように配慮しながら絞り込み(以下、カンファレンスとする)の対象を約5世帯選定する。
- ④対象となるこどもの所属先職員に情報収集シートに基づき聞き取りを実施する。所属先機関へは、こどもが該当したデータ項目を共有する。
- ⑤こども課職員・保健師・ケースワーカー等が参加するカンファレンスで支援要否・方針を決定する。



開成町職員
(こども課)

④の聞き取りにおいては、未就学児・就学児で共通する情報収集シートを使用している。こどもに関する情報だけでなく、子育ての不安等保護者の様子についても記入項目がある。共通のシートにすることで、町側の管理が容易になったことがメリットであると感じている。

具体的な支援内容

こどもデータ連携の取組独自の支援施策は用意せず、通常の業務において既に実施している支援へ接続していく。

【未就学児への支援】

社会福祉法人が運営する子育て支援センターとこども課で、妊娠期・乳幼児期の状況、子育て支援センターへの相談状況、その他気になるこどもの情報を月次で共有している。情報共有の中で、支援が必要と判断した場合に、支援を実施する。

具体例:相談対応及び助言・健診での聞き取り・乳幼児全戸訪問・産後ケア事業等

【就学児への支援】

指導主事及びスクールソーシャルワーカーから教職員へ、特に注目して見守りをするよう働きかけることにより、こども・家庭との接点を作る機会の創出を促す。学校生活の中で困難が表出せず、学校として困り感が薄い等学校側からのアプローチが難しい場合には、町からの接点づくりを試みる。

具体例:学校での見守り・世帯状況に合わせた必要な福祉サービスの調整・居場所支援への接続等

支援事例と効果

支援ケース ※プライバシー保護の観点から、一部情報は修正して記載している。

ひとり親家庭のケース

支援前の状況

- 就学児と未就学児のこどもがいるひとり親家庭であった。ひとり親だったことから転入時にひとり親担当のケースワーカーが面談をしていた。こどもは問題なく通学・通園しており、町としては大きなリスクがあると考えていなかった。

判定結果

- システムによるリスク判定・人によるカンファレンスを経て見守り対象とすべきと判断した。システム上では「引きこもり」の判定であった。見守りの結果、学校から給食費を滞納しているという情報があったため、確認したところ、児童扶養手当の申請手続き中であることがわかった。

支援内容

- 転入時に接点のあったひとり親担当のケースワーカーが保護者へ連絡し、食料支援等を定期的実施している町内のひとり親団体について案内した。

支援後

- まだ支援対象者に大きな変化はないが、児童扶養手当は受給が開始されている。

離婚を検討しているケース

支援前の状況

- 就学児と未就学児の計3人のこどもがいる家庭であった。ひとり親担当のケースワーカーに母親が自ら相談しており、相談時には離婚を考えているという話も挙がっていた。

判定結果

- システムによるリスク判定・人によるカンファレンスを経て見守り対象とすべきと判断した。システム上では「産後うつ」の判定であった。こどもの状況に問題は見られなかったが、ケースワーカーが既に相談を受けていた点も考慮し、カンファレンスにおいても「要支援」と判断した。

支援内容

- 支援方針については以下の通りとした。
 - ①今すぐに離婚を考えられていたわけではなかったため、数か月に1度、ひとり親担当のケースワーカーがフォローアップする。
 - ②未就学児のこどもがいるため、母子保健担当の保健師が健診時にフォローアップする。
 - ③ひとり親担当ケースワーカーと母子保健担当の保健師が、定期的に情報を共有し、必要に応じて家庭への同行訪問を行う等の連携を実施する。

支援後

- 支援を実施後、現在は経過を観察中。

取組の効果

① 支援要否・支援内容に係る検討の質向上

- 課の垣根を越えた支援チームが組織されることで、総合的な視点で協議することができ、協議の質が向上した。
- 人によるカンファレンスが、関係課内の職員にとって定期的に集まり、予防的・総合的な視点で意見交換を行う場となり、見守りの意識が高まった。令和6年度においては、6回のカンファレンスを実施することができた。

② システム構築による業務効率化

- 従前は、相談・通告があった際にどの関係課・関係機関にどのような情報の照会をするかを検討し、その後情報提供の依頼をする必要があった。しかし、こども見守りシステムの導入後は、基礎的な情報をシステム上で確認できるため、関係課・関係機関へ照会すべき情報の整理が円滑になり、基礎調査の時間短縮につながっている。

③ 庁内連携の強化

- こどもデータ連携に関わる、こども課・福祉介護課・学校教育課の職員等が顔見知りとなることで、本取組以外の事項に関しても課を跨いだ相談が可能となった。



開成町職員
(こども課)

虐待に関して、予防的な視点から検討する機会が創出されたことに対して、庁内からは好意的な意見が挙がっている。



開成町職員
(こども課)

要保護児童対策地域協議会の代表者会議や実務者会議において、本取組の実績報告を年度ごとに実施している。虐待のような緊急性の高い事案について、開成町が予防意識を持って行動しているという姿勢を要対協構成員に対して示していることも、取組を実施して良かった点であると感じている。

継続的な取組のために

事業の振り返りと今後の方針

これまでの取組結果を踏まえ、今後の取組方針を以下のように取りまとめた。

フェーズ	振り返り	方針
利用するデータ項目の選定	<ul style="list-style-type: none"> • 多くのデータを連携することで活用価値のあるシステムとなった一方でデータの整備にかかるコストが増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> • 「こどもデータ連携ガイドライン」記載の基本連携データ項目を使用して運用する。 • システムの目的を考慮し、必要なデータ項目を精査する。
判定基準の検討	<ul style="list-style-type: none"> • 取りこぼしがないように幅広く対象者を抽出するロジックとしたため、人によるカンファレンスの負担が増大した。 	<ul style="list-style-type: none"> • システムによる判定結果と実際の支援結果等を確認し、判定ロジックの改善を継続的に検討する。
支援に向けた人による絞り込み	<ul style="list-style-type: none"> • 判定に使用したデータ(健診データ等)が比較的古い場合は、支援要否の判断をするには適切な時期でないと考え、最新のデータを取得できる時期まで判断を待つことがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> • 引き続き、可能な限り新しいデータを用いて支援要否の判断を行うよう努めるとともに、日頃から職員間でこまめに情報共有を行い、最新の情報を把握する。
取組効果の分析	<ul style="list-style-type: none"> • 取組の結果、調査継続や経過観察となる事例も多く、潜在層はすぐに要支援と判断できない場合があると感じた。 	<ul style="list-style-type: none"> • 1回のシステム判定・人によるカンファレンスで支援方針を判断するのではなく、継続的に実施していくことで必要な支援につなげる。

過年度報告資料

- 「令和5年度こどもデータ連携事業各採択団体における成果報告書 開成町」(令和6年3月 こども家庭庁)
(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9af1f205-ec2d-4b4c-ae95-1c6dcfc1e1ff/413269ea/20240423_policies_kodomo-data_53.pdf)
- 「令和6年度こどもデータ連携事業各採択団体における成果報告書 開成町」(令和7年3月 こども家庭庁)
(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9af1f205-ec2d-4b4c-ae95-1c6dcfc1e1ff/7348553b/20250411_policies_kodomo-data_102.pdf)

データ連携がもたらす支援の輪



子育て健康部子育て支援室長
兼 福祉部DX・BPR担当次長

山本 謙氏

平成5年 和泉市役所入庁
財産管理担当、障がい者福祉担当、情報システム担当、
ファシリティマネジメント担当等を歴任

児童福祉分野に限らずですが、自治体業務においては一般的に本人や関係者からの「自主的な申し出(申請)」がなければサービスが提供されないという「申請主義」の考え方が未だに強く残っています。

現職の児童福祉担当に就くまでは情報システム担当として住民窓口系業務・福祉関連業務のIT化に取り組んできましたが、いつしかDXによりこの「申請主義」の壁を破り、真に行政サービスを必要としている市民に必要なサービスを的確にお届けするための仕組みづくりを模索するようになりました。

要保護児童対策地域協議会においても支援を必要としながらも「見つけられていない子どもたち」へ確実にアプローチするため、アウトリーチ型の支援体制構築が必要とされていました。

そんな中、タイミング良く実証事業の募集があり、運良く採択いただいたので実証事業に着手できることとなりました。

実証事業の目的は、自治体が持つ膨大なデータの集積を最大限に活用することにより、支援が必要な子どもたちを早期に発見し、適切な支援を提供することにあります。

実証事業を通じた取組で、学校で行われているスクリーニングのデータ、母子保健業務等において集積されているデータを基にした分析で虐待リスクを数値化することにより、現場のソーシャルワーカーや教職員が持つ感覚的な情報や相談記録等に基づいた定性的な評価に加えて、虐待リスクの定量的な評価ができるようになりました。

その評価結果を可視化ツールで共有することで支援の精度と効率の向上を目指した取組により、教育と福祉の連携は大きく前進し、協働による予防的支援の仕組みが確立されました。

しかしながら、サービスメニュー自体が充分でないこ

と、サービスを必要としている市民にピンポイントで情報をお届けするための効果的な仕組みがないこと、また、教育現場では児童への支援経過情報が十分に蓄積されておらず、過去の成育歴を踏まえた個別支援が難しいこと、適切な社会資源(制度・支援拠点)とのマッチングが上手くできていないこと等、まだまだ多くの課題が残されています。

今後は、これらの課題を解決できるシステム機能の向上に注力し、切れ目のない、より効果的な見守りから支援へのプロセスを確立していきたいと考えています。

私自身この取組を通じてデータを活用することの大切さを改めて痛感しました。

データ分析によりニーズに応じたサービスを的確にお届けすること、サービス利用の効果をデータ分析により測定してサービスをより効果的・効率的なものにし、時には制度のスクラップ&ビルドを大胆に行うことも持続可能な行政経営のためには必須になってくると考えています。

児童福祉分野のみならず他分野にも応用ができる考えがあるので、チャンスがあれば他分野にも広めていきたいと考えています。

本年度の実証事業の取組においては他の自治体でも比較的ローコストで導入が可能となる仕組みづくりにも注力しました。

このようなシステムを導入することにより、日常のケースワーク業務を効率化できるため、福祉関連業務において年々ニーズが増える反面、充分な人的リソースを確保しにくくなってきている現状において、業務の質的低下を防止するためにも非常に有益なものであると考えています。

もしもこれから同様な取組を検討されている自治体様がありましたら、少しはお力になれることもあるかも知れないので、遠慮なくご連絡ください。

こどもデータ連携 教育部局

事例

01 兵庫県西宮市

人口 ^{※1} 480,818人 子どもの人口 ^{※2} 85,173人

取組名	発達課題の分析等を通じた不登校予兆把握と早期支援
総括管理主体	教育委員会
保有・管理主体	教育委員会・デジタル推進部・保健所・子供家庭支援課・障害福祉課・くらし支援課
分析主体	PwCコンサルティング合同会社
困難の種類	不登校

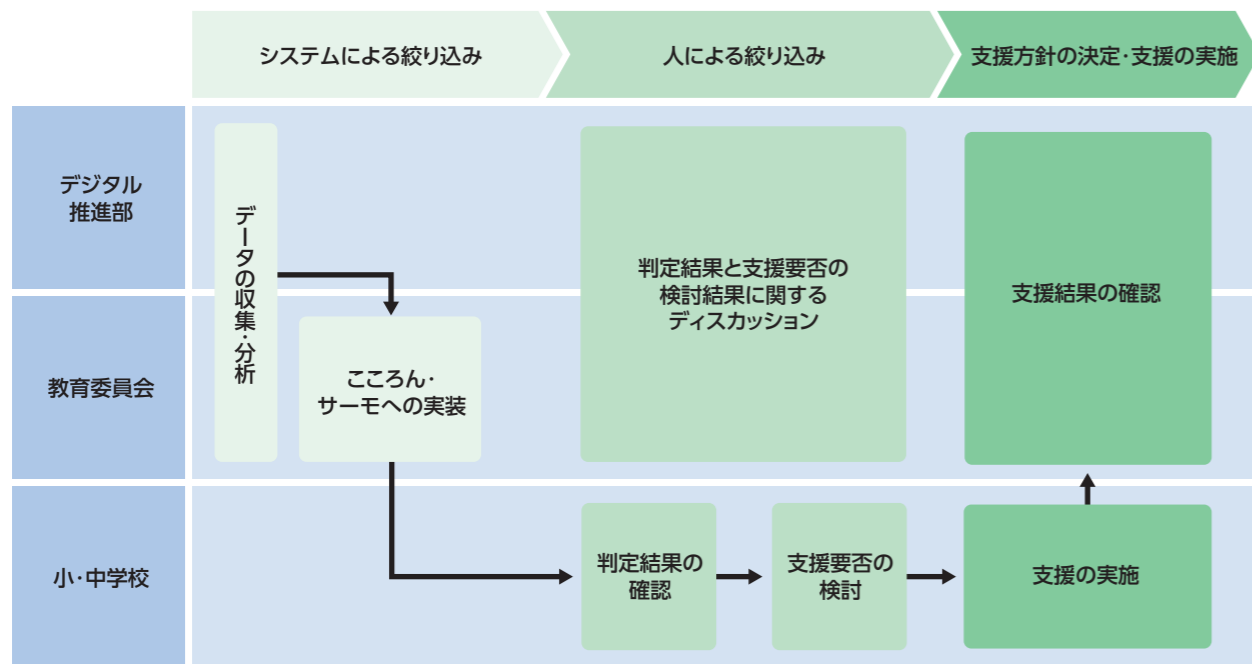
※1 人口については、総務省【総計】令和7年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)を参照。
 ※2 子どもの人口は上記より、0～19歳の人口を記載。

背景・目的

全国での傾向と同様に、西宮市でも近年不登校発生率が急増しており、不登校児童生徒の早期把握や支援が急務となっている。これまで心理状態の可視化や支援センターの設置等多面的な施策を進めてきたが、福祉・保健・教育のデータ活用が不十分で、支援の判断が属人的であるという課題があった。そこで、機械学習等を活用した分析モデルを構築し、誰一人取り残さない学びの環境を確立することを目指すこととした。

取組概要

「子ども総合分析DB」を開発し、校務支援システム、庁内システム、心理チェック「こころん・サーモ」のデータを統合して分析モデルを構築した。このモデルを既存の「こころん・サーモ」システムに内蔵し、子どもが閲覧できる画面には状況に応じた相談窓口を知ることができる「相談ボタン」を設置した。一方、教職員が閲覧できる画面で不登校の予兆があると考えられる子どもの一覧を可視化することで、データに基づいた個別支援、支援の経過記録・共有を可能にした。これにより、継続的なモニタリングとEBPMのサイクルによる施策改善を図り、「誰一人取り残さない学び」のセーフティネットを本市内全域で機能させ、その知見を全国へ共有することを目指している。



取組開始前に検討したこと

実施体制の検討と工夫点

西宮市教育委員会及び西宮市デジタル推進課を中心にプロジェクトを推進し、庁内関係者及び実証校等へ協力を依頼した。また、システムベンダーは、事業計画書を基に業務内容を説明し、選定を行った。



代表参画事業者

システムベンダーの選定においては、西宮市に駐在して作業可能であること、連携が必要な既存のシステムに知見があること、取組期間内のシステム構築が可能であることの3点を条件とした。



西宮市職員
(デジタル推進課)

本取組は、子どもに係る機微な情報を分野横断的に利用するため、データを抽象化加工するとともに、取り扱う担当者を最小限にすることや技術的安全管理措置を実施することを関係課へ説明し、調整を行った。

利用しているデータ項目の例

- 基本連携データ項目[※]14項目を含む20項目のデータを連携している。
- 利用するデータ項目の選定にあたっては、困難の種類に関連する先行研究や他自治体の事例を参考とした。

①子ども自身の心身の不調に係るデータ(こころん・サーモ) / 教育委員会

- 基本連携データ項目として、子ども自身の心身の不調に係るアンケート結果を利用している。
- アンケート結果について、時系列による変化を踏まえ、これまでは顕在化していなかった心理状態の変化の予兆を把握することで、早期に必要な支援・見守りにつなげることができるようになって考えている。

②健康診断(身体・歯科) / 教育委員会

- 文部科学省が令和6年3月に公表した「不登校の要因分析に関する調査研究報告書」を参考に、有用性を見込んだ上で、データ項目として利用している。
- 体調不良の訴えが、不登校となる予兆の把握に役立つと考えている。

③障害福祉情報(身体障害者手帳データ等) / 健康福祉局

- 発達に課題を抱え、潜在的に支援が必要な可能性のある子どもへのアウトリーチに役立つと考えている。

※「子どもデータ連携ガイドライン」(令和7年3月 子ども家庭庁)にて定義されている、データ項目単体で、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと推測できると考えられるデータ項目。

個人情報の取扱い

【検討事項】

西宮市では以下7つの観点に沿って、個人情報の取扱いについて検討した。

Point!

子どもデータ連携ガイドライン4.2.2「特定した利用目的のための内部利用及び外部提供」に沿って整理できた例

観点	取組内容(一部)
個人情報の利用目的整理 (令和7年度)	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会が保有する個人情報を内部利用する場合は、「個人情報保護法第61条第1項」に基づく目的内利用として整理した。 利用目的:こどもの心の状態から不登校の予兆を早期発見して適切な支援を行うこと。 健康福祉局及び子ども支援局が保有する個人情報を教育委員会へ提供する場合は、「個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号」に基づく目的外利用として整理した。
個人情報の利用目的整理 (令和8年度以降)	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、継続的な取組の実施を見据え、令和7年度に整理した利用目的にて個人情報を取り扱う予定である。
個人情報 ファイル簿作成	<ul style="list-style-type: none"> 本取組における個人情報の用途が「試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル」に該当し、個人情報ファイル簿の作成は法令上作成義務の対象外であるため、令和7年度の取組においては個人情報ファイル簿は作成しなかった。
安全管理措置策定	<ul style="list-style-type: none"> 組織・技術等の観点から安全管理措置を策定している「西宮市情報セキュリティポリシー」に則り対応することとした。 特に技術的安全管理措置の観点では、アクセス権限やアクセスログの管理、多要素認証の実施等、取り扱う情報の機微性を踏まえた対策を講じた。
開示等請求対応	<ul style="list-style-type: none"> 「西宮市情報セキュリティ対策基準」で定める通り、「個人情報の保護に関する法律」に則り、保有個人情報の開示等の対応を行うこととした。ただし、開示請求に応じることがこどもの利益につながらないと考えられる場合は、こどもの利益の最優先を基本として不開示とすることを想定している。
プライバシー保護への 対応	<ul style="list-style-type: none"> 「西宮市情報セキュリティ対策基準」に則り、教育研修課課長をプライバシー保護責任者に指名し、実証事業を推進した。
自己点検・監査	<ul style="list-style-type: none"> 「西宮市情報セキュリティ対策基準」に則り対応を検討した。 監査については、情報セキュリティ監査委員会において年次での内部監査を実施することとした。 自己点検については、職員が毎年度1回以上情報セキュリティ教育を受講することとした。

【検討における工夫点】



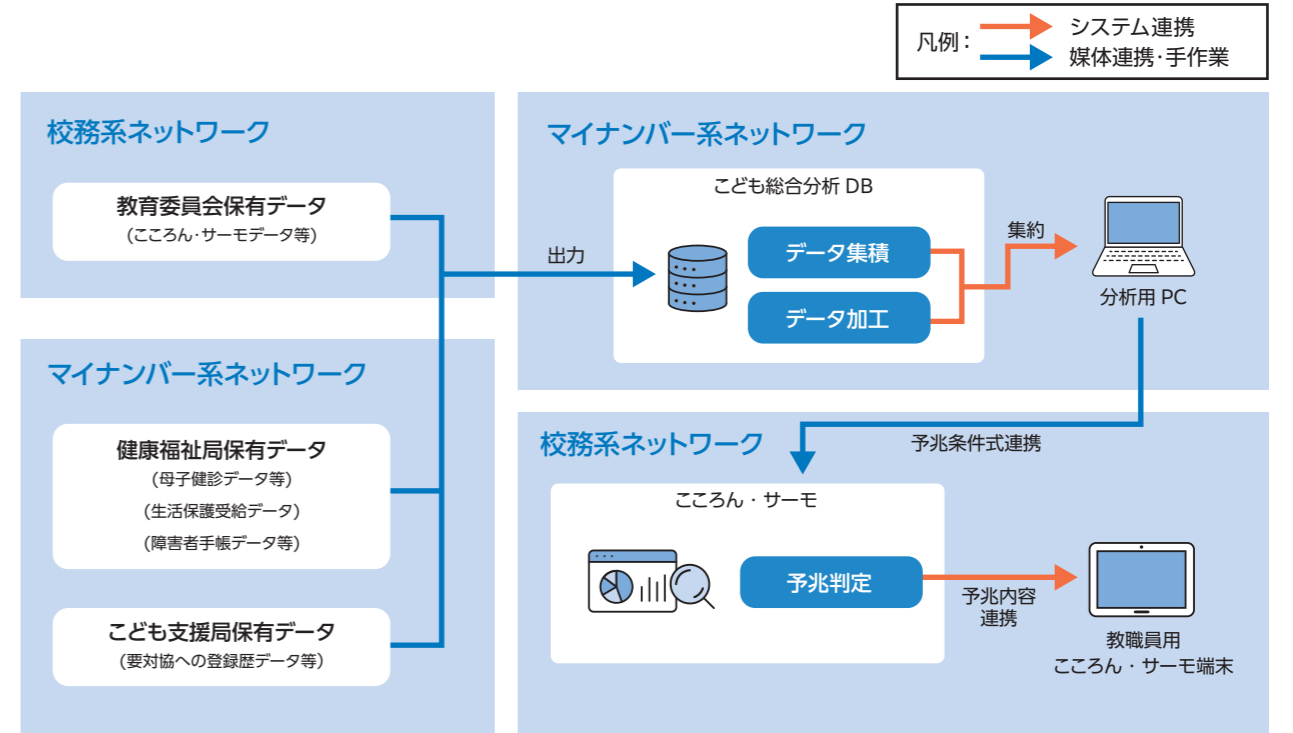
西宮市
教育委員会

各種検討事項については、西宮市総務課(情報公開・公文書担当)と協議し検討を進めた。さらに検討結果を審議会へ諮問した際には、**利用データ項目それぞれに関する法的整理、安全管理措置、プライバシー保護に関する方針、及びデータを利用する主体やシステムについて丁寧に説明し、有識者の知見を得ることができた。**

連携の仕組み

仕組みの概要

- 子ども総合分析DBは、マイナンバー利用事務系ネットワーク上に開発し、システム管理者(デジタル推進課)の特定端末からのみアクセス可能とした。
- 子ども総合分析DBにて集積・加工したデータを、「こころん・サーモ」システムのアンケート結果と併せて分析し、一定の水準を超えた場合に予兆リストに反映する仕組みを構築した。また予兆リストは、教職員用こころん・サーモ端末に表示することとした。



【検討における工夫点】



代表参画事業者

分析環境の構築について、オフライン環境でデータ連携を試みたが、使用可能な分析ツールに限られる点に苦勞した。そこで環境を再構築し、オンライン状態で必要な分析ツールを事前に用意した上で、オフライン環境に戻し、子ども総合分析DBのあるネットワーク環境への再接続を行うことで改善できた。

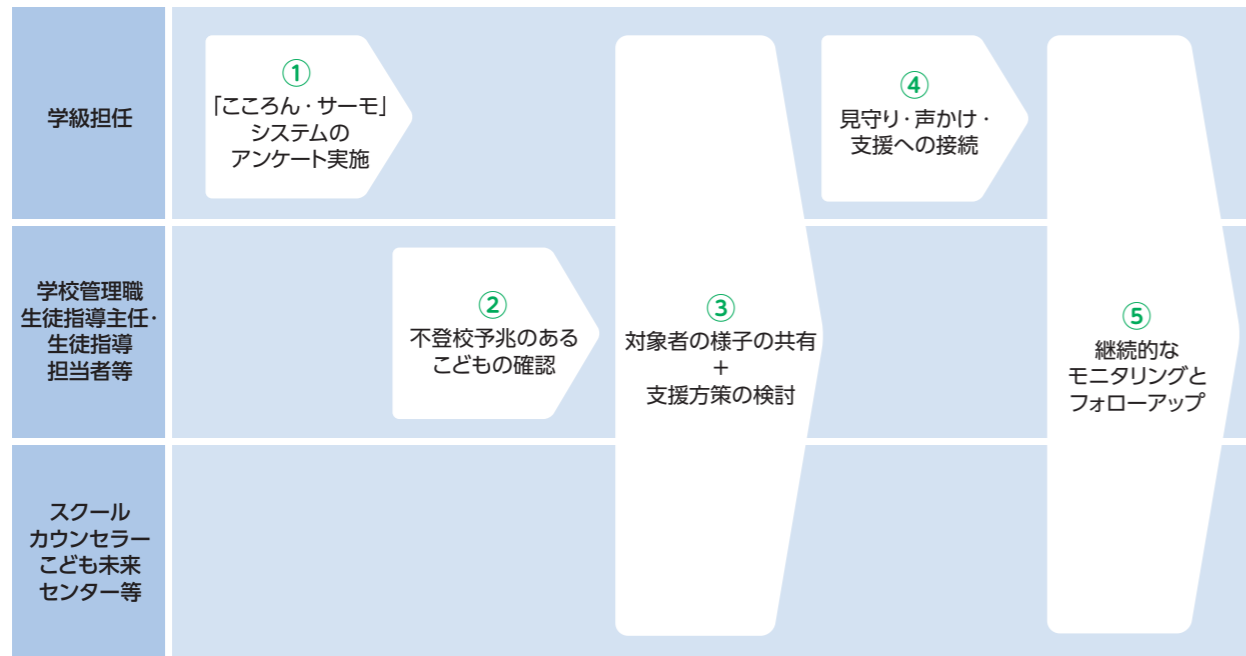


西宮市教育委員会

教職員が使いやすくなるよう、「こころん・サーモ」システムの予兆リストにおいて、日付やスコア等に関するソート機能を追加する等の工夫を行った。

支援の実施

支援を実施するまでの流れ



- ①各学校にて1か月ごとに「こころん・サーモ」システムのアンケートを実施する。
- ②①の回答と他の連携データから作成されたロジックを基にして判定された不登校予兆リストを、「こころん・サーモ」システムの教職員が閲覧できる画面にて、学校管理職職員や生徒指導主任・生徒指導担当者等が確認する。
- ③ケース会議等にてこどもの様子の共有や支援方策の検討を行い、必要に応じてスクールカウンセラー(以下、SCとする)やこども未来センターへ相談・連携を図る。
- ④学級担任は、③で検討した方針に沿って、不登校予兆があると判定されたこどもの見守り・声かけ・支援につなげる。
- ⑤支援を実施したこどもの変化を記録し、効果を確認する。改善が見られない場合には介入の度合いを段階的に引き上げ、長期的には学校以外の学びの場や専門医療機関、福祉・保健部局等との連携を検討する。



西宮市教育委員会

学校の実態に即した支援方策を検討・実施するため、生徒指導主任・生徒指導担当者や学級担任の役割分担等、各学校における従来の不登校予兆への対応方針を踏まえた体制を構築した。実証後、対象校を拡大していく際にも各学校に適應できるように検討していくことが重要だと考える。

具体的な支援内容

〈支援担当者〉

- 学級担任やそれ以外の教職員
- 校内サポートルーム・養護教諭
- SC・心理士・スクールソーシャルワーカー

〈支援内容〉

- 心身の不調のサインの有無の確認やリフレッシュ方法等の提案
- 努力や工夫等の認知及び肯定的な声かけの実施
- 悩みの有無の確認や悩みに関する相談対応

支援事例と効果

支援ケース ※プライバシー保護の観点から、一部情報は修正して記載している。

西宮市は、表面化しづらいこどもの悩みや不安を、データと声かけを通じて丁寧に収集し、支援につなげる点の特徴である。そのような特徴を活かし、データ判定をきっかけに悩みの早期把握と相談支援につながったケースを紹介する。

事例① 心身の悩みについての発見につながったケース



支援前の状況

- 日常の学校生活では、行動面での異変は見られず、支援ニーズが表面化していないこどもであった。

判定結果

- 複数月に渡り予兆リストの対象として抽出され、支援の検討対象となった。

支援内容

- 複数月に渡り予兆リストの対象として抽出されたことから、担任による声かけと見守りを継続した。
1か月目:予兆リストの対象として抽出されたことを受け、担任が**努力の認知や肯定的な声かけ**を実施した。顕著な変化は見られなかったため、校内で状況を整理しつつ経過観察を行うこととした。
2か月目:再度予兆リストの対象として抽出されたため、担任が改めて相談を促す声かけを実施し、**本人が話しやすい機会**を設定した。

支援後

- 2か月目の「悩みごとに関する声かけ」をきっかけとして、本人から将来のことや身体的な不安を抱えていることを把握することができ、**従来の日常行動観察では把握できなかった心身の悩みの早期把握**につなげることができた。

事例② 家族に関する悩みについての発見につながったケース



支援前の状況

- 本人は通級指導教室に通っていたが、学校での日常の様子に大きな変化はなく、担任の観察だけでは悩みの状況は把握しづらい状態にあった。

判定結果

- 複数月に渡り予兆リストの対象として抽出され、支援の検討対象となった。

支援内容

- 複数月に渡り予兆リストの対象として抽出されたことから、担任・通級担当等の教職員が情報共有を行いながら、声かけと見守りを継続した。
1か月目:予兆リストの対象として抽出されたことを受け、担任から**悩みの相談を促す声かけ**を実施した。顕著な変化は見られなかったため、校内で情報を整理しつつ、経過観察を行うこととした。
2か月目:再度予兆リストの対象として抽出されたため、担任及び通級の教職員が連携し、**努力の認知や肯定的な声かけ**を行い、**本人が話しやすい環境を整えた。**

支援後

- 声かけを継続した結果、家族の体調に関する不安が共有され、**家庭・生活環境に関わる悩みを早期に把握することにつながった。**

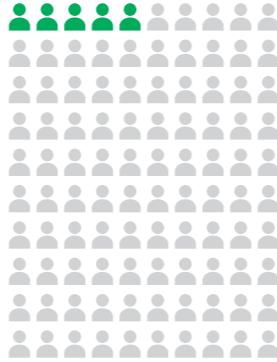
取組の効果

【事業の主な効果】

①潜在的なリスクを抱えた子どもへの支援の実施

- 実証校における実証対象者数約2,000名のうち、約1割が実証期間中1回以上予兆リストに掲載された(不登校の予兆予測精度は約7~8割である)。予兆リストに掲載された児童生徒に関しては、担任教職員等が経過観察を行い、そのうち、約5%に対しては、担任・通級・その他の教職員等からの声かけ(悩みの有無の確認/努力や工夫等の認知・肯定的な声かけ)等の具体的な支援につなげることができた。(2026年1月時点での集計)

5%
実施対象:約2,000名



②子どもの状況に応じた支援方策の検討

- 日常観察だけでは見えない負担感や不安定さについて、システムからの抽出結果を踏まえ、声かけの内容や支援方策を検討することで、子どもからの悩みの共有につながり、本人が必要としている支援につなげるためのヒントを得ることができた。

【事業の副次的な効果】

①見守り・支援を行う担当者の行動変化

- 従前は、不登校になる前段階のフォローに関して、体系的な協議の場を設けていない、支援の必要性を検討するためのヒントが少ない、といった課題感の声が学校から挙がっていた。しかし、システムからの抽出結果を確認することで、日常観察だけでは見えない負担感や不安定さ等、従来の日常行動観察では捉えきれない悩みの把握につながっている。



西宮市
教育委員会

予兆リストが参照できるようになったことで、フォローすべき児童生徒の抽出に係る業務負担の軽減が期待される。また、予兆リストを活用し、支援の必要性についての教職員間の対話が促されることで、不登校になる前段階のフォローに関する体系的な協議の場を持つことにつながるのではないかと期待される。



西宮市
教育委員会

令和7年度は、市内6校にて取組を実施した。取組初年度であったため、関係者の巻き込みにあたっては、各学校の教職員とのコミュニケーションを重視した。具体的には、取組開始時の事業説明のため、各校へ訪問し、ポジティブなイメージを持っていただけるよう、実施方法等について丁寧に説明を行うとともに、学校からの意見を広く取り入れるよう意識した。工夫点としては、学校の多忙なスケジュールを踏まえ、「こころん・サーモ」のアンケート実施時期や支援内容確認等のタイミングを各校において柔軟に設定いただいたことが挙げられる。また、教職員にとっての利便性向上や負担軽減のため、マニュアルや記録シートの更新を実施した。

継続的な取組のために

事業の振り返りと今後の方針

これまでの取組結果を踏まえ、今後の取組方針を以下のように取りまとめた。

フェーズ (一部)	振り返り	方針・示唆
利用するデータ項目の選定	<ul style="list-style-type: none"> 困難の類型に関連する先行研究や他自治体の事例を参考とし、不登校予兆との関連性を項目ごとに検証した。 	<ul style="list-style-type: none"> 年に1回程度のペースで定期的な子ども総合分析DBのロジック更新に係る分析を行い、不登校予兆とのデータの関連性の見直しを実施する予定である。
困難を抱えていると思われる子どもや家庭の抽出	<ul style="list-style-type: none"> 実証校における取組にあたっては、各校との対話を丁寧にを行い、教職員の声を反映しながらマニュアル等を作成し、運用方法の周知を行うことで、円滑に取組を開始することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員が実際の支援へつなげられるよう、指標や予兆リストの閲覧方法等をマニュアルに掲載予定。
人の目による支援等の必要性の確認	<ul style="list-style-type: none"> 支援の必要性及び支援方針の検討についてのマニュアルを実証校に配布した。これにより、校内での人の目による確認を後押しすることができた。 最初期の分析ロジック実装当初は、一部の実証校においては、子ども総合分析DBによる判定結果として、予兆リストに掲載される児童生徒数が多く、支援の必要性検討に労力を要する点が懸念として挙げられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 全校への展開に向け、支援の必要性及び支援方針の検討の例等をマニュアルに掲載予定。 実証期間においてはPDCAサイクルを約1か月と設定していたが、年2回でも精度に大きな差はないため、年2回以上の実施とし、各校の状況に応じて無理のない頻度で支援の必要性確認から支援の実施まで取り組めるよう配慮する予定。
支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> 実際に声かけ等を行い、児童生徒の悩みを確認することにつながった。 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度以降も取組事例を収集し、上述の学校向けマニュアルの更新等によって、実際の取組事例を周知する想定。

02 岐阜県山口市

人口 ^{※1} 24,767人 子どもの人口 ^{※2} 3,342人

取組名	令和7年度子どもデータ連携実証事業
総括管理主体	学校教育課
保有・管理主体	学校教育課・子育て支援課・福祉課・株式会社文溪堂(ぶんけいどう)・岐阜大学
分析主体	中部事務機株式会社・株式会社ウェルラビィ・岐阜大学
困難の類型	不登校・いじめ・発達障害・問題行動

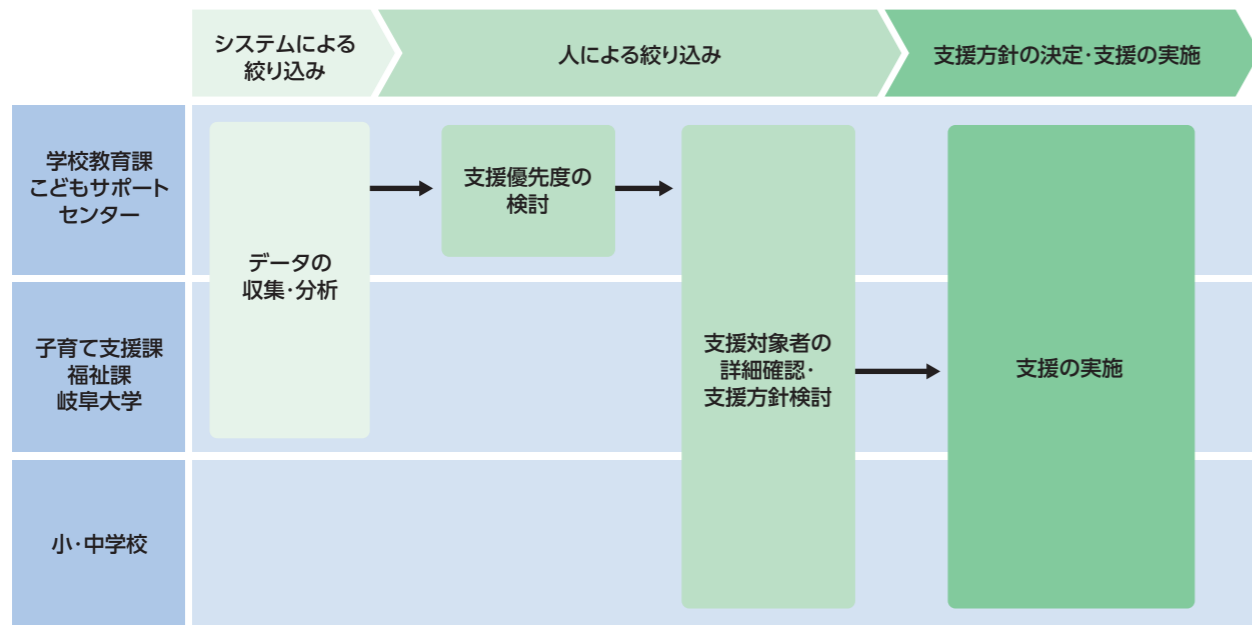
※1 人口については、総務省【総計】令和7年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)を参照。
 ※2 子どもの人口は上記より、0～19歳の人口を記載。

背景・目的

山口市では、いじめ・不登校等の困難事例が顕在化し、不登校生徒や特別支援教育を必要とする子どもの割合が増加していた。そこで、困難事例を類型化し、類似の例を早期発見・事前予測を行うことで、困難を抱える子どもに対して手厚い支援が行えるまちづくりを推進する。

取組概要

山口市では、令和5年度より、いじめ・不登校・問題行動・発達障害を対象とした子どもに対する早期支援を目的として、教育や福祉等に関するデータを連携・分析を行うAI予測支援システムを導入し、予防的支援を開始した。令和6年度はデータ解析やシステム改修に取り組んだが、具体的な支援の方策を学校で検討するための時間を確保するためには、夏休み中にシステム判定結果を学校へ提供する必要があった。システム判定は令和5年度のシステムに基づいて実施したが、家庭や保護者の困難を把握するための情報が不足しており、具体的な支援の実施に課題が残った。そこで令和7年度は、具体的な支援の実施を重視し、困難の類型を直接学校に共有し支援を行った。また保護者アンケートの導入により、アンケート結果を一要因として家庭環境の把握に努めた。これらの取組を通じて、関係機関との連携を強化し、支援の実効性の向上を目指した。



取組開始前に検討したこと

実施体制の検討と工夫点

- 本取組は、学校教育課が中心となって推進し、保有・管理主体である子育て支援課・福祉課が子育て・福祉関連・教育に係るデータを保有及び提供した。
- 岐阜大学は、STARアセスメント^{※1}に関するデータの保有・提供及び分析を行い、株式会社文溪堂は校務に関する保有データの提供を行った。また、中部事務機株式会社と株式会社ウェルラビィが各データに関する分析を実施した。



山口市職員
(学校教育課)

各学校から本取組への理解を得るため、校長会や教頭会で説明を行った。また、保護者には取組の目的や意義に加え、データ連携に対する不同意書や取組を実施する背景を記載した資料を送付し、取組を実施する目的についてご理解いただいた。なお、本取組に対して不同意の意向を示す場合には、送付した不同意書に必要事項を記入のうえ、返送いただく運用としている。



山口市職員
(学校教育課)

成果報告会では、校長や教頭だけでなく、教職員に対しても、本取組に関する説明を行い、取組を行う目的や意義について理解を深めていただくよう工夫した。

※1 国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学にて進めている学校の課題解決に資するアセスメントシステム。子どもの不適応的な行動と密接に関連する規範行動・道徳観・忍耐力・共感性等のスキルを測るためのツール。このほかにも、対人トラブル場面での状況認識に関する指標を3DVRを用いて測定する「STAR VR アセスメント」や注意力や共感性、自制心の指標を非認知能力ゲーム課題アセスメントを用いて測定する「STAR 非認知能力ゲーム」が存在する。

利用しているデータ項目の例

山口市では、支援対象者の要支援の度合いを把握するために、基本連携データ項目^{※2}5項目を含む22項目のデータを連携している。

①児童扶養手当受給状況 / 子育て支援課

- 家庭の経済状況を把握することが可能であると考え、利用している。

②STARアセスメント結果 / 岐阜大学

- 本取組以前より山口市で実施しており、子どもの道徳的な判断力や暴力的思考等、性格や忍耐力、共感性等を測定する上で有効なデータであると判断し、利用している。

③乳幼児健診結果 / 子育て支援課

- 3, 4か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診の受診歴は「子どもデータ連携ガイドライン」にて基本連携データ項目として定義されており、不登校や貧困との関連性が高い項目であると考えられるため、利用している。

※「子どもデータ連携ガイドライン」(令和7年3月 子ども家庭庁)にて定義されている、データ項目単体で、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと推測できると考えられるデータ項目。

個人情報の取扱い

【検討事項】

山県市では以下6つの観点に沿って、個人情報の取扱いについて検討した。

Point!

こどもデータ連携ガイドライン4.2.2「特定した利用目的のための内部利用及び外部提供」に沿って整理できた例

観点	取組内容(一部)
個人情報の利用目的整理	<p>〈令和7年度〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会が保有する個人情報を内部利用する場合、福祉部局が保有する個人情報を首長部局へ外部提供する場合ともに、「個人情報保護法第61条第1項」に基づく目的内利用として整理した。 利用目的:市等が保管している個人情報をDBに取り込み、AI予測支援システムを使って、いじめ、不登校等の困難等を事前予測し、適切な支援ができるか実証するため。 <p>〈令和8年度〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続的なこどもデータ連携の取組の実施を見据え、令和7年度に整理した利用目的にて個人情報を取り扱う予定である。
個人情報ファイル簿作成	<ul style="list-style-type: none"> 本取組で取り扱う個人情報に対して教育委員会及び担当課において個人情報ファイル簿*を作成し、市のHPに令和8年3月に公開予定である。
安全管理措置策定	<ul style="list-style-type: none"> 「こどもデータ連携ガイドライン」や「山県市個人情報保護法施行条例」に基づき、組織・人・物理・技術の観点から安全管理措置を策定しており、データベースやAI予測支援システムにアクセスするためのアクセス権限やセキュリティ体制の整備等の対応を実施している。
開示等請求対応	<ul style="list-style-type: none"> 「山県市情報公開条例」に基づき行政文書の開示・不開示等を行う。訂正、利用停止請求については、本人(保護者)からの請求を受け付けている。
プライバシー保護への対応	<ul style="list-style-type: none"> 総括管理主体である学校教育課課長をプライバシー保護責任者として指名した。 保護者からデータ連携に対する不同意の申し出があった場合には、データ連携の対象から除外することとした。
自己点検・監査	<ul style="list-style-type: none"> 全職員対象の情報セキュリティに関する研修を行う等の対応を実施している。

*山県市 個人情報ファイル簿: <https://www.city.yamagata.gifu.jp/privacy/listfile.html>

【検討における工夫点】



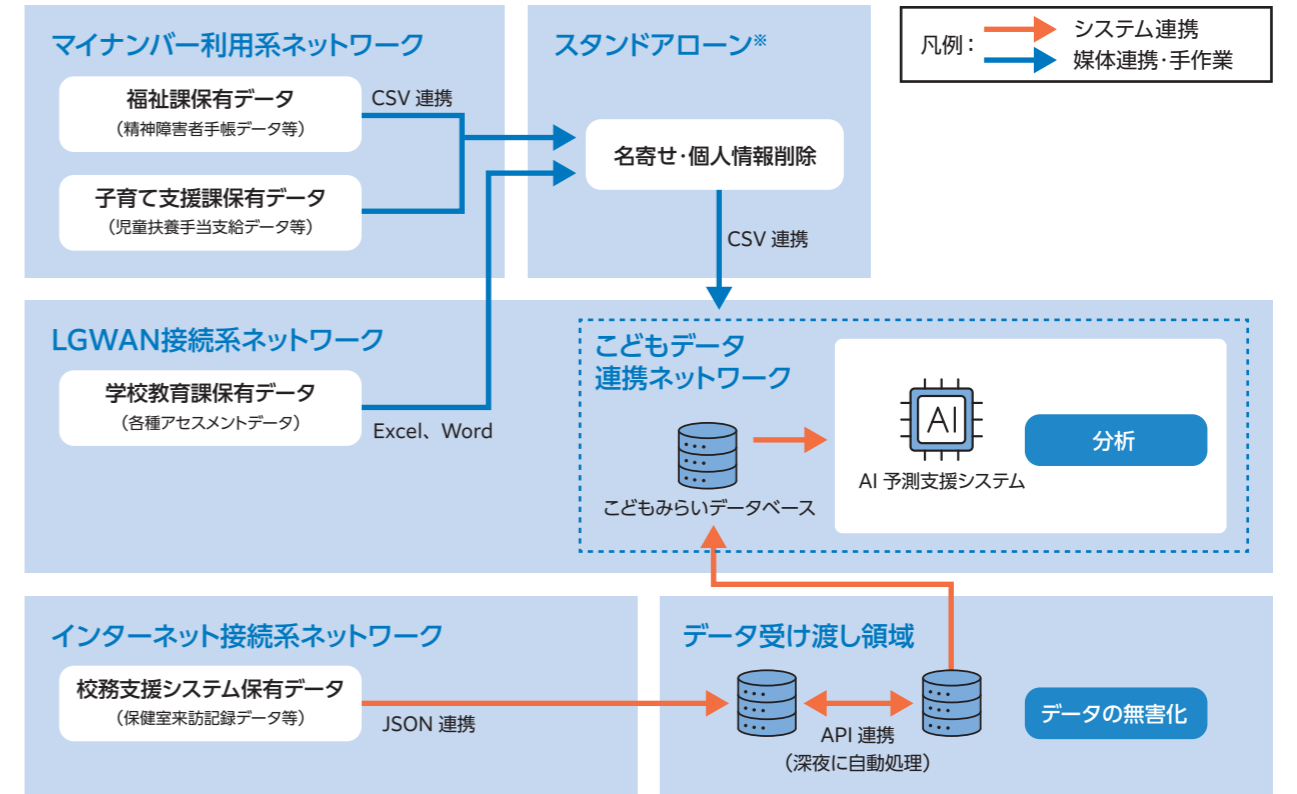
山県市職員
(学校教育課)

こどもや保護者のプライバシーに配慮し、年度初めに取組の通知文とデータ連携に関する**不同意書**を保護者へ送付した。**不同意書はいつでも提出可能**であり、取組に対して、不同意の意思を持つこどもや保護者が時期を問わず、簡易な手続きでデータの利用を拒否できる運用としている。

連携の仕組み

仕組みの概要

- こどもみらいデータベースやAI予測支援システムはLGWAN接続系ネットワーク内に新規セグメント(以下、こどもデータ連携ネットワークとする)を作成し、その上に構築した。
- 各データ項目はシステム連携及び媒体連携にてこどもデータ連携ネットワーク上のこどもみらいデータベースへ集約・連携している。



【検討における工夫点】



山県市職員
(学校教育課)

十分なセキュリティを確保するために、こどもデータ連携ネットワーク以外の外部からAI予測支援システムへの接続においては、教育ネットワークの中間サーバーを介してのみアクセスできる運用とした。



山県市職員
(学校教育課)

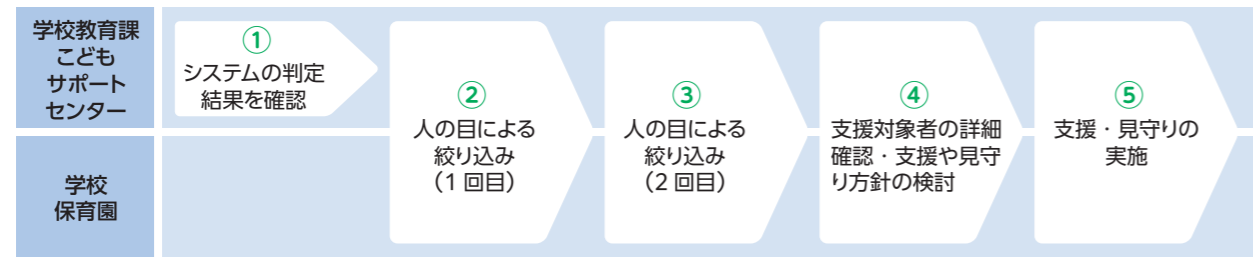
各種データを連携する際、個人を識別するための識別子は、「宛名番号」「UID」「世帯番号」のみとし、「氏名」「住所」等の個人情報はマスキングしたデータを使用した。

また、具体的な支援を行う際には氏名等の個人情報が必要となるが、個人情報と連携するデータは、AI判定結果のみとし、「児童扶養手当を受給している」等の情報は連携させない構成とした。

これにより、万が一データが漏洩した場合も別々に保有している複数のデータから突合しない限り、「●●さんの家庭が児童扶養手当を受給している」といった情報は得られないよう配慮した。

支援の実施

支援を実施するまでの流れ



- ①システムによる判定結果を確認する。判定結果は、支援優先度をA～Gに分けて示される。支援優先度が高いA判定と判定された子どもについては児童サポートセンターが情報を学校へ共有する。
- ②各校の会議体(校内設置委員会)にて該当者をさらにA～Dの4段階に分類する。なお、校内設置委員会は、校長、教頭、教務、生徒指導、養護教諭、教育相談員、特別支援教育担当、担任等が参加している。
 - ✓A: これまでも気になり、すでに支援している
 - ✓B: 気にはなっているが、支援に至っていない
 - ✓C: 気にはなっていなかったが、今後支援を考える
 - ✓D: 気にならない・見守る
- ③再度、校内設置委員会を実施し、②にてA～Cと判断された子どもの中から特に注視すべき子どもを支援対象者とする。
- ④児童サポートセンターにて学校訪問を行い、教職員(教頭・主担当等)に支援対象者の状況の聞き取りを行う。また、聞き取った情報を基に、支援対象者の背景情報を踏まえた支援方針を学校が検討し、その内容を児童サポートセンターと具体化する。
- ⑤④にて検討した支援方針を基に、学校や児童サポートセンターにて、支援を実施する。

具体的な支援内容

- 学校が主体となり、見守り支援に加え、進路相談や定期的な面談等を実施している。支援に際しては、ケースによって、スクールカウンセラーや児童サポートセンター等も関与している。
- 家庭や保護者に対して支援の必要がある場合には、医療機関の紹介や福祉サービスの勧奨等医療や福祉との連携も視野に入れ、校内設置委員会から本人、学級、友人、保護者、医療機関、行政機関(児童サポートセンター等)に対して支援、連携を行っている。
- 主な支援内容としては声かけ、医療連携、保護者面談、教育相談、居場所づくり、学校生活のサポート(個別の学習支援等)等がある。



山県市職員
(児童サポートセンター)

保護者との面談では、信頼関係を構築するため、子育ての悩みに共感するとともに、日頃の努力について賞賛の声をかける等コミュニケーションの方法を工夫している。



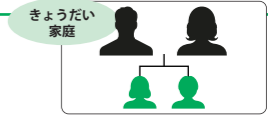
校長

学校が人の目による絞り込みに参加することに加え、学校が主体となり支援を実施することで、今まで以上に積極的に支援や見守りを行うという意識が教職員の中で醸成された。また、学校からは「現場では把握していないリスクを認識できた」という声もあった。

支援事例と効果

支援ケース ※プライバシー保護の観点から、一部情報は修正して記載している。

山県市は、人の目による絞り込みを行う際、学校が円滑に支援につなげるため、学校と児童サポートセンター間のコミュニケーションを丁寧に行っている点が特徴である。この特徴を活かし、早期に支援を行い、対処できたケースを紹介する。



事例① 母親との共通理解を深め、改善につないだケース

支援前の状況

- いじめ加害や不登校のリスクが高いとAIが判定し、人の目による絞り込みを経て支援を実施したケース。子どもの状況を調査したところ、自分の意見を常に通そうとし、思い通りにならないとパニックを起こす子どもであった。また、特定の生徒に対して執拗に固執し、気に入らない行動に対して、相手の物を隠したり、靴箱を蹴る等の物に当たるといった行動も見受けられた。

市での判断結果

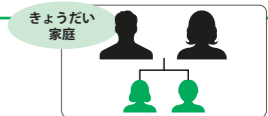
- 本ケースについては、令和6年度にも取り上げられていたが、家庭での本人理解の状況や本人のパニック等の症状を考慮し、具体的な支援は行えずにいた。しかし、教育や福祉のデータも踏まえて子どもの正確な状況を学校が理解した上で、母親と定期的な面談を実施したことで、母親との信頼関係が構築できた。また、集約したデータや母親への聞き取りによって、本人の特性についても学校で把握できるようになったため、令和7年度は支援を実施する方針とした。

支援内容

- パニックを起こす原因として、「間違える自分を許せない」という思いがあると考えられる。そのため、学校でも家庭でも「大丈夫だよ」と声をかけ、本人の考えを受け止めて落ち着かせるよう努めた。また、この対応については学校内の全職員で共通理解を図り、支援にあたった。さらに、良いことも悪いことも含め、その日の学校での様子を母親に伝えている。

支援後

- 学校でも家でも落ち着きが見られるようになり、日常的にパニックを起こさず我慢できるようになっている。



事例② AIの判定によって新たに支援につながったケース

支援前の状況

- いじめ加害やいじめ被害、不登校、問題行動のリスクが高いとのシステム判定を受け、学校から保護者へ聞き取りを行い人の目による絞り込みを経て、新たに支援へとつながったケース。本人はリーダーをやっていたが、学校の担任は、リーダーとしてやや不十分な姿が気になる程度で、本人の困り感はさほど大きくないと捉えていた。一方、システムによる判定を受け、家庭への聞き取りを行ったところ、弟との衝突が絶えない、母親を過剰に独占しようとするといった行動が見られ、母親が悩んでいることが明らかになった。

市での判断結果

- 本取組で集約した教育及び福祉等のデータを起点として、校内設置委員会を開催し、システムが示す子どもの困難の類型を踏まえて支援要否を検討した。その結果、学校で把握していなかった本人が抱えるいじめ、不登校、問題行動のリスクに加え、聞き取りで把握した家庭での困りごとを総合的に考慮し、支援を実施する方針とした。

支援内容

- 家庭内での暴言、母親への執着等が見受けられたため、学校から保護者へ児童サポートセンターを紹介し、3者で懇談を重ね、家庭支援を中心に支援を実施した。具体的には、本人の不適切な言動の背景を理解しつつ、母親が冷静に対応し、日常生活で落ち着いて過ごせるよう寄り添いながら、不適切な行為を生じさせない経験を積み重ねよう努めた。

支援後

- 本人に目立った変化は見られなかったため、本人を取り巻く環境を整え、冬休み中の発達検査受検につながった。今後は保護者、学校、児童サポートセンターに加え、医療機関とも連携し、教育と療育の両面からの支援を充実させていく予定である。

取組の効果

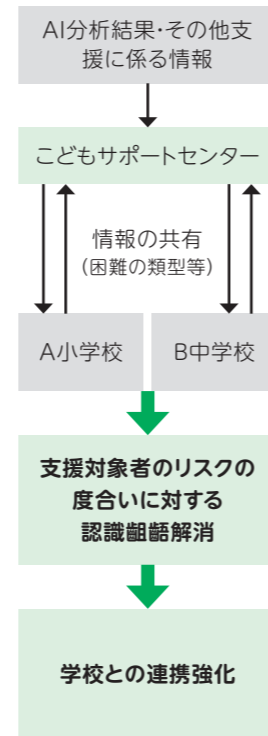
【事業の主な効果】

① 子どもの状況に応じた支援方策の検討体制確立

- 遅刻データや保健室の来訪記録及び保護者アンケート等の子どもや保護者の生活状況について把握可能なデータを収集した。これらのデータを踏まえて、学校が子どもや保護者へ聞き取りを行ったことで、保護者の悩みや不安をよりの確に理解することができた。これにより、子どもサポートセンター職員、教職員、保護者間の信頼関係の構築に寄与し、子どもや家庭の状況を踏まえた効果的な支援体制につながった。

② 関係課及び関係機関との連携強化

- 支援対象者の選定及び支援を行うにあたり、AIによる分析結果を基礎としつつ、「要支援該当者に対する各学校の所感」、「山県市子どもサポートセンターが保有するAI分析結果以外の情報」、「同センター職員の経験・知見」等、多様な観点を総合的に踏まえて検討を行っている。その結果、支援対象の子どもや家庭の個別の状況を踏まえた支援を実施することが可能となり、支援開始当初から状況が改善した事例も多く見られた。
- 従来は、学校に対して支援対象者の「氏名」のみを共有していたが、令和7年度からは新たに、支援対象者が該当する困難の種類を併せて提示する運用とし、学校との連携強化を図った。その結果、令和6年度と比較し、市と学校で支援対象者の支援要否に関する認識齟齬が解消し、より潜在的に支援を必要とする子どもの把握が可能となった。また、子どもや家庭の状況を多角的・多面的に捉える意識が学校現場に広がり、関係機関間における見守り体制の意識がより一層醸成される成果が得られた。



【事業の副次的な効果】

① 見守り・支援を行う担当者の認識と行動変化

- 子どもの遅刻・欠席の傾向を支援シートに記録し、その理由を教職員が分析することに加え、子どもの些細な変化等も記録し、教職員間で共有する習慣が生まれた。



小学校教諭

該当する児童に対して、支援が必要であるといった教職員の見立てがAIによって裏付けられたり、見落としがちになっていた児童を救う機会となっている。一方で、私たちが感じていた印象とAIが判定した困難の種類が異なるケースが多く、改めて教育に係る情報のみならず、福祉の情報も交え多様な側面で生徒を捉えることで子どもへの理解が深まると感じた。



中学校教諭

令和6年度、小学校で支援対象となった生徒について、令和7年度も継続して中学校でも支援対象とした。進学を経て環境が変わり、状況はさらに改善に向かっている。これは、支援当初から教育及び福祉のデータを連携し、両データを踏まえた支援を実施してきたことに加え、支援記録等のデータを進学先へ引き継いだことで、校種をまたいだ継続的な見守りと支援が可能となり、状況の改善へとつながったと考える。



教頭

学校現場における生徒指導や問題行動への対処について、子どもサポートセンターからの助言・アドバイスは非常に参考になった。我々教職員は学校での生活状況等教育の観点から固定的に状況を捉えがちなところを、福祉分野のデータに基づく示唆をいただくことで、**子どもの内的要因(発達等)と外的要因(環境や人間関係等)の両面から総合的に捉える**という新たな視座を得ることができた。また、支援記録を記載したシートは、支援対象者以外の状況把握にも有効であると考え、生徒の普段の様子を記録する等校内でアレンジした上で、生徒の日々の様子や気になる点を記録するツールとして活用している。

継続的な取組のために

事業の振り返りと今後の方針

これまでの取組結果を踏まえ、今後の取組方針を以下のように取りまとめた。

フェーズ (一部)	振り返り	方針・示唆
利用するデータ項目	<ul style="list-style-type: none"> 保健室の来訪記録等学校が保有しているデータについて、学校ごとに利用項目に差異がある項目があった。学校ごとに利用するデータについては、市全体で管理されていないケースが多く、保有状況の確認と併せて、入力ルールの定義から実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校で保有されているデータを利用していく場合、入力ルールを見直す前提のスケジュールでデータの収集やデータ準備を行う必要があるため、利用するデータ項目の選定は、余裕を持ったスケジュールで実施する必要がある。
個人情報の取扱いに係る検討	<ul style="list-style-type: none"> 本取組の継続的な実施を見据え、利用目的の整理も実施した。また、利用目的を明確にし、法令及び「子どもデータ連携ガイドライン」に沿った管理を行うため、個人情報ファイル簿を教育委員会及びデータ取得先の担当課にて作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用目的をより明確化するために個人情報ファイル簿を、教育委員会も含め、データ取得先の担当課ごとに整理した。 令和8年度も令和7年度に引き続き、「個人情報保護法第61条第1項」に基づき、担当課ごとに個人情報ファイル簿を作成し、整理する。
支援への接続	<ul style="list-style-type: none"> 支援候補者が該当する困難の種類とリスクの状況を学校へ共有した。それにより、市と学校との連携が強化され、関係機関による子どもへの理解が深まった。 学校は、子どもや保護者との対話を通じて、子どもが抱える困難の要因について聞き取りを行い、適切な支援方策を検討した。また、保護者が抱える困り感に対しても、労いの言葉をかける等を心掛け、保護者との信頼関係の構築を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 困難の種類の種類により、連携するデータが増加し、職員の「子どもの見方」が磨かれる場となった。今後は「B:気にはなるが支援はまだ」の子どもを支援対象者として絞り込んでいきたい。 令和7年度の支援を令和8年度も継続し、子どもや家庭を見守る体制を整える。 令和8年度に収集・分析するデータによる支援を令和8年10月に開始し、内的及び外的要因から、さらにきめの細かい支援方策を模索する。
事業効果の評価・分析	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度に実施した支援結果や学校から収集した意見を基に、事業効果の評価を実施した。しかし、評価にあたり、子どもの状況の改善の度合いを単一の指標で定量的に測定することが困難であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの抱える困難の改善にあたっては、様々な要因が複合的に影響し作用するため、複数の成果指標を基に事業効果を評価したい。

03

福島県大沼郡会津美里町

人口 ^{※1} 18,117人 子どもの人口 ^{※2} 2,395人

取組名	令和7年度子どもデータ連携実証事業
総括管理主体	子ども教育課・健康ふくし課
保有・管理主体	子ども教育課・健康ふくし課・小中学校
分析主体	子ども教育課・TOPPANデジタル株式会社・一般社団法人子ども未来社会研究所
困難の種類	学校不適応感 ^{※3} (不登校・いじめ・緘黙・校内暴力等を含む)

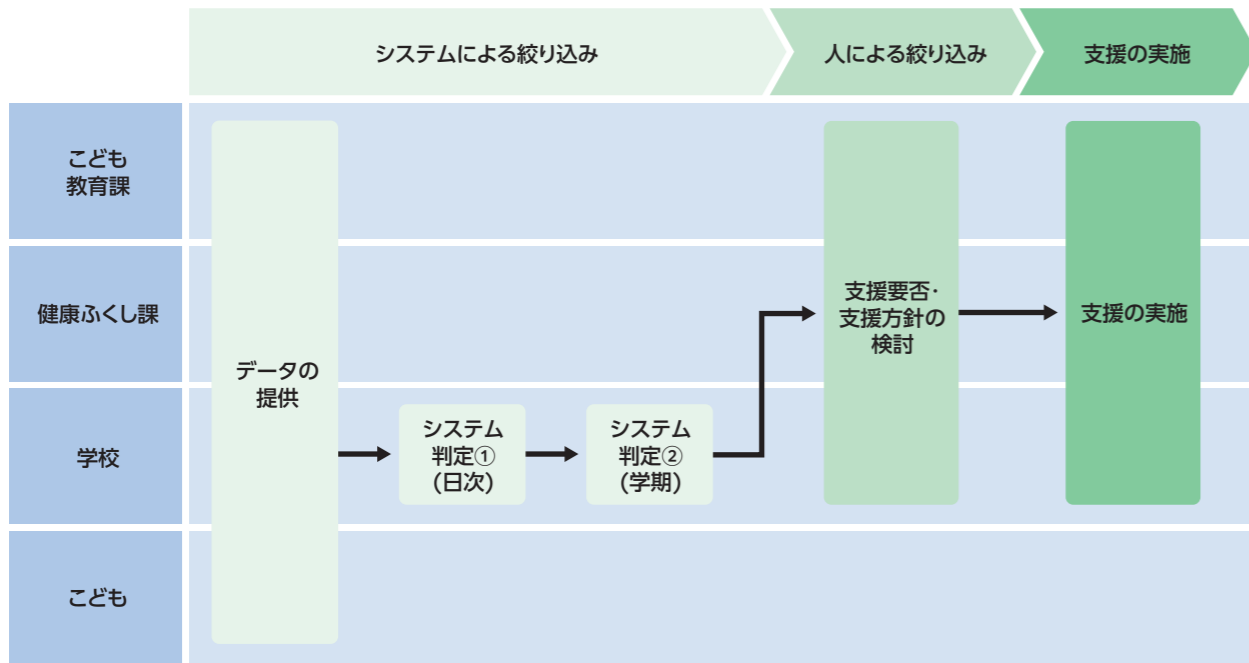
※1 人口については、総務省【総計】令和7年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)を参照。
 ※2 子どもの人口は上記より、0～19歳の人口を記載。
 ※3 学校場面への適応の困難さを示し、不登校、いじめ、緘黙、校内暴力、学級崩壊等、広く学校内での集団不適応や学業不適応の問題を包括するもの。

背景・目的

会津美里町では不登校率が県や国の平均を大きく上回り、家庭や学校生活に困難を抱える子どもが増加している。改善が進まない現状を踏まえ、SOSの兆候を早期に把握し支援につなげる体制を整備するとともに、教育・福祉等の複数分野を跨ぐデータ連携で潜在的なニーズを可視化し、困難が深刻化する前にプッシュ型支援を行うことを目的としている。

取組概要

令和5年度より、学校や福祉部門のデータを活用し、支援が必要な子どもを抽出して個別支援につなげる仕組みを運用してきた。令和7年度は、家庭環境や健康状態、学習状況等の新たなデータを加えてリスク検知の精度を高めた。さらに、教職員向けツール「YOSSI」^{※4}を活用し、必要情報をダッシュボード化して一覧表示させることで、潜在層への的確な支援を行うと共に、支援の質の向上を実現させている。



※4 YOSSIは子どもの欠席日数や家庭環境等の情報を教職員がスクリーニングシートに点数式で記入し、その客観的な記録を基に子どもへの支援要否や支援内容を決定するための学校版スクリーニングをサポートするサービス。

取組開始前に検討したこと

実施体制の検討と工夫点

会津美里町では、教育委員会の子ども教育課が中心となり取組を推進した。福祉系のデータは健康ふくし課より提供を受けている。



会津美里町職員
(子ども教育課)

教育委員会が主導して取組を開始したため、首長部局との連携に苦労した。しかし、本取組に関する会議を重ねる中で、首長部局と教育委員会間の交流の機会が増え、以前よりも部局横断的な連携ができるようになってきた。事業の継続実施のためには部局をまたいだ連携が必須であるため、実施体制を整備することは非常に重要であると感じる。

利用しているデータ項目の例

- 基本連携データ項目^{※10}項目を含む59項目のデータを利用している。
- 利用するデータ項目の選定にあたっては、過年度の実証における統計的解析の結果や国内論文等を参考にしている。
- 以下は利用しているデータの一例である。

① 歯科健診データ(むし歯の数等) / 健康ふくし課・子ども教育課

- 令和6年度の実証において、歯科健診で「所見あり」と判断されたことと学校不適応感との間に統計的な関連性が認められたため、利用している。
- 3歳児健診時のむし歯の本数や、学校健診において要観察及び要治療と判断されたかを確認している。

② 出欠記録・遅刻日数記録 / 子ども教育課

- 歯科健診データと同様に、令和6年度の実証において、学校不適応感との関連性が統計的に認められたため、利用している。
- 学校不適応感の顕在化を示す指標の1つでもあると考えられるため、学校不適応感の検知のみならず、支援の実施による効果計測にも利用している。

③ 学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果 / 子ども教育課

- 客観的データのみならず、子どもの主観的なデータも重要であると考え、利用している。



会津美里町職員
(子ども教育課)

支援対象者の抽出に使用するデータ項目の選定にあたっては、子ども教育課・健康ふくし課・学校の3者間で意見交換を実施した。会議に参加した保健師からは、時系列の変化を反映させるため、未就学児健診データと就学児健診データを連携させることが有効なのではないかという意見があった。

※[子どもデータ連携ガイドライン](令和7年3月 子ども家庭庁)にて定義されている、データ項目単体で、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと推測できると考えられるデータ項目。

個人情報の取扱い

【検討事項】

会津美里町では以下6つの観点に沿って、個人情報の取扱いについて検討した。

Point!

子どもデータ連携ガイドライン4.2.2「特定した利用目的のための内部利用及び外部提供」に沿って整理できた例

観点	取組内容(一部)
個人情報の利用目的整理	<ul style="list-style-type: none"> • 子育て教育課が保有するデータに関しては、「個人情報保護法第61条第1項」に基づく目的内利用として整理した。 • 利用目的:学校不適応感検知の対象者抽出、支援。 • 健康ふくし課が保有するデータに関しては、「個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号」に基づく目的外利用として整理した。
個人情報ファイル簿作成	<ul style="list-style-type: none"> • 本取組で取り扱う個人情報に対して個人情報ファイル簿を作成し、町のHP[*]に公開した。
安全管理措置策定	<ul style="list-style-type: none"> • 既存のセキュリティ体制等を基に組織・人・物理・技術の観点から安全管理措置を策定した。さらに、クラウドサービス上で個人情報を取り扱う際の安全管理措置としてアクセス制御等の対策も実施した。
開示等請求対応	<ul style="list-style-type: none"> • 「会津美里町個人情報の保護に関する法律施行条例」で定められた対応手順で開示・訂正・利用停止請求へ対応していく方針としている。
プライバシー保護への対応	<ul style="list-style-type: none"> • プライバシーガバナンスに関する文書を作成し、町のHPに公開した。
自己点検・監査	<ul style="list-style-type: none"> • 「会津美里町セキュリティポリシー」に即して対応している。年次で全職員を対象にセキュリティ研修を実施し、新規採用職員向けにはデータ管理等に関する研修も実施している。

^{*}個人情報ファイル簿の公表について / 会津美里町: <https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/soshiki/1008/4/11/6618.html> (令和6年度作成)

【検討における工夫点】



会津美里町職員
(子育て教育課)

個人情報の利用目的整理にあたっては、まずは子育て教育課にて整理方針を検討し、その後法務部局の担当者への確認を行った。この際、まずは教育委員会の組織規則の中に子どもデータ連携に関連する事務分掌の記載がないかを確認した。
今後、健康ふくし課保有データに関しても、目的内利用として整理するため、子育て教育課と健康ふくし課での協議を検討している。



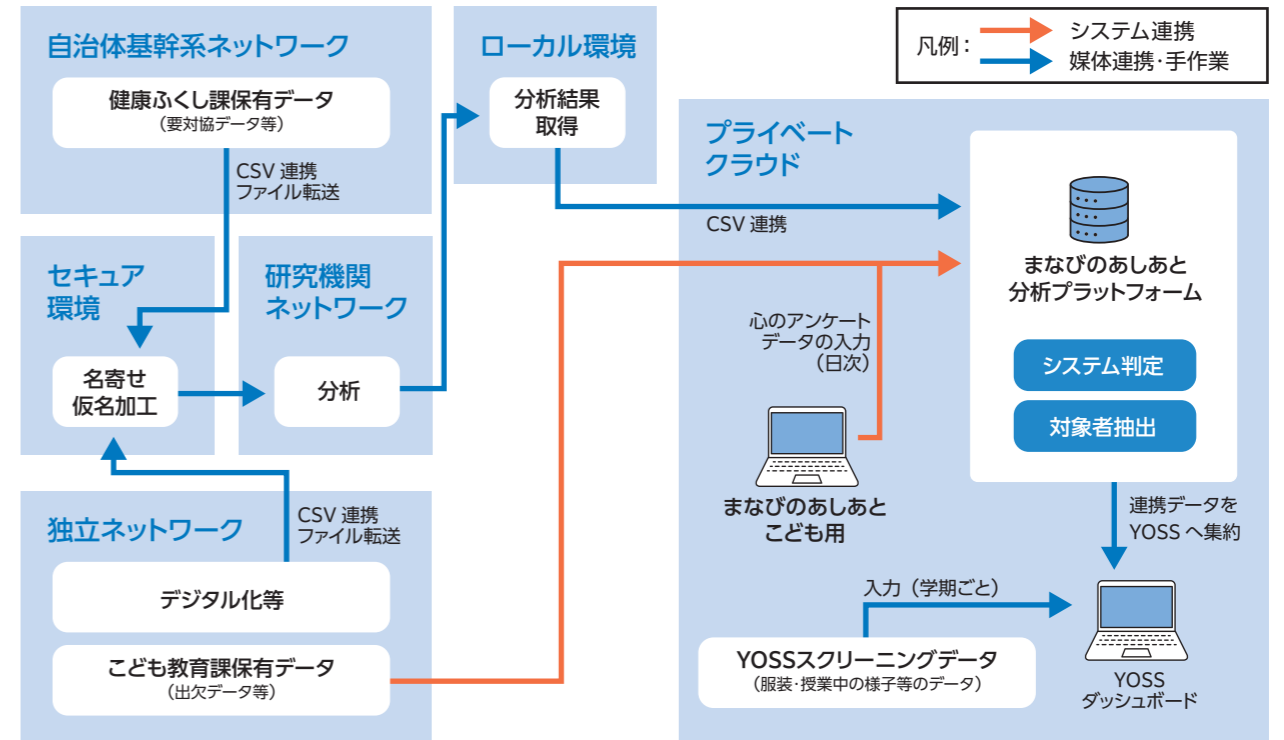
会津美里町職員
(子育て教育課)

個人情報の取扱いに関する方針については、法律や条例、各省庁が出している指針等に基づく対応を取るよう努めている。
例えば、「個人情報保護法」、「会津美里町個人情報の保護に関する法律施行条例」、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(文部科学省)」を参照している。

連携の仕組み

仕組みの概要

- 「YOSS」及び「まなびのあしあと」はプライベートクラウド上で稼働している。
- 校務支援システムデータはシステムで分析プラットフォームへ自動連携されている。また、その他のデータはCSVファイルで出力後、手作業で研究機関及び分析プラットフォームへ連携されている。
- 子育て教育課・健康ふくし課データの名寄せ^{*1}にあたっては、パスワードを付与したCSVファイルを、通信/データの暗号化・ログ管理等を施したファイル転送サービスを用いて、外部委託業者へ連携した。
- 「まなびのあしあと」では、子どもが日々入力するセルフメンタルチェックの結果を分析プラットフォームへ連携し、入力内容に基づいてアラートを発出する。さらに、学期ごとに子育て教育課・健康ふくし課のデータを分析プラットフォームへ集約し、YOSSデータと統合することで、子どもの様子を総合的に把握できるようになっている。



^{*}1 データベースに保存しているデータを同一人物毎に重複を排除した形で一つに統合すること。

【検討における工夫点】



会津美里町職員
(子育て教育課)

「子どもデータ連携ガイドライン」に定められている基本連携データ項目^{*2}でも学校不適応感という困難の類型との関連性が低いと考えられるデータ項目については、リスク評価のためのシステム判定のみに使用し、スクリーニングの際の参照データとしては使用していない。そのため、支援要否や支援方策を検討する際には、学校不適応感と関連が低いと考えられるデータを除き、適切に絞り込まれた情報を踏まえて判断できるようにしている。



システムベンダー

会津美里町では、健康ふくし課保有データの他に「YOSS」や「まなびのあしあと」等複数のプラットフォームからデータを収集している。そのため、支援要否や支援方策を検討する際に、連携したデータを一括で確認できるよう、「YOSS」のダッシュボード機能へ他のデータも集約させることとした。

^{*}2 「子どもデータ連携ガイドライン」(令和7年3月 子ども家庭庁)にて定義されている、データ項目単体で、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと推測できると考えられるデータ項目。

支援の実施

支援を実施するまでの流れ

以下の支援サイクルは学期ごとに実施される。



- ① YOSSIに表示されるスクリーニング結果及びシステムが提案する支援方策について確認する。また、日々子どもが入力する心のアンケートデータ(まなびのあしあと)から発出されるアラートについても確認する。
- ② YOSSIによる判定結果を参考に、スクールソーシャルワーカー(以下、SSWとする)・保健師・教職員・スクールカウンセラー(以下、SCとする)等が校内全てのこどもの状況について認識を合わせ、支援の要否を判断する。
- ③ ②の段階で要支援と判断された子ども(全体の約20%)について、支援内容を教職員や専門職等複数の目線で検討する。教職員の関与・地域資源の活用・専門機関の活用の3つの観点に基づき支援の方向性を具体化する。
- ④ 学校からのアプローチで各種支援への接続を図る。支援の実施状況もYOSSIに登録する。

具体的な支援内容

主に、以下3つの観点から支援の方向性、具体的な支援を決定している。

〈教職員の関与〉

- ・担任・養護教諭等による見守り・声掛け・面談の実施等
- ・こどもの状況によっては特別支援の担当職員やSSW・SCへの接続も行う。

〈地域資源の活用〉

- ・児童クラブ・少年スポーツクラブ・放課後等デイサービス・地域イベントの紹介等
- ・ペアレントトレーニング等の家庭教育支援や、学習支援の紹介も行う。

〈専門機関の活用〉

- ・児童相談所への接続、福祉制度の紹介等
- ・教職員からは小中学校の出席扱いの対象となる教育支援センターの紹介も行う。



会津美里町職員
(子ども教育課)

システムの判定結果があることで、SSWや保健師等の専門職を招集し、教職員と同じ目線を持って支援の要否を検討する会議を開くことができた。特に地域資源の活用に関しては、あらかじめ、接続先に関するリストを作成した。リストを作成しておくことで、支援方策の検討をする際に、保健師等が参加できなくても、十分な検討を行えるようになった。

支援事例と効果

支援ケース ※プライバシー保護の観点から、一部情報は修正して記載している。

会津美里町は独自に、学校不適応感という困難の類型を設定し、こどもの抱える困難が長期的な不登校等の形で重篤化する前に支援を実施する点が特徴的である。学校不適応感の兆候が見られるこどもを支援し、事態が重篤化する前にこどもの様子に改善が見られたケースを紹介する。

事例① 課題を再認識し、きめ細やかな支援につなげたケース



支援前の状況

- ・小学校在学時から断続的な欠席のある不登校の状況であったが、中学校への進学以降、本人も保護者も学校からの連絡等を受け付けなくなってしまった。

判定結果

- ・システムによる判定の結果、支援の優先度が高いと判断された。システムの支援の方向性の判定はA(校内支援)、B(地域資源活用)、C(専門機関の活用)であったが、**福祉部局の情報**や保健師からの情報から、「**家庭での様子、家庭との連携**」に課題があることを再認識し、まずはSSWによる家庭への介入を行うこととした。

支援内容

- ・SSWによる偶然を装っての家庭訪問、学校以外の場所での面談、学校と直接関係のない趣味の話題から、本人とのラポール[※]づくりを進めた。本人の趣味を披露する場を設定する等、**本人の自己肯定感を高めながら**、本人が得意な教科からSSWによる学習支援を行った。

支援後

- ・SSWに対してようやく悩みを吐露することができる状態となり、**SSWが付き添っての登校が実現した**。また、学習支援についても県の学習支援事業の活用を進めていく。

※相手との間に信頼関係や親密な関係が築かれている状態のこと。



会津美里町職員
(子ども教育課)

教職員のみで支援を検討すると、「学校に出席してほしい」「学習支援につなげたい」という思いから、方策が偏る可能性があると考えた。本ケースでは、システムの判定結果を活用し、SSWが介入できる環境が整ったことで、従来教職員の視点では検討・実施できなかった方策による支援が可能となった事例であると感じている。これは、こどもデータ連携の取組を通じて、**部局間の連携の重要性を踏まえ、多様な視点で支援を検討する体制を整えたからこそ実現できた支援**であると考えた。

事例② 新たな支援を開拓し、状況改善を図ったケース



支援前の状況

- ・小学校在学時から断続的な欠席のある不登校の状況が続いており、家庭への支援が必要であるとの認識はあったが、具体的な支援につなぐことはできていなかった。

判定結果

- ・システムによる判定の結果、支援の優先度が高いと判断された。システムの支援の方向性の判定はA(校内支援)であったが、**福祉部局の情報(要保護・就学支援手当情報)**から**経済的な支援の必要性が明らかになり**、B(地域資源活用)におけるこども食堂の活用等も検討材料となった。

支援内容

- ・福祉部局との連携により県自立センターへ登録した。また、隣接自治体のNPOの協力を得て、食糧支援を活用できるように支援した。

支援後

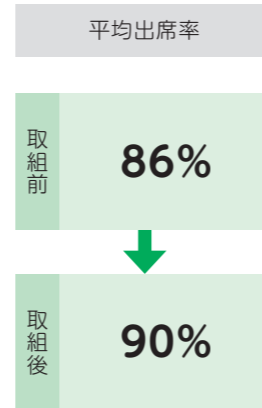
- ・食料支援により日常生活の不安が軽減し、学校生活や学習に前向きな姿勢が見られるようになってきたことから、学習支援についても進めた。住所は会津美里町であるが、現実の居住地は隣接自治体であることから、**隣接自治体のSSW、教育支援センター職員の協力を得て**、自宅での学習支援が受けられるような体制を整えることができた。

取組の効果

【事業の主な効果】

① 支援実施後における出席率の改善

- ともデータ連携の取組開始前(令和4年度)と開始後(令和5年度・令和6年度)の出席率を比較したところ、取組開始後の出席率は取組開始前と比較して有意に高い結果となった。
- このことから、取組で実施したシステムによるこどもの心理状況の把握や子どもへの支援がこどもの出席率を向上させたと考えられる。



② 困難の類型の有効な検知方法の把握

- こどものセルフメンタルチェックアンケート等のこどもの主観データを用いた検知と、こども教育課・健康ふくし課・学校が保有するこどもの客観データを用いた検知を比較したところ、検知の一致率は53.7%となった。主観・客観データの併用により早期発見と行動観察の両面をカバーする補完的な評価が可能であることが示唆された。

③ 潜在的に支援を必要としている子どもを抽出する仕組みの構築

- 日次でのアラートを基にした担当の教職員による支援要否の判断に加え、学期ごとにSSWや保健師等を含め支援が必要な子どもを抽出するスクリーニング会議、支援の方向性を決定するチーム会議を実施することで、新たに支援が必要な子どもを発見、既に支援に接続している子どもへの地域資源を用いた新たな支援につなぐことができた。
- 会議体の実施やデータ登録に一定の負荷感はあるが、一連の取組の実施により**学校内での情報共有や地域資源との連携が行える環境・意識の醸成**につながった。

【事業の副次的な効果】

① 関係課及び関係機関との連携強化

- 本取組の実施にあたって、データの提供依頼や個人情報の取扱い検討等で協議を複数回重ねたことで、職員同士の関係が深まり、**本取組以外の業務でもコミュニケーションの量が増えた**と感じている。
- 例えば、要対協登録を行うケースが発生した場合、従前であれば要対協登録を実施した旨を伝達する程度であった。しかし、取組開始後は、要対協登録児童に対して教育部局としてできることや、福祉部局としてできることについて意見をしながら支援方を共に検討できるようになった。

② 見守り・支援を行う担当者の行動変化

- 本取組によって、教育と福祉のデータを一元的にシステム上で把握できるようになったことで、職員全体がこどもの状態を客観的に共有できるようになった。その結果、支援会議では共通の画面を見ながら様々な立場の職員が議論できるようになり、**他の職員の視点を吸収しやすくなった**。取組を通じて**職員の支援に対する意識の変化やそれに伴う質の向上が期待できる**。
- 例えば、若手職員にとっては、システムの判定が支援判断の一助となり、経験に頼りにくい場面でも適切な対応を検討することにつながる。また、ベテラン職員にとっても、時代によるこどもの変化により従来の勘だけでは捉えづらくなった困り感を早期に把握できる等、**新たな支援の選択肢を得られる点**が有用となっている。



会津美里町職員
(こども教育課)

効果的な支援体制の構築や、教育部局と福祉部局の連携強化には、学校で実施する支援要否や支援方を検討する会議に保健師が参加したことが寄与していると考えられる。教職員のみで会議を行った場合、行政が提供する支援内容の認識が不十分なことがあり、適切な支援への接続に課題があった。システムによる判定結果を活用することで、会議に保健師が参加することができる環境が整った。その結果、勤務日数の少ないSSWが欠席している場合でも**福祉的な視点からの助言を受けることが可能**となり、さらに保健師自身も家庭支援を実施する際に、**こどもの視点も踏まえた支援ができるようになった**と考える。

継続的な取組のために

事業の振り返りと今後の方針

これまでの取組結果を踏まえ、今後の取組方針を以下のように取りまとめた。

フェーズ (一部)	振り返り	方針・示唆
データを扱う主体の整理・役割分担 利用するデータ項目の選定	<ul style="list-style-type: none"> • 教育委員会を主体とした取組であったため、首長部局の関係課へのデータ提供依頼等、取組への協力を得ることが難しかった。 	<ul style="list-style-type: none"> • 取組の意義や目的だけでなく、受領するデータの利用方法も説明できるようにする。 • 関係課からデータの提供を受けられない場合、自身の課が保有する代替データが存在しないかを検討する。
個人情報の適切な取扱いに係る検討	<ul style="list-style-type: none"> • こども教育課保有のデータは「個人情報保護法第61条第1項」による目的内利用として整理した。 • 健康ふくし課保有のデータは「個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号」による相当の理由に基づく目的外利用として整理した。 	<ul style="list-style-type: none"> • 本取組で利用する健康ふくし課保有のデータに関しても「個人情報保護法第61条第1項」による目的内の整理とできるように、健康ふくし課との協議を実施していく。
こどもデータ連携の仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> • こどものセルフメンタルチェックアンケート等の日次データ、教職員によるこどもの客観データを連携し、こどもの学校不応感を検知する仕組みを構築した。学校不応感が重篤化する前に子どもへの声掛けを実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> • 令和8年度以降の取組においても、学校不応感を抱える子どもを検知するため、こどもの変化を日次で検知できるデータ連携の仕組みを継続して運用する。
人の目による支援等の必要性の確認	<ul style="list-style-type: none"> • 全校参加の短時間研修を2回連続で実施した。会議前に学校と打ち合わせを丁寧に行い、会議の効果的な進行につなげた。 • 学校全体で会議体を実施し、学校不応感を抱えるこどものスクリーニングを実施した。既に支援に接続している子どもについても、改めて支援の方向性・要否について検討を実施した。 • 支援会議の日程調整や会議後のシステム登録等に学校側の負担感があった。 	<ul style="list-style-type: none"> • 本格運用に際しては、支援会議の実施期間にゆとりを持たせることも一案である。また、システムの操作については徐々に慣れていくことで負担感が軽減されると考える。 • 会議体の進行や会議データの反映についてはこども教育課で引き続きサポートを実施する。
支援方策の検討	<ul style="list-style-type: none"> • 教職員だけでなく、SSWや保健師を交えて支援方を検討することで、適切な福祉サービスや地域資源(地域イベント等)への接続を検討できた。 • 学校全体での情報共有や地域資源への接続により、一人で抱えがちな教職員の負担軽減につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> • 会議に多くのメンバーが参加することで、より適切な支援方を検討できるようになるだけでなく、こどもの課題に対して教職員だけでなくチーム全体として対応していこうとする意識が醸成されたと考えられる。

04

長野県喬木村

人口 ※1 5,888人

こどもの人口 ※2 990人

取組名	切れ目のない支援の実現に向けたこどもデータ連携実証事業
総括管理主体	喬木村教育委員会事務局こども家庭センター
保有・管理主体	喬木村教育委員会事務局子ども教育係・喬木村保健福祉課福祉係・喬木村保健福祉課健康保険係・保育園・小学校・中学校
分析主体	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社、プラスアルファ・コンサルティング株式会社
困難の種類	虐待・貧困・いじめ(不登校)

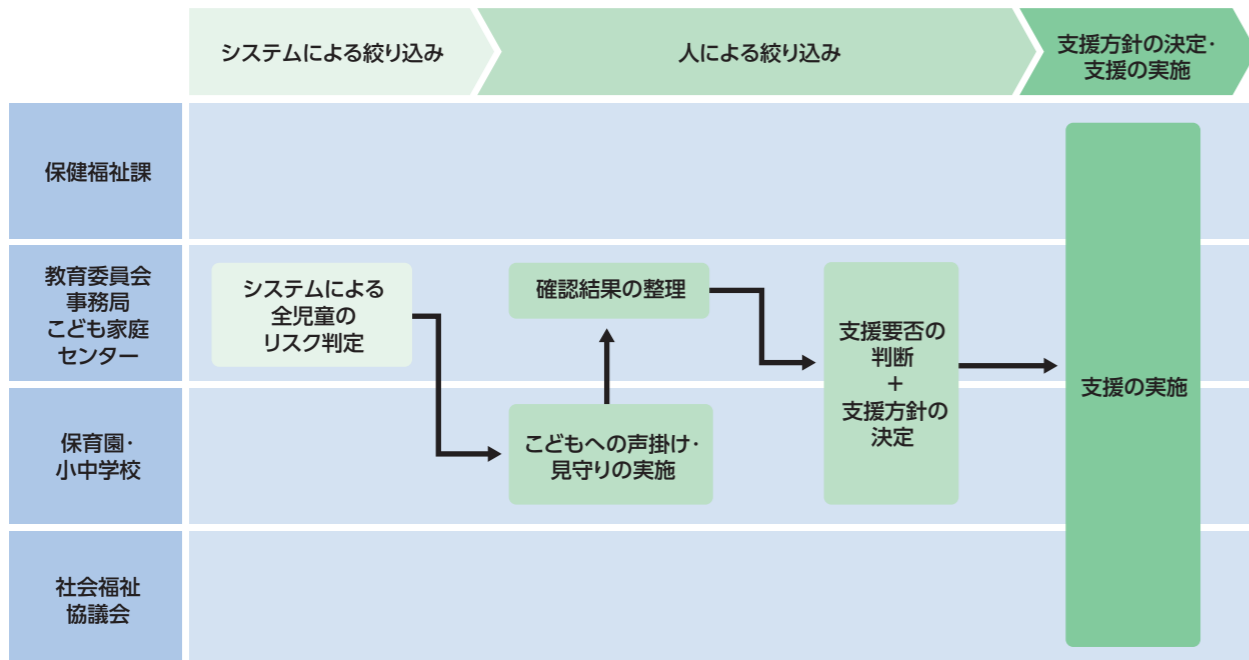
※1 人口については、総務省【総計】令和7年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)を参照。
 ※2 こどもの人口は上記より、0～19歳の人口を記載。

背景・目的

喬木村では、「こどもからのSOSを受ける仕組みづくり」、「不登校児童生徒の居場所の確保」、「いじめ相談場所の確保」、「中間教室の整備による学習機会の確保」、「児童相談所及び児童家庭支援センターとの連携」、「保小中連携※3による情報共有体制の強化」等が喫緊の課題として挙げられている。こども家庭センター設立に伴い、令和7年度は相談窓口の一本化、こども・家庭に関する情報の一元化をはじめとした、切れ目のない支援の実施を目指す。

取組概要

令和6年度事業では、校務支援システムである「ヨリソル」のダッシュボード機能を活用し、小中学生の児童生徒を対象としたこどもデータの一元化・可視化を実現した。さらに、それらの情報を活用した学校関係者による見守りを実施した。また、令和7年度事業では次年度以降の継続的なこどもデータ連携を見据え、こどもデータ連携の取組による効果の最大化を目指し、支援対象者の拡大、収集データの拡大と抽出ロジックの改善、こどもデータ連携の新たな価値の創出の3点を目標とした。



※3 保育園・小学校・中学校の連携。

取組開始前に検討したこと

実施体制の検討と工夫点

喬木村教育委員会事務局こども家庭センター(以下、教育委員会とする)を中心に取組を推進した。取組開始時には庁内外の関係各所に協力を依頼した。また、令和7年度には新たにデータ提供主体となる保育園関係者に対しても取組概要の説明を行った。



中長期的な視点も見据え、こどもデータ連携の仕組みの活用用途を拡大したいと考え、令和7年度から以上児(3歳～6歳)も支援対象に加えた。保育園の保有する情報に関しても、小中学校と同様にこども教育係の職員が管理を担当していたため、担当職員同士のコミュニケーションをはじめ体制の構築はスムーズであった。また、保育園の情報も連携することで、令和8年度以降に保小連携を進めるための第一歩を踏み出すことができた。



関係各課からサンプルデータを受領し、データ加工に必要な作業やデータ結合や照合に必要な識別項目(例:ID、氏名、生年月日等)を特定した後に実際のデータを受領することで、作業の手戻りを回避した。

利用しているデータ項目の例

- 基本連携データ項目※1 15項目を含む28項目のデータを連携している。
- また、データ項目の選定にあたっては困難の種類に関連する先行研究や他自治体の事例を参考にした。

①健康カルテ(予防接種履歴) / 保健福祉課 健康保険係

- 予防接種履歴の有無を把握するため、健康カルテを利用した。
- 予防接種の接種歴が保護者の養育能力と関連している可能性があると考えている。

②WEB QU※2(アンケート) / 各学校

- 教職員が児童生徒の状態を多角的に把握できるアンケートツール「WEB QU」を使用しており、学校生活満足度を把握する目的でデータ項目に追加した。
- 学校生活における心理状況の把握が潜在的な不登校の把握に役立つと考えている。

③きょうだいに関する困難の状態(システム処理にて判定)

- 片方のきょうだいが高リスク判定となった場合、もう一方のきょうだいについても同様のリスクが連鎖しやすいといった職員(ケースワーカー)の実体験を踏まえ、本データを利用した。
- 世帯番号が同一の児童生徒をきょうだいとして識別した上で、ヨリソル上でのきょうだいのリスク度合いが高い場合に、他方のきょうだいのスコアを加算するという仕組みを実装している。

※1 「こどもデータ連携ガイドライン」(令和7年3月 こども家庭庁)にて定義されている、データ項目単体で、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと推測できると考えられるデータ項目。
 ※2 webブラウザ上で利用できる学級経営サポートシステムで、学校・学級生活への不適応・不登校・いじめ被害の可能性の高い子どもを早期に発見できる心理テストのこと。

個人情報の取扱い

【検討事項】

喬木村では以下7つの観点に沿って、個人情報の取扱いについて検討した。

Point!

こどもデータ連携ガイドライン4.2.2「特定した利用目的のための内部利用及び外部提供」に沿って整理できた例

観点	取組内容(一部)
個人情報の利用目的整理 (令和7年度)	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会にて保有する個人情報を内部利用する場合、保健福祉課にて保有する個人情報を首長部局へ外部提供する場合ともに、「個人情報保護法第61条第1項」に基づく目的内利用及び外部提供として整理した。 利用目的:潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に発見し支援につなげる事業において、速やかにデータ連携を実施し、人の目では見過ごされがちな対象者を抽出すること。
個人情報の利用目的整理 (令和8年度以降)	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な取組の実施を見据え、令和7年度に整理した利用目的にて個人情報を取り扱う予定である。 特定した利用目的に基づいた本取組の実施について、自治体HP上での情報発信や、村広報誌での周知等の実施を検討中である。
個人情報ファイル簿作成	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる子どもの数が法令で定める数に満たず、個人情報ファイル簿の作成は法令上作成義務の対象外であるため、令和7年度の取組においては個人情報ファイル簿は作成しなかった。
安全管理措置策定	<ul style="list-style-type: none"> 組織・人・物理・技術の観点から安全管理措置を策定しており、「喬木村情報セキュリティポリシー」に則り対応することとした。 具体的には、副村長を最高情報セキュリティ責任者とし、セキュリティ研修の実施や、アクセス制御等の対策を行った。
開示等請求対応	<ul style="list-style-type: none"> 開示、訂正、利用停止請求があった場合には、「個人情報保護法」及び「喬木村個人情報保護法施行条例」に準じる対応を想定した。
プライバシー保護への対応	<ul style="list-style-type: none"> 「喬木村情報セキュリティポリシー」に則り、総務課長をプライバシー保護責任者に指名し、実証事業を推進した。 ヨリソル上の情報閲覧者はこども家庭センターのみに限定し、その他支援機関に対しては、内容や範囲を制限して情報を連携した。
自己点検・監査	<ul style="list-style-type: none"> 「喬木村情報セキュリティポリシー」にて、自己点検の実施方法や報告方法、活用方法を規定しており、当該ポリシーを遵守することとした。

【検討における工夫点】



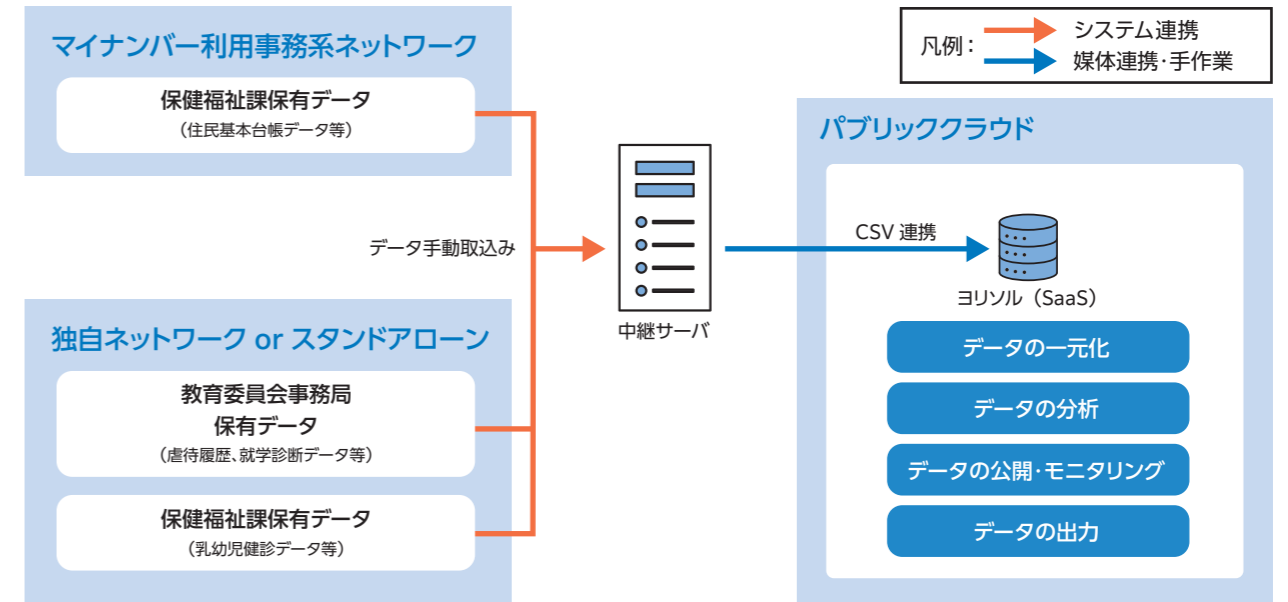
喬木村
教育委員会

喬木村職員には、個人情報の取扱いに詳しい職員が少なかったため、総務課や顧問弁護士への相談を適宜実施し、各種検討を進めた。
特に個人情報の利用目的整理においては、**本事業についての住民理解を得やすい周知方法(喬木村HPでの公表、村広報誌等)**を検討した。

連携の仕組み

仕組みの概要

- 校務支援システムである「ヨリソル」のダッシュボード機能を活用し、こどもに関するデータの一元化と困難を抱えている可能性が高いこどもの抽出を行った。
- 自治体基幹系環境内システムに保管されているデータ及び独自ネットワークorスタンドアローン*内に保管されているデータについて、個人情報削除加工・必須項目抽出等を実施した上で、ヨリソルへのデータ投入を実施した。



*スタンドアローン(stand-alone)とは、コンピュータやソフトウェア、システムが外部に依存せずに独立して動作することを指す。

【検討における工夫点】



システムベンダー

マニュアル作成にあたっては、高リスクと判定されたこどもの一覧表を教育委員会で閲覧する場面を想定し、記載内容を検討した。具体的には、ヨリソルのログイン方法や利用手順、判定結果を表示するダッシュボード画面の閲覧方法等、操作に必要な手順を実際の画面イメージとともに説明する構成とした。

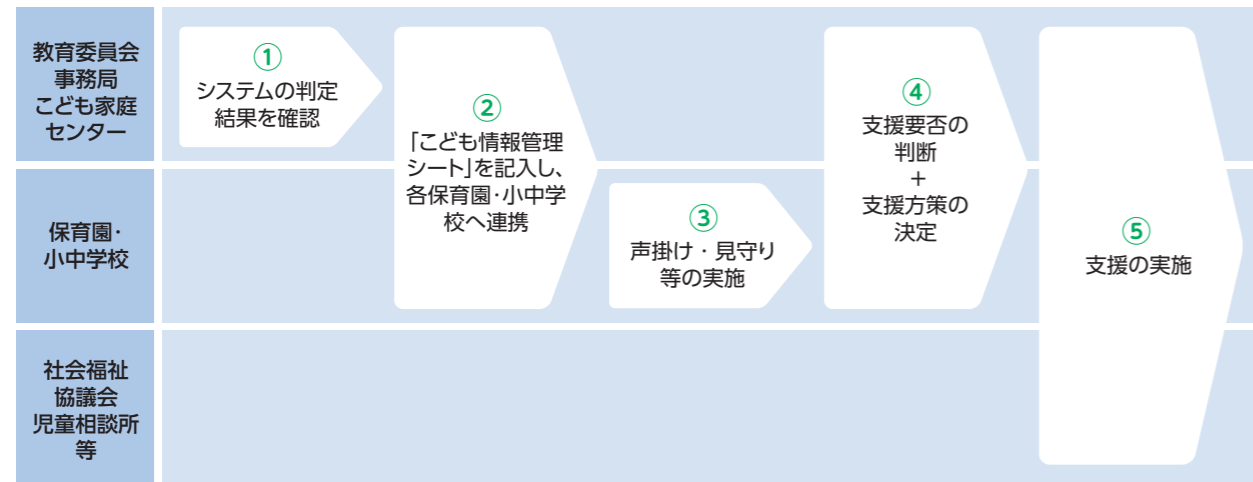


喬木村職員
(教育委員会)

令和6年度の名寄せにおいて、紐づけに使用した名簿で外字を解消しなかったため、名簿と各ファイルデータを突合する際にエラーが出た。特に学校から受領した15のデータファイル(5項目×3校分)にて、同一人物に対しエラーが出たため手動で解消していた。
令和7年度は、紐づけする名簿を、外字から常用漢字へ変換したのちに紐づけを行ったため、その後の処理でエラーが0件となり作業が軽減された。

支援の実施

支援を実施するまでの流れ



- ① 全児童生徒について、システム判定により算出されたリスク度合いを確認する。
- ② 教育委員会・校長・教頭・養護教諭・スクールソーシャルワーカーの協議内容を踏まえ、こども情報管理シートをこども家庭センターにて記入する。その上で、保育園・小中学校の担任教諭に対してこども情報管理シートを連携する。
- ③ こども情報管理シートの情報を基に、学校の担任が声掛けや見守り等の対応を実施し、支援の必要性の確認を行う。必要に応じて②で記載された内容を変更し、こども家庭センターへ情報を連携する。
- ④ 支援の必要性が高いと判断されたこどもについて、ケース会議で支援方策を検討し、関係機関の役割を明確にする。
- ⑤ ④で検討した支援方策に基づき、各関係機関において支援を実施する。

具体的な支援内容

〈不登校〉

- 教職員とこども、場合によっては保護者も含めた三者で面談を実施し、不登校の要因を把握した上で、適切な支援方法を検討する。
- 必要に応じて、第三の居場所として社会福祉協議会が行う「こどもの居場所事業」を紹介する。また、こどもの特性に応じた支援が必要な場合は、「こども発達センターひまわり」や「下伊那こども家庭支援センターこっこ」等、関係機関への連携・接続を図る。

〈虐待〉

- 教職員とこども、場合によっては保護者も含めた三者で面談を実施し、必要に応じて児童相談所に介入を依頼する。

〈貧困〉

- 教職員と保護者、こども家庭センター職員、保健福祉課福祉係等で面談を実施する。
- 必要に応じて、「社会福祉法人喬木村社会福祉協議会」や「下伊那福祉事務所」による経済的支援や、「生活就労支援センターまいさば」による就労支援等、関係機関への連携・接続を図る。

支援事例と効果

支援ケース ※プライバシー保護の観点から、一部情報は修正して記載している。

喬木村は、地域の規模が比較的小さいことから、学校と家庭・支援機関との連携が密である点が特徴である。そのような特徴を活かし、学校における初期の気づきとシステム判定の両輪で短期間で支援につながったケースを紹介する。

事例① 外部支援機関での支援につなげたケース



支援前の状況

- 学校(担任教諭)において、家庭環境等に困難を抱えている様子が見られたものの、保護者との接触が十分に図れず、学校のみでの対応は難しい状態にあった。また、本人の困難の背景についても、家庭状況等について不明点が多く、十分に把握ができていない状況だった。

判定結果

システムによる判定スコア:11
 (※参考:同学校内における最高スコアは14点、最低スコアは0点)
 学校が保有するデータにおける該当スコア:3
 学校以外が保有するデータにおける該当スコア:8

支援内容

- 外部支援機関(下伊那こども家庭支援センターこっこ)へ本人の状況を基礎情報として提供した。その際、学校で把握している状況のみならず、**家庭の状況等**に関しても、**支援に必要と思われる最小限の情報**を整理して提供した。その後、外部支援機関が保護者と面談を実施し、保護者の考えを学校側へ伝える架け橋となった。

支援後

- 引き続き、外部支援機関による面談・支援を実施している状況であるが、**学校だけでは把握しきれなかった情報**が本取組により明らかとなり、家庭環境を含めた包括的支援につながった。結果として、**支援機関による見守りの開始と、学校との定期的な情報共有体制**が整い、多角的な支援が可能となった。

事例② 判定スコアの確認が支援への接続のきっかけとなったケース



支援前の状況

- 本人は不登校傾向にあり、週に2~3回学校を欠席するという状況が続いていた。また、食事や睡眠等**生活リズムの乱れ**が顕著であり、学校としては「家庭内での養育環境の不安定さ」や「健康面のリスク」を危惧していたものの、保護者側としては**医療機関の受診や関係機関に対する相談への動機づけ**が弱く、支援につながりにくい状態が続いていた。

判定結果

システムによる判定スコア:13点
 (※参考:同学校内における最高スコアは14点、最低スコアは0点)
 学校が保有するデータにおける該当スコア:9
 学校以外が保有するデータにおける該当スコア:4

支援内容

- 支援へつながっていないこどものうち、同校で**最も判定スコアが高いこどもであった**ため、支援の必要性が高いことを改めて確認し、学校と保護者との面談を複数回実施した。面談を通じて「**学校の心配**」と「**保護者の思い**」をすり合わせたことで、保護者からは前向きな回答が得られ、保健師への相談につなげることができた。

支援後

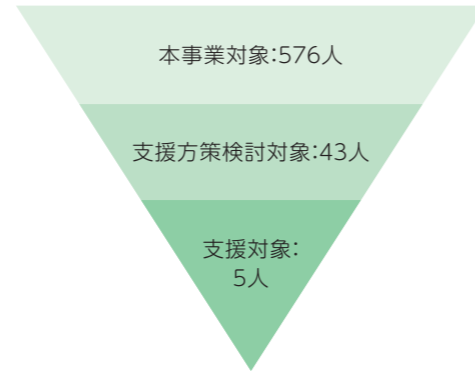
- 今後は長期的に安定して学校生活を送ることを目指し、医療機関による支援につなげていきたいと考えている。また、**学校・家庭・医療の三者**における、進学を見据えた切れ目のない継続的な支援が期待される。

取組の効果

【事業の主な効果】

①潜在的なリスクを抱えた子どもへの支援の実施

- 本事業で対象とした子ども(保育園児・小中学校生)の総数:576人
- その内システムの判定結果を踏まえて支援方針の検討を行った子どもの数:43人
- その内具体的な支援を実施(見守りは除く)した子どもの数:5人
- 従来は「学校単位の感覚」でしか把握されていなかった子どもの困難の把握状況について、本取組により**家庭等に関する実態**を捉え、適切な支援の実施につなげられたと考える。



②関係課及び関係機関との連携強化

【学校機関】保育園・小中学校との打合せ開催:計9回

【福祉・総務部局】保健福祉課・総務課との打合せ開催:計5回

- 単に個別対応としてではなく、学校・園が早期に困難を把握するための次年度以降の**支援体制の見直し**や、**ケース形成の傾向分析**にも活用できる基盤として機能した。

【事業の副次的な効果】

①1支援事例あたりに要する情報収集の効率化

- ヨリソルにて、情報管理様式ファイルのエクスポート機能を実装することで、学校ごとに支援対象者の情報を出力できるようになり、**喬木村教育委員会職員による対応工数を削減**することができた。
- **各データの集約・可視化**により、既存の教育・福祉データに関する情報整理が可能になり、**支援につなぐまでの流れの定着及びリードタイムの削減**につながった。

②1支援事例あたりに要する情報収集の効率化及び事案発生時の初動迅速化

- 定量的なデータを用いて、困難を抱えている可能性の高い子どもを抽出したことにより、**一次スクリーニングが円滑になった**。教職員の勘や経験に頼った偏り・把握漏れが減少したことで、支援の必要性や見守りにおける留意点(認識しておくべき家庭環境に関する情報等)を捉えることが可能となり、**教職員による意思決定が円滑になった**。

③見守り・支援を行う担当者の行動変化

- 進級・進学にあたって子どもの状態を把握する際に、ヨリソル上に情報が集約されていることにより、連携できる情報の幅が広がり、**より多面的な視点で適切な支援方針を検討**できるようになった。



喬木村教育委員会

中長期的な取組の継続に向け、保育園や小中学校へヒアリングを実施する等、各関係機関の意見に耳を傾けながら事業を推進した。各関係機関とコミュニケーションをとる中で、**学校側では本来知り得ない子どもや家庭に関する情報**が、実際には**支援要否を検討する際に重要な情報となるケースがあること**を確認した。プライバシー等への配慮が前提となるが、進級・進学時を含め、子どもが一番近い存在である教職員にとって、表面的には気づくことができない情報(家庭に関するデータ等)を活用することの重要性に気づけた。

継続的な取組のために

事業の振り返りと今後の方針

これまでの取組結果を踏まえ、今後の取組方針を以下のように取りまとめた。

フェーズ (一部)	振り返り	方針・示唆
利用するデータ項目の選定	<ul style="list-style-type: none"> • 統計手法を用いて分析を行った結果、基本連携データ項目のうち以下データ項目に該当する場合に支援の必要性が高いと判断されやすい傾向であることが確認された。 保育園:No. 15「母子手帳交付時点での週数が12週以上」 小中学校:No. 12「欠席日数30日以上」 	<ul style="list-style-type: none"> • 令和7年度実証事業での利用データのうち、有用なデータ項目を検証し、利用するデータ項目の見直しを実施した。令和8年度以降の取組においては、検証結果を踏まえ、データ項目を再検討する予定である。
個人情報の取扱いに係る検討	<ul style="list-style-type: none"> • 「個人情報保護法第61条第1項」に基づく目的内利用及び外部提供として整理した。 • 令和8年度以降のプライバシー等の対応方針を住民目線で検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> • 喬木村HP上や村広報誌での事業周知に加え、より住民の意思を尊重したデータ活用を進めるため、オプトアウト方式*での意向確認等を随時検討・実施していく予定である。
困難を抱えていると思われる子どもや家庭の抽出	<ul style="list-style-type: none"> • 支援への接続における効果的な情報共有方法や、関係者におけるスクリーニングや会議の運営方法の検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> • 学校規模が比較的大きい学校においては、システムによる判定結果共有後の人の目による確認のために1か月程度の期間を確保することが望ましい。
支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> • 年間を通して業務運営の流れを調整した。なお、検討にあたっては、小・中学校及び保育園へのヒアリングを行い、実際に子どもを近くで見守る教職員の意見を取り入れるようにした。 	<ul style="list-style-type: none"> • システム判定から学校への情報共有のタイミングは年度初めと夏休み後が望ましい。このうち、特に新年度における連携の重要性が高い。
事業効果の評価・分析	<ul style="list-style-type: none"> • 支援へ接続した子どもの割合や件数、本取組を通じた子ども家庭センターとの連携回数等の定量的な指標に加え、中長期的な取組継続に向けて、副次的な効果についても検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> • 保育園と小学校の連携可能性を探ることを目指し、各関係機関で同一の方向性を共有することができたと考ええる。 • 蓄積されたデータを活用することで以下2点の副次的な効果が期待できる。 ①業務の効率化 ②支援ネットワークの拡大

*オプトアウト方式:事業内容を事前に周知し、データ利用を希望しない場合には住民が申し出ることによって利用を停止できる仕組み。

寄り添うためのデータ活用



西宮市教育委員会
学校支援部 部長

岡崎 州祐氏

平成6(1994)年西宮市役所入庁。発達支援課長、大学連携課長、政策局参事等を歴任。令和3(2021)年西宮市教育委員会に出向し、教育委員会参与(教育政策推進担当)。令和5(2023)年より現職。

全国での傾向と同様に、西宮市でもこの10年間で不登校児童生徒数が急増しており、これまでの延長線上の対応では限界があるのではないかと感じていました。

もちろん、学校自身として改善すべき点もたくさんあると思います。しかし、成長途上にある子どもたちが学校の中で過ごすなかで、人間関係や学習、その他さまざまなつまずきが生じることは自然なことですし、それを乗り越えることで成長していく面もあります。ただ、生じた問題やつまずき等が、自分一人では抱えきれないような場合には、学校としてきちんと寄り添い、支えていかねばなりません。そういう意味では、子どもたちの心の様子を普段から観察し、見守ることがとても重要となります。

西宮市では武庫川女子大学と連携し、児童生徒の心理状態を定量的に定点観測する取組として、オンライン調査システム「こころん・サーモ」を開発し、市内全小・中学校等に導入、運用してきたのは、そのような取組のひとつとなります。

この「こころん・サーモ」でこれまで蓄積してきたデータを活用し、「早い段階で子どもの変化に気づき、不登校の予兆把握ができないか」との問題意識から、こどもデータ連携事業に参画させていただくことになりました。

数年分の関連データを分析する中で、不登校リスクと関連の強い心理的变化が見え始め、これを活かしたシステム改修と実証実験を行い、実装に向けて取り組んでいるところで(幸いにも、この取組は総務省からの表彰をいただくことにもなりました)。

正直に言えば、最も気を遣ったのは「どう学校現場で使ってもらうか」という点でした。データは示せたとしても、現場が納得し、行動につながらなければ意味がありません。教育委員会はもとより、デジタル推進部や関係者の皆さんと一緒に力をあわせながら、学校への説明や対話を積み重ねました。私の中で印象的だったのは「こういうツールを待っていた」という反応をいただけたことは、大きな手応えでした。

これからデータ連携に取り組む自治体の皆様には、最初から完成形を目指さなくてもよいとお伝えしたいです。データは目的ではなく、こどもを支えるための手段です。小さく始め、現場の声を聞きながら改善を重ねることで、データ連携は確実に支援の質を高めてくれます。西宮市としても、実務の中で鍛えながら、この取組を発展させていきたいと考えています。

こどもデータ連携 海外

事例

01

英国 ロンドン特別区 バーキング・アンド・ダゲナム

人口 ^{※1} 218,869人 こどもの人口 ^{※2} 68,936人

取組名	Community Solutions事業
担当部門	Community Solutionsメンバー・社会福祉部門・家族/若者/子ども部門・住宅/ホームレス予防サービス部門
困難の種類	虐待・貧困・障害・不登校等

※1 人口については、Office for National Statistics を基に記載。

※2 こどもの人口は0～19歳の人口を記載。
(Nomis - 2021 Census Area Profile - Barking and Dagenham Local Authority
https://www.nomisweb.co.uk/sources/census_2021/report?compare=E09000002)

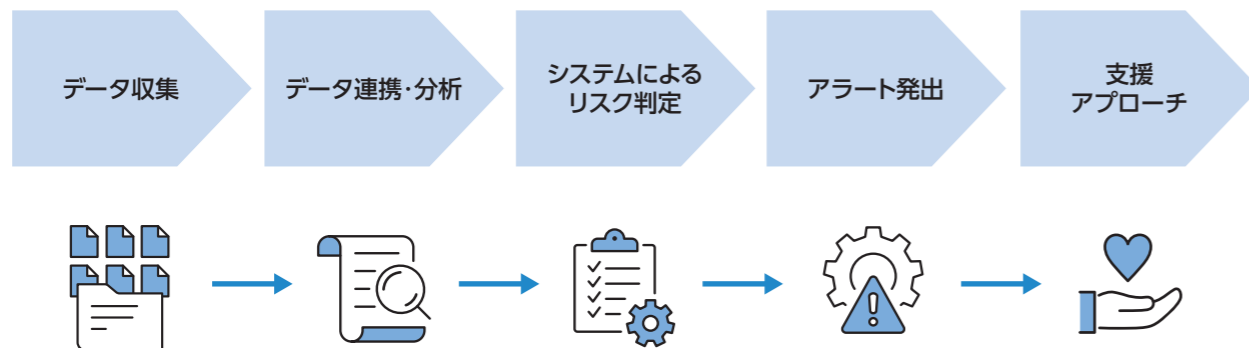
背景・目的

ロンドン特別区バーキング・アンド・ダゲナム(以下、LBBDとする)は予算の削減、社会保障サービスの需要増加に直面し、ロンドンの中でも住民の生活が特に厳しい状況にあった。そこでLBBDは、住民が抱える貧困・失業・ホームレス等の課題の改善を目指し、従来の行政サービスの枠を超え、予防的支援やデータに基づく介入を重視する行政サービスへの転換を図った。この取組の一環として、企業等の外部機関と連携し、地域課題を解決することで「誰一人取り残さない社会」の実現を目指す取組である「Community Solutions」を開始した。

取組概要

Community Solutionsの取組では、庁内の各課が保有する社会サービス関連データを連携し、予測・予防モデルを搭載したシステムを開発した。このシステムは、所得や給付金、学校情報等のデータを連携し、住民の情報を一元的に確認できる仕組みである。さらに、予測・予防モデルにより、リスクが顕在化する6～9か月前^{※3}の段階で高リスクな住民を特定し、ケースワーカーに通知することで、早期介入を可能にしている。加えて、困難の種類ごとに潜在するリスクの程度を可視化する機能も備えている。この取組により、早期介入による予防的支援が実現し、1件あたりのケース対応時間の短縮にもつながっている。

※3 予測・予防モデルが早期介入によって改善が見込まれると示した時期。



システムの概要(1/2)

利用するデータ

- LBBDでは、児童福祉・高齢者/成人福祉・住宅支援・教育等に関する社会サービス関連データを利用している。具体例としては、収入・給付金(生活支援給付・介護手当・障害者手当等)受給状況・学校情報・虐待レポート等が挙げられる。
- 過去の事例データ^{※1}を学習したリスクモデルにより、給付金の受給状況のように整理されたデータだけでなく、相談対応記録等を記した手書きのケースノートのようなデータについても記載内容のリスクを数値化した上で分析に活用している。
- データはLBBDのデータ保有者により管理され、週次または月次で更新されている。さらに、データ品質^{※2}を確認するために、データの抽出元システムの状態等を表示するダッシュボードを構築することで、LBBDの職員は品質改善が必要な領域を把握できるようにしている。
- データ同士の照合により矛盾や誤りが検知されると、ダッシュボード上に表示される。また職員が手作業で誤りのあるデータを特定する場合もある。誤りを含むデータは予測・予防モデルには使用されなくなるが、新しい正確なデータが投入されると、予測・予防モデルは再度分析を行う仕組みとなっている。

※1 本取組の予防対象である、虐待や貧困等の事象が発生した過去2年間分の事例。

※2 英国政府によるデータの品質管理のためのガイドライン(The Government Data Quality Framework - GOV.UK <https://www.gov.uk/government/publications/the-government-data-quality-framework/the-government-data-quality-framework>)によると、データの品質は、「完全性(Completeness)」「一貫性(Consistency)」「正確性(Accuracy)」「一意性(Uniqueness)」「最新性(Timeliness)」「有効性(Validity)」の6つの観点から評価される。

機能概要

①データ統合・管理機能

- 他システムが保有するデータを抽出・連携し、世帯ごとの情報として一元管理できる。
- 連携したデータを正確で最新、かつ重複のない状態に保つために、マスターデータ管理機能も備えている。

②分析・予測機能

- 投入されたデータを基に、AIや機械学習を活用して、高リスクの個人や世帯を特定する機能を備えている。また、リスクが顕在化する可能性がある6～9か月前の段階で警告を出し、早期介入を職員に促すことができる。
- 福祉サービス提供等、介入による効果を予測する機能も備えている。

③事務支援機能

- 個人や世帯に関する履歴や情報をまとめたケースノートを自動で作成することができる。
- 自動生成されたケースノートには、世帯構成やリスク概要、過去の対応経緯等が記載されている。



プロジェクト管理部門

予測・予防モデルによるリスク予測の結果は、意思決定を行うものではなく、支援員の行動を促すための参考情報として活用される。そのため、実際の支援を開始する前には、必ず人の目による確認を行う。
また、リスク予測の精度に問題があると判断された場合には、現場職員とシステムの管理部門が連携し、モデルへのフィードバックを実施する。

システムの概要(2/2)

リスク判定の方法

①名前・生年月日・学校の欠席情報・給付金受給状況等、決まった形式で整理されたデータが、システム内に保存される。

②ケースワーカーによる手書きのケースノート等、形式が決まっていない自由記述のデータから、リスクを高める可能性のある追加要因を見極め、リスクの高さを示す指標として活用される。

③投入されたデータを基に分析・予測機能を用いて、行政機関からの支援を必要としていることも、家族を特定する。

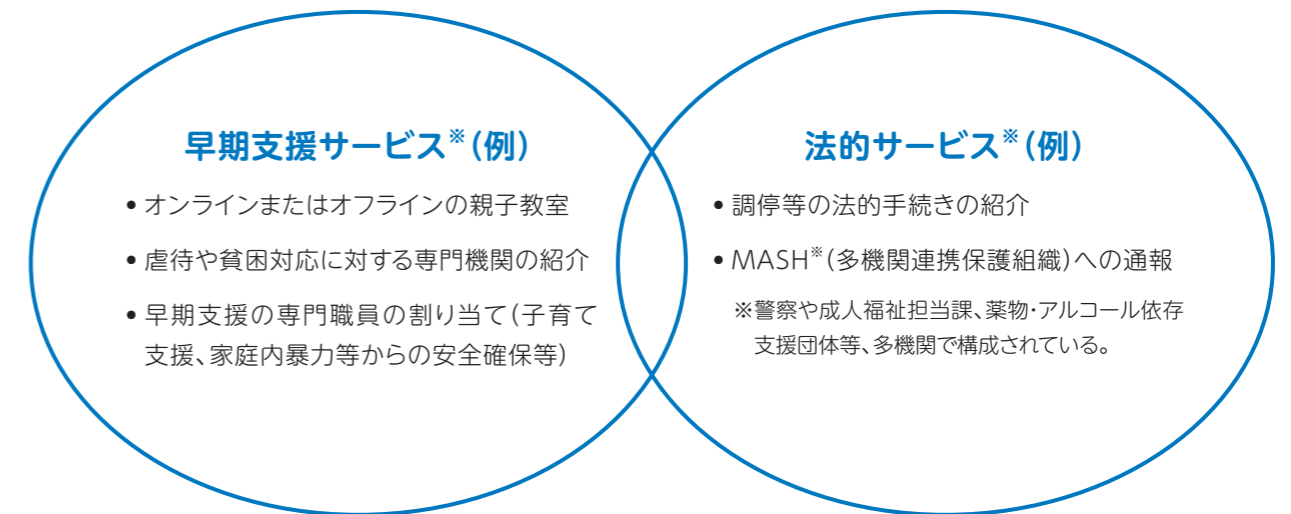
④分析結果は、リスクレベルに応じて色分けされ、支援が必要な可能性のある住民に関する情報を一元的に表示する。

- システムによるリスク判定の結果は、支援対象者への支援を行うLBBDの職員とケースワーカーが参照する。職員はアラートを基に支援対象者の状況を把握し、人の目による確認等を基に必要な対応を検討する。
- 支援対象者に関する情報をまとめたケースノートを作成することで、過去の支援経緯を把握し、他機関や職員との情報共有に活用している。

事業効果

こども支援サービスにおける効果

- 支援が必要だった可能性のあるこどもたちのうち、85%については事前にリスクを検知し、アラートによってそのリスクを通知することができた。
- アラートが発出されたケースのうち、30%が早期支援サービス(Early Help service)につながり、早い段階での介入が実現した。
- アラートが発出されたケースのうち、55%が法的なサービスにつながり、リスク検知モデルが支援の必要な家族を正確に特定できていることが確認された。



*早期支援サービス及び法的サービスに関してはLBBDサイト(Children, young people and families | London Borough of Barking and Dagenham <https://www.lbdd.gov.uk/children-young-people-and-families>)を基に記載。

パンデミック下における効果

- LBBDでは、システムを活用することで、コロナウイルスのパンデミック中に支援が必要な住民を正確に予測することができた。



LBBD 職員

コロナ禍において、感染による重症化リスクが高い住民に関するリストが政府から届く前に、支援の対象となる住民の93.6%を正確に予測することができた。住民に関する情報を一元的に管理・確認することで、多くの住民の中から特に支援が必要な住民をすばやく見つけ出し、短期間で支援につなげることができた点に、大きな意義を感じている。



LBBD 職員

社会福祉サービスに登録されていなかった住民にも、食料や支援をすばやく届けることができた。支援を始める前は、支援対象者の状況を全く把握できていなかった。しかし、実際に支援を実施すると、かなり深刻な状況に置かれていた支援対象者も多くいた。だからこそ、この取組には大きな意味があったと感じている。

事業実施における課題

データの適正利用

課題

- 収集・活用・共有する個人情報の範囲について常に慎重な判断が必要である。
- アクセス権限の設定と、意思決定に必要なデータの提供とのバランスを取る必要がある。
- 一般データ保護規則(以下、GDPRとする)へ準拠する必要がある。

解決の方向性

- 情報ガバナンスとデータセキュリティを強化するために、外部機関にデータを連携する際にデータを自動的に暗号化・仮名化するソフトウェア及びデータの監視を行うことができるソフトウェアを開発した。
- 上記対応を含め、GDPRに準拠するような運用を実施した。



LBBD 職員

機微な情報を含む個人情報の取扱いには常にリスクが伴うため、アクセス権限については厳格かつ実践的なルールを徹底している。また、職階や職責に応じて適切なアクセス権限を定義することで、情報を必要とする職員が必要な情報に過不足なくアクセスできるようにした。個人情報の利用にはリスクがあるという認識を持つこと、そして取組の設計や運用の段階で、データ利用に関する方針をしっかりと定めておくことが非常に重要だと考えている。



プロジェクト管理部門

市民の個人情報を扱うにあたり、法律及びガイドラインを遵守し、またInformation Commissioner's Office^{*}による検証を受けながら取組を推進した。加えて、LBBD議会によって、取組の実施を監視するガバナンス体制が組まれていた。

*英国における独立した情報監督機関で、個人情報の保護や公共機関による情報公開を促進する役割を負っている。

リアルタイムデータの反映

課題

- データを抽出してからケースワーカー等の最終的なシステムの利用者が実際にデータを確認できるようになるまで時間差があった。
- データは週次または月次で抽出されるが、債務状況等、頻繁に状況が変化するデータもあり、最新の状況の把握が難しい。

解決の方向性

- システム使用者のフィードバックを基に、データの抽出頻度を増やす等の改善策を講じている。



LBBD 職員

データが古い場合、支援対象者の正確な状況を把握するのが難しくなる。また、現場の職員にとっても、提示されたデータをどう読み取るべきか悩む原因になってしまう。

継続的な事業実施のために

今後の展望



LBBD 職員

すべてのデータがリアルタイムで表示されることを目指したい。データが最新であれば、参考情報として活用すべきデータに対する現場での信頼度も高まり、よりの確な支援につながると考えている。また、将来的には支援対象者の医療データも連携できるようになると、より一層有益な支援が可能になるのではないかと考えている。



LBBD 職員

すべての現場で行われる行政サービスがデータを活用したものとなり、住民が抱える課題に、よりの確に対応できるようになることを目指したい。限られた支援リソースを踏まえ、効果の高い事業は積極的に推進し、効果が薄い事業は見直す判断ができるよう、データを活用することが、非常に重要だと考えている。

関連資料

- London Borough of Barking and Dagenham, Data Analysis Platform Contract. (<https://www.find-tender.service.gov.uk>)
- London Borough of Barking and Dagenham, OneView - Digital Marketplace. (<https://www.digitalmarketplace.service.gov.uk>)
- UK Government, The Government Data Quality Framework. (<https://www.gov.uk/government/publications/the-government-data-quality-framework>)
- London Borough of Barking and Dagenham, Children, Young People and Families. (<https://www.lbbd.gov.uk/children-young-people-and-families>)

02 オーストラリア ビクトリア州

人口 ^{※1} 7,053,122人 子どもの人口 ^{※2} 1,473,087人

取組名	子どもの幸福と安全を守る「Child Link ^{※3} 」の活用
担当部門	ビクトリア州教育・研修省
困難の類型	心理的安全性の欠如・家庭内暴力・劣悪な生活環境・不安定な学習環境

※1 総人口については、Quarterly Population Estimates by Age - Data.gov.au (<https://data.gov.au/data/dataset/quarterly-population-estimates-erp-by-state-territory-sex-and-age>)を基に記載。
 ※2 子どもの人口については、同資料を基に0~17歳の人口を記載。
 ※3 Child Link:ビクトリア州政府が導入した子ども情報共有プラットフォームで、子どもの安全・福祉を守るために複数機関が情報を連携する仕組み。(Section 1: What is Child Link? | vic.gov.au <https://www.vic.gov.au/child-link-authoriser-induction-guide/section-1-what-child-link>)

背景・目的

オーストラリア、ビクトリア州では学校・福祉・医療機関間で子どもに関する情報を連携していなかったために、リスクのある子どもたちが見過ごされ、適切な支援を迅速に提供することが困難であった。こうした課題を解決するため、家庭内暴力に関する複数機関によるリスク評価・管理の枠組み(MARAM)が策定され、ビクトリア州議会は「子どもの福祉と安全法2005」に基づき、子ども情報共有制度を導入した。その枠組みの中で、Child Linkの活用が進められている。

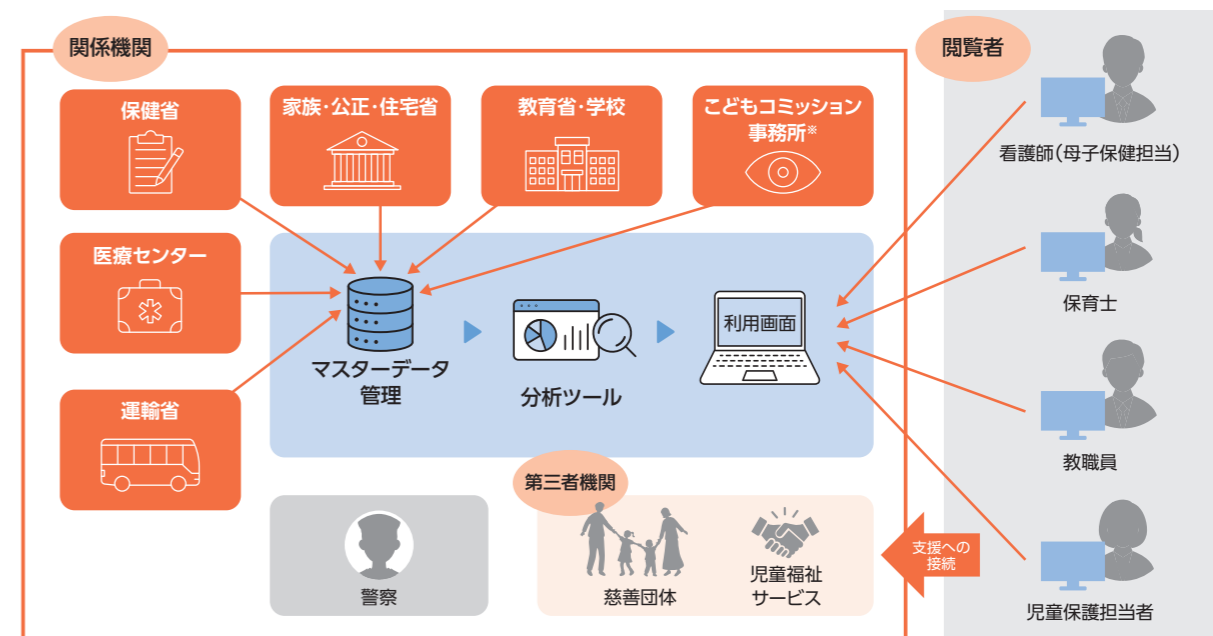
取組概要

Child Linkは、保健・教育・児童保護等の各システムからデータを統合し、子どもひとりひとりの情報を統合して見られるウェブプラットフォームである。ケースワーカーは、セキュリティとプライバシーが守られた環境で、Child Linkから必要な情報にアクセスし、支援対象者を早期に特定することができる。これにより、迅速かつ適切な支援が可能となり、複数の機関が連携して子どもの福祉と安全を守る仕組みが実現している。

連携の仕組みと支援の実施

支援への接続までの流れ

- 関係機関が入力したデータは集約・分析され、利用画面に表示される。閲覧者はこの情報を基に関係機関や警察、第三者機関と連携し、円滑な支援につなげることができる。



※子どもコミッション事務所:子どもに関連したサービス及び制度の監査機関。子どもの死亡や虐待等に関する独立調査や、子どもと関わる組織の安全管理措置の確認等を実施している。
 (CCYP | Who we are <https://ccyp.vic.gov.au/about-us/who-we-are/>)

①データの統合と管理方法

- 教育・保健等複数の関係機関から子どものデータを集約し、マスターデータとして管理する。
- マスターデータはデータベースに保存され、データ管理システムを通じてセキュリティ環境が確保された環境で管理する。

②統合ビューによる可視化

- 看護師(母子保健担当)・保育士・教職員・児童保護担当者は、Child Linkの利用画面上で、子どもの情報を一元的に閲覧できる。
- データ分析ツールのダッシュボードやレポートを活用することで、家族構成や支援歴、幼少期における教育サービスへの参加有無等が分析結果として可視化され、迅速かつ確かな判断が可能である。

③安全なアクセスを確保した上でのリスク検知

- 管理者がユーザー権限を設定すると、閲覧者はそれぞれの権限に基づきデータにアクセス可能となる。また、統合データから虐待・欠席・健康問題等の困難を検知し、将来的には予測分析を活用して、プッシュ型支援のための具体的な対応策を提示することを目指す。

個人情報の取扱い

適用される法律

ビクトリア州の取組においては、関係機関間の情報共有は「Chapter 16A」により、本人同意が不要とされている。また、Child Linkに情報を提供している関係機関は、ビクトリア州の教育・研修省へ情報を提供することが義務付けられている。

<p>児童及び青少年 (養護と保護)法(1998年) __第16A章 [Chapter 16A]</p>	<p>【概要】 「子どもの福祉と安全に関する法律(2005年)」に基づく制度で、子どもの安全と福祉に関して、関係機関間で合法的に情報共有可能にするもの。本人の同意なしでも情報共有が可能であり、他の法律による開示制限よりも優先される。</p> <p>【対象機関】 子どもの支援に関わる「指定機関」(教育・福祉・医療・警察、等)</p> <p>【保護対象】 子どもの安全・福祉・幸福に関する情報(家庭環境・支援履歴、等)</p>
------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

取組効果

取組の評価

①有効かつ迅速な意思決定

- 約25,000人の児童保護担当者・保育士・教職員が、Child Linkにより統合された子どもの情報を活用し、子どもの利益を最優先した意思決定を行えるようになった。
- この取組により、データ収集の負担が大幅に軽減され、適切な意思決定を下すまでのスピードが向上した。

②早期把握とスムーズな対応

- Child Linkの活用によって、支援が必要な子どもを早期に特定し、学校や家庭での課題に迅速に対応できるようになった。
- 分断されていた14の機関*がつながり、複数機関による連携支援が実現した結果、里親に預けられる子どもの数や、いじめの事例が減少した。
- 家庭内暴力については学校と警察の連携対応が実施され、医療機関による社会福祉サービスへのケア訪問依頼や住宅当局との円滑な連携が可能となった。

③子どもの福祉に対する包括的支援

- ケースワーカーは、子どもの安全確保・教育支援・家庭状況への対応等、子どもの福祉向上に直結する包括的な支援を提供できるようになった。
- 家庭内危機センターやBarnardo's(イギリス発祥の児童福祉団体)、Smith Family(オーストラリアの子ども支援団体)、Salvation Army(キリスト教系の国際慈善団体)、Red Cross(国際赤十字)といった第三者機関への案内も行われるようになった。

*14の機関:教育省・ビクトリア州内の学校・家族・公正・住宅省・子どもコミッション事務所・保健省・医療センター・GP(一般開業医)クリニック・運輸省、等。